



Policy Research Institute
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

プロジェクト研究
[主要国農業戦略]
研究資料 第7号

平成26年度カントリーレポート

インド, アルゼンチン,
ベトナム, インドネシア

平成27年3月

農林水産政策研究所

本刊行物は、農林水産政策研究所における研究成果をまとめたものですが、学術的な審査を経たものではありません。研究内容の今後一層の充実を図るため、読者各位から幅広くコメントをいただくことができれば幸いです。

まえがき

このカントリーレポートは、当研究所の研究者が世界の主要各国について農業・農政の分析を行った成果を広く一般に提供するものである。

当研究所においては、平成 19（2007）年度から、単年度の「行政対応特別研究」の枠組みの下で毎年カントリーレポートを作成・公表してきたが、平成 25（2013）年度からは、研究の枠組みが 3 年度にわたる「プロジェクト研究」に移行した。

プロジェクト研究「主要国の農業戦略等に関する研究」においては、主要国の農業・農政に係る情報の収集・提供を引き続き行うとともに、我が国農業・農政への含意を得ることを目的として、対象国の個々の政策の把握にとどまらない、その背景にある戦略や固有の事情にまで踏み込んだ分析を行うことを目指している。

その目標がどこまで達成できているか、はなはだ心許なく、いまだ不十分な点多々あるかと思うが、カントリーレポートは今後とも継続して充実を図るつもりであるので、お気づきの点については御指摘を賜れば幸いである。

【参考】 平成 19 年～26 年度カントリーレポート

（平成 19 年度）

- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 1 号 中国，韓国
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 2 号 ASEAN，ベトナム
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 3 号 インド，サブサハラ・アフリカ
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 4 号 オーストラリア，アルゼンチン，
EU 油糧種子政策の展開

（平成 20 年度）

- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 5 号 中国，ベトナム
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 6 号 オーストラリア，アルゼンチン
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 7 号 米国，EU
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 8 号 韓国，インドネシア

（平成 21 年度）

- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 9 号 中国の食糧生産貿易と農業労働力の動向
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 10 号 中国，インド
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 11 号 オーストラリア，ニュージーランド，
アルゼンチン
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 12 号 EU，米国，ブラジル
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 13 号 韓国，タイ，ベトナム

(平成 22 年度所内プロジェクト)

所内プロジェクト研究〔二国間〕研究資料第 1 号 アルゼンチン, インド
所内プロジェクト研究〔二国間〕研究資料第 2 号 中国, タイ
所内プロジェクト研究〔二国間〕研究資料第 3 号 EU, 米国
所内プロジェクト研究〔二国間〕研究資料第 4 号 韓国, ベトナム

(平成 23 年度行政対応特別研究)

行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第 1 号 中国, 韓国 (その 1)
行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第 2 号 タイ, ベトナム
行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第 3 号 米国, カナダ, ロシア及び
大規模災害対策 (チェルノブイリ, ハリケーン・カトリーナ, 台湾・大規模水害)
行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第 4 号 EU, 韓国, 中国, ブラジル,
オーストラリア

(平成 24 年度行政対応特別研究カントリーレポート)

行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第 1 号 中国, タイ
行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第 2 号 ロシア, インド
行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第 3 号 EU, 米国, 中国, インドネシア, チリ
行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第 4 号 カナダ, フランス, ブラジル,
アフリカ, 韓国, 欧米国内食料援助

(平成 25 年度プロジェクト研究資料)

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 1 号 中国, タイ, インド, ロシア
プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 2 号 EU, ブラジル, メキシコ,
インドネシア
プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 3 号 アメリカ, 韓国, ベトナム,
アフリカ

(平成 26 年度プロジェクト研究資料)

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 4 号 タイ, オーストラリア, 中国
プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 5 号 米国, WTO, ロシア
プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 6 号 EU (フランス, デンマーク)

インド、アルゼンチン、ベトナム、インドネシア

目 次

第 1 章 カントリーレポート：インド

(草野拓司) ……………1

1. はじめに …………… 1
2. インドにおける政治・経済・貿易の動向 …………… 1
3. 近年のインド農業の動向 …………… 5
4. 今年度トピック：PDS の課題と展望 ……………19
5. まとめ ……………33

第 2 章 カントリーレポート：アルゼンチン

(泉原明) ……………37

- はじめに ……………37
1. アルゼンチンの国土の輪郭 ……………39
 2. アルゼンチンの政治・経済 ……………40
 3. アルゼンチンの貿易 ……………44
 4. アルゼンチンの主要作物の播種面積等の変遷 ……………49
 5. アルゼンチンの農業構造の変化についての考察 ……………56
 6. 結び ……………67
- (参考 1) アルゼンチンの歴史概略（キルチネル政権前まで） ……………69
- (参考 2) アルゼンチンのデフォルト問題 ……………82

第 3 章 ベトナム

(岡江恭史) ……………93

- はじめに ……………93
1. ベトナムの市場移行と農村社会 ……………95
 2. 最近の農政動向ーコメを中心にー …………… 116
- おわりに …………… 133

第4章 インドネシア

	(明石光一郎) ……	141
はじめに ……		141
1. 概況 ……		141
2. 農業 ……		164
3. 農業政策 ……		186
おわりに ……		195

第5章 インドネシアのパーム油の生産と輸出動向

	(明石光一郎) ……	199
はじめに ……		199
1. インドネシアにおけるパーム油 ……		200
2. 世界の油脂とパーム油 ……		203
3. インドネシアのパーム油生産 ……		208
4. インドネシアのパーム油輸出 ……		215
5. 輸入国側の状況 ……		222
6. パーム油と環境 ……		225
おわりに ……		234

カントリーレポート：インド

草野 拓司

1. はじめに

インドでは 2013 年に食料安全保障法(Food Security Act, 2013)が成立し、これまでの PDS(Public Distribution System：公的分配システム)の枠を大幅に拡大した分配（供給）制度が始まっている。また、2014 年には政権が国民会議派からインド人民党（BJP）へ交代したことにより、PDS の方向性が大きく変わってくる可能性もある。インドにおけるコメと小麦の生産量や消費量は世界有数であり、これまでも PDS が要因となり、国際市場に大きな影響を与えてきただけに、この動きを正確に捉える必要がある。

そこで本稿では、この新たな動きに着目し、最近の PDS の動向を整理する。以下では、PDS の話題に入る前に、2 節と 3 節でインドの政治・経済・農業等のマクロの動きについて、最新の情報を紹介する。その後、4 節において、本稿の主題である PDS の動向を検討する。最後に 5 節でまとめを行う。

2. インドにおける政治・経済・貿易の動向⁽¹⁾

（1）政治動向

2014 年 4 月から 5 月にかけて行われた下院選挙の結果、BJP が 282 議席を獲得し、単独で過半数を超え（総議席数は 545）、10 年ぶりに政権に返り咲いた（BJP 主導の「国民民主連合(NDA)」では 337 議席）。一方、前政権を握っていた国民会議派は 44 議席に止まり、歴史的な大敗を喫した（国民会議派主導の「統一進歩同盟(UPA)」でも 60 議席止まり）。BJP は、インド経済の成長に陰りが見える中、グジャラート州経済を規制緩和などにより飛躍的に成長させたモディ氏を首相候補として選挙戦を戦い、国民の支持を受けて勝利したのであった。一方の国民会議派は、汚職や経済低迷により、歴史的な大敗を喫した。

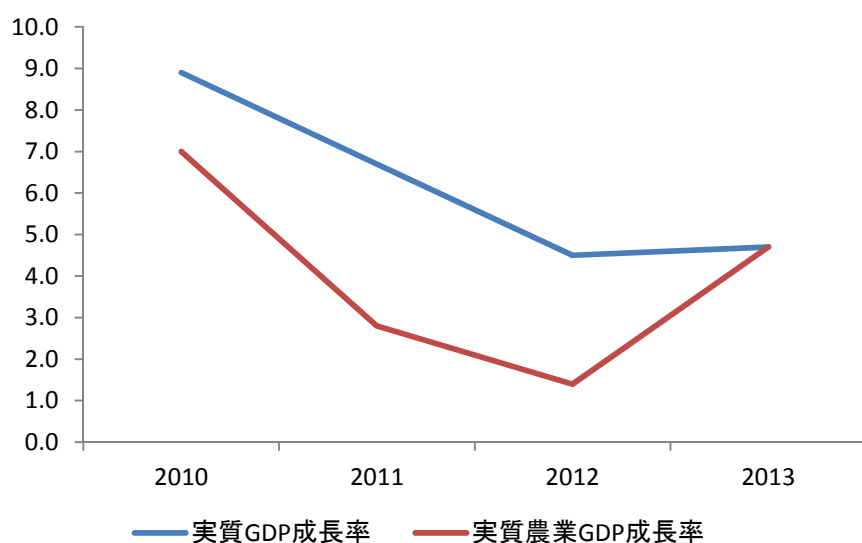
そして同年 5 月 20 日、プラナブ・ムカジー大統領により、BJP のナレンドラ・モディ氏が首相に指名された。5 月 26 日、同氏はグジャラート州首相を辞職し、モディ政権が発足した。

（2）経済動向

過去 5 年間の実質 GDP 成長率をみると、2009 年の 8.6%と 2010 年の 8.9%をピークと

して、2011年には6.7%、2012年には4.5%へと低下し、2013年も4.7%で5%を下回る低い成長率に止まった。しかし、インド経済は改善の方向に向かっており、2014年の経済成長については、IMFや世界銀行が6.4%と予測している。この成長を持続的なものにするには、これまで弱点であった製造業の強化が必要であり、モディ政権の手腕が問われるところである。特に、モディ首相はグジャラート州知事時代に直接投資環境を整備したことで同州経済の立て直しに成功しているだけに、インド全土における直接投資環境の整備に期待が集まっている。

なお、2013年度の農林水産GDPについては、モンスーン期の好調な雨量により農業GDPとしては非常に高い4.7%の成長率を達成している。



第1図 インドのGDPの推移

資料：Reserve Bank of Indiaウェブサイトおよび日本貿易振興機構(2014)より。

(3) 貿易動向⁽²⁾

1) 対外貿易全般⁽³⁾

最初に、第1表で輸出をみていこう。2013年(1～12月)の輸出(通関ベース)は前年比4.8%増の3,108億ドルで、輸入が4.6%減の4,656億ドルとなった。このような輸出増と輸入減により、貿易赤字は前年の1,916億ドルから1,548億ドルへと縮小した。貿易赤字縮小の最大の要因は金輸入の減少で、それは政府による金の輸入抑制措置(金の関税率の引き上げ)によるものであった。

輸出の中で第二位である農水産品は、前年比18億5,700万ドルの増加で、伸び率は4.6%となっている。第2表で農産物輸出の内訳をみると、コメが前年比25.3%増の77億9,000万ドルで、全体の23%を占めて最大である。次に多いのが肉類で、前年比36.1%増、構成比13.2%で44億8,100万ドルとなっている。草野(2014)でも述べたように、近年、イン

ドが世界有数の牛肉（主に水牛肉）の輸出国となっていることが確認できる。以下、油粕や香辛料などが続いている。

次に、輸入をみていこう。農産物では、食用植物油が前年比 11%減の 96 億 4,700 万ドルとなっている。第 3 表で農産物に限定した輸入をみると、食用油の構成比は 63.3%であり、農産物輸入のかなりの部分を占めていることが確認できる。草野（2014）でも述べたように、安価なパーム油がインドネシアやマレーシアから輸入されているのである。その他では、豆類、果物・ナッツ類などが続いている。

第1表 インドの貿易

(単位:100万ドル, %)

	輸出(FOB)					輸入(CIF)			
	2012年 金額	2013年				2012年 金額	2013年		
		金額	構成比	伸び率			金額	構成比	伸び率
石油製品	58,160	62,961	20.3	8.3	原油・石油製品	165,596	166,320	35.7	0.4
農水産品	40,591	42,448	13.7	4.6	金	52,667	39,033	8.4	△25.9
宝石・宝飾品	42,895	41,598	13.4	△3.0	電子機器	30,703	31,656	6.8	3.1
輸送機器	18,624	20,148	6.5	8.2	真珠・貴石類	21,467	25,631	5.5	19.4
機械・機器	14,793	15,958	5.1	7.9	一般機器	28,556	24,592	5.3	△13.9
医薬品・精製化学品	14,372	14,776	4.8	2.8	有機化学品	14,129	15,483	3.3	9.6
織物用糸・布地	11,949	13,789	4.4	15.4	石炭・コークス等	16,783	15,260	3.3	△9.1
金属加工品	10,259	9,597	3.1	△6.5	金属鉱石・スクラップ	13,922	14,646	3.1	5.2
既製服	8,537	8,890	2.9	4.1	輸送機器	16,075	14,363	3.1	△10.7
電子機器	8,234	7,759	2.5	△5.8	食用植物油	10,845	9,647	2.1	△11.0
合計(その他含む)	296,561	310,814	100.0	4.8	合計(その他含む)	488,168	465,608	100.0	△4.6

資料：日本貿易振興機構（2014）より抜粋（原資料はインド商工省・通商情報統計局（DGSI&S））。

資料：日本貿易振興機構(2014)より抜粋（原資料はインド商工省・通商情報統計局(DGSI&S)）。

第2表 インドの農産物輸出

(単位: 100万ドル, %)

	2012年度	2013年度		
	金額	金額	構成比	伸び率
茶	866	799	2.4	△7.8
コーヒー	866	799	2.4	△7.8
コメ	6,216	7,790	22.9	25.3
小麦	1,934	1,569	4.6	△18.9
その他穀物	1,505	1,204	3.5	△20.0
豆類	235	289	0.9	22.7
タバコ(未加工)	701	789	2.3	12.5
タバコ(加工済)	223	222	0.7	△0.2
香辛料	2,821	2,648	7.8	△6.1
カシュー	752	849	2.5	12.8
ゴマ・ナイジャー	545	611	1.8	12.2
落花生	747	526	1.5	△29.7
油粕	3,039	2,796	8.2	△8.0
砂糖・糖蜜	1,616	1,202	3.5	△25.6
果物・野菜(加工品)	1,213	1,582	4.7	30.4
肉類	3,292	4,481	13.2	36.1
鶏製品	411	706	2.1	72.0
花卉	78	75	0.2	△3.2
その他	6,690	5,048	14.9	△24.5
合計	33,749	33,985	100.0	0.7

資料：FTPAウェブサイトより。

第3表 インドの農産物輸入

(単位:100万ドル, %)

	2012年	2013年		
	金額	金額	構成比	伸び率
コメ	1	1	0.0	87.7
小麦	1	4	0.0	298.2
その他穀物	20	16	0.1	△19.3
食用油	11,235	9,346	63.3	△16.8
砂糖	570	392	2.7	△31.2
カシューナッツ	972	756	5.1	△22.2
果物・ナッツ類	1,160	1,287	8.7	10.9
豆類	2,338	1,747	11.8	△25.3
茶	50	49	0.3	△3.6
ミルク・クリーム	20	25	0.2	28.8
香辛料	481	568	3.8	18.0
油糧種子	75	162	1.1	116.5
原料ジュート	68	26	0.2	△62.5
原綿	456	394	2.7	△13.4
合計	17,447	14,775	100.0	△15.3

資料：FTPAウェブサイトより。

2) 対日貿易

2013年の日本向輸出は、前年比1.9%増の68億1,400万ドルで、日本からの輸入は15.5%減の104億8,400万ドルとなり、赤字額が36億7,000万ドルへと減少した。輸入額の減少は、インド経済の低迷とルピー安による輸入コストの増大などが影響したものと考えられる。

農産物関連の対日輸出をみると、農水産物と油粕が大きいことが分かる。農水産物の多くはえびで、油粕とは大豆粕のことである。一方、農産物関連の対日輸入に目立ったものはない。

第4表 インドの対日貿易

(単位:100万ドル, %)

	輸出(FOB)					輸入(CIF)			
	2012年 金額	2013年				2012年 金額	2013年		
		金額	構成比	伸び率			金額	構成比	伸び率
石油製品	3,073	2,860	42.0	△6.9	一般機械	3,073	2,544	24.3	△17.2
農水産物	888	891	13.1	0.3	鉄鋼	1,458	1,582	15.1	8.5
機械工具類	211	387	5.7	83.4	輸送機器(自動車用部品を含む)	1,403	1,340	12.8	△4.5
宝石・宝飾品	359	336	4.9	△6.4	電子機器	976	842	8.0	△13.7
合金鉄	235	267	3.9	13.6	特殊機器・光学製品	561	467	4.5	△16.8
鉄鉱石	174	265	3.9	52.3	鉄鋼製品	469	448	4.3	△4.5
油かす	316	254	3.7	△19.6	機械工具	739	439	4.2	△40.6
有機・無機農薬化学品	176	184	2.7	4.5	有機化学品	372	362	3.5	△2.7
医薬品類	180	178	2.6	△1.1	人造樹脂・プラスチック材	338	316	3.0	△6.5
輸送機器	177	168	2.5	△5.1	電気式機械	368	304	2.9	△17.4
合計(その他含む)	6,689	6,814	100.0	1.9	合計(その他含む)	12,411	10,484	100.0	△15.5

資料：日本貿易振興機構(2014)より抜粋(原資料はインド商工省・通商情報統計局(DGSI&S))。

3. 近年のインド農業の動向

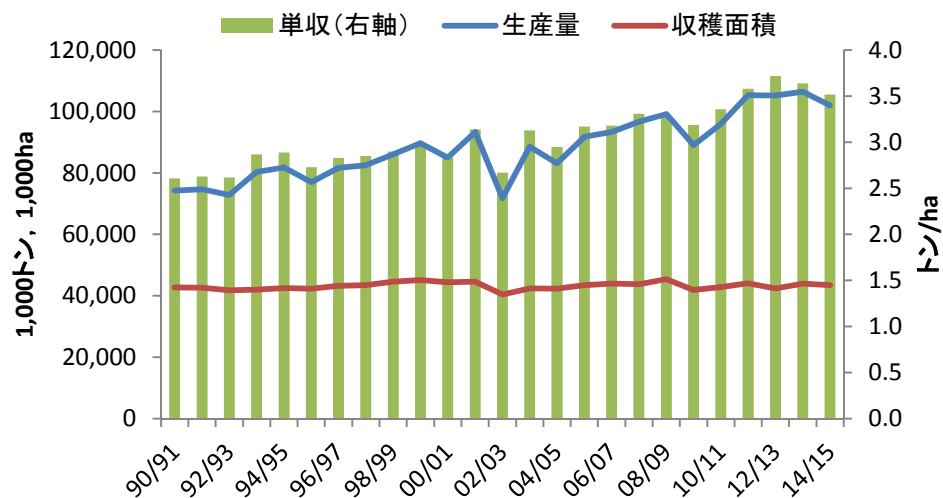
(1) 主要穀物の需給動向⁽⁴⁾

1) コメの需給動向

i) 生産

コメは、小麦に比べると天水への依存度が高いため、生産量の変動が起こりやすい。しかし近年は、順調なモンスーンと最低支持価格（MSP）の上昇等により、生産量は安定しており、2012/13年には1億440万トン、2013/14年には1億300万トンで、2014/15年は1億400万トンになる見込みである（すべて精米ベース）。

しかし、これまでの主産地であったパンジャブ州やハリヤナ州での地下水低下や塩害の問題等から、インド政府は、他地域における増産の可能性を探っている。特に注目されているのがインド東部のビハール州、チャッティースガル州、ジャールカンド州、ウッタル・プラデーシュ州東部、西ベンガル州、オディッシャ州である。インドではこれまで以上の耕地面積の拡大は難しいことから、インド政府は、これらの州において、「緑の革命」を起こしたいと考えている。



第2図 コメの生産

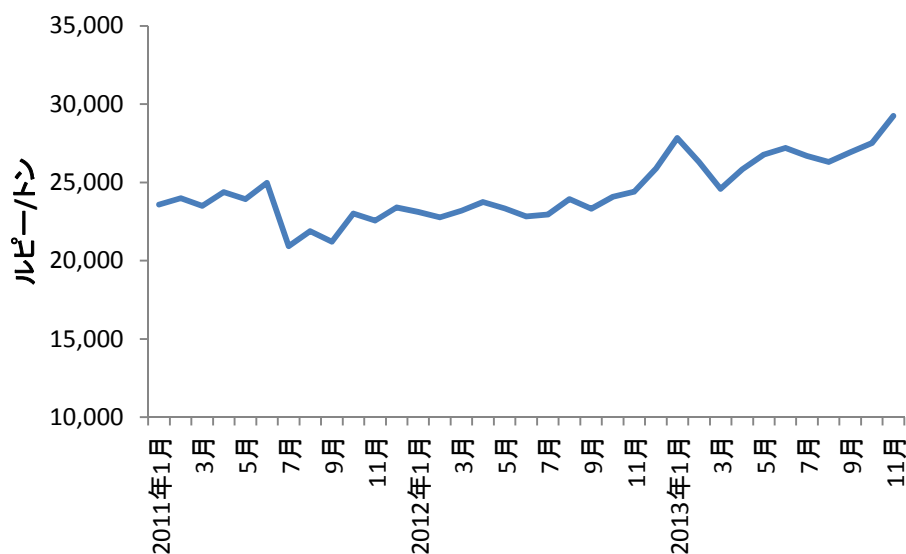
資料：USDA, PSD Onlineより。

ii) 消費

コメはインドで最大の主食穀物であり、人口の 70%が食している。2012/13 年の消費量は 9,350 万トンで、2013/14 年は 1.5%増の 9,500 万トン程度で、人口増加率 1.4%とほぼ同程度である。2014/15 年は、食料安全保障法の実施により PDS による放出が増加することが見込まれるため、9,800 万トン程度の消費量になると予想される。

iii) 価格

コメの国内価格は、MSP の大幅な上昇に加え、国内供給量がタイトなため（政府買上量と輸出量が多いため）、2012/13 年の当初から上昇している。しかし、不安定な輸出のため 2013 年 12 月から、価格は下がり始めている。



第3図 コメの価格

資料：USDA(2014b)より。

iv) 貿易

2012 年からインドは世界最大のコメの輸出国となっており、2013 年の輸出量は 1,050 万トンに及んでいる。主な輸出国はイラン、サウジアラビア、セネガル、南アフリカ共和国、UAE、カメルーン、その他アフリカ諸国である。

低い国際価格とイランからの輸入需要の弱まりにより、2014/15 年のコメ輸出量は 800 万トンに減少すると見込まれている。

第5表 コメの輸出先

(トン)

2012/13年		2013/14年	
ナイジェリア	1,171,694	イラン	1,504,496
イラン	874,538	サウジアラビア	813,663
セネガル	865,450	セネガル	676,198
サウジアラビア	861,210	南アフリカ	439,480
コートジボワール	683,247	UAE	346,115
UAE	593,754	カメルーン	288,744
ベナン	470,220	リベリア	283,162
南アフリカ	385,774	コートジボワール	278,335
インドネシア	345,885	イエメン	195,459
ネパール	337,308	クウェート	169,734
イラク	264,927	バングラデシュ	167,191
その他	3,576,567	その他	4,279,907
総輸出量	10,550,369		9,561,607

資料：USDA(2014b)より。

注．2013/14年は2013年4月から11月までの値。

v) PDS による政府買上げ

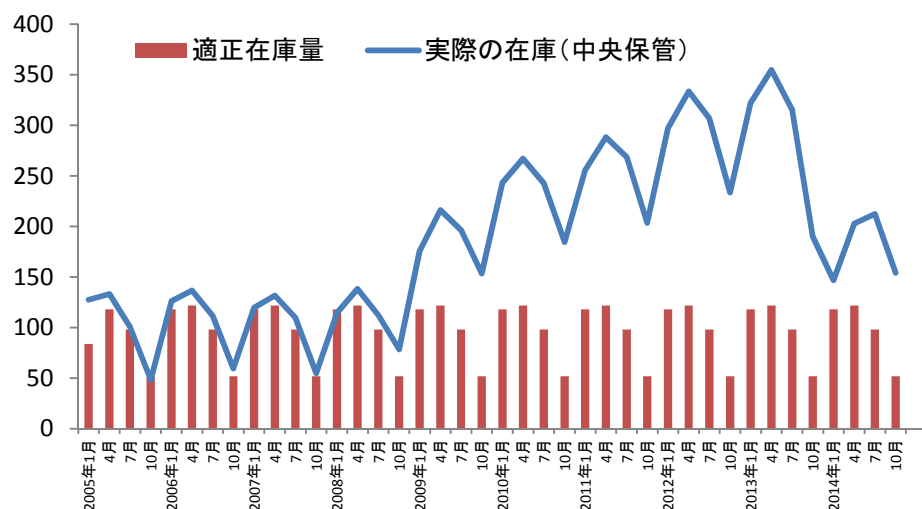
2012/13 年の政府買上量は 3,400 万トンで、2013/14 年は市場価格の高騰などにより、3,100 万トン程度であった。

第6表 PDSによるコメの中央政府買上げ

年度 (10～9月)	買上量 (100万トン)	生産量に占める割合 (%)
2005/06	28	30
06/07	25	27
07/08	29	30
08/09	34	34
09/10	32	36
10/11	34	36
11/12	35	33
12/13	34	33
13/14	31	30

資料：USDA(2014b)より。

コメの政府在庫は、政府が定める基準よりも大幅に上回っていることが第 4 図から確認できる。なお、MSP、CIP（中央売渡価格）、食料補助金等の PDS に関する詳しい情報については、次節でみていくこととする。



第4図 コメの在庫量（10万トン）

資料：USDA (2014b) より。

vi) 政策

はじめに、生産性増加に関する政策である。これまで順調な増産を続けているものの、インド政府は決して楽観視している訳ではない。今後も人口増加が続くことが見込まれることや、主産地であるパンジャブ州やハリヤナ州での地下水の低下や塩害により増産ペースがダウンしていること、作付面積が限界に近づいていることから、食料安全保障の観点から、増産のための政策が求められている。そのために、インド政府は、農業部門への予算として1,800億ルピー（総予算の18%）をつけている（詳細な内訳は不明だが、大半が小麦とコメのためのものと考えられる）。新品種や改良された技術の導入のための研究・開発・普及活動等の支援政策、農業投入財や農業信用への補助金政策などを行い、単収の増加による増産を目指そうとしている。特に、これまでコメや小麦の主産地であったインド北西部で増産に陰りが見えることから、インド西部と中部にける増産を目指しているのである。また、インド東部での「緑の革命」の実現も目指している。

貿易政策については、輸出制限を緩めながら、強い国際競争力を背景に、今後も輸出を拡大する政策がとられるかに注目が集まっている。

価格政策については、MSPとして実施されており、近年は急速に上昇している。これについては、次節で少し詳しくみることにする。

vii) 需給まとめ

需給をまとめると、第7表の通りとなる。

第7表 コメの需給

	(1,000ヘクタール, 1,000トン, トン/ヘクタール)	
	2012/13年	2013/14年
収穫面積	42,410	43,500
期首在庫	25,100	25,100
生産量(精米ベース)	104,400	103,000
生産量(粳ベース)	156,616	154,515
輸入量(MY)	0	0
輸入量(TY)	0	0
総供給量	129,500	128,100
輸出量(MY)	10,900	10,000
輸出量(TY)	10,500	10,000
消費量・残余	93,500	95,000
期末在庫	25,100	23,100
総分配量	129,500	128,100
単収	3.7	3.6

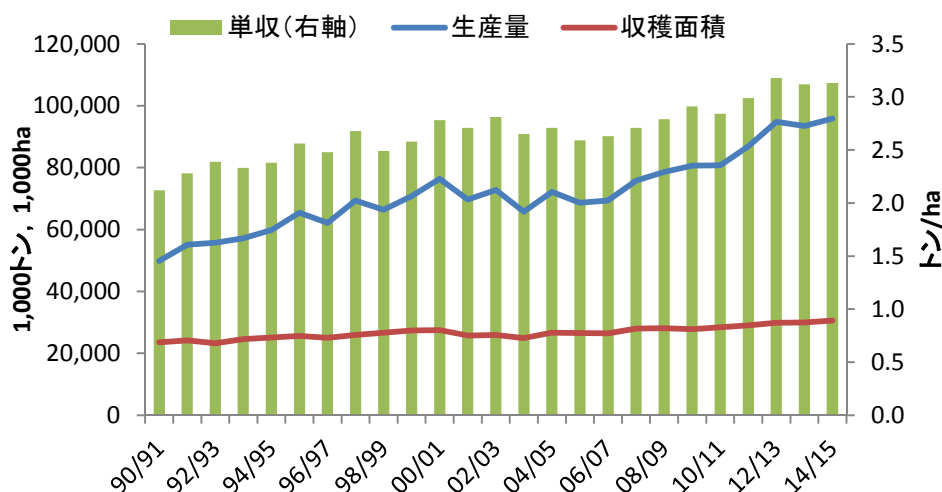
資料：USDA (2014b) およびPSD Onlineより。

注. MY=Marketing Year, TY=Trade Year.

2) 小麦の需給動向

i) 生産

2005 年以降、生産量は順調に増加しており、2012/13 年以降は 9,000 万トンを超えている。2014 年春に行われた総選挙の影響もあり（選挙時には、中央政府による MSP が上がる傾向がある）、2014/15 年の作付面積は 3,150 万 ha に増加する見込みで、生産量も過去最高を記録する可能性がある（9,400 万トン～9,800 万トン）。



第5図 小麦の生産

資料：USDA, PSD Onlineより。

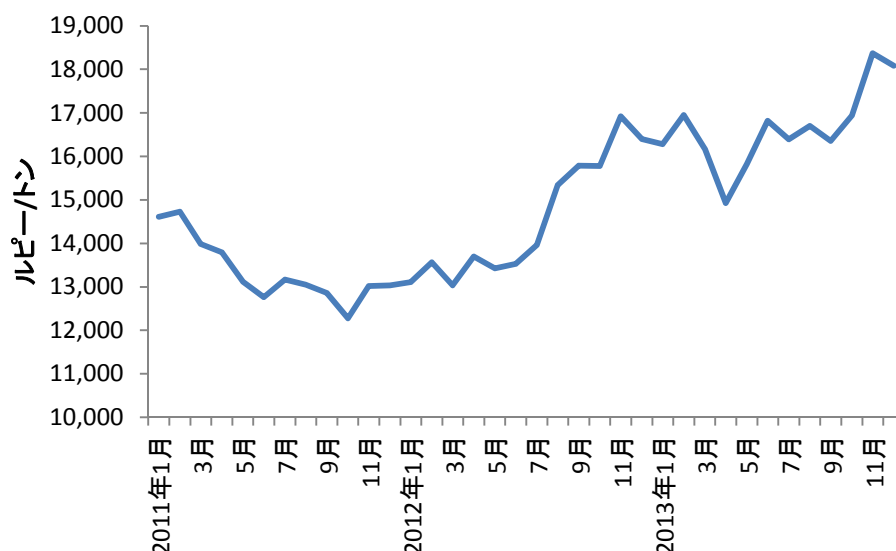
ii) 消費

消費量も増加が続いており、2013/14年に8,648万トンになることが見込まれる。順調な増産に加え、2013年に成立した食料安全保障法によりPDSでの供給量増加が見込まれることから、2014/15年には8,700万トンに達すると予想されている。

インドでは、小麦はチャパティやローティ（いずれもインド特有のパン）などに使用されることが多いが、ミドルクラスの増加により、ビスケットなどにも使用されるシェアが増加傾向にある。国民所得の増大に伴って消費構造は変化しており、高価値・高タンパク質の果物、酪農製品、食肉、加工品へと需要がシフトしているため、小麦の一人当たり消費量は過去10年でほとんど伸びていない。なお、政府が保有する小麦のうち低質なものは飼料用として利用されることが多くなっている。

iii) 価格

十分な国内供給量にもかかわらず、2013/14年（2013年4月～）の国内小麦価格は、強い需要とタイトな市場供給量のため、比較的安定していた。



第6図 小麦の価格

資料：USDA(2014b)より。

iv) 貿易

インドの小麦の輸出は、インド政府が在庫から放出すると発表した後の2012年8月に再開した。しかし、2013/14年の間は低い国際価格が影響し、1トン当たり260～300ドルという低い価格での輸出を強いられ、輸出量は650万トン（速報値は600万トン）程度であった。2014/15年の小麦輸出は300万トンに減少する見込みで、そのほとんどが民間業者による輸出となる。

なお、第8表にあるように、主な輸出先は、バングラデシュ、韓国、インドネシア、サウジアラビア、ジブチ、イエメン、フィリピン、その他アジア諸国である。インドから輸出さ

れる小麦の大部分は飼料用で、特に東南アジアと中東向けとなっている。

第8表 小麦の輸出先

		(トン)	
2012/13年		2013/14年	
バングラデシュ	1,774,039	バングラデシュ	1,284,917
韓国	1,053,751	韓国	630,652
イエメン	507,233	UAE	370,937
UAE	498,131	インドネシア	309,647
ジブチ	461,109	サウジアラビア	138,600
エチオピア	395,677	ジブチ	137,609
インドネシア	375,433	イエメン	104,541
タイ	300,685	フィリピン	100,342
オマーン	206,965	オマーン	95,893
タンザニア	197,691	タイ	85,543
フィリピン	185,108	マレーシア	77,020
カタール	104,843	ベトナム	70,577
その他	454,042	その他	365,974
総輸出量	6,514,812	総輸出量	3,772,283

資料：USDA(2014b)より引用。

注. 1)小麦製品を含む。

2)2013/14年は2013年4月から11月までの値。

v) PDS による政府買上げ

MSP の上昇により、2012/13 年までの政府買上量は増加を続けた。しかし、生産量の減少と市場価格の高騰により、2013/14 年は 2,550 万トンに減少した。2014/15 年は、生産量の回復と MSP の上昇により、3,600 万トンにのぼる見込みである。

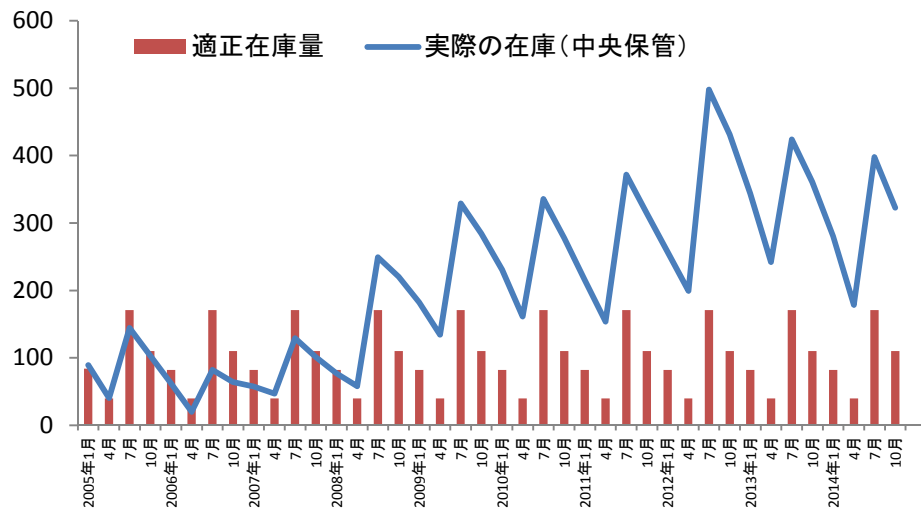
第9表 PDSによる小麦の政府買上げ

年度	買上量	生産量に占める割合
(4~3月)	(100万トン)	(%)
2005/06	15	22
06/07	9	13
07/08	11	15
08/09	23	29
09/10	25	32
10/11	23	28
11/12	28	33
12/13	38	41
13/14	25	27
14/15	36	38

資料：USDA(2014b)より。

近年、コメと同様に、政府在庫の膨張が大きな問題になっている。2013/14 年の政府在庫は、買上量の低下と国内市場販売の増加により減少しているものの、依然として政府が定める基準を大きく上回っている。2014/15 年の期末在庫は、買上量の増加と少ない輸出量により、2,500 万トンに増加する見込みで、政府が定める基準 700 万トンを大きく上回るものと思われる。

なお、コメと同様に、MSP, CIP, 食料補助金等の PDS に関する詳しい情報については、次節でみていく。



第7図 小麦の在庫量（10万トン）

資料：USDA(2014b)より。

以上のようなコメ・小麦の在庫膨張や、上昇する MSP と一定のままの CIP による逆ざやの増大により、政府財政は一層厳しさを増している。コメ・小麦を中心とした食料補助金は、9,000 億ルピー（予想値）となり、2005/06 年の 3.9 倍となっている（実際は 9,000 億ルピーを大きく超えると考えられている）。

このような状況下、2013 年 9 月 12 日に食料安全保障法が成立した。これにより、PDS の対象者はこれまでを大きく上回る約 8.2 億人となることなどから、小麦とコメを中心とした食料補助金は 1 兆 1,200 億ルピーになると予想されている。インド政府と州政府は、2015 年までに段階的に新しい PDS を実施していく予定であり、財政問題はこれまでよりも更に拡大するものと思われる。なお、このような問題については、次節でもう少し詳しく記述する。

vi) 政策

生産に関する政策はコメの部分で紹介したものと同様であるため省略し、ここでは貿易政策をみていこう。2007 年 2 月に、援助目的であるネパールやバングラデシュへの輸出を除き、小麦の輸出が禁止された。その後、2011 年に輸出禁止は解除され、2012 年 7 月に政府は在庫処理のため 200 万トンの小麦輸出を認めた。さらに 2013 年 12 月 26 日には 250 万トンの追加輸出を認め、2013 年 8 月には政府は新たに 200 万トンの輸出を行うと発表した。2013 年 11 月には国際価格の低迷により 1 トン 260～300 トンという低価格での輸出を強いられた。インド産小麦の国際的な競争力は弱いため、今後は、国際価格が十分に改善されなければ、輸出を続けることは困難になると見られる。

なお、価格政策（MSP）については、次節で少し詳しく述べることにする。

vii) 需給まとめ

需給をまとめると、第10表の通りとなる。

第10表 小麦の需給

(1,000ヘクタール, 1,000トン, トン/ヘクタール)

	2012/13年	2013/14年
収穫面積	29,860	29,400
期首在庫	19,950	24,200
生産量	94,880	92,460
輸入量(MY)	16	20
輸入量(TY)	20	20
総供給量	114,846	116,680
輸出量(MY)	6,824	6,500
輸出量(TY)	8,648	5,500
飼料用・残余	3,400	3,500
食料・種子・工業用途の消費量	80,422	86,480
総消費量	83,822	89,980
期末在庫	24,200	20,200
総分配量	114,846	116,680
単収	3.2	3.1

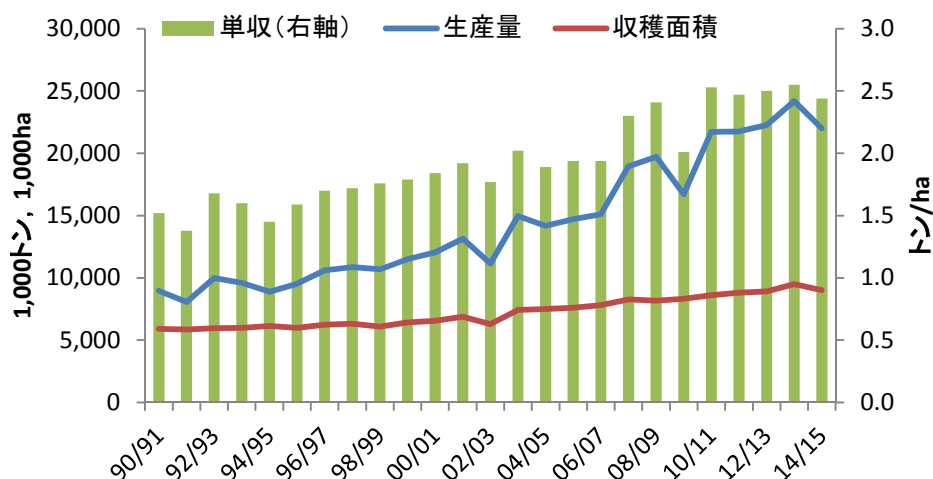
資料：USDA(2014b) およびPSD Onlineより。

注．MY=Marketing Year, TY=Trade Year.

3) トウモロコシの需給動向

i) 生産

トウモロコシは、収穫面積の増加とハイブリッド品種の導入による生産性の改善により、近年の生産量が着実に増加している。現在、ハイブリッド品種は全体の60%を占めているといわれ、今後はさらに拡大すると予想されている。また、鶏肉産業・飼料産業・でんぷん産業・輸出の需要拡大により、今後も増産が期待されている。



第8図 トウモロコシ生産

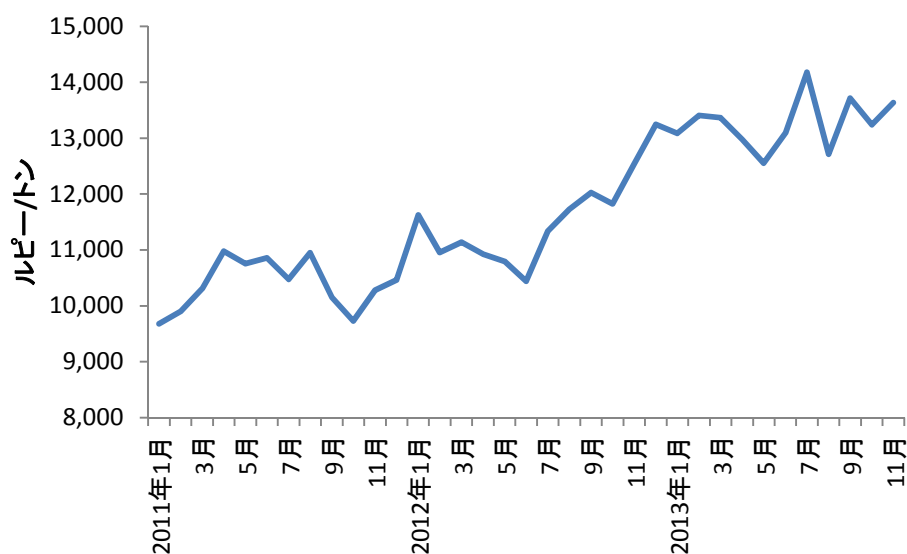
資料：USDA, PSD Onlineより。

ii) 消費

国内における飼料用トウモロコシ需要の増加により、消費量は増加を続けている。鶏肉産業の需要は、2013/14年には12%、2014/15年には8%の増加が予想されている。また、織物産業によって使用されるでんぷん需要も増加している。2014/15年の飼料用の割合は50%（1,080万トン）を超えると見込まれ、その大部分は鶏肉産業によるものである。

iii) 価格

国内における強い需要にもかかわらず、2012/13年（2012年11月～2013年10月）のトウモロコシ価格は、低い国際価格と多量な国内供給量によって大きく上昇することはなかった。そして、2013年2月第一週の価格は、前年同時期の価格より約5%下落した。



第9図 トウモロコシ価格

資料：USDA(2014b)より。

iv) 貿易

2013/14年の輸出量は、相対的に弱い輸出需要と強い国内需要により、300万トンに減少したものとみられる。さらに、2014/15年のトウモロコシ輸出量は、強い国内需要により、250万トンに減少することが見込まれる。主な輸出先は、ベトナム、インドネシア、マレーシア、台湾、バングラデシュなどである。

v) 政策

小麦やコメと比較すると、トウモロコシを含めた雑穀のMSPによる買上プログラムは、非常に限定されたものでしかない。今シーズン、政府は、2014年1月の終わりまでに50万トンの買上げのため、AP州、カルナータカ州、マハラシュトラ州でMSPによる買上げを断続的に行った。

vi) 需給まとめ

需給をまとめると、第11表の通りとなる。

第11表 トウモロコシの需給

(1,000ヘクタール, 1,000トン, トン/ヘクタール)

	2012/13年	2013/14年
収穫面積	8,710	9,400
期首在庫	570	619
生産量	22,230	23,000
輸入量(MY)	10	10
輸入量(TY)	10	10
総供給量	22,810	23,629
輸出量(MY)	4,691	3,000
輸出量(TY)	4,768	3,000
飼料用・残余	8,900	10,100
食料・種子・工業用途の消費量	8,600	9,000
総消費量	17,500	19,100
期末在庫	619	1,529
総分配量	22,810	23,629
単収	2.5	2.6

資料：USDA(2014b) およびPSD Onlineより。

注．MY=Marketing Year, TY=Trade Year.

(2) 畜産物の需給動向

1) 酪農製品の需給動向⁽⁵⁾

i) ミルクの需給

インドにおけるミルクの消費量は増加を続けており、2014年には1.41億トンとなっている。これは、人口増加に加え、インドの人々が所得増大により穀物の購入を減らし、より高価で栄養価の高いミルクや食肉、果物や野菜を購入するようになっているためである。

一方、生産に目を転じると、2014年は前年から663万トン増加させ1.41億トンとなった。さらに2015年のミルクの生産量は、例年通りのモンスーンや民間部門・公的部門の経営改善により、1.47億トンとなる見込みである。ただし、インドにおけるミルクの生産性は低迷を続けている。それは、飼料不足や、栄養価の低い飼料の給餌が行われているためであり、インド政府はこれを改善するため、酪農協の支援など、様々な増産政策を行っている。

ii) その他酪農製品の需給

インドにおけるその他の酪農製品としては、バターや脱脂粉乳がある。バターは、ミルク同様、国民所得の増大に伴って、より栄養価の高い食物を求める国民が増加しているため、生産・消費とも増加している。

脱脂粉乳の生産量は50万トン程度と多くはないが、需要がそれを下回っており、12万トン～13万トンほどが輸出されている。輸出先は、バングラデシュ、エジプト、アルジェリア、スリランカ、パキスタンなど、ミルクが不足している国々である。

第12表 ミルクの需給

	(1,000頭, 1,000トン)	
	2013年	2014年
乳牛頭数	48,250	50,100
牛乳生産量	57,500	60,125
その他ミルク生産量	77,000	81,000
総生産量	134,500	141,125
その他輸入量	0	0
総輸入量	0	0
総供給量	134,500	141,125
その他輸出量	0	0
総輸出量	0	0
飲料乳消費量	54,400	57,460
加工用消費量	80,100	83,665
飼料用消費量	0	0
総国内消費量	134,500	141,125
総分配量	134,500	141,125

資料：USDA(2014a)より。

注：年度は4～3月。

第13表 バターの需給

	(1,000トン)	
	2013年	2014年
期首在庫	5	5
生産量	4,745	4,887
その他輸入量	0	0
総輸入量	0	0
総供給量	4,750	4,892
その他輸出量	10	11
総輸出量	10	11
国内消費量	4,735	4,874
総利用料	4,745	4,885
期末在庫	5	7
総分配量	4,750	4,892

資料：USDA(2014a)より。

注：年度は1～12月。

第14表 脱脂粉乳の需給

	(1,000トン)	
	2013年	2014年
期首在庫	51	11
生産量	490	520
その他輸入量	0	0
総輸入量	0	0
総供給量	541	531
その他輸出量	130	120
総輸出量	130	120
食料としての国内消費量	400	401
その他利用・ロス	0	0
総国内消費量	400	401
総利用料	530	521

資料：USDA(2014a)より。

注：年度は1～12月。

2) 水牛肉の需給動向⁽⁶⁾

i) 生産

インドにおける水牛肉の生産量は、世界の 43%を占めて第一位である（第二位パキスタン 22%、第三位エジプト 11%、第四位中国 9%、第五位ネパール 3%）。さらに、インドの水牛肉の生産量は、2014 年に 400 万トン（速報値は 410 万トン）、2015 年に 430 万トンに増加する見込みであり、中東、アフリカ、東南アジアからの需要がさらに増加すると予想される。今後 10 年を見越しても、酪農部門の継続的な成長により、牛（Cattle+Buffalo）の頭数は増加を続ける見込みであり、それによって水牛肉の生産量も増加が続くことが見込まれる。

なお、インドにおける水牛は、インド北部と西部に集中している。ほとんどの州では、水牛のと殺に制限を設けているが、ウッタル・プラデシュ州、アンドラ・プラデシュ州、マハラシュトラ州、パンジャブ州ではムスリム人口が多いことから、水牛肉の生産量が多い。

ii) 消費

インドにおいて、水牛肉は鶏肉に次いで消費量の多い食肉であり、国内消費量は、2014 年に 210 万トン、2015 年に 218 万トンに増加する見込みである。これは、人口の増加（特にムスリム人口の増加）が主因である。また、ムスリム以外でも若者が水牛肉を消費するようになってきている。筆者がこれまで現地をみる限りでも、水牛肉のステーキやハンバーガーを食べることができるレストランが増加しており、ムスリム以外の人々が客として訪れているのを度々目にしてきた。コールドチェーンの未整備など課題は多いものの、消費量増加が続くと予想されるのである。

iii) 貿易

国内消費量が増加しているとはいえ、基本的にムスリム以外の人々にはこれまで水牛肉を食べる習慣がなかったことに加え、水牛とはいえ（Cattle の雌は神聖視されるが、水牛はそういうことはない）、ムスリム以外に牛の肉を好んで食べる人はそれほど多くはない。そのため、生産量と消費量のギャップが拡大を続けていることから、輸出量が増大し、世界最大の輸出国となっている。

輸出先は、ベトナム、マレーシア、サウジアラビア、ヨルダン、エジプト、UAE、アルジェリア、フィリピン、イランなど、中東、アフリカ、東南アジア諸国である。インドの水牛肉は価格の安さが主因となり、輸出需要が増加している。また、特にイスラム諸国が多いのは、インドの精肉業者の多くがムスリムであり、ハラル認証を受けていることへの安心感があるためである。

iv) 政策

インド政府は、農業省を中心として、水牛の病気（口蹄疫やブルセラ症など）の対策（ワクチン投与など）を国レベルのプログラムとして実施している。また、農業省家畜局が、ミ

ルク生産量の増加を目的として、在来種のミルク生産力を高める取組みを行っている。優良な在来種を利用した改良種の増加も目指したプログラムが進められている。

第15表 牛肉の需給

	(1,000トン)	
	2013年	2014年
生産量	3,850	4,000
輸入量	0	0
総供給量	3,850	4,000
輸出量	1,765	1,875
国内消費量(食料)	2,085	2,125
国内消費量(その他・ロス)	0	0
総消費量	2,085	2,125
人口(人)	1,220,800,359	1,236,344,631
一人当たり消費量(kg/年)	1.7	1.7

資料：USDA (2014c)。

4. 今年度トピック：PDS の課題と展望

(1) PDS の概要⁽⁷⁾

1) PDS の目的

PDS の最大の目的は、貧しい人々に食料を中心とした生活必需品を安価に提供することである。インドでは、過去の度重なる飢饉により多くの犠牲者を出してきた経験があるため、食料安全保障の観点から、インド政府は貧しい人々に対して、最低限の食料等を提供しようとして、1930年代から現行のようなPDSを実施してきた。また、そのように貧しい人々に食料等を分配（配給）する場合、多くの穀物等が必要になる。したがって増産が求められることから、農民の増産インセンティブを高めることを目的として、MSPを設定し、高い価格で買取ることを行ってきた。さらに、そうして買上げた穀物等を適宜市場に投入することで、市場価格の安定化を図ってきた。また、食料安全保障の観点から、不測の事態に備えるための緩衝在庫の確保もPDSの目的のひとつである。

なお、PDSの変遷を示したのが第16表である。1997年までは全国民を分配（配給）の対象にしていたが、1997年に貧困層をターゲットにしたシステムに変更されて以降、貧困者保護の傾向が強くなってきている（1997年からのPDSは正確にはTPDS(Targeted Public Distribution System)と呼ばれるが、本稿ではPDSと表記する）。そして、2013年の食料安全保障法により、初めて法的根拠を持つに至っている。

第16表 PDSの変遷

1930年代後半	現在の方式になる。
1940年代	PDSとして、制限なく配給される。
1997年	TPDSとして、貧困層をターゲットにしたシステムとなる。
2000年	AAY(BPL)の中でも最も貧しい人々を最大のターゲットとする。
2001年	TPDSの根拠となるPDS Control Orderが制定される。
2013年	貧困層の枠を更に拡大するNational Food Security Actが制定される。

資料：Balani (2013) より。

2) PDS の対象品目

PDS で分配（配給）されるのは、第 17 表に示したように、コメや小麦等の穀物の他、豆類、油糧種子などの食料、灯油などである。ただし、筆者がインド西部・マハラシュトラ州の配給店をみた限りでは、コメと小麦が中心であり、地域によっては祭の際に砂糖が分配されることがあるものの、それ以外の食料品はあまり置かれていなかった。関係者の話では、インドは国土が広く、地域によって様々な食文化が存在することから、地域によって品目は異なるようであるが、基本的には主食穀物であるコメと小麦が中心であるといえそうである。

第17表 PDSの対象品目

雨期作	コメ モロコシ トウジンビエ トウモロコシ シコクビエ 綿花 落花生(殻付き) ヒマワリ種子 大豆 ゴマ	乾期作	小麦 大麦 レンズ豆 マスタード 紅花
		その他	コブラ ココナッツ(皮なし) ジュート サトウキビ

資料：GOIウェブサイトより。

注：上記の他、数種類の豆類などもある。

3) PDS の流通経路

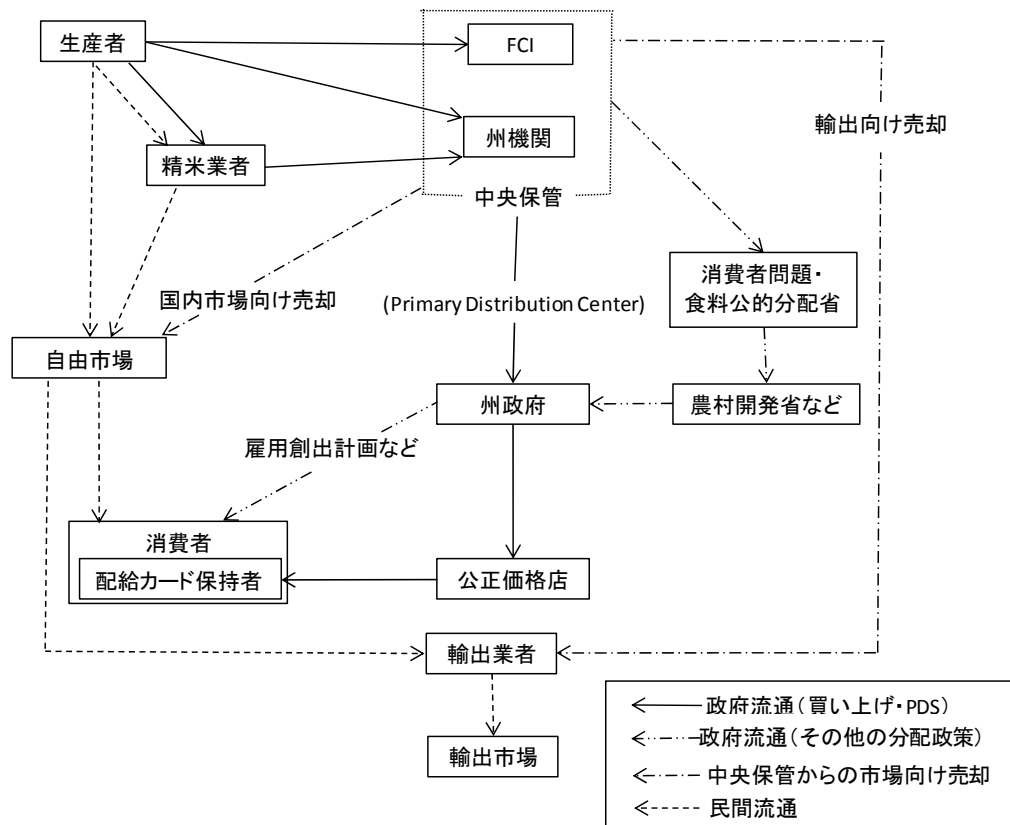
第 10 図により、PDS の流通経路をみていこう。インド政府は、CACP(Commission for Agricultural Costs and Prices：農業費用価格委員会)によって勧告された価格を受け、MSP(Minimum Support Price：最低支持価格)を決定し、コメや小麦の収穫前に公表する（収穫はコメが 9 月頃から、小麦が 3 月頃から）。生産者はその価格をみて、インド政府の機関である FCI(Food Cooperation of India：インド食料公社)および州機関に売るか、あるいは自由市場に売るかを決める。通常、コメが市場に出回り政府が買上げを行うのが 10 月で、小麦は 4 月であるため、市場価格（卸売価格）はその時期に MSP に最も近くなる。したがって、農家は、市場で MSP よりも高く売ることができそうな質の良いものを後に市場で売り、低質で価格が低くなりそうなものは FCI か州機関に売ろうとすることが多い。またコメの生産者は、精米業者に売ることでもある。

生産者から売られたコメや小麦は、州機関が買上げたものであっても、すべて FCI の管理となり、「中央保管」と呼ばれる。コメについては、FCI や州機関が生産者から直接買上げるものに加え、精米業者からの買上げも行う。これは、政府による精米業者からの強制的な買上げで、州によって、集荷したコメに対する供出の割合が決められており、精米業者はそれに従うしかない。

このようにして中央保管となったコメや小麦は、主に州政府に売り渡され、その後、公正価格店で配給カードの所有者に販売されることになる。その際、CIP(Central Issue Price：中央売渡価格)が設定され、州政府はその価格で買取ることになる。ただし、州政府がいく

らでも購入できるわけではない。最初に、FCI が各州に売渡す数量の上限を設定する（割当て：allotment）。その後、各州は購入する数量を決め、CIP で購入する（持出し：lift）。そして、州政府は公正価格店でカード保有者に販売する。この際の価格は、各州によって大きく異なっており、補助金をつけて無償で分配する州もあれば、CIP の価格通りで販売する州もある。FCI から州政府に売り渡される際は逆ざやが発生しているし、州政府が補助金を付してカード保有者に売渡す際も逆ざやが発生する。これがインド政府や各州政府の財政を圧迫する要因になっている。

なお、例えばマハラシュトラ州では、カード保有者の保有するカードは 3 種類ある。世帯年収 1 万 5,000 ルピー（約 2 万 8,950 円）以下が黄色、1 万 5,001 ルピー（約 2 万 8,952 円）～10 万ルピー（約 19 万 3,000 円）がサフラン色、10 万ルピーを超える場合は白色のカードを保有することになっている。世帯年収によって異なる購入価格については、次項でみていくこととする。

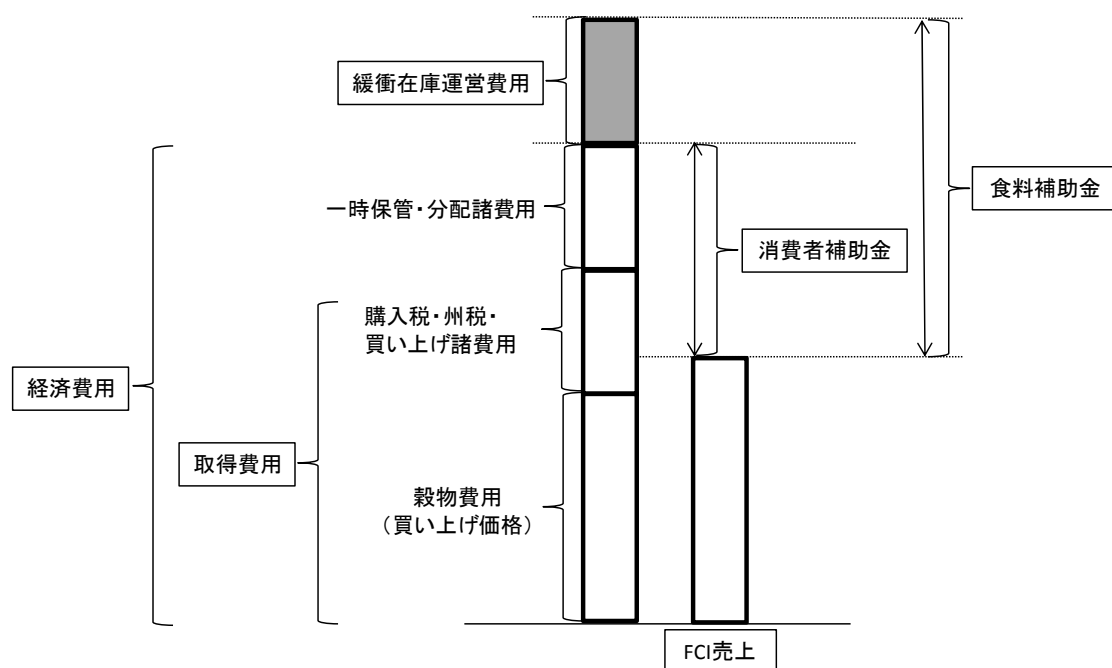


第10図 PDSの流通経路

資料：首藤(2006)より抜粋。

4) PDS の費用の概念

次に、PDS にかかる費用の概念をみていこう。第 11 図は PDS にかかる費用の概念をまとめたものである。FCI がコメや小麦などの穀物を買上げ、各州政府に売渡すまでには、穀物費用、購入税・州税・買上諸費用、一時保管・分配諸費用、緩衝在庫運営費用が必要となる。FCI は MSP よりもかなり低い価格(CIP)で各州政府に売渡すため、消費者補助金と緩衝在庫運営費用が発生する。この両者を合計したものが食料補助金と呼ばれ、FCI の負担となるのである。近年は、在庫膨張等による食料補助金の増大が大きな問題となっている。



第11図 PDSの費用の概念

資料：首藤(2006)より抜粋。

(2) PDS の実施状況とインパクト

1) PDS の実施状況

i) コメ

では、PDS は実際にどのように実施され、どのようなインパクトを与えているのだろうか。ここでは、それについてみていくこととする。最初に第 18 表で PDS に関する価格のデータをみていこう。MSP については、名目価格でみると、近年の増加が顕著であることがわかる。実質価格でみても、2009/10 年以降はおおよそ 600 ルピーを上回っており、高止まりしているといえる。その結果、多くの生産者が政府（FCI および州機関）に売ろうとする行動に出たため、生産量の 30%を超える 3,400 万トン～3,500 万トンの買上げとなっている。一方で、各州政府への売渡しも増加しているものの、おおよそ買上量を下回っている。その結果、第 20 表にあるように、在庫量が膨張し、適正在庫量を大きく上回っているのだ

ある。2013/14 年になっても在庫量は適正在庫量の 215%であり、依然として過剰な在庫を抱えているといえる。

なお、MSP が上昇を続けている一方で、CIP は 2002/03 年から据えおかれている。これにより、逆ざやが拡大を続けている状況にある。

第18表 コメのMSPとCIP

(単位: ルピー/100kg, %)

(単位: 元/100kg, %)											
	MSP					CIP					
	名目		実質			名目			実質		
	価格	上昇率	価格	上昇率		APL	BPL	AAY	APL	BPL	AAY
2002/03	530	0	537	2.1		830	565	300	841	572	304
03/04	550	3.8	548	2.1		830	565	300	827	563	299
04/05	560	1.8	560	2.2		830	565	300	830	565	300
05/06	570	1.8	542	△3.3		830	565	300	789	537	285
06/07	580	1.8	527	△2.7		830	565	300	754	513	273
07/08	645	11.2	459	△13.0		830	565	300	590	402	213
08/09	900	39.5	570	24.2		830	565	300	526	358	190
09/10	1,000	11.1	633	11.1		830	565	300	526	358	190
10/11	1,000	0.0	598	△5.5		830	565	300	496	338	179
11/12	1,080	8.0	627	4.8		830	565	300	482	328	174
12/13	1,250	15.7	644	2.7		830	565	300	427	291	155
13/14	1,310	4.8	617	△4.1		830	565	300	391	266	141

資料: GOI (Ministry of Agriculture, Commission for Agricultural Costs and Prices) ウェブサイト, RBI ウェブサイトなどより。

注 1) MSPとCIPの実質値は、コメの卸売物価指数によってデフレートして求めた。

2) APLは貧困線以上の世帯, BPLは貧困線以下の世帯, AAYはBPLの中でも下も貧しい世帯を指しており, CIPは低所得層ほど低く設定されている。

第19表 PDSによるコメの買上量と売渡り量

(単位: 100万トン, %)

	生産量	政府買上げ			政府売渡し			差
		買上量	増加率	割合	売渡り量	増加率	割合	
		a	b	c	d	e	f	
2002/03	71.8	16.4	△9.9	22.8	24.9	62	34.6	△ 5.8
03/04	88.5	22.9	39.5	25.9	25.0	0.8	28.3	△ 4.3
04/05	83.1	24.7	7.7	29.7	23.2	△7.3	27.9	1.5
05/06	91.8	27.6	11.8	30.0	25.1	8.1	27.3	2.5
06/07	93.4	25.1	△1.5	26.9	25.1	△0.1	26.8	0.1
07/08	96.7	28.7	14.5	29.7	25.2	0.7	26.1	3.5
08/09	99.2	34.1	18.6	34.4	24.6	△2.4	24.8	9.5
09/10	89.1	32.0	△0.8	36.0	27.4	11.2	30.7	4.7
10/11	96.0	34.2	6.8	35.6	29.9	9.4	31.2	4.3
11/12	105.3	35.0	2.5	33.3	32.1	7.3	30.5	2.9
12/13	105.2	34.0	△11.6	32.3	32.6	1.6	31.0	1.4
13/14	106.5	31.3	△8.0	29.4	29.2	△10.5	27.4	2.1

資料: GOI (Ministry of Agriculture, Commission for Agricultural Costs and Prices) ウェブサイト, RBI ウェブサイトなどより。

注 1) 「割合」とは、生産量に占める割合のこと。

2) 「政府売渡し」には輸出量は含まれていない。

第20表 コメの在庫量

(単位:100万トン, %)

	政府在庫		適正在庫量	充足率
	在庫量	増加率		
	l	m	n	$o=l/n \times 100$
2002/03	17.2	△31.1	11.8	145.4
03/04	13.1	△23.8	11.8	110.8
04/05	13.3	2.1	11.8	113.1
05/06	13.7	2.5	11.8	115.9
06/07	13.2	△3.7	12.2	108.0
07/08	13.8	5.1	12.2	113.4
08/09	21.6	56.1	12.2	177.0
09/10	26.7	23.7	14.2	188.1
10/11	28.8	7.9	14.2	203.0
11/12	33.4	15.7	14.2	234.9
12/13	35.5	6.4	14.2	249.8
13/14	30.6	△13.9	14.2	215.1

資料：RBIウェブサイトなどより。

注．在庫量，適正在庫量とも4月1日現在の値。

ii) 小麦

小麦についても、コメと同じ傾向にある。近年の MSP の高止まりにより政府買上量が増加している一方で、政府売渡量がそれを下回っているため在庫が膨張し、2012/13 年には在庫量が適正在庫量の 346%まで膨れあがった。2013/14 年は MSP の実質価格がやや下がったことも影響し、政府買上量が 2,510 万トンと大きく減少した。政府売渡方も減少したものの、買上量の減少幅を大きく下回ったため、在庫量は前年比で 26.4%減少した。ただし、在庫量は依然として適正在庫量の 255%であることから、過剰在庫の問題が解消されたとはいえない状況である。

以上のように MSP が上昇を続ける一方で、CIP はコメ同様に据えおかれているため、逆ざやの拡大が続いている状況にある。

第21表 小麦のMSPとCIP

(単位:ルピー/100kg, %)

	MSP				CIP					
	名目		実質		名目			実質		
	価格	上昇率	価格	上昇率	APL	BPL	AAY	APL	BPL	AAY
2002/03	620	1.6	650	1.4	600	415	200	629	435	210
03/04	620	0.0	629	△3.1	600	415	200	609	421	203
04/05	630	1.6	630	0.1	600	415	200	600	415	200
05/06	640	1.6	609	△3.3	600	415	200	571	395	190
06/07	650	1.6	520	△14.8	600	415	200	480	332	160
07/08	750	15.4	559	7.5	600	415	200	447	309	149
08/09	1,000	33.3	678	21.3	600	415	200	407	281	136
09/10	1,080	8.0	649	△4.3	600	415	200	360	249	120
10/11	1,100	1.9	642	△1.1	600	415	200	350	242	117
11/12	1,170	6.4	695	8.4	600	415	200	357	247	119
12/13	1,285	9.8	661	△4.9	600	415	200	309	213	103
13/14	1,350	5.1	636	△3.8	600	415	200	283	196	94

資料: GOI (Ministry of Agriculture, Commission for Agricultural Costs and Prices) ウェブサイト, RBI ウェブサイトなどより.

- 注 1) MSPとCIPの実質値は, 小麦の卸売物価指数によってデフレートして求めた.
 2) APLは貧困線以上の世帯, BPLは貧困線以下の世帯, AAYはBPLの中でも下も貧しい世帯を指しており, CIPは低所得層ほど低く設定されている.

第22表 PDSによる小麦の買上量と売渡量

(単位:100万トン, %)

	生産量	政府買上げ			政府売渡し			差
		買上量	増加率	割合	売渡량	増加率	割合	
		e	f	g	h	i	j	
2002/03	65.8	19.0	△8.4	28.9	25.0	56.3	38.0	△ 6.0
03/04	72.2	15.8	△17.0	21.9	24.3	△2.8	33.7	△ 8.5
04/05	68.6	16.8	6.3	24.5	18.3	△24.8	26.6	△ 1.5
05/06	69.4	14.8	△12.0	21.3	17.2	△ 6.0	24.8	△ 2.4
06/07	75.8	9.2	△37.6	12.2	11.7	△31.8	15.4	△ 2.5
07/08	78.6	11.1	20.6	14.2	12.2	4.3	15.5	△ 1.1
08/09	80.7	22.7	103.9	28.1	14.9	21.9	18.4	7.8
09/10	80.8	25.4	11.9	31.4	22.4	50.2	27.7	3.0
10/11	86.9	22.5	△11.3	25.9	23.1	3.2	26.6	△0.6
11/12	94.9	28.3	25.9	29.9	24.2	4.7	25.5	4.2
12/13	93.5	38.2	34.6	40.8	30.1	24.8	32.2	8.0
13/14	95.9	25.1	△34.2	26.2	28.2	△6.5	29.4	△3.1

資料: GOI (Ministry of Agriculture, Commission for Agricultural Costs and Prices) ウェブサイト, RBI ウェブサイトなどより.

- 注 1) 「割合」とは, 生産量に占める割合のこと.
 2) 「政府売渡し」には輸出量は含まれていない.

第23表 小麦の在庫量

(単位:100万トン, %)				
	政府在庫		適正在庫量	充足率
	在庫量 l	増加率 m		
			n	$o=l/n \times 100$
2002/03	15.7	△39.9	4.0	391.3
03/04	6.9	△55.7	4.0	173.3
04/05	4.1	△41.3	4.0	101.8
05/06	2.0	△50.6	4.0	50.3
06/07	4.7	133.8	4.0	117.5
07/08	5.8	23.4	4.0	145.0
08/09	13.4	131.6	4.0	335.8
09/10	16.1	20.1	7.0	230.4
10/11	15.4	△4.8	7.0	219.4
11/12	20.0	29.9	7.0	285.0
12/13	24.2	21.4	7.0	345.9
13/14	17.8	△26.4	7.0	254.7

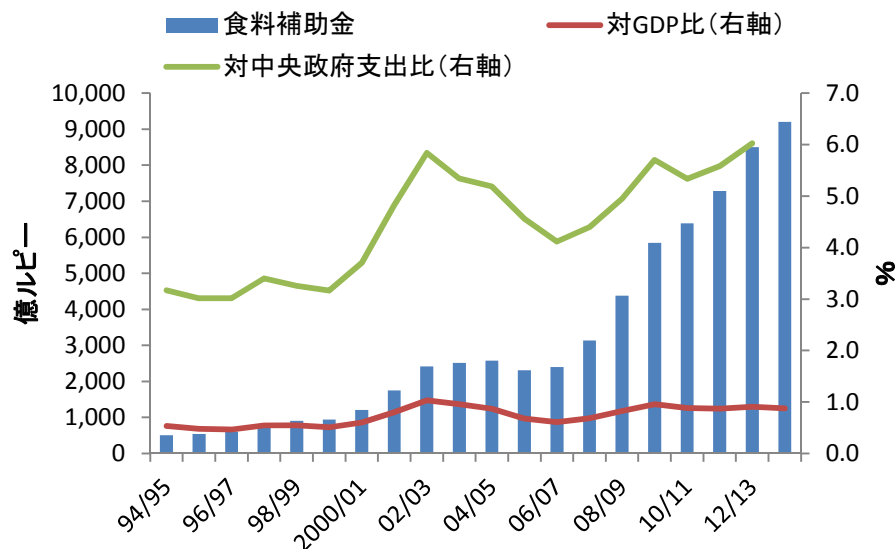
資料：RBIウェブサイトなどより。

注：在庫量，適正在庫量とも4月1日現在の値。

2) 国内外へのインパクト

i) 中央政府財政へのインパクト

食料補助金の推移を示しているのが第12図である。この図から、2000年代後半以降の食料補助金の急増がわかる。2013/14年には9,200億ルピーに達し、対GDP比で約1%（2013/14年）、対中央政府支出で約6%（2012/13年）となっており、インド政府にとって非常に重い負担になっているといえる。



第12図 食料補助金の推移

資料：GOI (Ministry of Finance) ウェブサイトおよびRBIウェブサイトより。

ii) 国際市場へのインパクト

① 1990 年代後半～2003 年における国際市場へのインパクト

在庫膨張によるコメ・小麦の大量処理（輸出）について、藤田（2012a）が次のように述べている。

「在庫の膨張はその維持費用を膨張させ、政府に大きな財政負担を強いる。(中略) 3 度の過剰時には、在庫維持費用を含む食糧補助金が急増し、政府にとって耐え難い水準に達した。国民への売渡価格を引き下げて国内処理する選択肢も現実的ではなく、政府が最終的にとった行動は、国際市場への売却、すなわち輸出であった。ただし、中央配給価格（CIP）はすでに相当高い水準にあり、政府が輸出業者に対して破格の安値で卸さない限り、輸出はできない状況に追い込まれており、実際にそれを断行せざるを得なかったのである。(中略) 1990 年代半ば以降のインドからの穀物輸出の大半は、以上のような政府の過剰在庫のやむを得ざる処理として行われたものであった。その帰結が、今日まで続く、タイ、ベトナムに次ぐインドのコメ輸出大国化であった。」

また、首藤（2006）は、中央保管穀物からの輸出市場向けの放出が、政府穀物在庫の減少に寄与していることを指摘している（特に 2000 年代前半の実績をもって）。つまり、過去には、PDS の制度の下で集荷され中央保管となったコメや小麦が大量に輸出され、少なからず国際市場にインパクトを与えてきたのである。近年でもそのような動きは続いているのかどうかについて、以下でみていこう。

② 近年の変化

第 24 表は、中央保管となったコメの売渡先を示している。藤田が言っているように、2002/03 年は 807 万トン、翌 2003/04 年も 309 万トンが輸出向けに大量のコメが売却された。2007 年 10 月に輸出禁止が実施されたことにより、それ以降、輸出向売却（売渡し）はなく、輸出規制が解除された 2011 年以降も、ほとんど輸出向売却が行われなくなっている。一方で、PDS として売却される数量が増加しており、2011/12 年に 2,000 万トンを超え、2012/13 年には 2,956 万トンに達している。その後も、2,500 万トン前後で推移しており、中央保管から売渡された全量に対する割合でみても、2000 年代前半が 41～66%、2000 年代後半が 60～70%であったのに対し、近年は 90%まで及ぶようになっている。つまり、2000 年代前半までは、過剰な在庫を処理するための輸出向売却が大きかったが、近年では、PDS として国内の貧困層向けの売却が中心となっているのである。

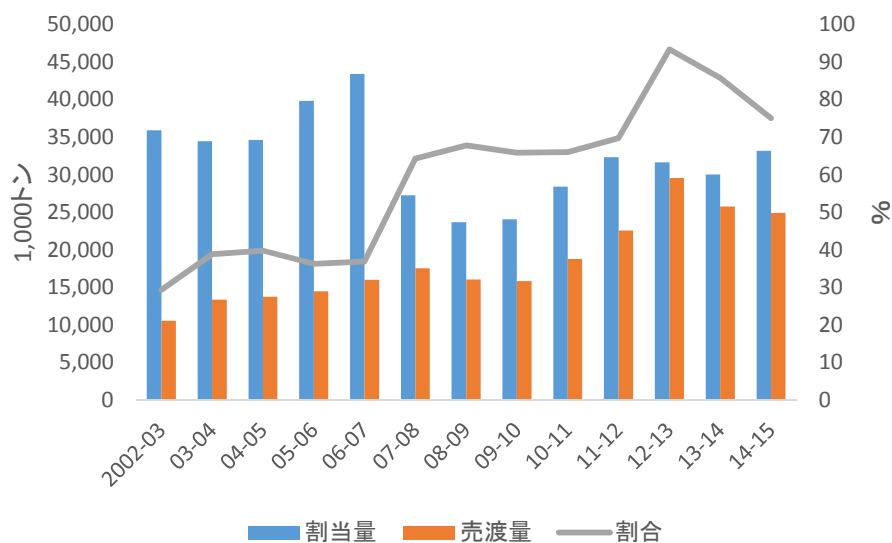
また、首藤（2007）が指摘するように、過去の PDS では、中央政府が各州の貧困者数などにより必要なコメ・小麦の数量を決定して各州に割当てて、実際に各州政府に売渡される（各州が買取る）数量が割当量よりも大幅に少ないことがしばしばあった。ところが、第 13 図で割当量と売渡量をみると、割当量の減少はあるものの、売渡が増加することにより、割当量に近い数量が各州に行き渡るようになっている。輸出向売却を減らし、本来の使

途である PDS として適正に分配しようとする中央政府の意図がみえるのである。

第24表 コメの中央保管からの売却先

	PDS		輸出向売却		その他		計
		割合 (%)		割合 (%)		割合 (%)	
2002/03	10,567	41	8,071	31	7,439	29	26,077
03/04	13,385	53	3,088	12	8,625	34	25,099
04/05	13,774	66	90	0	6,890	33	20,755
05/06	14,469	60	0	0	9,524	40	23,993
06/07	16,019	64	—	—	8,834	36	24,853
07/08	17,541	70	—	—	7,673	30	25,213
08/09	16,050	65	—	—	8,623	35	24,672
09/10	15,843	57	—	—	11,801	43	27,644
10/11	18,765	63	—	—	11,199	37	29,964
11/12	22,557	70	—	—	9,496	30	32,054
12/13	29,555	91	2	0	3,084	9	32,642
13/14	25,760	88	0	0	3,439	12	29,199
14/15	24,912	91	0	0	2,499	9	27,411

資料：FCIウェブサイトより。



第13図 コメの中央保管からの割当量と売渡量

資料：FCIウェブサイトより。

次に第25表で小麦の売却先をみると、コメと同様に、2002/03年と2003/04年には、それぞれ679万トン、722万トンの輸出向売却があり、割合は37%、26%と高かった。2007年からの輸出規制により輸出向売却はなくなったが、輸出規制が解除された2011年以降では、2012/13年に307万トン、2013/14年に243万トンで、割合はそれぞれ9%、8%となっている。トウモロコシ価格の高騰により、代替の飼料として利用されるインド産小麦への国際的な需要が増加したことが背景にあるものと考えられる。一方で、PDS向けの売却は、近年では2,000万トンに達するなど増加し、割合は70～80%程度となっている。コメほど

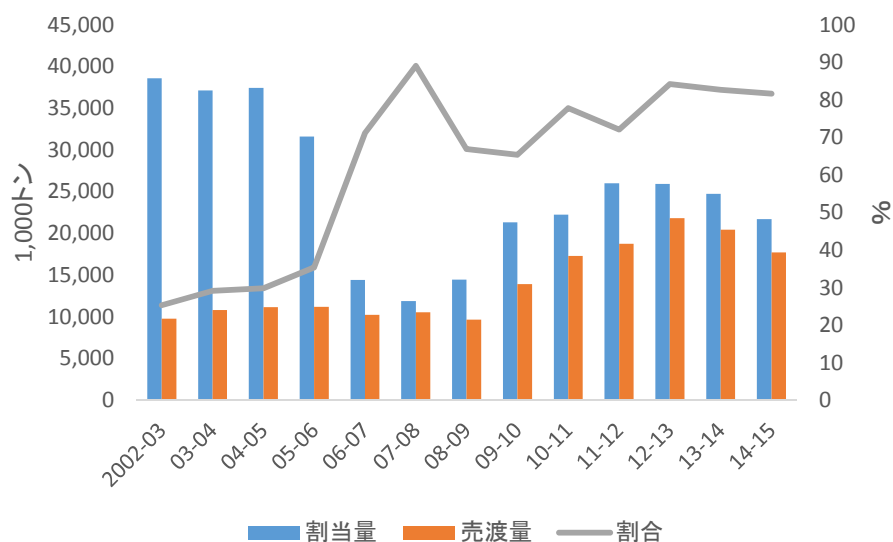
ではないにしろ、小麦も輸出向けから PDS 向けへ相当量がシフトしていると考えられるのである。

また、第 14 図で割当量と売渡量をみると、コメと同様に、割当量が減少しているものの、売渡量が増加することで、そのギャップが解消されつつある。小麦の場合も、中央政府が輸出売却から PDS へ売却先をシフトしようとする意図がみてとれるのである

第25表 小麦の中央保管からの売却先

(単位:1,000トン)							
	PDS		輸出向売却		その他		計
	数量	割合(%)	数量	割合(%)	数量	割合(%)	
2002/03	9,780	37	6,793	26	9,912	37	26,485
03/04	10,808	44	7,220	30	6,292	26	24,320
04/05	11,162	66	930	6	4,790	28	16,882
05/06	11,189	67	0	0	5,519	33	16,708
06/07	10,259	86	-	-	1,616	14	11,875
07/08	10,568	86	-	-	1,679	14	12,247
08/09	9,662	65	-	-	5,223	35	14,885
09/10	13,936	62	-	-	8,448	38	22,384
10/11	17,307	75	-	-	5,759	25	23,067
11/12	18,753	77	99	0	5,416	22	24,267
12/13	21,829	66	3,074	9	8,339	25	33,242
13/14	20,432	67	2,429	8	7,754	25	30,615
14/15	17,727	80	39	0	4,389	20	22,155

資料：FCIウェブサイトより。



第14図 小麦の中央保管からの割当量と売渡額

資料：FCIウェブサイトより。

以上から、国際市場へのインパクトという意味では、2000 年代初め頃と比較すれば、近年は小さくなっているといえる。ただし、既述の通り、依然としてコメと小麦の在庫量は膨大である。この膨大な在庫がなぜ輸出に向かわないのかは現段階では不明であるが、国際市場のキャパシティの問題（特にコメ）や、過去にダンピングによる大量輸出が国内で大きな批判を浴びたことなど、様々な要因が考えられる。仮に、何らかの理由でそのような大量の在庫が輸出されることになった場合、特にコメのインパクトは非常に大きなものになる可能性があるだけに、その動向を注視していく必要があるといえるだろう。

（３） 食料安全保障法による新たな PDS

2013 年に食料安全保障法が成立したことにより、PDS は初めて法的根拠をもつ制度となった。しかし、本稿の執筆段階においては、この新たな制度はまだ動き出したばかりのため、成果を評価することはできない。そこで、ここでは、新旧 PDS で何が異なるのか、何が問題になりそうなのか、今後起こりうる新たな動きなどについて、Balani(2013)を参考にしながら、紹介していくこととする。

１） 新旧 PDS の相違点

既述の通り、2013 年に成立した食料安全保障法により、PDS が大きく変わろうとしている。はじめに、新旧 PDS の相違点をまとめた第 26 表をみていこう。特に大きな変更としては、受益者数（有資格者数）の大幅な増加がある。旧制度と比較して、新制度では約 2.2 倍の世帯が対象となるため、穀物の必要量は 5,637 万トンから 6,143 万トンとなる。

第26表 新旧PDSの相違点

	旧制度		食料安全保障法
受領資格/対象数	貧困層(BPL(Below Poverty Line))※1 6,520万世帯 ※2		農村部人口の75%、都市部人口の50% (全人口の70%、約8億人) (約1億4千万世帯)
	最貧困層(AAY(Antyodaya Anna Yojana))※3 2,430万世帯(BPLの内数)		
配給量	1ヶ月35kg/世帯 ※4		1ヶ月5kg/人(現行のAAYに対する35kg/世帯は継続) (一世帯5人として一ヶ月25kg/世帯)
配給価格	コメ:5.65ルピー/kg 小麦:4.15ルピー/kg	コメ:3.00ルピー/kg 小麦:2.00ルピー/kg	コメ:3.00ルピー/kg 小麦:2.00ルピー/kg 雑穀(coarse grains):1.00ルピー/kg
	(参考) 貧困層以上(Above Poverty Line)配給価格 コメ:7.95ルピー/kg 小麦:6.10ルピー/kg		
必要穀物量	5637万トン	1ヶ月85.1万トン(2012年12月31日現在)	6,143万トン
財政負担	約1兆ルピー		1兆2,474億ルピー ※5

資料：インド消費者省食料公的配給局ウェブサイトなどより。

注 1) 人口及び貧困推計に基づき算出（2000年12月1日）。

2) 総世帯数は1億9,267万（2001年）。

3) 公的配給制度を最貧困層（poorest of the poor）に集中させるために2000年12月より開始。以降、3回に渡り対象を拡大（当初は1000万世帯）。

4) 2002年4月、25kg/世帯から拡大。

5) 給食等、その他施策による経費を含む。

2) PDS 実施上の諸課題

PDS を実施する上で、これまで、様々な問題が生じている。どのような問題であろうか。以下でみていこう。

i) 費用の問題

最大の問題は、既にみたように、インド政府の財政負担を膨張させている費用の問題である。中央政府が安定的に穀物を買上げ、生産者に対して生産インセンティブを与えるため、近年の MSP は上昇を続けている。一方で、CIP は 2002 年から据え置きが続いているため、食料補助金が増加の一途をたどり、対 GDP 比で約 1%に達しているのである。穀物の過剰州から不足州への輸送コストや、大量に買上げた穀物の保管のためのコストもそれを助長している。

新しい食料安全保障法により、PDS の有資格者が飛躍的に増加することは先述した通りである。これにより、穀物買上量のさらなる増加が必要であり、MSP の上昇は避けられない状況にあるといえる。また、これまで以上に穀物を買上げれば、輸送や保管のコストもこれまで以上に大きくなる。そのため、食料安全保障法実施のために必要な費用を食料省などいくつかの機関が算出したところ、年間 1 兆 1,200 億ルピー〜2 兆ルピーという莫大な費用が発生することが予想されている。

ii) 有資格者の判別

配給を受ける資格のある者を判別する際、必ずしもそれが正確に行われているとはいえない。穀物を受取る資格のある者が受取れず、受取る資格がない者が受取るというケースが多くある。BPL（貧困線以下）センサス作成のための専門チームによると、25%の非貧困世帯が BPL に含まれている一方、61%の有資格者が除外されていると見られるとのことである。

また、「ゴーストカード」と呼ばれるものの存在がある。「ゴーストカード」とは、存在しない人々の名前で作られたカードであり、これにより不正に受け取られた穀物が市場用として流用されるケースも多くある。

iii) 穀物ロスの問題

穀物ロスの要因は 2 つある。1 つは保管キャパシティの不足による腐敗であり、もう 1 つは流通過程での不正流用である。穀物在庫が膨張を続ける一方で、それを保管する倉庫キャパシティは緩やかにしか増加していない。そのギャップ（不足分）は、2007/08 年の 590 万トンから 2011/12 年の 3,320 万トンに増加している。2012 年現在、コメと小麦の穀物在庫は 8,500 万トンで、FCI が利用できる倉庫キャパシティの 2 倍近くになっている。これにより、一定量の穀物が屋根のない場所などに保管されるため、腐敗によるロスが生じているのである。

また、公正価格店（PDS の末端に位置する小売店）や市場等への輸送中に穀物が流用されることがある。Planning Commission は、全インドで、PDS 用のコメと小麦の 36%が

流用されていると発表した。標本調査のデータによると、2009/10 年、中央政府から州政府への総割当量 4,760 万トンのうち、4,240 万トンが州に売渡された。しかし、40%の流用が含まれているため、実際に消費されたのは 2,530 万トンだけである。

3) PDS の強化・再構築のための試案および代替案

以上のような問題は、新しい PDS を実施する上でも大きな課題である。そのため、それを解決するため、政府によって考えられているいくつかの方策があるので、以下で紹介していこう。

i) ID カードの導入, IT の導入, ユニバーサル PDS の導入

インドでは、バイオメトリクスを利用した ID カードの導入が進んでいる (Aadhaar と呼ばれる)。これを PDS と連携させることで、不正利用者が介入できないようにし、有資格者を間違いなく判断しようとするものである。

インド中部に位置するチャッティースガル州では PDS をコンピュータで管理することにより、効率化が進められた。これを進めたのはチャッティースガル州の政権与党であった BJP で、2014 年にインド連邦政府の政権を奪取した同党が、この方式を「チャッティースガル方式」と呼んで、インド全土で広げようとする動きがある。このコンピュータ化により、これまで PDS の流通過程のモニタリングシステムがなかったが、有資格者へ正確に穀物等を届けることができるようになると考えられている。

また、「ユニバーサル PDS」という方法もある。1997 年まで PDS は全国民を対象としたものであったが、タミル・ナードゥ州では、それ以降も全人口を対象にしたユニバーサル PDS を続けた。これにより、同州では、有資格者の判別に間違いが起こることはない。このような方法も、ターゲッティングのミスをなくす一つの方法として考えられている。

ii) 「送金」と「フード・クーポン」による PDS の代替

また、PDS の代替手段として、送金 (Cash Transfer) や食料クーポン (Food Coupons) が検討されている。この制度では、有資格者は、州政府から穀物の交換が可能な現金かクーポンが与えられることになる。これは、ターゲットグループ (貧困世帯) に直接現金を提供するので、(i) コストの削減、(ii) 有資格者が購入する際の選択肢の拡大、(iii) 競争的な価格の誘発という利点がある。

しかし、送金の制度を行う場合、物価調整されなければ、有資格者は損失を被ることになる。また、有資格者の判別の問題も残ることや、有資格者の銀行や郵便局へのアクセスの乏しさが問題になる可能性もある。2013 年 1 月現在、インド消費者問題・食料・公共配給省 (Ministry of Consumer Affairs, Food and Public Distribution) は、6 つの連邦直轄地でこの制度のパイロットスキームを導入している。

食料クーポンは、PDS に代わるもう 1 つの代替手段である。有資格者はお金の代わりにクーポンが与えられるが、そのクーポンは、どの食料品店からでも穀物を購入するのに使用できる。このシステムの下では、公正価格店に対して、補助金が付されたレートでは穀物は

売渡されない。小売店は、地域の銀行へクーポンを持って行き、現金に換える。Economic Survey 2009-10 レポートによると、そのようなシステムは経営上のコストを減らす可能性があるという。また、食料クーポンを利用する場合、小売店のオーナーがすべての客に同じ価格で販売することになるため、貧しい客を拒否するインセンティブが働かないので、不正を減らす。さらに、BPL の客がより多くの選択肢を持つことができる（BPL の人々は、低質な穀物を売ろうとする店を避けることができる）。

しかし、いくつかの問題もある。食料クーポンは偽造されうる。また、有資格者へ食料クーポンが正確に配達されるかどうかという問題もある。参加している小売店に対して補助金の返済（償還）をタイムリーに確実に行えるかどうかの問題もある。

5. まとめ

本稿では、最初にインドの政治・経済および農業の近年の動向を整理した後、新しい法律の制定や政権交代などにより大きく変化を遂げようとしている PDS について、国内外におけるインパクトや今後の展望を検討した。

PDS のインド国内におけるインパクトとしては、コメと小麦の在庫が膨張していることで、2000 年代後半以降食料補助金が急増し、近年では対 GDP 比で約 1%に達しており、中央政府財政を圧迫している。国際市場に対するインパクトをみると、1990 年代後半から 2000 年代はじめにかけては、膨張する在庫を処理するためにコメ・小麦の大量輸出が行われていたが、近年では、輸出として売却される量が PDS の分配量にシフトすることで、国際市場へのインパクトは小さなものとなっている。とはいえ、依然として大量の在庫が積み上がっている状況に変わりはないため、何らかの理由により、再び中央保管からの輸出向売渡が大量に行われる可能性がないとはいえない。特にコメについては、国際市場におけるインドの影響力が大きいだけに、注視を続けていく必要があるといえるだろう。

また、新たな食料安全保障法が成立したことで、国内におけるコメや小麦の買上量に大きな変化がみられることも予想されることから、この動きにも注視していく必要がある。

[注]

¹ JETRO(Online)などを参考に整理した。

² ここは大部分を日本貿易振興機構(2014)からの引用などにより記述している。

³ 第 1 表と第 4 表は日本貿易振興機構(2014)からの抜粋により、各年の 1 月から 12 月のデータを使用した。農産物貿易については、そのデータが入手できないため、第 2 表と第 3 表は 4 月から翌年 3 月のデータでみていくこととする。

⁴ USDA(2014b)を参考に整理した。

⁵ USDA(2014a)を参考に整理した。

⁶ USDA(2014c)を参考に整理した。

⁷ 首藤(2006)などを参考にまとめた。

[引用文献・参考文献]

- ARC 国別情勢研究会(2014)『ARC レポートー経済・貿易・産業報告書 2014/15 インド』。
- FAO(Food and Agriculture Organization of The United Nations) ウェブサイト(FAOSTAT),
<http://faostat.fao.org/site/368/default.aspx#ancor> (2013 年 1 月 13 日参照)
- FTPA(Department of Commerce, System of Foreign Trade Performance Analysis) ウェブサイト
<http://commerce.nic.in/ftpa/default.asp> (2014 年 1 月 30 日参照)
- 藤田幸一(2012a)「インドの食糧需給ーその構造と現状, および将来展望ー」『平成 22 年 世界の食料需給
の中長期的な見通しに関する研究 研究報告書』。
- 藤田幸一(2012b)「インドの米需給と関連する諸政策」『世界の米需給動向と主要諸国の関連政策』(日本農
業研究シリーズ No.18)。
- 藤田幸一(2010)「インドの食料政策と砂糖をめぐる動向」『砂糖類情報』2010 年 5 月号。
- 藤田幸一(2008)「インドにおける農業・貿易政策決定メカニズム」『平成 19 年 アジア地域食料農業情報調
査分析検討事業実施報告書』。
- 藤田幸一(2006a)「インドの農業・貿易政策の概要」『平成 17 年 地域食料農業情報調査分析検討事業 アジ
ア大洋州地域食料農業情報調査分析検討事業実施報告書』。
- 藤田幸一(2006b)「インドの食料問題と食料政策ーその構造と展望ー」『国際開発研究』15(2)。
- 藤野信之(2006)「インドの食料需給と農産物貿易」『農林金融』59(8)。
- GOI(Government of India), Ministry of Agriculture (2011), *Agricultural Statistics At a Glance 2011*.
http://eands.dacnet.nic.in/latest_2006.htm (2013 年 1 月 13 日参照)
- GOI(Government of India), Ministry of Agriculture (2012a), *Agricultural Statistics At a Glance 2012*.
http://eands.dacnet.nic.in/latest_2006.htm (2014 年 1 月 30 日参照)
- GOI(2012b), *Household Consumption of Various Goods and Services in India 2009-10*.
- GOI, Ministry of Agriculture(2010), *Basic Animal Husbandry Statistics 2010*.
- GOI, Ministry of Agriculture(2012b), *Basic Animal Husbandry Statistics 2012*.
<http://dahd.nic.in/dahd/WriteReadData/9.%20Part%20VI%20GDP%20of%20Livestock%20sector%20BAHS%202012.pdf> (2014 年 1 月 30 日参照)
- GOI, Ministry of Agriculture, Commission for Agricultural Costs and Prices ウェブサイト,
<http://cacp.dacnet.nic.in/> (2014 年 1 月 30 日参照)
- GOI, Ministry of Finance, *Economic Survey*.
<http://indiabudget.nic.in/survey.asp> (2013 年 1 月 13 日参照)
- GOI, Ministry of Finance, *Union Budget*.
<http://indiabudget.nic.in/budget.asp> (2014 年 2 月 6 日参照)
- GOI, Ministry of Commerce and Industry, Office of the Economic Advisor ウェブサイト,
<http://www.eaindustry.nic.in/> (2014 年 1 月 30 日参照)
- GOI, Planning Commission(2011), *Faster, Sustainable and More Inclusive Growth –An Approach to the
Twelfth Five Year Plan(2012-17)-*.
http://planningcommission.nic.in/plans/planrel/12appdrft/appraoch_12plan.pdf

(2013 年 1 月 13 日参照)

GOI, Planning Commission(2008) , *Eleventh Five Year Plan 2007-12*.

http://planningcommission.nic.in/plans/planrel/fiveyr/11th/11_v1/11th_vol1.pdf

(2013 年 1 月 13 日参照)

IMF ウェブサイト,

<http://www.imf.org/external/pubs/ft/weo/2013/02/weodata/weorept.aspx?sy=2011&ey=2018&scsm=1&ssd=1&sort=country&ds=.&br=1&c=534&s=LP&grp=0&a=&pr1.x=34&pr1.y=12>

(2014 年 1 月 30 日参照)

India Online Pages ウェブサイト,

<http://www.indiaonlinepages.com/population/index.html> (2013 年 1 月 13 日参照)

JETRO(Online) 政治 : http://www.jetro.go.jp/world/asia/in/basic_02/

経済 : http://www.jetro.go.jp/world/asia/in/basic_03/

久保研介(2011)「迷走する食糧政策－国家食糧安全保障法案をめぐる考察」『アジア研ワールド・トレンド』

No.187. http://d-arch.ide.go.jp/idedp/ZWT/ZWT201104_005.pdf

(2013 年 1 月 13 日参照)

久保研介(2009)「インドー貧困を抱えるコメ輸出大国のジレンマ」, 重富真一・久保研介・塚田和也『アジア・コメ輸出大国と世界食料危機－タイ・ベトナム・インドの戦略－』。

草野拓司(2014)「カントリーレポート：インド」『平成 25 年度カントリーレポート 中国, タイ, インド, ロシア』(プロジェクト研究 [主要国農業戦略] 研究資料 第 1 号)。

草野拓司(2013a)「インドにおける砂糖消費と生産の動向」『農業』2013 年 6 月号。

草野拓司(2013b)「カントリーレポート：インド」『平成 24 年度カントリーレポート ロシア, インド』(行政対応特別研究[主要国横断]研究資料第 2 号)。

日本貿易振興機構(2014)『2014 年版ジェトロ世界貿易投資報告 日本を国際ビジネス循環の基に』。

<http://www.jetro.go.jp/world/gtir/2014/pdf/2014-in.pdf> (2015 年 1 月 19 日参照)

日本貿易振興機構(2012)『インド市場と市場開拓』。

農林水産省(2013)『海外食料需給レポート 2012』。

Ramesh Chand(2005), “India’s Agro Export Performance and Competitiveness in Changed International Scenario” *Indian economy and society in the era of globalisation and liberalization*.

Reserve Bank of India ウェブサイト,

<http://www.rbi.org.in/home.aspx> (2012 年 8 月 24 日参照)

<http://www.rbi.org.in/scripts/PublicationsView.aspx?id=15123> (2014 年 1 月 30 日参照)

Balani.S. (2013)*Functioning of the Public Distribution System –An Analytical Report-*.

櫻井武司・高橋大輔(2007)「インドの食料配給制度改革と穀物貿易」『FTA・WTO 体制下のアジアの農業, 食品産業と貿易』。

重松伸司・三田昌彦編(2003)『インドを知るための 50 章』。

須田敏彦(2010)「インドにおける農業と農業政策の概要」『主要国の農業・農業政策と WTO 農業交渉』(日本農業研究シリーズ No.17)。

須田敏彦(2006)「食料需給の構造と課題」, 内川秀二編『躍動するインド経済 光と陰』。

首藤久人(2007)「インド公的分配システムの地域性と中央・州関係」『2007年度日本農業経済学会論文集』。
首藤久人(2006)「公的分配システムをめぐる穀物市場の課題」, 内川秀二編『躍動するインド経済 光と陰』。
高橋大輔・櫻井武司(2007)「インド公的食料分配システムの政治経済学—経済自由化における食料安全保障—」『2007年度日本農業経済学会論文集』。

The World Bank ウェブサイト(World Development Indicators),

<http://data.worldbank.org/data-catalog/world-development-indicators> (2013年1月13日参照)

USDA(United States Department of Agriculture), Foreign Agricultural Service, PSD Online

<http://www.fas.usda.gov/psdonline/psdQuery.aspx>

USDA(2014a), “India, Dairy and Products Annual , 2014” *Gain Report*.

USDA(2014b), “India, Grain and Feed Annual , 2014” *Gain Report*.

USDA(2014c), “India, Livestock and Products Annual , 2014” *Gain Report*.

第2章 カントリーレポート：アルゼンチン

泉原 明

はじめに

アルゼンチンは日本から見ると地球の反対側にあり、二国間の直接の貿易額もそれほど大きくはないことから、あまり馴染みがある国ではない。しかし、世界への主要穀物供給の面では、米国、ブラジルに次ぐ重要な位置を占めている。特に大豆は世界の需要の4分の1を供給しており、アルゼンチンの生産動向は世界市場に大きな位置を占めるようになってきた。

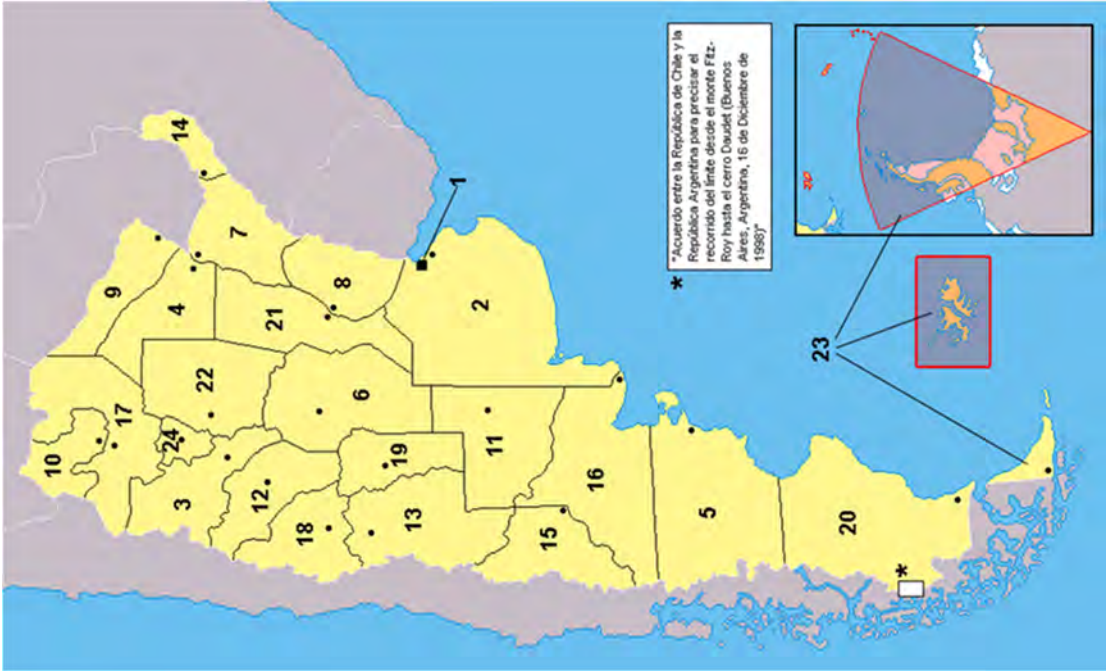
主要穀物の増産と並行して、2000年前後から、アルゼンチン農業の内部では、農家の大規模化、新技術の開発・導入、初期投資の増大と金融資本の農業への流入、専門職による企業的な農業形態である「ネットワーク型コーディネーションモデル」など、様々な要素において大きな変化が進行しつつある。

2003年に登場したキルチネル政権から現在のフェルナンデス政権にかけての農業に関する政策は、輸出登録・輸出課徴金（輸出税）制度、供出法の発動、外国人土地所有制限法の制定、輸送インフラの整備等が挙げられる。

また、2001年末にアルゼンチンで発生したデフォルトは、全世界に大きな影響を及ぼした。アルゼンチンは債務処理を継続してきたが、2014年に米国における Holdout との法廷闘争で敗れ、新たなデフォルトが発生し、混乱が続いている。

近年起きたこれらの変化が、アルゼンチン農業に与える影響について、示していく。

本レポート作成にあたっては、アルゼンチンの農業、貿易の現状と、その状況に至る背景を、主として現地の資料に基づき分析して簡潔に記述するように心がけた。なお不足の部分も多々あると思うが、アルゼンチンの農業を理解する一助となれば幸いである。



第 1 図 アルゼンチンの行政区分図及び各州の基礎データ

番号	州 名	州 都	人 口 (2010年)	面積 (km ²)	1人当りGDP (US\$, 2008年)
1	ブエノスアイレス市		2,890,151	200	23,309
2	ブエノスアイレス州	ラ・プラタ	15,625,084	307,571	7,310
3	カタマルカ	サン・フェルナンド・デル・バ ジェ・デ・カタマルカ	367,828	102,602	6,009
4	チャコ	レジステンシア	1,055,259	99,633	2,015
5	チュブ	ラウソン	509,108	224,686	15,422
6	コルドバ	コルドバ	3,308,876	165,321	6,477
7	コリエンテス	コリエンテス	992,595	88,199	4,001
8	エントレリオス	パラナ	1,235,994	78,781	5,682
9	フォルモサ	フォルモサ	530,162	72,066	2,879
10	フワイ	サン・サルバドル・デ・フワイ	673,307	53,219	3,755
11	ラバンパ	サンタ・ロサ	318,951	143,440	5,987
12	リオハ	リオハ	333,642	89,680	4,162
13	メンドーサ	メンドーサ	1,738,929	148,827	9,079
14	ミシオネス	ミシオネス	1,101,593	29,801	3,751
15	ネウケン	ネウケン	551,266	94,078	26,273
16	リオネグロ	ヴィエドマ	638,645	203,013	8,247
17	サルタ	サルタ	1,214,441	155,488	4,220
18	サンファン	サン・ファン	681,055	89,651	5,642
19	サンルイス	サン・ルイス	432,310	76,748	5,580
20	サンタクルス	リオ・ガジェゴス	273,964	243,943	30,496
21	サンタフェ	サンタフェ・デ・ラ・ベラ・クルス	3,194,537	133,007	8,423
22	サンチャゴ・デル・エステロ	サンチャゴ・デル・エステロ	874,006	136,351	3,003
23	ティエラ・デル・フエゴ	ウシュアイア	127,205	21,571	20,682
24	トゥクuman	サン・ミゲル・デ・トゥクuman	1,448,188	22,524	3,937
	アルゼンチン全体		40,117,096	2,780,400	8,269

注1) アルゼンチンはティエラ・デル・フエゴ州として、上記のティエラ・デル・フエゴ島及び周辺の島の他に、第1図赤枠内のマルビナス諸島11,410 km²、南極大陸964,847 km²、南ジョージア諸島3,560 km²、南オalkダス諸島750 km²、南サントウィチ諸島307 km²を領土と主張している。本稿では赤枠内の面積は含まない。

注2) *印部分の国境の詳細は、1998年のチリとアルゼンチンとの間の合意(Ley25110)に基づく。

資料：INDEC より作成。

1. アルゼンチンの国土の輪郭

(1) アルゼンチンの位置，国土面積及び地域区分

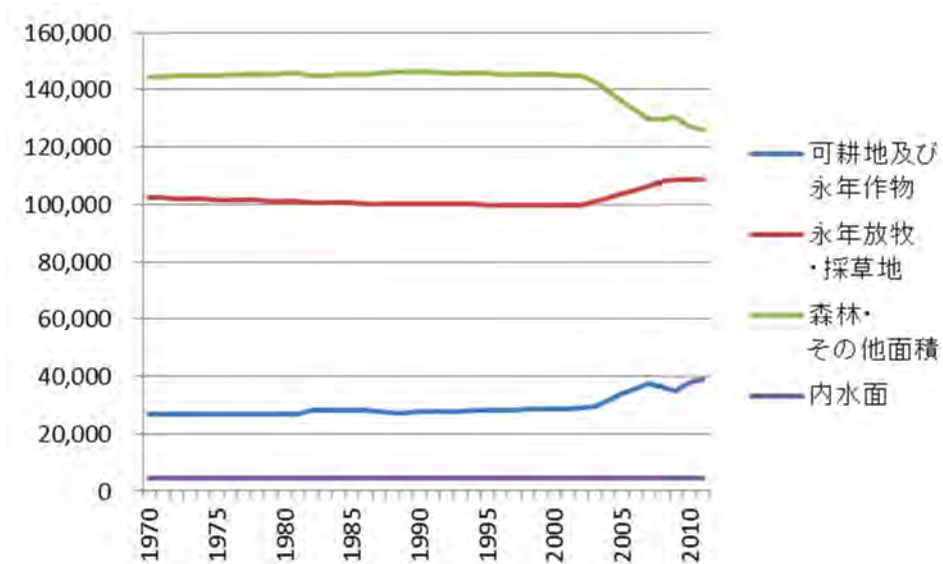
アルゼンチンは，南米大陸南部，アンデス山脈の東側に位置する。

第 1 図に示すように，アルゼンチンの国土面積は南米大陸（フエゴ島を含む）2,780,400Km²。その他の自国領土と主張している土地は，マルビナス（フォークランド）諸島 11,410 Km²，南極大陸 964,847 Km²，南ジョージア諸島 3,560 Km²，南オルカダス諸島 750 Km²，南サンドウィチ諸島 307 Km²，がある。本稿では南米大陸本土のみを説明対象とする。

行政区分は，23 州及びブエノスアイレス特別区で構成される。

この他に，共通する地域特性でまとめて全国の州を 5 つに分ける地域区分として，**パンパ**（ブエノスアイレス，コルドバ，エントレリオス，ラパンパ，サンルイス，サンタフェ），**北西部**（**NOA**：カタマルカ，フワイ，ラリオハ，サルタ，サンチアゴデルエステロ，トゥクマン），**北東部**（**NEA**：チャコ，コリエンテス，フォルモサ，ミシオネス），**クージヨ**（メンドーサ，サンフアン），**パタゴニア**（チュブ，ネウケン，リオネグロ，サンタクルス，ティエラデルフエゴ）がある。

(2) 土地利用状況の変化



第 2 図 土地利用区分毎の変化（単位：千 ha）

資料：FAOSAT.

国土面積 2,780,400 Km²のうち，土地面積（可耕地及び永年作物，永年放牧・採草地，

森林・その他面積)は2,736,690 Km², 内水面積 43,710 Km²である。

土地利用の区分毎の変化は第2図のとおり。1970年以降2000年頃までは目立った増減はなかったが、2000年過ぎから可耕地及び永年作物や永年放牧・採草地が増加し、森林面積・その他面積が減少する変化が顕著になった。

1970年を分母とした2000年の比率(%)は、可耕地及び永年作物が106.37、永年放牧・採草地が97.57、森林・その他面積が100.53であるのに対し、1970年を分母とした2011年の比率は、可耕地及び永年作物が145.03、永年放牧・採草地が106.00、森林・その他面積が87.35であることから、2000年以降の11年間で、可耕地及び永年作物が約40%増加、永年放牧・採草地が約8%増加し、森林・その他面積が約13%減少したことになる。

2. アルゼンチンの政治・経済

(1) キルチネル政権とフェルナンデス政権

2001年末に起きたデフォルトは、アルゼンチン国内だけでなく、全世界に大きな影響を及ぼしたが、2003年5月に新自由主義を批判して成立したネストル・キルチネル政権の下でアルゼンチンの情勢は落ち着きを取り戻し、経済も安定に向かった。

キルチネル政権は、ペソ安や一次産品市況の好調による輸出の増加と賃金・年金の引き上げによる内需の拡大により、経済回復に成功し、高成長を維持した。

国内的には、メネム政権時に民営化した郵便、上下水道、国営石油会社(YPF)等の公共サービスを再国有化し料金凍結を行い、輸出取引数量規制・輸出課徴金(輸出税)及び輸入事前申告制等で貿易を管理した。

2001年のデフォルトの対応としては、2005年2月には民間債務再編を強行し、その後、2010年4月及び12月に、2005年の債務再編に参加しなかった民間債権者に対する債券交換を改めて提示した。

外交においては米英から距離を取り、BRICS、国連総会、MERCOSUR、UNASURという諸国を重視する外交路線を取った。

2007年10月の大統領選挙では現職のネストル・キルチネルは再選を目指さず、妻のクリスティーナ・フェルナンデス・デ・キルチネルが立候補・当選し、12月にアルゼンチン史上初の選挙で選出された女性大統領に就任した。2011年10月フェルナンデス大統領が再選された。

フェルナンデス大統領は、夫で前大統領のネストル・キルチネルを2010年に失い、自身には健康問題があり、景気後退等により各地で暴動・ストライキが発生するなどの社会不安定要素を抱えて、見るべき成果を上げられなかった。

このような政権運営の中で、アルゼンチンは中国及びロシアと急接近しており、2014年3月の国連総会でのロシアによるクリミア併合を無効とする決議案の採決では棄権票を投じた。

同年7月12日にロシア・プーチン大統領、7月18日に習近平主席が相次いでアルゼンチンを来訪し、経済・技術協力に関する協議を行った。

2015年10月には大統領選挙が行われる予定である。

任期中の農業に関する大きな出来事は2つ挙げられる。

ひとつは、2008年3月、輸出課徴金（輸出税）増税をめぐり農業者と対立したこと（3.（5）に記述）。もう1つは、2014年6月に、債務再編の過程で同意を得られなかった債権者（Holdout）との米国における裁判に敗訴し、再度デフォルトとなったことである（参考2参照）。

明るい話題としては、2013年3月13日ブエノスアイレス出身のホルヘ・マリオ・ベルゴリオ枢機卿が第266代ローマ教皇フランシスコに就任したことであろう。

なお、日本に関する話題としては、2013年9月、第125回国際オリンピック委員会（IOC）総会がブエノスアイレスで開催され、東京が2020年オリンピック・パラリンピック開催地に選出された。

（2） 政府の形と予算の構成

大統領と副大統領は国民の直接選挙で選ばれ、大統領の任期は4年で1回のみ連続再選ができる。大統領は国家元首で、法的効果がある政令（大統領令）の発令が認められており、軍の最高指揮官でもあり、大きい権力を持つ。副大統領は上院の議長職を兼ねており、大統領が外遊や病気休職等の際には臨時に大統領として就任する。首相は他の大臣同様大統領から任命される。国会議員は上院72議席（各州3名×24州）及び下院257議席（人口に対して配置、ただし各州最低5名等の規定による）

2014年予算額約8600億ペソの内訳（第1表）を見ると、労働・雇用・社会保障省が約40%と最も大きく、この部門への予算の傾注が見て取れる。次に公共投資部門が約10%、治安・国防部門（安全省、国防省）が約8%となり、国債関連比率が約18%と大きくなっている。農牧水産省への予算配分は1%である。

2014年予算額の2013年のGDPに対する比率は、約25%となっている。

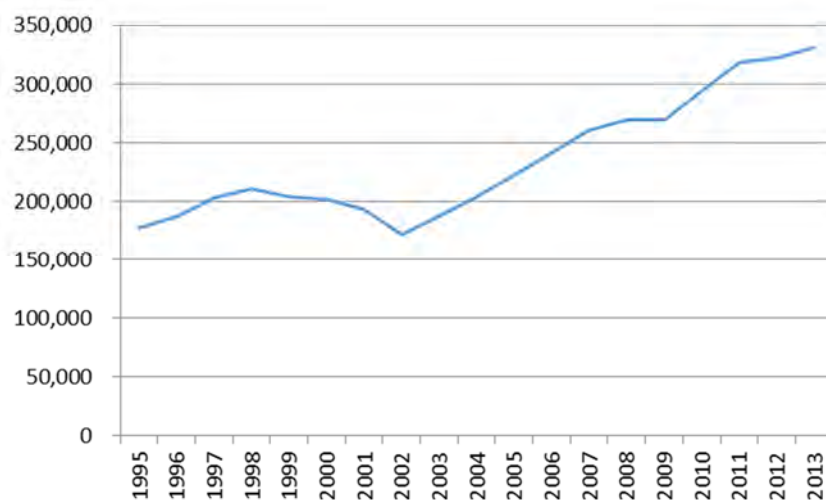
第 1 表 2014 年予算の省庁別配分

省 庁 名	金額(百万ペソ)	比率(%)
立法府	5,885	0.7
裁判所	9,197	1.1
公共省	2,822	0.3
大統領府	4,375	0.5
内閣官房	5,496	0.6
内務・交通省	29,501	3.4
外務・宗務省	3,576	0.4
司法・人権省	6,701	0.8
治安省	36,294	4.2
国防省	35,103	4.1
経済・財務省	9,017	1.0
産業省	1,809	0.2
農牧・漁業省	8,727	1.0
観光省	1,743	0.2
連邦企画・公共投資・サービス省	83,379	9.7
教育省	45,670	5.3
科学・技術・生産革新省	5,578	0.6
労働・雇用・社会保障省	340,990	39.7
厚生省	16,307	1.9
社会開発省	48,822	5.7
国債返済	77,212	9.0
新規国債	81,378	9.5
支出合計	859,582	100.0

資料：経済・財務省HPより作成.

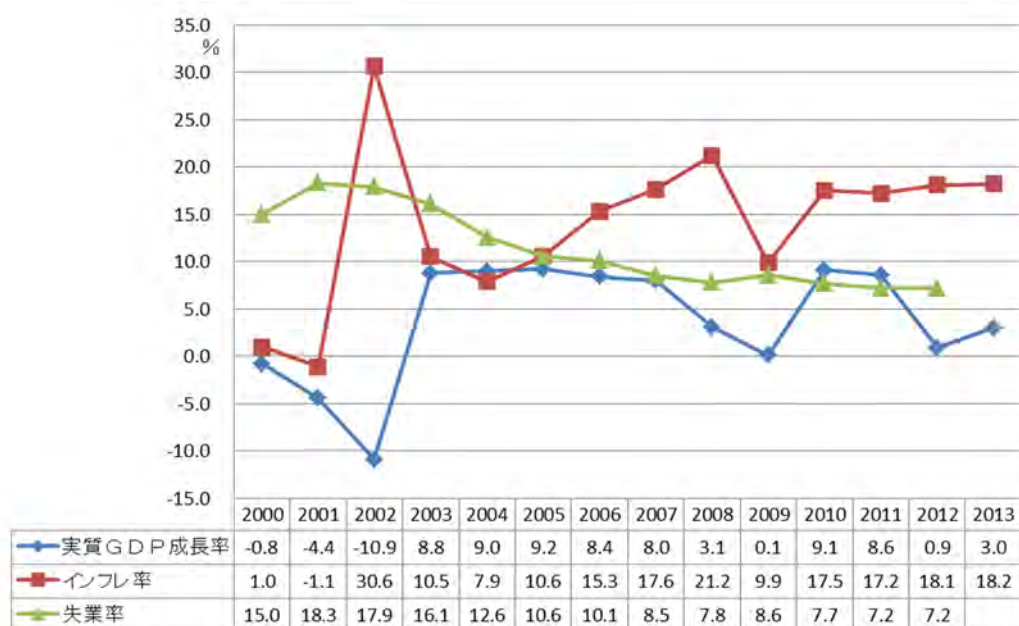
(3) アルゼンチンの主な経済指標等

アルゼンチンの実質GDPの変化は第3図のとおり。2001年のデフォルトで大きく落ち込んだが、2009年リーマンショックの一時を除き、順調に増加していた。また、主な経済指標は第4図のとおり。



第 3 図 アルゼンチンの実質 GDP の変化(単位：百万ドル)

資料：世界銀行より作成.



第4図 主な経済指標の動向

資料：世界銀行より作成。

(4) アルゼンチン政府の主な農業政策

キルチネル政権及びフェルナンデス政権の主な農業関連政策は以下の通り。

①輸出品には輸出課徴金（輸出税）を課し所得の再配分を行っている。特に大豆に対しては、単一栽培を抑制するために高率にしているとされる。（3.（5）詳細参照）

②最近まで政府がインフレ抑制のため小麦価格をコントロールしてきたことから農家の手取りが抑えられたため、生産者の意欲が低下し大豆へシフトする一因となったと言われている。また、2013年にはアルゼンチン国内の小麦生産の減少により国内供給が減じた際に「供給法」が発動され、倉庫等から強制的に小麦粉を市場に放出させるような措置がとられた。

③アルゼンチンにおける穀物輸送の運搬手段は、一般的には農場から港湾まではトラックで、港湾からの輸出は船舶となる。パラナ川沿いの主要港湾のインフラ整備は進んでおり、パラナ川の浚渫もサンロレンソまで6万トンのパナマックス・クラスが運行できるように進められている。既存の鉄道は整備不足で十分な活用ができないとされているが、鉄道を活用すればコスト削減が可能であるとして農業サイドから鉄道整備の要望が強い。

道路、鉄道及び港湾という輸送インフラの整備及びメンテナンスのための資金が必要であるが、そのための資金は、デフォルト問題処理の行き詰まりにより国際金融市場からの調達が困難となっている。

2014年にはエネルギー、輸送等の社会資本整備のための資金・技術の調達を中国及びロ

シアからの支援に求め、整備を開始した。その対価として、中国へは大豆総生産の 60%を支払いに充て、ロシアへは食糧貿易の増加を約束した（2014 年 10 月 14 日ラ・ナシオン紙）。

④農業者は外国人の土地所有の制限を政府に訴えてきたが、農地を重要な生産財として確保するための「外国人土地所有制限法」が 2011 年 12 月 22 日に法律（Ley 26737 – Protección al Dominio Nacional sobre la Propiedad, Posesión o Tenencia de las Tierras Rurales）として成立した。本法案は、外国人が所有できる農村土地面積を全国の農村土地面積の 15%以下に制限すること等を定めるもの。本法案は与党が提出したものであったが、野党議員もほぼ全員が賛成票を投じた。レウテマン上院議員（ペロン党反キルチネル派）は、「亜は特別な土壤を持ち、世界の穀倉とみなされてきた。そのため、この土地を保護し、亜国民の管理下に置く必要がある」と述べ、本法案を支持した。また、ジウスティニアニーニ上院議員（社会党党首）は、本法案を「一步前進である」とした上で、「土地の寡占を制限し、天然資源を保護し、経済発展を保証するための、土地の利用と所有に関する包括的な法律を別途制定することにより補完されなければならない」と述べた。（2011 年 12 月アルゼンチンの政治情勢：在亜日本大使館）

3. アルゼンチンの貿易

（1） アルゼンチンの輸出

1) 主要輸出国

アルゼンチンの輸出金額の多い順に上位 5 カ国を選ぶと、第 2 表のとおり。

2013 年では、ブラジルが最も多く 21%超となる。続いて中国、アメリカ合衆国、チリ、ベネズエラとなっている。ラテンアメリカ統合連合（ALADI）諸国で 40%を超えている。日本は 12 位。

第 2 表 アルゼンチンの主要輸出国（FOB, 百万米ドル）

		2009	2010	2011	2012	2013	対全体率%
2013年の 輸出額順位	輸出額合計	55,672	68,187	84,051	80,246	81,660	100.0
1	ブラジル	11,379	14,425	17,347	16,487	17,440	21.4
2	中華人民共和国	3,948	6,117	6,555	5,379	6,114	7.5
3	アメリカ合衆国	3,681	3,669	4,301	4,097	4,612	5.6
4	チリ	4,387	4,493	4,845	5,052	4,143	5.1
5	ベネズエラ	1,043	1,425	1,867	2,220	2,342	2.9
12	日本	493	854	843	1,207	1,463	1.8

資料：INDEC より作成。

2) 主要輸出品目

アルゼンチンの主要品目別輸出額は第3表のとおり。農畜産品で全輸出額のほぼ半分を占める。なかでも大豆は輸出額全体の四分の一を占め、アルゼンチンにとっての重要な輸出品であることが分かる。

第3表 主要品目別輸出額（2008-2013年、単位：百万ドル）

	2008	2009	2010	2011	2012	2013	対全輸出%
油糧産品	18,394	13,964	18,079	22,027	18,645	20,985	25.7
（内訳）大豆	16,609	12,990	17,317	20,561	17,377	20,032	24.5
ヒマワリ	1,729	934	721	1,367	1,148	795	1.0
その他	57	40	42	98	119	157	0.2
穀物	7,662	3,931	5,417	9,426	10,541	9,442	11.6
（内訳）トウモロコシ	3,593	1,679	3,227	4,697	4,952	6,156	7.5
小麦	3,143	1,430	1,359	3,108	3,499	1,078	1.3
米	234	267	230	357	296	300	0.4
その他穀物	692	555	600	1,265	1,794	1,909	2.3
その他農産加工品	4,398	3,749	4,326	5,496	5,299	5,034	6.2
畜産品	3,753	3,402	3,542	4,265	3,680	4,188	5.1
林産品	982	861	1,031	905	753	798	1.0
水産品	1,304	1,129	1,344	1,481	1,340	1,633	2.0
自動車	7,247	5,982	8,620	10,627	10,169	11,628	14.2
石油・化学製品	8,510	6,772	7,213	7,441	7,661	6,462	7.9
金属・加工製品	4,959	4,451	5,846	6,488	6,314	5,384	6.6
その他輸出品	12,809	11,430	12,770	15,894	15,842	16,104	19.7
輸出額合計	70,019	55,672	68,187	84,051	80,246	81,660	100.0

資料：INDEC より作成。

（2） アルゼンチンの輸入

1) 主要輸入国

アルゼンチンの主要輸入国は第4表のとおり、ブラジルからの輸入が最も多く 26%を占める。続いて中華人民共和国、アメリカ合衆国、ドイツ、メキシコとなっている。ALADI で 35%を超えている。日本は 9 位。

第4表 アルゼンチンの主要輸入国（CIF 価格、百万米ドル）

		2009	2010	2011	2012	2013	対全体率(%)
2013年の順位	輸入合計	38,786	56,793	74,319	68,020	73,656	100.0
1	ブラジル	11,819	17,949	22,181	17,677	19,161	26.0
2	中華人民共和国	4,843	7,678	10,611	9,932	11,341	15.4
3	アメリカ合衆国	5,183	6,125	7,779	8,522	8,069	11.0
4	ドイツ	1,994	3,215	3,646	3,698	3,892	5.3
5	メキシコ	1,164	1,817	2,533	2,251	2,161	2.9
9	日本	909	1,191	1,415	1,498	1,521	2.1

資料：INDEC より作成。

２） アルゼンチンの主要輸入品目

アルゼンチンの主要輸入品目は第５表のとおり。

品目別に見ると、自動車、原子力、航空機、音響機材、医薬品等の高度な技術を要する工業製品が多い。

輸入額全体はこの４年間でほぼ倍増しており、上位輸入品目の金額の伸びも著しい。

第５表 主要品目別輸入金額（ＣＩＦ価格、２００９～２０１３年、単位：百万ドル）

	2009	2010	2011	2012	2013*	対全輸入%
自動車、トラクター等	5,778	10,125	12,880	11,995	14,359	19.5
燃料、鉱物油等	2,436	4,479	9,402	8,736	10,898	14.8
原子力機材、燃料	6,086	8,540	11,050	9,868	10,357	14.1
電気・家電・音響機材、器具	4,972	6,980	8,316	7,665	8,451	11.5
有機化学生産物	2,030	2,660	3,089	3,032	3,043	4.1
プラスチック工業品	1,750	2,428	3,034	2,838	2,787	3.8
医薬品	1,208	1,566	1,790	2,088	2,138	2.9
光学機器、映画、医療機材	928	1,227	1,637	1,612	1,662	2.3
化学工業製品	811	1,185	1,475	1,495	1,577	2.1
ゴム製品	705	1,183	1,494	1,281	1,420	1.9
鉄製品	725	1,423	1,547	1,383	1,161	1.6
鉄製品材料	913	875	1,195	1,136	1,051	1.4
紙、セルロース	742	1,010	1,152	1,042	1,025	1.4
鉱物材料	310	894	1,325	696	881	1.2
肥料	335	940	1,442	966	853	1.2
貴金属、希少金属	595	751	847	780	753	1.0
航空機	1,121	1,357	970	1,020	613	0.8
化粧品、香水	389	460	537	535	575	0.8
その他	6,952	8,710	11,137	9,852	10,052	13.6
輸入合計	38,786	56,793	74,319	68,020	73,656	100.0

資料：INDEC より作成。

（３） 日本との二国間貿易

日本との二国間貿易の相手国としてのアルゼンチンの位置は第６表のとおり。輸出・輸入額とも数字的にはそれほど大きくない。

日本からの輸出金額は、全世界に対して中南米全体が 5.1%で、アルゼンチンは 0.15%となる。

第６表 日本の貿易対象国としての中南米及びアルゼンチン（２０１３年、単位：１０億円）

日本から世界への輸出	中南米全体への輸出	対世界%	アルゼンチンへの輸出	対世界%
69,774	3,560	5.1	108	0.15
世界から日本への輸入	中南米全体からの輸入	対世界%	アルゼンチンからの輸入	対世界%
81,243	3,293	4.1	180	0.22

資料：財務省より作成。

日本への輸入金額は、全世界からのものに対して中南米全体からが 4.1%で、アルゼン

チンは 0.22%となる。

アルゼンチンの主要輸出品の農産物の輸入も、大豆は 300 トンにすぎず、トウモロコシだけが米国、ブラジルに次いで 3 番目の輸入国であり、その量は 191 万トンとなっている。

(4) 主要穀物の生産及び輸出でアルゼンチンが世界に占める割合

第 7 表に主要穀物の生産量及び輸出量でアルゼンチンが世界に占める割合を示す。

世界に対するアルゼンチンの生産量の割合は、大豆 18.7%、トウモロコシ 2.7%、小麦 2.1%である。

第 7 表 主要穀物生産量及び輸出量でアルゼンチンが世界に占める割合 (2011 年)

穀 物	世界生産量 (千トン)	アルゼンチン (千トン)	比率 (%)	世界輸出量 (千トン)	アルゼンチン (千トン)	比率 (%)
大 豆	261,940	48,879	18.7	165,528	42,069	25.4
トウモロコシ	887,855	23,800	2.7	109,646	15,806	14.4
小 麦	699,390	14,501	2.1	148,271	8,411	5.7

資料：FAOSAT.

輸出量の対世界比率は大豆 25.4%、トウモロコシ 14.4%、小麦 5.7%となっている。特に大豆油及び大豆粕においては輸出量は世界 1 位であり (第 8 表)、大豆と合わせた合計の輸出量は米国をわずかに凌いだ。

国内生産量に対する輸出量の比率は、大豆は 86%、トウモロコシは 66%、小麦は 58%であり、いずれの作物も輸出に重点を置いて生産している様子がうかがえる。

以上のように、アルゼンチンの穀物生産は世界への供給において大きな位置を占めている。

第 8 表 大豆、大豆油及び大豆粕の輸出上位国 (2011 年)

順位	国 名	輸出量(千トン)			
		大 豆	大豆油	大豆粕	合 計
1	米 国	34,311	1,000	6,701	42,012
2	ブラジル	32,986	1,741	14,355	49,082
3	アルゼンチン	10,820	4,417	26,832	42,069
4	パラグアイ	5,010	233	1,017	6,260
5	カナダ	2,651	69	118	2,838

資料：FAOSAT.

(5) アルゼンチンの輸出入制度

1) 輸出登録制度及び輸出課徴金 (輸出税) 制度⁽¹⁾

アルゼンチンの現在の輸出制度では、自国内の供給確保と価格の安定のための輸出取引数量規制を目的として、主要な農産物については輸出登録制度が設けられており、輸出契約の翌日に輸出申告書を税関に登録し、許可を得ることが必要となっている。その後、穀物輸出課徴金（いわゆる輸出税）が課せられることになる。2014 年末の輸出税率は、品目により異なるが、農畜産物の場合、FOB 価格に対し 0%から 35%と定められている。一例を挙げると、大豆 35%、大豆粉 32%、大豆油 32%、小麦 23%、小麦粉 13%、トウモロコシ 20%、ヒマワリ油 30%、牛肉及び牛皮 15%、乳製品 0%である⁽²⁾。

アルゼンチンでは輸出税は政府の主要な財源とみなされている。第 3 表の 2013 年の農牧水産業の輸出品目の各々の額に輸出税率を掛けて公式レート（2013 年は 5.46 ペソ／米ドル）で換算して概算を出すと、輸出税による国庫収入の総額は約 600 億ペソとなるが、この国庫への貢献と比べれば農牧水産省への予算支出として還元される額（約 87 億ペソ）はかなり少ないものとなっている。

農業者は、政府の農業部門に対する税收の依存が国際競争力を減じており、他方で農業部門への還元率が低いとして、政府に対して反発しているとされている。

輸出税制度は、1994 年、油糧種子に対して 3.5%の税率で創設された。

2002 年経済省決議第 11 号により全輸出品に輸出税が課せられることになり、その後何度も改訂され、2007 年 11 月には過剰輸出の回避のために穀物、大豆油、大豆粕の税率が引き上げられた。

2008 年 3 月 11 日、政府は穀物の輸出税制度を改正する旨発表した。このことが、農業者と政府の対立を激化させた。

それまでの輸出税制度は、穀物毎に価格の変動とは関係なく税率が固定されたが、新制度は国際価格に応じて税率を変動させる制度である。2008 年 3 月の穀物価格を基に適用税率を算出すると、各品目の税率は、大豆 44%（従来の税率は 35%）、ヒマワリ 39%（同 32%）、小麦 27%（同 28%）、トウモロコシ 24%（同 25%）となる。

政府の説明によれば、この輸出税制度の改正の目的は、①大豆生産への一辺倒を避け、大豆生産拡大を抑制すること、②小麦やトウモロコシに係る輸出税を引き下げることにより、基礎食料の生産意欲を高めること、③農牧業内部の均衡を高め、穀物の国際価格の高騰が国内価格に影響するのを回避し、国内供給を保障すること等であった。

政府が輸出税制度の改正を発表した後は、大統領支持派と反対派との集会・ストが繰り返された。

「穀物輸出課徴金制度の改正」に関する法案一部修正案が下院本会議において可決されたが、7 月 17 日の上院本会議の投票結果は、賛成 36 票、反対 36 票の同数となり、憲法の規定に従いコボス上院議長（兼副大統領）の決断に委ねられたが、議長は反対票を投じ、同修正案は否決された。

この間、4 ヶ月以上にわたる農民や運送業者の道路封鎖等により、穀物輸出や食料・燃料の都市への供給に大きな影響が出た。

1 年後、政府と農牧団体の各代表は大統領府において農牧問題について協議を行ったが、農牧団体側が強く要求していた輸出税の撤廃・引き下げについては、政府側は財政事情を理由に輸出税を引き下げる余地はないとして可能性を否定した。

2) 輸入における事前宣誓供述書制度

輸入については、経常収支改善のため 2012 年 1 月から「事前宣誓供述書制度」が創設され、すべての消費財輸入が許可制となり、輸入者は「輸入計画書」の提出が義務付けられた⁽³⁾。

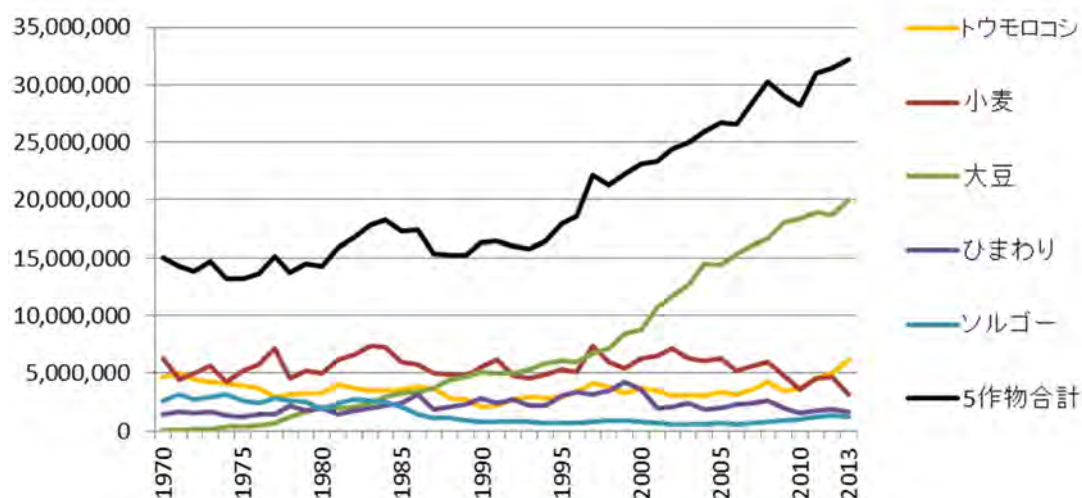
これに対し、米日 EU 等は 2012 年 8 月に WTO に提訴し、2014 年 8 月に紛争解決小委員会はアルゼンチンの輸入制限措置に対して是正勧告を行った⁽⁴⁾。

4. アルゼンチンの主要作物の播種面積等の変遷

(1) 主要作物の作付け状況

1) 主要 5 作物の播種面積

1. (2)「土地利用状況の変化」において示したように、「可耕地及び永年作物」の面積は 1990 年代までそれほど変化はなかったが、2000 年代になって急激に増加が始まり、現在では 1970 年に比べて 45% 程度増加している。この面積変化の要因を把握するために、アルゼンチンにおける主要な 5 作物（大豆、トウモロコシ、小麦、ヒマワリ、ソルゴー（ソルガム））の各作物単独及び合計の播種面積の変遷を示したものが第 5 図である。



第 5 図 主要 5 作物の播種面積の変遷（単位：千 ha）

資料：FAOSAT 及び SIIA より作成。

小麦は歴史的に主要作物の中で最も多く栽培されてきた。播種面積は 1970 年代から約 500 万 ha から 700 万 ha の間で増減を繰り返しながら推移してきたが、2012 年には 310 万 ha 台にまで落ち込んだ。ヒマワリは 200 万 ha から 300 万 ha の間で推移してきたが、近年では 200 万 ha を常に下回っている。ソルゴーは 60 万 ha から 80 万 ha で推移していたが、近年では 120 万 ha 以上まで増加している。トウモロコシは 300 万 ha から 500 万 ha の間で推移していたが、2012 年には 600 万 ha に増加した。

播種面積の伸びが最も大きいものが大豆である。他の主要作物が増減を繰り返しながら推移しているのに対し、大豆の播種面積は、1970 年代初めまでは 10 万 ha 未満であったものが、77 年には 70 万 ha、78 年には 120 万 ha と常に右肩上がりの大きな伸びが続き、2001 年には 1000 万 ha、2013 年には 2000 万 ha を超えた。

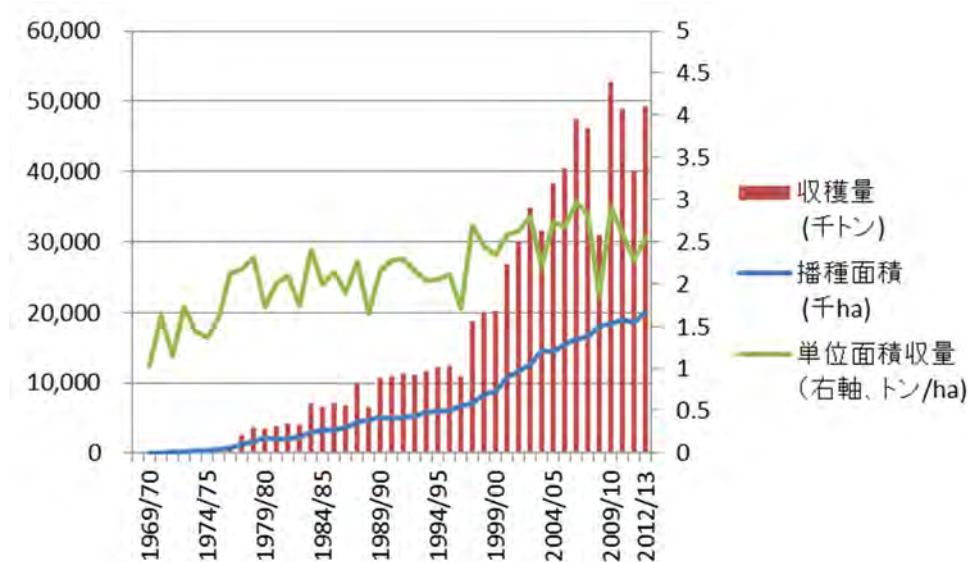
この結果、「可耕地及び永年作物」に占める主要 5 作物の播種面積合計の割合は、1970 年頃には 50%前後であったものが、近年では 80%を超えるに至った。

以下主要 5 作物について、個別に、単収、播種面積、収穫量の関係を調べてみる。

2) 大豆

大豆の単収、播種面積、収穫量の関係について第 6 図に示す。

単収については、遺伝子操作大豆（以下「GM大豆」と省略）が導入される前の 1969/70 作期から 1995/96 作期までの 27 年間平均の 1.91 トン/ha に対し、GM大豆導入後の 1996/97 作期から 2012/13 作期までの 17 年間平均の 2.52 トン/ha は、明確な増加を示している。

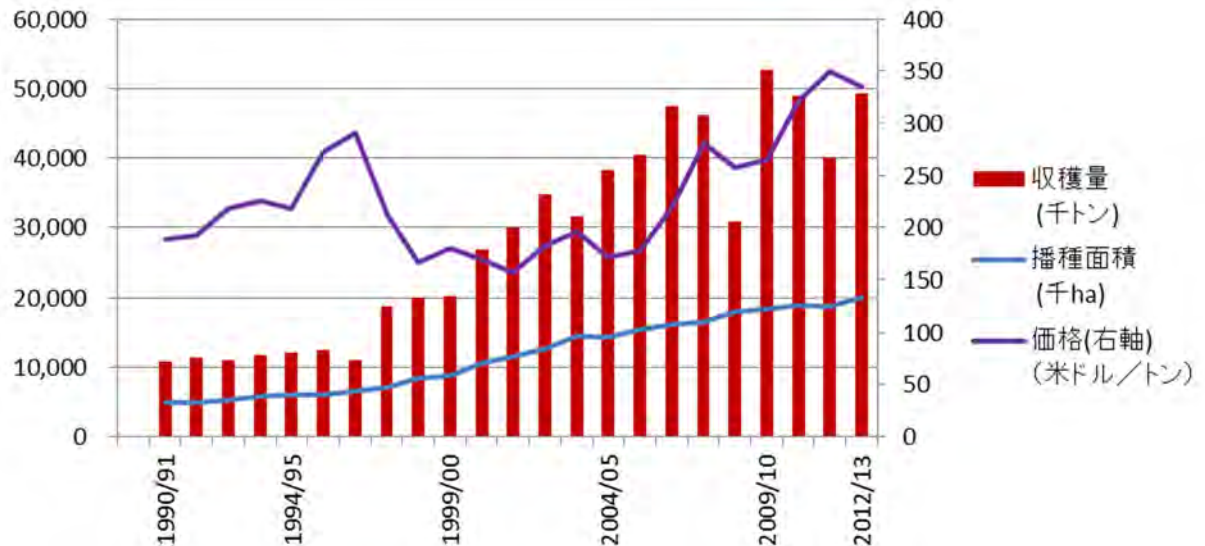


第 6 図 大豆の単収、播種面積、収穫量の関係

出所：SIIA.

播種面積もGM大豆導入後の 1996/97 作期から急激に増加している。単収増と播種面積増の相乗効果により、この頃から収穫量が急激に高まっている。

近年の大豆の価格と播種面積及び収穫量の関係を示したものが第7図である。大豆価格は1997/98作期の290ドル／トンにピークに一旦下降したが、2002/03作期から上昇に転じ、2011/12作期には349ドル／トンに達した。この間、大豆の播種面積は価格の下降時期でも一貫して上昇しており、収穫量も年による変化はあるが、急激な増加傾向を示している。



第7図 近年の大豆の価格と播種面積及び収穫量の関係

出所：SIIA 及びロサリオ商品取引所。

3) トウモロコシ

トウモロコシの単収、播種面積、収穫量の関係については第8図に示す。

播種面積は長期的には増減を繰り返していたが、1996/97 作期ころから増加傾向となり、最近数年は増加傾向が強い。

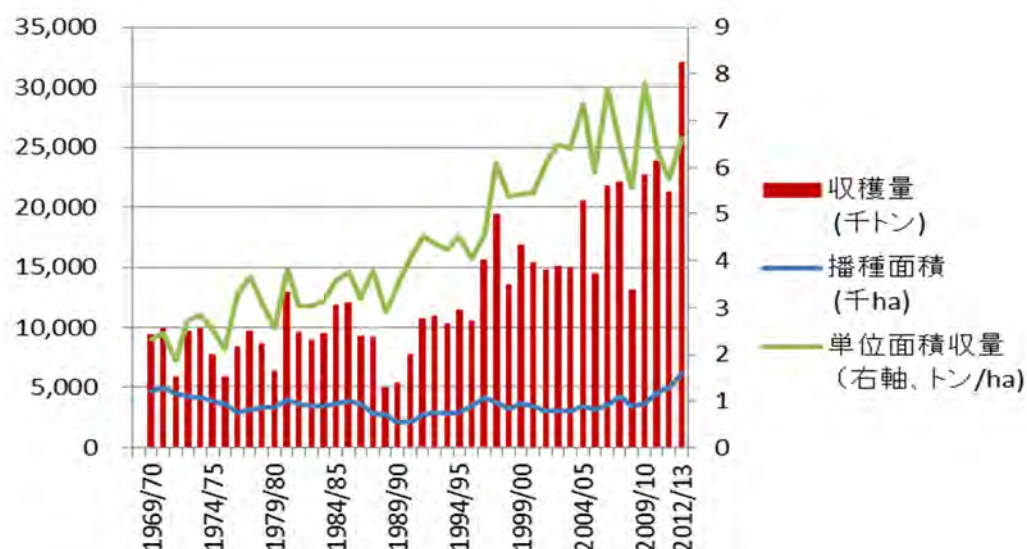
単収は、大きな変化があった 1996/97 作期を境として、その前後で比較すると、1969/70 作期から 1995/96 作期までの 27 年間平均の 3.29 トン／ha に対し、1996/97 作期から 2012/13 作期までの 17 年間平均は 6.19 トン／ha と大幅に増加している。

単収増及び播種面積増により、収穫量は大幅に上昇している。

トウモロコシの価格と播種面積との関係を示したものが第9図である。トウモロコシ価格は1995/96作期の151ドル／トンにピークに一旦下降したが、2005/06作期から上昇に転じ、2010/11作期には187ドル／トンに達した。

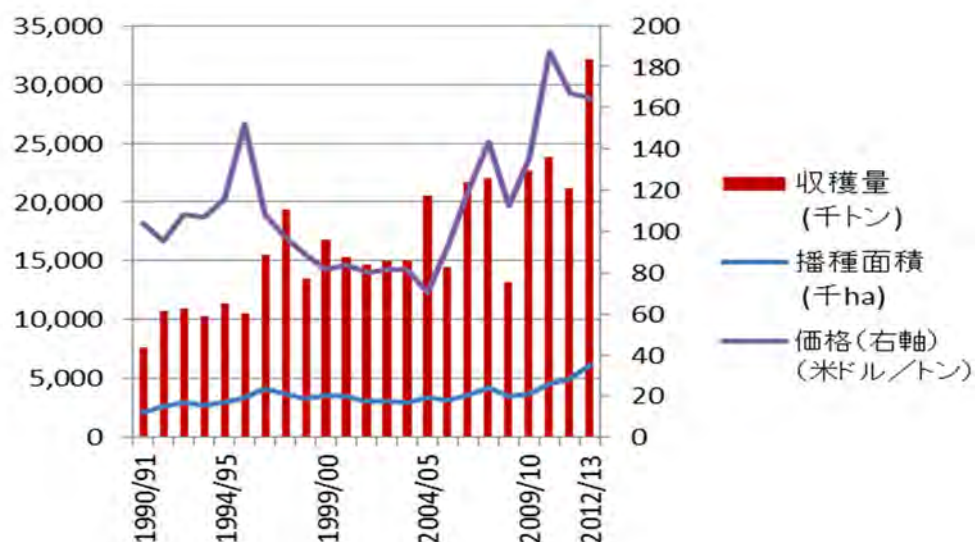
トウモロコシの播種面積は、市場価格と連動する傾向があるように見受けられる。

現在アルゼンチンでは、2016 年度には 150 万トンのトウモロコシを原料としたバイオエタノールの生産を目指し、10 件の製造工場建設計画が進められているという。このことが、需給や価格にどのように影響するか、観測していく必要がある。



第8図 トウモロコシの単収，播種面積，収穫量の関係

出所：SIIA.



第9図 近年のトウモロコシの価格と播種面積及び収穫量の関係

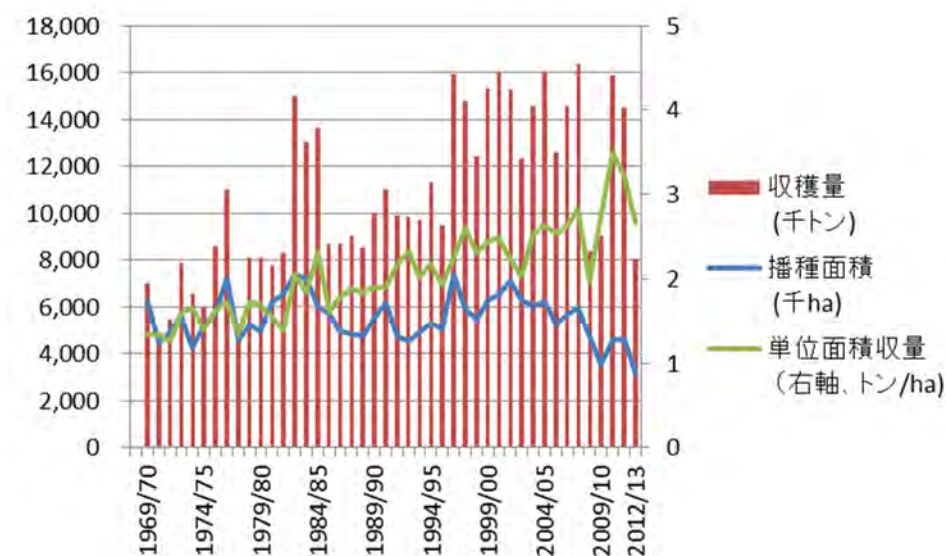
出所：SIIA 及びロサリオ商品取引所.

4) 小麦

小麦の単収，播種面積，収穫量の関係については第10図に示す。

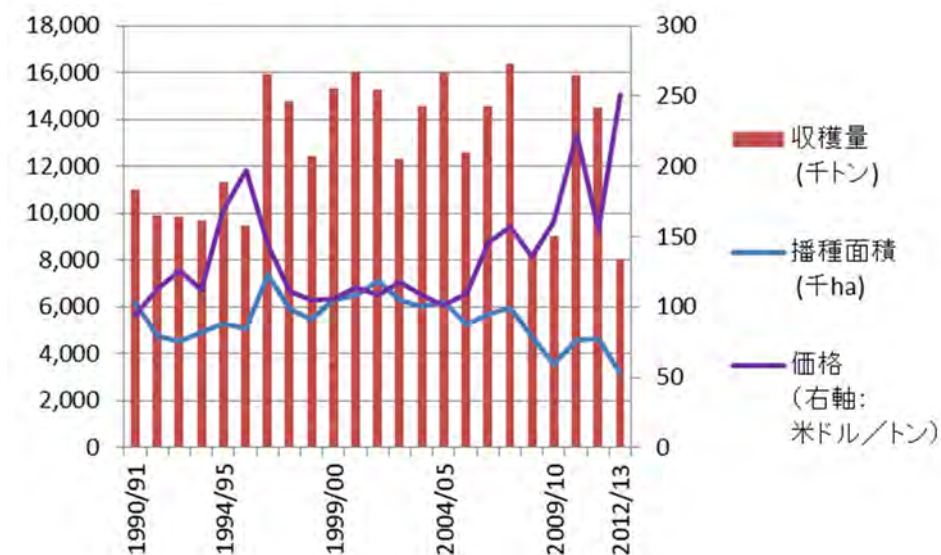
播種面積は長期的には増減を繰り返してきたが，1996/97 作期に大幅な前年増となった後は減少傾向となっており，2012/13 作期には 1996/97 作期の 44.5%に激減している。

単収は，1996/97 作期を境として，その前後で比較すると，1969/70 作期から 1995/96 作期までの 27 年間平均の 1.75 トン/ha に対し，1996/97 作期から 2012/13 作期までの 17 年間平均は 2.57 トン/ha と増加している。収穫量は大幅な上下を繰り返しながら，推移している。



第 10 図 小麦の単収，播種面積，収穫量の関係

出所：SIIA.



第 11 図 近年の小麦の価格と播種面積及び収穫量の関係

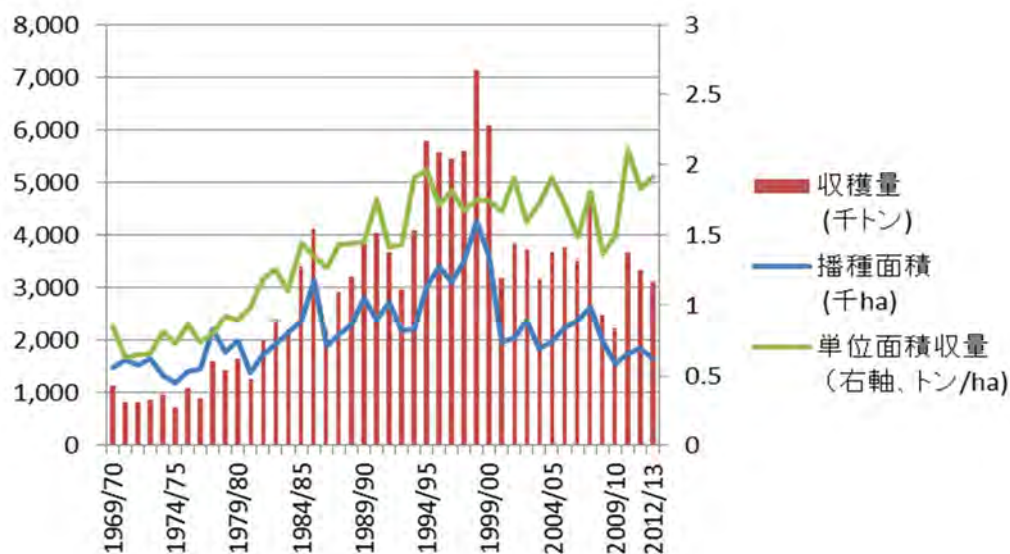
出所：SIIA, FAOSAT 及びロサリオ商品取引所.

小麦価格と播種面積との関係を示したものが第 11 図である。小麦価格は 1996/97 作期の 151.9 ドル／トンにピークに低迷していたが，2006/07 作期から上昇に転じ，2012/13 作期には 250.8 ドル／トンに達した。

2000 年代初めまで，小麦の播種面積は市場価格と連動する傾向があるように見受けられるが，最近の乖離傾向の理由については，播種期の気象条件によるものとともに，2007 年に政府が小麦販売への介入を行ったことで価格が落ち込み小麦生産の魅力が低下したことが指摘されている。また，5.(3) 1)で記述した理論計算上の利益率の低さも，実際の作物選定に影響している可能性がある。

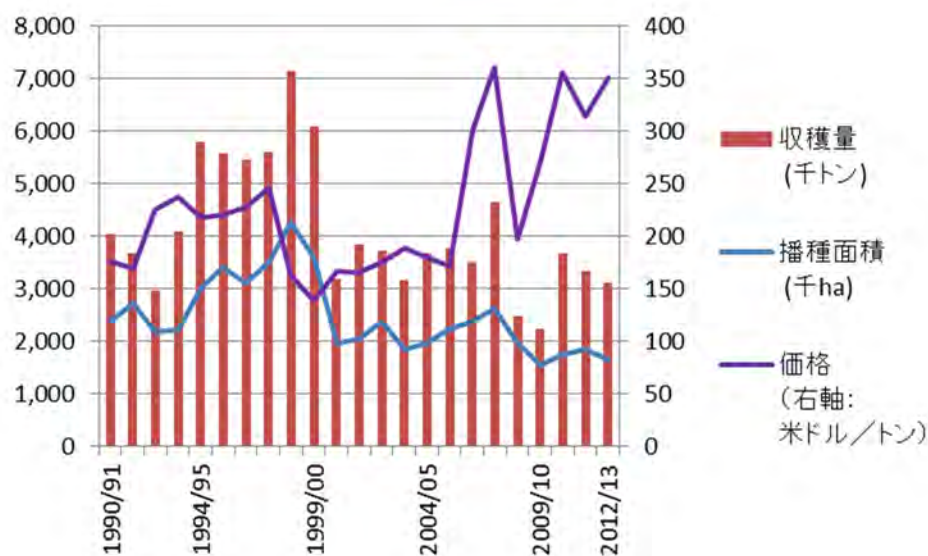
5) ヒマワリ

ヒマワリの単収、播種面積、収穫量の関係については第 12 図に示す。



第 12 図 ヒマワリの単収、播種面積、収穫量の関係

出所：SIIA.



第 13 図 近年のヒマワリの価格と播種面積及び収穫量の関係

出所：SIIA 及びロサリオ商品取引所.

播種面積は増減を繰り返しながら上昇し、1998/98 作期の 424 万 ha をピークに減少に転じ 2012/13 作期はピーク時の 39% となった。単収は、1998/99 作期を境としてその前後で比較すると、1969/70 作期から 1998/99 作期まで継続的に増加し、この間の 30 年間平均の 1.23 トン/ha であった。1999/00 作期から 2012/13 作期までの間の単収はほぼ変わらず、この間の平均は 1.73 トン/ha となっている。収穫量は 1998/98 作期の 712 万トン

をピークに減少に転じ、2012/13 年作期はピーク時の 43%となっている。

ヒマワリ価格と播種面積との関係を示したものが第 13 図である。

ヒマワリ価格は 1997/98 作期の 245 ドル／トンにピークに低迷していたが、2006/07 作期から上昇に転じ、2012/13 作期までの 7 年間の平均は 307 ドル／トンと高値安定の様相である。ヒマワリの播種面積は市場価格とある程度連動する傾向があるが、90 年代に入ると市場価格が上昇する一方で、播種面積は減少傾向にあり、ここ数年はヒマワリ播種直前の乾燥、強風等により、大豆に切り替えた面積が多いとされる。

6) ソルゴー（ソルガム）

ソルゴーの単収、播種面積、収穫量の関係については第 14 図に示す。

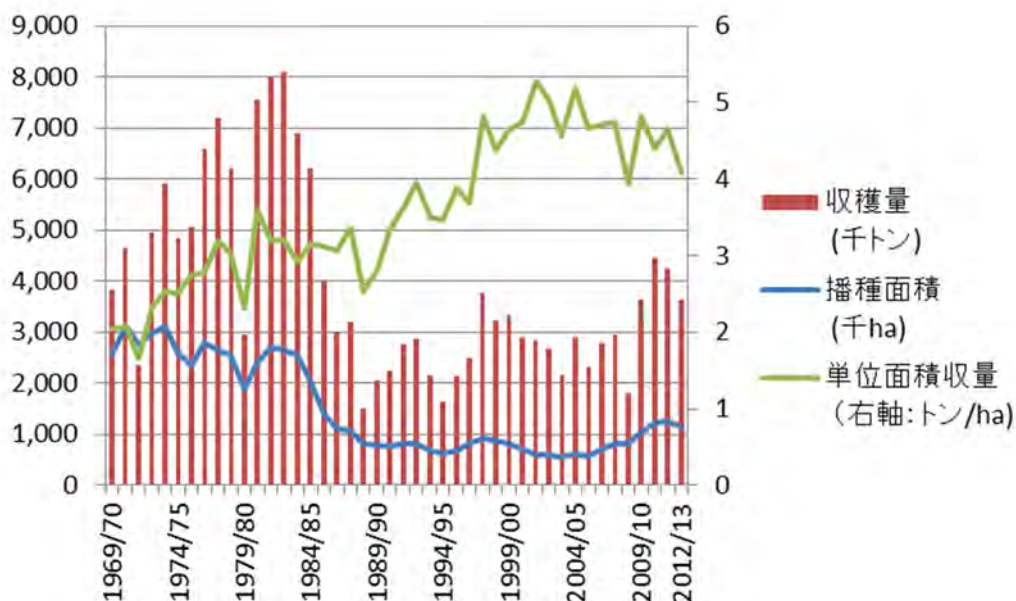
播種面積は長期間低落傾向にあったが、2006/07 作期から増加に転じた。

単収は、急増した 1997/98 作期を境としてその前後で比較すると、1969/70 作期から 1997/98 作期までは継続的に増加し、この間の 29 年間平均の 3.05 トン／ha であった。

1998/99 作期から 2012/13 作期まではほぼ横ばいで、この間の平均は 4.65 トン／ha となっている。

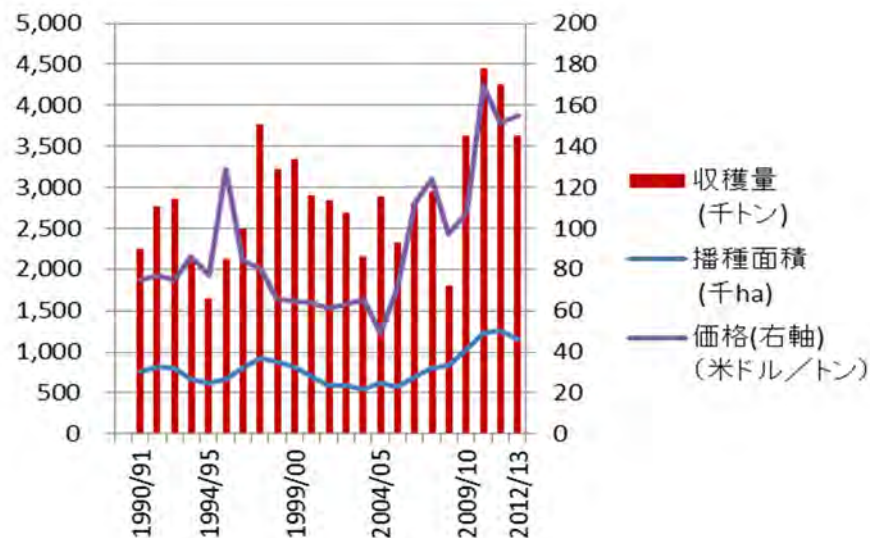
収穫量は 1982/83 作期の 810 万トンにピークに減少に転じていたが、ここ数年は播種面積の増加を反映して、増加に転じている。

ソルゴー価格と播種面積との関係を示したものが第 15 図である。ソルゴー価格は長期にわたり低下傾向にあったが、2004/05 作期の 49 ドル／トンを底として上昇に転じており、ここ数年間は 150 ドル／トン程度となっている。ソルゴーの播種面積は市場価格と連動する傾向があるように見受けられ、2009/10 作期は近年の最高収穫量を得た。



第 14 図 ソルゴーの単収、播種面積、収穫量の関係

出所：SIIA.



第 15 図 近年のソルゴの価格と播種面積及び収穫量の関係

出所：SIIA 及びロサリオ商品取引所。

5. アルゼンチンの農業構造の変化についての考察

近年の土地利用状況の変化（「可耕地及び永年作物」面積並びに主要作物の播種面積の変遷）を見てくると、2000 年頃から急激な変化が生じていることがわかった。

ここでアルゼンチン農業の内部の変化に目を転じてみると、やはり 2000 年ころから、いくつかの重要な出来事が起きている。それは、農業の現場においては、農家の大規模化、新技術の開発・導入、初期投資の増大、「ネットワーク型コーディネーションモデル」等であり、世界との関係においては、国内への投資のための国際金融市場アクセスの回復や外貨獲得のための農産物の輸出先の確保へ向けた努力などである。しかし、他方では農業者の生産意欲に影響するような出来事も起きている。これらの出来事がアルゼンチン農業に与えている影響について現地の情報を元に分析を行う。

（1） 農業経営の大規模化・企業化

過去何回分かの農牧業センサスの比較分析により、農家（統計的には農牧業の経営主体である「農牧企業（EAP）」のこと。本稿では EAP と同義とする。）の数とその土地所有形態の変化を概観してみる。

第 9 表及び第 10 表を見ると、農家の数は 1988 年から 2002 年の間に 30% 減少している。その内訳を見ると、500ha 以下の中小規模農家が減少する一方で大規模農家が増加しており、他方で所有農地面積を見ると、全体面積ではほぼ変化がないものの、所有規模の内訳を見ると大規模農家が所有する農地が増加している。

第 11 表は農家が運営する土地の所持形態を分類したものである。農地の自己所有が減少し、様々な形態で農地を借りて経営する農家が増加していることが分かる。これらの変化は、中小農家が農業経営をやめて農地を売り払うか又は賃借等で提供する地主となり、大規模農家が流動化したこのような農地を集積してきたことを意味する。

(本表のデータは 2002 年までのもので少し古いものであるが、その理由は、2008 年に実施した農牧業センサスデータは、2009 年に暫定版の一部が公表されたが、2015 年現在完成のめどがたっていないため。今後農牧業センサスの最新版が公表されれば、本稿で示された傾向の確認を行う必要がある。)

第 9 表 農家数及びその運営面積の変化

	1960	1988	2002
農家数	471,756	421,221	297,425
面積合計(千ha)	175,143	177,437	174,808

資料：INDEC.

第 10 表 農家の規模別土地所有状況の比較

規模(ha)	1988	2002	増減%
50以下	186,940	137,241	-26.6
50-200	95,089	69,495	-26.9
200-500	47,772	40,211	-15.8
500-1000	21,101	21,441	1.6
1000-2500	15,296	16,621	8.7
2500以上	12,159	12,416	2.1

資料：INDEC.

第 11 表 農家が運営する農地面積合計（千 ha）

経営農地面積の増減			
形態	1988	2002	増減%
所有	151,083	139,658	-7.6
農業契約	18,837	25,021	32.8
雇用	6,327	7,721	22.0
その他区分なし	1,191	2,409	102.3
面積合計	177,437	174,809	

資料：INDEC.

アルゼンチン農業者連盟（FAA）のコーディネーター、ルイス・コンティギアーニは、2007 年に農家の視点から農業経営の状況を分析し、アルゼンチンの農牧業の実態を次のように推察している。

・経営農地面積の形態の中で「所有」以外の部分が増加していることは、大企業、金融投

資家、投資ファンド、信託投資等による農業への投資が増加していることを示す。

・大規模農家が企業的な農業を進めることは、作物価格の予見不可能性に雇用・契約が影響され、また、単一栽培・自然資源収奪型農業が土地に与えるダメージ等の問題点がある。

・これらのことは「農民がいない農業」を意味する。家族農業・伝統的農牧業から雇用契約者による企業的な農業への入れ替わりが生じており、このことにより地域社会の崩壊および住民の過疎化がもたらされる可能性がある。

・現時点で必要な対策として、農地の過度の集中と低い土地利用は農業生産及び雇用の低迷をもたらすことから、農地の集中への課税、小規模経営農家・若年農家の保護、地域開発の規制、持続可能な農業および土壌保全、賃貸ルール確立、遺伝子資源の保護を提案する。

なお、上記主張に関連して、2013年9月に開催されたFAAの101回記念総会報告書「De la concentración a un nuevo modelo agropecuario（集中から新たな農牧モデルへ）」においても同様の報告内容があることから、これらの問題は現在も継続していると推察される。

さらに同報告書では、新たに第12表のデータを示し、外国人の農地所有を規制するように主張している。

第12表 外国籍の者が所有する農地面積

国 籍	所有面積(千ha)
米 国	3,040
イタリア	2,300
スペイン	2,100
スイス	863
チ リ	830
カナダ	492
フランス	420
オランダ	270
合計面積	10,315

資料：FAA.

（２） 新技術がもたらすもの

生産技術は以前は生産量を増加させる方向が主であったが、最近ではコスト削減・利益拡大の方向も重要になっている。

個々の作物栽培技術の要素である不耕起栽培、ハイブリッド種子、遺伝子操作（GM）種子、農薬、肥料等の技術は進化し、さらに、これらがパッケージ化されて【不耕起栽培＋GM種子＋農薬＋技術情報】というような形で農家へ提供されるようになってきた。

アルゼンチンにおいてはこれら新技術の適用によって、単収が大幅に増加し、栽培可能

期間が従来より前後数ヶ月間広がったことから二毛作も可能となり、利益が出る作物の選択範囲が広がり、水分不足等により栽培できなかった場所でも栽培が可能となったことにより、総栽培面積が増大した。このようにして、栽培面積及び単収の増加の相乗効果により生産量が増大した。

さらに、大型機械を導入することにより農作業の合理化や生産コストの削減が進み、また「袋サイロ」を使用することにより、保存・輸送コストの削減や市場価格の動向を踏まえた出荷が可能となったことから、利益が増大してきたとされる。

以下に特記すべき新技術の概要を示す。

1) 不耕起栽培

従来の畑作は、耕起―砕土―播種―施肥―除草―害虫防除―収穫の農作業を、作付け毎に最低1度は実施する必要があった。これら各作業に要する資機材費、人件費、消耗品費等の費用負担は大きく、また、トラクターの運行回数が多くなればトラクター自体の寿命を縮め、土中の耕盤の形成は作物、土壌及び周辺環境にマイナスの影響を与える。

これに対し不耕起栽培は、本来は風害対策等のために土壌表面の構造をできるだけ破壊しないように開発されていた円盤型の切込式播種機、遺伝子操作により除草剤耐性を持つ大豆種子、耐性を持つ除草剤等を組み合わせることによって、耕起・砕土・播種に相当する作業を合わせて1度で終了し、除草剤散布の回数・量を削減するなど、トラクターの運行回数を減じること等が可能となった。これらにより、栽培コストを大幅に引き下げることが可能となり、不耕起栽培の拡大の要因となっている。



第 16 図 不耕起栽培用播種機の例

出所：Julio Gil Águeda e Hijos, S.A. HP より AIRSEM-6034D.

INTA が 2011 年に出版した農業普及書「Siembra Directa（不耕起栽培）⁽⁵⁾」によれば、不耕起栽培の利点は次の通り。

- ・ 土壌表面を乱す面積・期間が少なく蒸発量を抑えることから、土壌水分を有効に利用できる。
- ・ 前の栽培期に栽培した作物の残渣を残したままで播種が可能であることから、植物残渣が土壌表面を覆って降雨から保護し、土中では有機物の量が増加する。
- ・ 伝統的な栽培方法に比べて土壌浸食を 90%低減できる。
- ・ 土壌をあまり乱さないことから、土壌の構造が改善される。
- ・ これまで作付けできなかった場所や期間において播種の機会が増大する。
- ・ 作物の播種可能期間を拡張することが可能となり、作物選択の幅が広がる。
- ・ 耕作の時間・回数を減少させることから、燃料節約と汚染排出の減少をもたらす、トラクターの寿命を延ばし（66%の使用の減少）、労働生産性の増加をもたらす。
- ・ 最終的には、使用機械の減少、伝統的な農法に対して燃料の 40%の減少及び同じ降水量で 25〜40%生産性を高めることができる（INTA/Aapresid）。

Aapresid によれば、アルゼンチンの 2010/11 作期における各主要作物の不耕起栽培の比率は、トウモロコシ 82%、ダイズ 89%、ヒマワリ 72%、小麦 89%、ソルゴ 85%となっている⁽⁶⁾。

なお、不耕起栽培の問題点については、従来から、作物残渣の中に残って繁殖する病害虫に対する殺虫剤・消毒剤の必要性や、サビ病（アジア型）やダイズシストセンチュウの被害の拡大等の可能性が指摘されている。また、これまで自然界に存在しなかった GM 種子、薬品等が環境へ与える影響を危惧する声もある。

2) 袋サイロ

近年急激に増加した穀物の収穫は、短い収穫期間に積出し港へ集中することとなったが、インフラ整備はこれに十分対応できていない。このことが、農場から積み出し港への輸送手段においてはトラック台数の確保や運賃のつり上げ、販売においては価格の引き下げ等の新たな課題となってきた。このため、生産者側にも、輸送費用の高騰を抑え、穀物価格の値動きを見定めての出荷を行う等のために、保管用施設が必要となっている。

最近、穀物の保管のために多用されているのが「袋サイロ（Silo bolsa（plástica）」と呼ばれる直径 3m×長さ 60m〜70m のビニール袋で、小麦、トウモロコシ、大豆で 200 トン、ヒマワリ及びコメで 120 トン収納可能で、水分 14%以下で 1 年程度保管可能とされる。詰込作業に必要な時間は 1 時間あたり 100 トン程度とされている。袋 1 枚の価格は 500 ドル程度、ただし専用の袋詰め機が必要である。



第 17 図 袋サイロへの封入作業

出所：Ombú 社 HP より， 型式：EGSO 2002.



第 18 図 袋サイロの保管状況

出所：Cordobatimes 社 HP より.

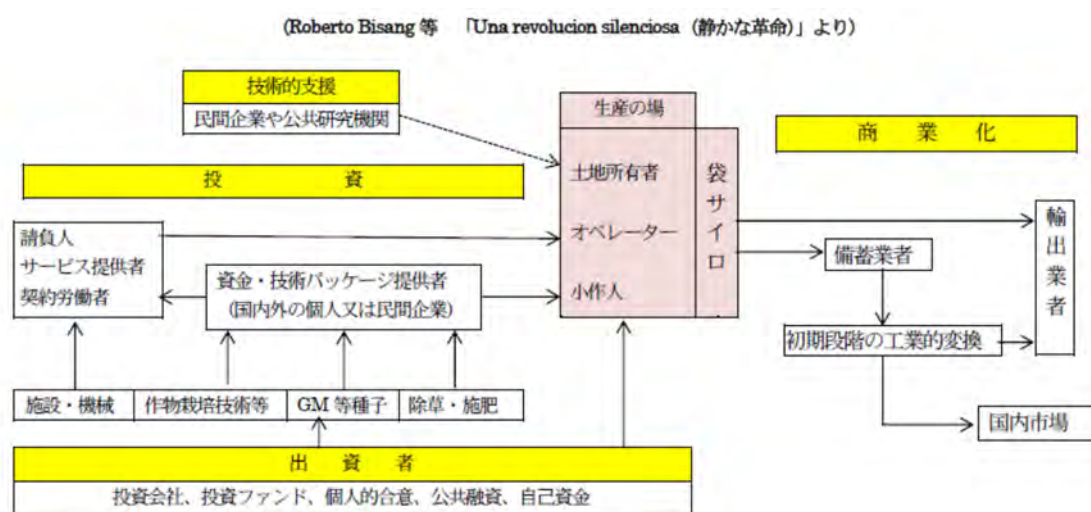
3) 新技術に掛かる投資資金

新技術を導入するには、大馬力のトラクター、専用播種機、コンバイン等の基本的機材、そして播種のたびに種子、薬品、肥料等の購入に大きな初期投資が必要となる。これに必要な資金調達は、アルゼンチンでは非農業部門から農業部門への投資という形で可能となっている。サブプライム問題以降、投資家が金融市場の混乱を嫌って、投資対象とし

て農業投資ファンドがクローズアップされ、2008 年には投下資本へのリターンが半年で30%になった事例があるという⁽⁷⁾。

4) 新たな経営方式の形成

集積された農地においては、「オペレーター」と呼ばれる専門家（集団）が、農業生産に必要な労働、土地、資機材、技術等の各要素の需給調整、生産した穀物の保存に必要な設備の整備、販売のための情報収集等を総合する「ネットワーク型コーディネーションモデル⁽⁸⁾」（第19図）により企業的な農業を行うようになってきた。



第19図 ネットワーク型コーディネーションモデル概念図

このような企業的な経済合理性の追求は、農業生産に都合が良い条件の農地、つまり肥沃で平坦な農地の確保を必要とする。この動きを受けて、広い面積を必要とする牧草を利用した畜産業が、これまで利用してきた土地を農業に明け渡して、森林の開拓地や傾斜が少しあるような土地等に移動しているとの観測がある。

そして、このことが、農業と畜産を両立させてきた持続的な農牧業や地域の自然環境に悪影響を与えるのではないかという指摘がされている。さらには、伝統的に行われてきた地域に根ざした農牧業の変化は、地域で生活をする人々の減少とそれに伴う地方文化の衰退を意味することから、アルゼンチンの文化的象徴である「パンパの精神」の喪失等が危惧されている。

(3) 小麦栽培の利点の再検討

アルゼンチンにおける小麦の播種面積は近年急速に低下している。その理由は、大豆及びトウモロコシ栽培の魅力が増加し、小麦栽培の意欲が低下してきたことが大きいといわれている。

ギダ・ダサ (Ghida Daza) 等のグループは、アルゼンチン国内で最も小麦生産の技術が優れているとされているコルドバ州南東部において、2013/14 作期の小麦を対象とし、世界的な生産、在庫、消費の関係による小麦の予想価格、アルゼンチンにおける気候及び土壌条件による生産性、作付けや防除等の生産コスト、商品化コスト等の生産要素を総合して、小麦生産の経済性を評価した⁽⁹⁾。

その結果、小麦と大豆Ⅱの組合せの2毛作合計の利益は、大豆Ⅰの単作を上回る。また、この組合せは、1作物あたりの養分流出も少なく、土壌保全の利点も加わり、農場経営においても中期的な観点から見れば利益となることが考えられる、と結論づけた。

この評価方法は、アルゼンチンにおける資機材の使用頻度、価格、費用分析の考え方等を表現していることから、以下にできるだけ忠実に概要を示す。

1) 小麦栽培の経費

第13表では2013/14作期の小麦栽培の単位面積当たりの直接経費の項目毎の内訳を、第14表では2013/14作期の1キンタル(q)当たりの予想価格からコストを差し引いた生産者が受け取る理論的な粗収益を示す。

第13表 小麦栽培の1ヘクタールあたり直接経費 (2013年5月, ペソ)

項 目	量	ペソ/ha
作 業		
種子直播き	1	207.17
防除	2	90.52
施肥	1	43.03
小 計 (1)	4	340.72
投入資材		
種子及び種子処理	120 kg	223.60
除草剤 (グリフォサート 2.5L/ha +メツルフロン+ディカンバ 0.12L/ha)		72.78
肥料 (UREA	100kg	315.00
, PDA)	40kg	142.00
小 計 (2)		753.38
直接経費合計 (1) + (2)		1,094.10

資料：ギダ・ダサ等。

第 14 表 小麦栽培の収穫及び商品化の費用を差し引いた理論的な粗収益

項 目	ペソ／q（キントル： 約 45.94 kg）	市場価格中の比率 （%）	番号と計算
市場価格（予想値）	101.30	100.0	
契約収穫費用	9.11	9.00	①
手数料	3.54	3.50	②
積み降し経費	2.81	2.77	③
近距離輸送(10km)	3.53	3.48	④
遠距離輸送(140km)	12.05	11.90	⑤
商品化小計	21.93	21.65	⑥=②③④⑤
収穫及び商品化費用合計	31.05	30.65	⑦=①+⑥
理論的な正味利益	70.25	69.35	⑧=100—⑦

資料：ギダ・ダサ等.

第 15 表では、作物別の播種及び収穫時期を示す。

第 15 表 作物別の播種及び収穫時期

作物 月	播種時期 (S) — 収穫時期 (C)											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
小麦	C		S	S	S	S	S	S	C	C	C	C
トウモロコシ			C	C	C	C			S	S		
大豆 I			C	C	C	C			S	S	S	
大豆 II	S			C	C	C	C				S	S

資料：INTA.

第 16 表では 2013/14 作期の小麦の予想収穫量 32.24 q/ha×理論的な粗収益 70.25 ペソ／q ≒ 2,265 ペソから直接経費 1,094.10 ペソを差し引くと 1 ヘクタールあたりの所得 1,170.68(ペソ／ha)が得られる。同様の計算で大豆及びトウモロコシの所得をそれぞれ行なって比較した。

小麦と大豆 II を総合した所得 3,237.49 ペソ／ha はトウモロコシ（所得 3,277.06 ペソ／ha）に近く、どちらも大豆 I（所得 2,884.27 ペソ／ha）の結果に優っている。

直接経費に対する所得の比率は、小麦で 1.1、トウモロコシで 1.5、大豆 I で 2.9、大豆 II で 2.4、小麦／大豆 II で 1.7 となる。

第 16 表 主要作物の要素別予測計算 (2013 年 5 月時点)

小麦 (予想収穫量 32.24 q/ha)	労働力	340.72
	資材	753.34
	直接経費	1,094.10
	所得 (ペソ/ha)	1,170.68
大豆Ⅱ (24.67 q/ha)	労働力	316.42
	資材	528.82
	直接経費	845.24
	所得	2,066.81
小麦及び大豆Ⅱ	労働力	657.14
	資材	1,282.20
	直接経費	1,939.34
	所得	3,237.48
トウモロコシ (93.50 q/ha)	労働力	318.65
	資材	1,856.50
	直接経費	2,175.15
	所得	3,277.06
大豆Ⅰ (32.90 q/ha)	労働力	316.42
	資材	682.83
	直接経費	999.25
	所得	2,884.27

資料：ギダ・ダサ等。

2) 流出養分の換算

第 17 表に作物別の流出養分の経済的価値を市場価格に換算した損失を示す。

大豆Ⅰ単独栽培による養分の損失は 865 ペソ/ha と大きく、小麦／大豆Ⅱの 2 つの作物の合計は 886 ペソで 1 作物あたり 443 ペソであり、トウモロコシは 466 ペソ/ha となる。

各作物の、直接経費に対する粗利益の額、流出養分の効率、ローテーション栽培による連作障害の危険性低減、2 毛作（高度な農地の利用）による牧畜や森林など他の土地利用から農地への転換圧力の減少及び農作業に伴う雇用率の増等を勘案した場合、中長期的には小麦／大豆Ⅱローテーション栽培の組み合わせが地域農業の持続性に有利に働くと考えられる。

第 17 表 作物別の流出養分の換算価格

(2013 年 5 月)

		流出肥料重量 (kg/ha)	単価 (ペソ/kg)	損失肥料価格 (ペソ/ha)
小麦	窒素	△27.0	3.11	△83.8
	リン	15.4	3.55	54.6
	カリ	△22.7	3.29	△74.7
	損失合計			△104.0
大豆 II	窒素	△130.4	3.11	△405.7
	リン	△29.0	3.55	△103.0
	カリ	△83.0	3.29	△272.9
	損失合計			△781.6
メイズ	窒素	△70.3	3.11	△218.6
	リン	△9.7	3.55	△34.4
	カリ	△64.8	3.29	△213.2
	損失合計			△466.3
大豆 I	窒素	△173.9	3.11	△540.9
	リン	11.3	3.55	40.1
	カリ	△110.6	3.29	△363.9
	損失合計			△864.6

資料：IPNI.

(4) 2014/15 作期夏作物（トウモロコシ、大豆、ソルゴー）の利益計算の提供⁽¹⁰⁾

各農家が作付け作物の選択を行うにあたっては多くの要素があり、判断が難しい。

コルドバ穀物商品取引所は、2014/2015 作期の夏作物（トウモロコシ、大豆及びソルゴー）の播種時期に、作物毎にその時点で予測される利益計算結果を、第 18 表及び第 20 図のように作成してインターネット上で公開し、農家の作物選択の判断に資することとした。

本計算の入力条件として、コルドバ地方の過去 5 作期の平均収量、輸送費用（ロサリオ港への平均距離 281km 及び近距離 30km）、そして借地の場合は 1ha 当たり大豆 10 キンタル（約 460kg）の平均地代等を勘案している。

この図表は播種期間中は毎日データが更新されていた。第 20 図として例示した利益計算結果は 2014 年 9 月 19 日アクセスしたものであるが、自作地でも大豆以外は純利益はマイナスとなり、トウモロコシが最も悪い結果を示した。借地での栽培では、3 つの作物ともマイナスの結果となった。

農家は、最初の作物を選定する際も上記（3）や本資料を参考にするが、気候の影響等

を受けて再度播種する必要があるときもこれらのデータを参考としている。

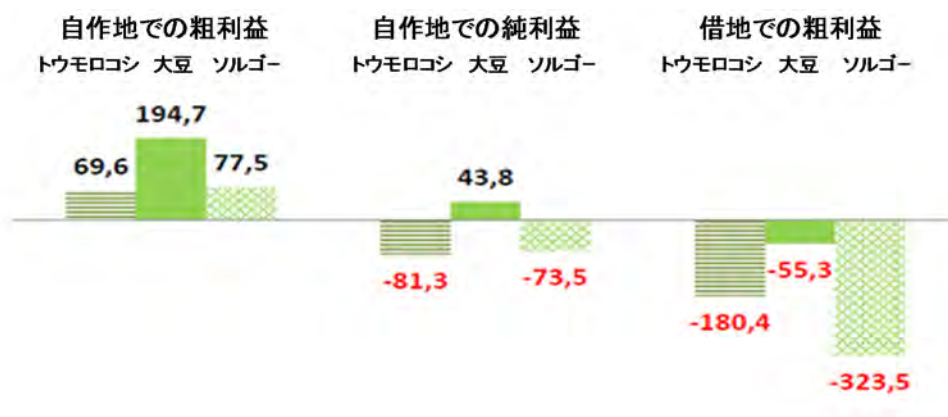
第 18 表 2014/15 作期の利益計算（1 ha 当たり）

2014 年 9 月 19 日にアクセス

		計算式	トウモロコシ	大豆	ソルゴー
単収(キントル(q)/ha)		①: 実測	67.00	25.00	50.00
自作地	庭先価格(ドル/q)	②: 市場	12.50	25.00	10.00
	粗収益(ドル/ha)	③=①×②	837.50	625.00	500.00
	商品化費用(ドル/ha)	④: 実際の費用合計	253.83	133.02	184.95
	純収益(ドル/ha)	⑤=③-④	583.67	491.98	315.05
	直接経費(ドル/ha)	⑥: 実際の経費合計	514.03	297.28	237.59
	自作地での粗利益(ドル/ha)	⑦=⑤-⑥	69.65	194.69	77.46
	減価償却費用(ドル/ha)	⑧: 実際の費用合計	150.92	150.92	150.92
	自作地での純利益(ドル/ha)	⑨=⑦-⑧	▲81.27	43.77	▲73.46
	損益分岐収量(q)	⑩=(④+⑥)/②	61.40	17.20	42.30
	大豆換算借地代(q/ha)	⑪: 取り決め	10.00	10.00	10.00
借地	借地代(ドル/ha)	⑫: 定額ドル	250.00	250.00	250.00
	借地での粗利益(ドル/ha)	⑬=⑦-⑫	▲180.35	▲55.31	▲323.46
	損益分岐収量(q)	⑭=((④+⑥)+⑫)/②	81.40	27.20	67.30

資料：コルドバ穀物商品取引所農業経済情報局

注) 利益計算ソフトの URL : <http://www.bccba.com.ar/bcc/novedades.asp?idCanal=11734>



第 20 図 2014/15 作期の利益計算結果

注) 第 18 表を図示したもの。単位は US ドル。赤字はマイナス。

6. 結び

これまで見てきたように、近年のアルゼンチンの土地利用は、増大する輸出用の穀物栽培の拡大とともに変化してきた。

新技術の開発とパッケージ化されたこれら技術の提供は、アルゼンチンの農業生産に大きく寄与したが、そのための資機材整備には大きな投資を必要とした。同じ頃、世界金融市場の混乱を避けた投資家は、儲けが多いアルゼンチンの農業投資ファンドに投資を行い、資金を供給した。この動きから脱落した中小農家は競争に負け、農地及び労働力の提供源となった。この流動化した農地及び労働力は大規模農家へ集積された。

大規模農家では、農業生産に必要な労働、土地、資機材、技術等の各要素の需給調整、生産した穀物の保存に必要な設備の整備、販売のための情報収集等を総合する「ネットワーク型コーディネーションモデル」により企業的な農業が行われるようになった。

このようにして生産現場にもたらされた変化が相互に影響を及ぼしながら農業構造の変化を促し、生産量を高め、アルゼンチン農業の成長をもたらしてきた。

しかし、企業的な営利追求の農業を継続すれば、農作業の合理化・効率化のために広大な土地を必要とすることから他の土地利用に影響すること、また、儲かる作物である大豆への栽培の特化である「大豆化（sojización）」は、結果的に他作物の減少となりかつ生産基盤や周辺環境に影響することなど、負の面も考慮する必要がある。穀物栽培のための農地の拡大はまだ余地があるものと見られるが、継続的に生産基盤となる既存農地を維持することも重要なものとなる。

アルゼンチンの小麦栽培が減少している理由は、大豆やトウモロコシの栽培に比べて利益が少ないことに加えて小麦栽培を支援する政策がとられていないことによるとされており、国内需要に影響するまでに収穫が減少してきている。

アルゼンチンのデフォルトは農業にも影響を与えている。2014年9月、アルゼンチンの農業コンサルタントは、アルゼンチンの農家は、2013/14作期の大豆5500万トンの全体の収穫のうち3100万トンはずでに売り払ったが、残りはレートや値動きを見ながら保持していたため、この間の価格下落により多大な損失を被っている、とした。

アルゼンチン政府の農業施策は、生産基盤を確保し、生産意欲を高め、コストを削減し、競争力を高めるものでなければならないが、現在のアルゼンチンの経済状況は悪化しており、大きく成長している農業に対する依存の度合いが大きくなっている。国民を守るためにも、長期的かつ永続的に国家の基礎となる農業を育成する姿勢が必要となっている。

(参考 1) アルゼンチンの歴史概略 (キルチネル政権前まで)

アルゼンチンの国土の範囲, 社会・精神構造の形成・継続性の理解のために, 簡単な歴史を示す。

1. 先史時代からスペイン植民地時代

先史時代-15 世紀 (先インカ期)

約 1 万 5 千年前, アジアからベーリング海峡を渡った人類は, 1 万 2 千年前にはパタゴニアに至ったと言われている。先インカ時代の 15 世紀, 山岳地帯にはケチュア系, アイマラ系の先住民 (インディオ) が, パンパ (草原地帯) やチャコ (サバンナ地帯) にはチャルーア族, グアラニー族といった狩猟民族や原始的農耕を行う部族が居住していた。

15 世紀-16 世紀 (インカ帝国による征服)

アルゼンチン北西部のアンデス山脈地方はインカの遠征によって征服され帝国の一部に組み込まれたが, インカ時代においては現在のアルゼンチンは辺境の地であった。

16 世紀スペイン人の探検隊が到着した頃の現在のアルゼンチンの地域には, 草原地帯と山岳地帯各々に約 12 の部族, 合計 24 の部族を併せて, 約 34 万人のインディオがいたと推計されている。インカ帝国の一部であった北西部のアンデス地域が最も発展しており人口が多く, パンパには 3 万人, パタゴニアには 1 万人ほどのインディオがいたとされている。

1516 年-1810 年 (スペイン植民地時代)

1492 年のコロンブスのアメリカ大陸発見以後, 南北アメリカはヨーロッパ諸国によって植民地化される。

現在のアルゼンチンに相当する地域は, 1516 年スペイン人により「発見」され, 1522 年のマルビーナス諸島の発見などを経て, 1536 年ラ・プラタ川河口に「ヌエストラ・セニョーラ・サンタ・マリア・デ・ラ・ブエン・アイレ」が建設されたが, 食糧不足とインディオの襲撃のため短期間で放棄された。1580 年にブエノスアイレスが再建され, 都市ではヨーロッパ的な生活が行われ, アフリカから黒人奴隷が家内奴隷として導入され, 農村部ではスペイン人と先住民の通婚が進み「メスティーソ (混血者)」が生まれた。

ラ・プラタ地域には, ポトシのような鉱山や, 高価な商品作物 (砂糖, カカオ) の生産に適した土壌が存在しなかったことに加え, スペインとの交易はリマやパナマを介して行われたため, スペイン人がこの地を開発する動きは大きくならなかった。

1588 年からカトリック教会が先住民にカトリックの布教を行い, イエズス会の布教村落

が築かれた。ラティフンディオ（大規模農園。アルゼンチン、ウルグアイではエスタンシアと呼ばれる）はこの時期に生まれた。

16 世紀に放牧された牛馬等の家畜は自然繁殖し、ラ・プラタ地域最大の商品となった。この放牧を主産業にした産業構造は、現在まで経済構造や民衆文化にも大きな影響を残している。

1680 年にポルトガルがブエノスアイレスの対岸にコロニア・ド・サクラメントを建設し、スペインとポルトガルの勢力が衝突する最前線となった。

1759 年にスペイン王カルロス 3 世が即位。イエズス会を弾圧する政策を採り 1767 年にイエズス会を追放し、最盛期には 5 万人が居住していたとされる布教村落も崩壊した。

1778 年にリオ・デ・ラ・プラタ副王領が新設され（人口センサスによれば人口 24205 人、内白人 65%，黒人 30%，インディオ・混血 5%）、首都となったブエノスアイレスは、ペルーを経由しないヨーロッパとの直接貿易が進み、急速に成長した。その一方で、ラテンアメリカ市場における国産製品の流通を重視する内陸部諸都市との対立が生まれた。

1789 年のフランス革命後、スペインはフランスと組んでイギリスと戦ったが、1797 年のサン・ビセンテ沖海戦及び 1805 年のトラファルガーの海戦で主力艦隊が壊滅し、アメリカの植民地を維持するための海軍力を失った。スペインは王室が独占的に植民地との貿易を行っていたが、このことにより、貿易の自由化が避けられなくなった。そして、1808 年にナポレオンがスペインに侵入したためスペイン国王カルロス 4 世はアメリカへ逃亡しようとしたが、途中で対立する息子のフェルナンド（7 世）に捕まり譲位させられた。ナポレオンはこのフェルナンド 7 世から王位を奪い、自分の兄をホセ 1 世としてスペインの王位に就けたが、スペインの民衆はホセ 1 世の統治を認めず、各地でゲリラ活動を行った。

このヨーロッパの政治的混乱の時期にアメリカ合衆国からアルゼンチンへ、商品が自由貿易で恩恵をもたらし、植民地独立の政治思想が伝えられた。これらのことは、ペニンスラール（スペイン本国出身者）に比べて低い地位に置かれていたラ・プラタ地域のクリオージョ（植民地生まれのスペイン人）に大きな影響を与え、自治拡大の意識が芽生えた。

18 世紀後半のアメリカのスペインの植民地の全人口は 1200 万ないし 1300 万人、当時のスペイン本国は 500 万ないし 600 万人とされており、約 2 倍の勢力であった。うちパナマ以北が 600 万人程度、南米が 500 万人程度とされている。

2. 独立から国家体制の確立へ（19 世紀）

1810 年-1829 年（解放戦争からアルゼンチン・ブラジル戦争まで）

クリオージョ達は、ナポレオン戦争によって生じた政治的空白を埋めるために、1810 年 5 月 22 日にブエノスアイレス市庁舎でカビルド・アビエルト（開かれた市会）を開き、同月 25 日に同市において自治政府（政治委員会（フンタ））が誕生し、ペニンスラール（ス

ペイン本国出身者) から植民地行政権を奪取した。これを「五月革命」と呼び、アルゼンチン独立戦争の出発点とされる。しかし、この時点では「ラプラタ地方」を構成する地域でブエノスアイレス以外の、アルトペルー (現ボリビア)、コルドバ、パラグアイ、バンダ・オリエンタル (現ウルグアイ) の動向が定まっていなかったため、独立をうたってはいない。本国向けの文書等は「リオ・デ・ラ・プラタ連合州」となっていた。

「政治委員会」はすぐに機能しなくなり、その後も「三頭制」、「政務委員会」、「評議会」、「最高統領制」等めまぐるしく独立運動の中心となる組織が変わったが、中心となった地はブエノスアイレスであり、ここを中心として政治的に主導していた組織を 1862 年に「アルゼンチン共和国」が成立するまでの間「中央政府」と総称する。

1813 年ブエノスアイレスで憲法制定会議を開き、さらに 1816 年 7 月 9 日にトゥクマンで開かれた国民議会での独立宣言が「南アメリカ連合州」の名で承認され、これが現在のアルゼンチンの独立記念日となっている。独立宣言はしたが、内政的には五月革命直後から中央集権派と連邦派が対立して不安定であったことから、国家としての形が整うのは、アルゼンチン共和国が成立する 1862 年まで待たなければならなかった。なお、スペインとの独立戦争は独立宣言後も続き、1817 年チリ解放、1821 年ペルー解放の後、1824 年スペイン王軍は南米を去った。

ブエノスアイレスの大商人や大土地所有者だった独立指導者はヨーロッパやイギリスとの自由貿易を望み、1810 年から 1816 年の間に貿易の自由化が制度化され、アルゼンチンの皮革や塩漬け肉の輸出と引き換えに、高価なヨーロッパ製の嗜好品がブエノスアイレスの上流階級にもたらされた。しかし、植民地時代に発展していた内陸部の軽工業は、産業革命を進めていた安価なイギリス製品に競争で破れ、地方諸州で失業と貧窮が広がった。

ブエノスアイレス港を有するブエノスアイレス州は、排他的貿易独占権益を維持しようと中央集権を目指し、ラ・プラタ川上流のエントレ・リオス、コリエンテス、サンタ・フェの 3 州 (まとめてリトラル 3 州と呼ばれることもある) は、ラ・プラタ川の自由航行権と外国との直接交易を求めて連邦制を主張して対立した。



第 1 図 中央政府と連邦同盟

バンダ・オリエンタルの実力者アルティガスは五月革命を認めず、リトラル 3 州と結んでブエノスアイレス州と対立した。これを「連邦同盟」(第 1 図)と呼び、1814 年から 1820 年まで続いた。

1819 年 5 月、中央政府がトゥクマンで中央集権的憲法を制定すると連邦同盟が蜂起し、1820 年 2 月中央政府は崩壊した。この機に乗じたポルトガルによりバンダ・オリエンタルが完全占領されると連邦同盟は崩壊した。1822 年にブラジルがポルトガルから独立するとバンダ・オリエンタルはブラジル帝国の一部となった。

バンダ・オリエンタルの奪還のため各州は結束し、1825 年 1 月にブエノスアイレス州に外交権を認めた。バンダ・オリエンタルが同年 8 月にブラジルからの独立とアルゼンチンとの連合を宣言すると、ブラジルは 12 月にこの戦いを支援していたアルゼンチン(11 月に国名をリオ・デ・ラ・プラタ連合州から改名)へ宣戦を布告した(アルゼンチン・ブラジル戦争)。

1826 年 1 月にアルゼンチンがブラジルに宣戦布告する際に、戦争を遂行するには強力な中央政府が必要であることから、2 月に大統領制が導入され、ベルナルディーノ・リバダビアが初代大統領に就任した。リバダビアはブエノスアイレス州からブエノスアイレス市を分離して首都とし中央集権的な憲法を制定したが、ほとんどの州からその批准を拒否され辞任し大統領政府は消滅した。その後ブエノスアイレス州知事マヌエル・ドレゴが戦争を継続した。

戦争はアルゼンチン有利に進んでいたが、アルゼンチン内部の中央集権派と連邦派の対立、及びアルゼンチンがラ・プラタ川の兩岸を領有することを嫌ったイギリスの強い圧力によって、アルゼンチンはブラジルと 1828 年 4 月 28 日にモンテビデオ条約を結び、バンダ・オリエンタルはウルグアイ東方国(Estado Oriental de Uruguay)として独立することになった。

このため、ウルグアイから帰還した兵士は不満がたまっており、その中の一人のファン・ラバイエが同年 12 月にドレゴを殺害してブエノスアイレス州知事におさまった。しかし、殺されたドレゴが連邦派であったことから、中央集権派との抗争が激化した。

1829 年-1852 年(ロサス時代)

ブエノスアイレス州の連邦主義者ファン・マヌエル・デ・ロサスは、ドレゴの死後、連邦主義派をとりまとめ、1829 年 12 月に中央政府を打倒した。ロサスは、中央の政府を築かずにブエノスアイレス州知事として個々の土着的有力政治家(カウディージョ)と同盟して連邦条約を結び、全アルゼンチンを事実上統一した。1932 年に一旦州知事を退いたが、内乱再発の恐れが高まったため、ブエノスアイレス州議会から要請されて 1935 年に州知事に復帰した。行政に加え、司法、立法の三権が付与され、カトリックの擁護及び国内統一の維持が託された。

ロサスが1835年から1852年まで国家憲法が存在しないままブエノスアイレスと対外的な権威を掌握していた時、リオ・デ・ラ・プラタ連合州の領域は一つの連合であるかのようになり事実上行動していたことから、「アルゼンチン連合」と呼ばれる。

ロサスは内陸部の諸産業保護のため保護関税制度を創設したが、1845年にはラ・プラタ地域を勢力圏に入れ、保護貿易政策を撤回させることを目論むイギリス＝フランス艦隊から攻撃を受けた。1850年には両国を撤退に追いやったが、1820年にアルゼンチンが領有宣言をしたマルビナス（フォークランド）諸島はイギリスに占領された。1852年2月、反ロサス軍とのカセーロスの戦いで敗れ、ロサスはイギリスへ亡命した。

ロサスは牧場経営者・カウディージョとして自らの支配する土地や文化への愛着を持ち、底辺の者とも上手く関係するカリスマ性があり、これらのことにより、アルゼンチン・パンパの精神を反映していたと言われる。ロサスの失脚は、土着主義が敗北し、近代化＝西欧化の潮流の勝利を確定した。

1853年-1880年（国家統一と農牧業中心の産業構造の成立）

独立国家の根本となる憲法は1853年に「アルゼンチン連合」の名で制定された。この憲法は、国の政治制度の原則を、連邦制、共和制、代議制におき、行政府は司法権・立法権の上位にあり、中央政府に州政府への干渉権を与えていた。また、指導者達は自国の経済政策において、パンパに未開の土地が存在することを後進性の原因として移民による開発を理念とし、憲法第25条で「連邦政府はヨーロッパ移民を誘致すること」を定めた。

ブエノスアイレス州は、ロサス失脚後「アルゼンチン連合」から離脱し、独自の憲法を起草して「アルゼンチン連合」と対立していたが、1861年「アルゼンチン連合」との戦いで勝利し、1862年ブエノスアイレス州が自らの指導権を認めることを条件にアルゼンチン共和国が成立し、制度的な国家統一が実現された。

ブエノスアイレス州知事のバルトロメ・ミトレが共和国大統領になると、先進国との協調的な政治的姿勢が確定され、農牧業の労働力確保のためのヨーロッパ移民の導入が本格的に始まった。その一方で国内では五月革命以来衰退が進んでいたアルゼンチン内陸部の国内産業は崩壊し、自律的な工業化の発展への道は閉ざされた。

アルゼンチンはこの時期に、世界経済の中枢であるイギリスに対し、穀物や牛肉を供給する代わりに工業製品を購入する周辺国として世界市場に組み込まれることが確定した。

1864年、ブラジル、ウルグアイ及びアルゼンチンの三国の同盟軍とパラグアイの間で起きた三国同盟戦争へ参戦した。この時期に、窮乏した内陸部がブエノスアイレスによる中央集権主義に対して、「三国同盟戦争への反対とラテンアメリカ諸国の連合」を旗印に各地で反乱を起こしたが、カウディージョやガウチョによる反乱軍は整備された連邦軍により鎮圧された。三国同盟戦争は1870年に同盟側の勝利で終わり、アルゼンチンはフォルモサ州とミシオネス州を併合した。

1874年に大統領に就任したニコラス・アベジャネーダは、主要産業の農牧事業を保障し、パタゴニアにアルゼンチンの主権が及んでいないことが他国（特にイギリス、フランス、チリ）によるパタゴニアの植民地化に繋がるのではないかと懸念を払拭するため、1877年に「砂漠の征服作戦」を開始した。この征服作戦の結果、マプーチェ族を初めとするパンパのインディオ諸部族は20万人から2万人にまで減少し、3000万haといわれる広大なパンパとパタゴニアの境界が確定した。このようにして獲得された土地のうち肥沃な800万haは400人あまりの軍人等に配分され大土地所有制が完成した。

3. 近代化と繁栄（19世紀末から第2次大戦まで）

1880年-1916年（急速な近代化及び移民による人種構成の変化）

1880年4月の大統領選挙では「砂漠の征服作戦」を実行したフリオ・アルヘンティエーノ・ロカが勝利した。このことを不満に思った対立候補のブエノスアイレス州知事が反乱を起こしたが6月に鎮圧され、9月にブエノスアイレス州からブエノスアイレス市を分離し連邦直轄の首都とする首都令が定められ、長年の懸案だった首都問題が解決し、このことが政治の安定につながった。

1880年から1929年にかけて、イギリス資本及びヨーロッパ人移民が未開のパンパを開発し、冷凍船の導入によりヨーロッパやアメリカ大陸諸国との牛肉や小麦などの畜産物の貿易が盛んに行われるようになると、アルゼンチンの経済は著しく成長した。1913年にアルゼンチンの外国投資のうち約81%がイギリス資本であり、この時期にイギリスの対ラテンアメリカ投資の約38%がアルゼンチンに振り向けられた。このイギリス資本により全土に鉄道が建設され、1914年には線路の総延長は3万kmを超えた。第1次世界大戦の直前にはアルゼンチンの世界牛肉輸出シェアは50%を超えていたといわれる。

このような経済の拡大はアルゼンチンに繁栄をもたらしたが、鉄道や農牧業といった基幹産業が外国資本の手中にあることはアルゼンチンの経済的対外従属を深め、他方で、輸出経済のこのような形での成立は少数の大地主を基盤とする寡頭支配層の確立をもたらした。

アルゼンチンも独立後しばらくは他のラテンアメリカ諸国と同様に、今日のアルゼンチンよりも遥かにメスティーソの比率は高かったが、1880年以降から急速に増加したスペイン、イタリアを主とする白人移民の流入（1871年から1913年までに317万人が定着）と元からの住人との通婚、戦争その他による黒人人口の減少、及び19世紀半ばのロサスとロカによるインディオ掃討作戦により、この頃から急速に国内人口の白人化が進み、インディオ、ガウチョ、カウディージョ、メスティーソ、アフリカ系アルゼンチン人、そしてヨーロッパ的生活に馴染まない農民や労働者といった者は、辺境に追いやられた。

1914年にアルゼンチンの全人口に対する外国人比率は29.9%にまで達していた。現在

「南米のパリ」と呼ばれるブエノスアイレスのヨーロッパ的な景観はこの頃に完成した。

1916年-1930年（急進党の時代）

1916年急進党(UCR:Union Civica Radical)からイポリト・イリゴージェンが大統領に就任した。この政権では労使協調を基礎とする労働者保護政策が進められた。経済的には国民主義を基調とし、「国家石油公社（YPF）」が1922年に設立されたが、鉄道、電力、銀行等の国有化等を行われず、全体的に不徹底なものに留まった。外交においては、第一次世界大戦は中立を維持した。

1922年に急進党からマルセーロ・アルベアールが大統領に就任し、労働者保護が、婦女子労働法、相続税の導入により一層進められた。

1928年の大統領選挙で再度イリゴージェンが大統領に就任すると、北部地域の鉄道敷設を国家主導で進め、製鉄業を保護し、石油の国有化が行われた。しかし、1929年の世界恐慌に全くの無策だと判断されたため、1930年9月に保守派と結びついた軍事クーデターにより失脚した。新たに政権についたホセ・フェリクス・ウリブル将軍はアルゼンチンにファシズム体制を築こうとしたが、1931年の選挙で敗北したことによりこの試みは頓挫した。

1930年-1943年「忌まわしき十年間」(década infame)

1932年にアグスティン・ペドロ・フスト将軍が大統領に就任。その後オタワで行われたイギリス連邦会議がイギリス自治領からの輸入に対して特惠待遇を与えることとした。

1930年の対英輸出はアルゼンチンの輸出総額の36.5%、冷凍牛肉は90%を占めていた。そのイギリス市場から閉め出される危険が生じたことはアルゼンチン経済の死活問題であった。1933年に締結されたロカ=ランシマン条約で対英輸出の一定量を確保することに成功するが、それと引き替えにイギリス資本に特惠待遇を与えることなどを約束した。

この条約の趣旨に沿って、アルゼンチン中央銀行の設立（1935年）、イギリス系鉄道を競争から保護するためのブエノスアイレス交通市局法（1936年）、全国交通調整委員会法（1937年）の制定、石油の独自精製を認められない形での石油産業への外資導入など、数々の譲歩が行われた。

また、フスト政権は選挙干渉を頻繁に行い民意を圧殺した。

この選挙不正と対英従属により特徴付けられた1930年代は「忌まわしき十年間」(década infame)と呼ばれた。

1938年にはロベルト・オルティスが大統領に就任する。1939年に第二次世界大戦が始まると、オルティス等の親連合国派の積極参戦派と、ラモン・カステージョをはじめとする親枢軸国派の絶対中立派が対立したが、1940年にカステージョが政権を掌握すると中立的な政策が行われた。しかし、米国によるブラジル、チリへの兵器供与は、軍備の近

代化の遅れを焦る青年将校に大きな影響を与え、1943年には親枢軸派の青年将校により統一将校団（GOU：Grupo de Oficiales Unidos）が結成された。

4. ペロン主義の時代（1943年-1955年）

1943年9月に行われる予定の大統領選挙で反枢軸政権となることを危惧したGOUが、親枢軸中立を掲げて6月4日にクーデターを起こし、アルトゥーロ・ラウソン大統領を追放してペドロ・パブロ・ラミレス将軍が大統領に就任した。フアン・ドミンゴ・ペロン大佐は陸軍次官と国家労働局長に就任し、積極的な労働者保護政策（「農牧労働者保護法」制定等）を行った。1944年1月にラミレス政権が枢軸国と断交するとGOUの非難を呼び、2月にラミレスは失脚し、3月に親枢軸で副大統領だったエデルミロ・ファーレルによる政権が成立した。このことで米国によるファーレル政権不承認と経済制裁が発動されたが、この露骨な内政干渉がかえって国民を団結させ、積極中立を擁護するペロン大佐の人気を高めることになった。1945年3月27日にファーレル政権はナチス・ドイツと大日本帝国に宣戦布告した。この頃までには、ペロンは自身をアルゼンチンの主権と労働者の権利を擁護する存在としてイメージ形成しており、ペロンの思想はペロン主義（ペロニスモ）、ペロンの支持者はペロニスタと呼ばれるようになっていた。（ペロン死後40年近く経った現在でも、ペロンの支持基盤だった「ペロニスタ」はアルゼンチンで大きな影響力を持っている。「ペロニスタ」を母体とした「ペロン党（正義党）」は1989年以降、カルロス・メネム、ネストル・キルチネル、そして現職のクリスティーナ・キルチネルと三代の大統領を誕生させ、議会内においても大きな勢力を保っている。）

1945年8月、ペロンの政策をファシズムだとみなした急進党、社会党、共産党、米国大使らは積極的にペロン批判をはじめ、10月9日にエドゥアルド・アバロス将軍の率いる軍内の反ペロン派がクーデターを起こし、ペロンを幽閉した。しかし、このクーデターはペロン派及び労働者が行った「10月17日の集会」により失敗し、ペロンは釈放された。この時点でペロニスモは、ペロニスタによる「下からの大衆運動」となった。

1946年2月の大統領選挙で労働党から出馬したペロンは55%の支持を得て、保守党、急進党、社会党からなる民主連合を破って大統領に就任した。1947年に労働党は「正義党（ペロン党）」に改組された。ペロン政権は「社会正義、経済的自由、政治的主権」を掲げ、米州機構からの脱退に代表される独自外交路線や、国防の強化のための重工業育成を図り、1947年から1951年までに第一次五ヵ年計画を行った。

大戦中に蓄えられたアルゼンチンの外貨保有量は終戦直後は世界一であり、これを梃子にして工業化と福祉政策が進められた。1946年には電話会社と中央銀行が、1948年にイギリス資本の鉄道が接収された。しかし、工業化は設備投資や技術の導入の不足により失敗し、繊維産業などの軽工業を発展させたに留まり、国際競争力に欠けるため、慢性的な

赤字・インフレの原因となった。また、地主階級は政府の農牧産品を安く買い上げ高く輸出するという政策に反発して出荷を控える等の抵抗をしたため農牧業の生産も落ちてしまい、外貨を得ることができなかった。更に、労働組合の経営介入や無計画な福祉による労働者のモラルの低下は国庫支出の増大と共に投資の減少を引き起こし、産業の自主的な民族的発展は停止した。また、外貨も 1949 年には使い果たしてしまうことになる。

米国との関係では、戦時中「偏った中立」を行っていたことにより、1949 年まで米国のボイコットをうけていたため輸出機会が失われ、国内産業も育成することができなかった。

1949 年から 1950 年にかけての経済危機により、ペロニスモの危機は明らかになっていったが、1952 年にペロンは憲法改正により連続再選した。しかし、ペロンへの支持は次第に失われ、同年労働者から聖母のように慕われていた妻のエバ・ペロンが急死したこともペロン政権の大きな痛手となった。1953 年に開始された第二次五ヵ年計画では農牧業を重視した方向転換が図られ、米国資本の流入を認めたが、この措置はそれまでの反米的な姿勢と矛盾するものであり、ペロニスタ内部の批判が高まった。

1954 年の離婚法制定によりカトリック教会と敵対して 1955 年 6 月にペロンがローマ教皇に破門されると国民に大きな動揺が広がり、9 月にエドゥアルド・ロナルディ將軍のクーデターによってペロンは国外に亡命した。

ペロン政権は寡頭支配層と労働者の対立を強調したが、農地改革などの寡頭支配の基盤を切り崩す政策は行わず、また、過度の労働者保護により労働者の被害者意識と階級対立を強めてしまった。

5. 暴力と衝突の時代（1955 年から 1982 年）

1955 年-1962 年（ペロン追放後の反動）

ペロン追放後 1955 年 9 月エドゥアルド・ロナルディ將軍は臨時大統領に就任し、ペロン体制で実現された労働者の権利を認めること等の国民的合意を訴えた。しかし反ペロン派は穏健策には納得せず、11 月に反ペロン派のペドロ・エウヘニオ・アランブル大統領が就任し、ペロニスタへの大弾圧が行われた。ペロニスタ指導部は逮捕され、賃上げは抑制され、経済拡大のための外国資本導入が図られ、1956 年にはペロンが制定した 1949 年憲法が破棄されて 1853 年憲法が復活した。「寡頭支配層の復讐」とも呼ばれるこのような政策は、労働者大衆と富裕層との間の亀裂を大きなものにし、この対立が以後の大きな政治的不安定要因となった。

1958 年に亡命中のペロンの支持を受け急進党から就任したアルトゥーロ・フロンディシ大統領は、当初ペロニスタの支持を取り付けることによって当選したが、石油産業開発のために外資導入が不可欠であることを認めると 12 月に外資法を制定し、外国資本の積極導入による重工業発展のモデルを目指したことがペロニスタに批判された。また、キュー

バ革命後のカストロ政権への制裁反対や、1961年にチェ・ゲバラと会談したことが反共的な軍部の反感を買い、1962年に軍事クーデターによって追放された。

ホセ・マリア・ギドの暫定政権の後に、1963年7月に急進党人民派から当選したアルトゥーロ・イリア大統領はナショナリズム政策を採ったが、これがインフレ、外資不足に続き、社会不安を招いたため、イリアは1966年6月にクーデターで失脚した。

軍部による弾圧が進むにつれ、ペロニスタ内部での変質が生じ、左傾化したペロニスタは闘争戦術を過激化させ、工場占拠（1964年には300万人の労働者が参加し12,000の工場が占拠された）や、暴力革命を目指すゲリラ組織設立にまでエスカレートし、軍部とペロニスタ双方のテロにより多くの犠牲者が出た。

このようにして、南米最富裕国だったアルゼンチンは、徐々にアジアの新興国だった日本や大韓民国、台湾などのNIES諸国、そしてブラジル、チリといった南米の競争相手にも追い抜かれていった。

1966年-1973年（「アルゼンチン革命」の挫折）

1966年6月にクーデターで大統領に就任したフアン・カルロス・オンガニア將軍は、「アルゼンチン革命」を掲げて外国資本を導入し、緊縮政策でインフレを抑制した。この経済政策は当初は成功し、外国資本の流入による著しい工業成長が1970年まで続いた。しかし、1969年5月にコルドバ大学の学生運動から始まったコルドバ暴動（コルドバソ）が国内諸都市に波及し、さらに、都市ゲリラの一派が1970年6月にアランブル元大統領を誘拐・暗殺した事件によりオンガニアは失脚した。

オンガニアの後を継いで6月に大統領に就任したロベルト・マルセロ・レビングストン將軍は、弾圧政治に終止符を打ち、軍部、労働組合、テクノクラートの国民的合意により民族産業を発展させることを目標にしたが、1971年3月の第二次コルドバ暴動により失脚し、3月にアレハンドロ・ラヌーセ將軍が大統領に就任した。

ラヌーセ大統領はアルゼンチンの政治経済の混乱がペロニスタと軍部の泥沼の抗争にあると見て、ペロニスタを議会政治の枠に戻すことにより「国民的大合意」を図った。マドリードに亡命中のペロンと連絡を取って、ペロンの直接出馬を認めないものの、正義党の出馬を認めた大統領選挙が実施された。

1973年-1976年（ペロンの復権）

1973年3月の大統領選挙では、正義党から出たペロンの秘書エクトール・ホセ・カンポラが勝利し同年5月25日に大統領に就任した。カンポラはすぐにキューバとの国交回復、東側諸国との国交樹立、外資系銀行7行の国有化などの左翼ナショナリズム政策を採ったが、カンポラ政権は左傾化したペロニスモを代表していたために、ペロニスタ右派との内部分裂が激しくなった。分裂したペロニスタ統率のためにペロン自身が大統領に就任

することが求められたため、7月にカンボラは辞任し、9月に実施された大統領選挙で60%以上の支持により、フアン・ペロンが大統領に就任した。就任当時78歳で心臓病を患っていたペロンは、都市ゲリラの活動やインフレに対して効果的な対策を打ち出せないまま、1974年7月1日に心臓発作で死去した。

ペロンが死去すると、妻であり副大統領だったイサベル・ペロンが大統領に就任し世界初の女性大統領が誕生したが、イサベル・ペロンも都市ゲリラの活動やインフレに対して有効な対処が出来ず、顧問のロペス・レガ社会福祉相は準軍事組織「アルゼンチン反共産主義同盟」を結成し、政権にとって目障りな知識人、政治家、ジャーナリストを次々と暗殺したために左右両派のテロがさらに激化した。統治能力を持たない政権に対して1976年3月に陸海空三軍の軍事評議会がクーデターを起こし、イサベル・ペロンは失脚した。ラヌーセ将軍が提案した軍部とペロニスタの和解のための努力は、双方の無為無策のために水泡に帰した。

1976年-1982年（軍事独裁政権）

1976年3月に陸海空三軍の推薦によりホルヘ・ラファエル・ビデラ将軍が大統領に就任し、再び軍事政権が樹立された。ビデラ政権はこれまでの軍事政権とは異なり、「汚い戦争」を対ゲリラ戦略として採用し、反体制派及びゲリラとみなされたものを非合法的な手段で徹底的に弾圧した。これにより主だった都市ゲリラは壊滅し、治安維持に大きな成功を収めたが、この過程で「行方不明」になった者は9千人から3万人とも言われ、アルゼンチン社会に大きな禍根を残した。

ビデラ政権では、新自由主義に基づく経済政策を実施した。外国資本を積極導入し、市場原理を最優先する経済開発が進められた。ペソの為替レートを割高に設定したため、海外資産への投資が加熱する一方で、国内産業は競争力を失い、輸入関税が引き下げられたため東南アジアから安価な品物が流入し製造業は大打撃を受けた。国が経営していた鉄道、道路、公社等の赤字部門は整理統合、民間委託された。このような政策はインフレの激化や経済の極端な悪化をもたらし、ビデラ大統領の退陣につながった。

1981年3月にロベルト・ビオラ将軍が大統領に就任したが、ビオラ政権下では数度に渡るペソ切下げが行われ、11月には対ドルレート前年同月の5分の1となった。インフレは悪化し、経済的な大失政の責任を追及されて1981年11月にビオラは更迭された。

同年12月、レオポルド・ガルティエリ工兵中將が大統領に就任したが、ビデラ時代の賃金スライド制が廃止されたことにより国民の不満は高まった。ガルティエリ政権は、国民の不満をそらすため1833年のロサス時代にイギリスに占領され、実効支配され続けていたマルビナス諸島（英語ではフォークランド諸島）への領有権を主張した。

1982年4月2日にアルゼンチン陸軍部隊がマルビナス諸島に上陸すると、イギリス首相のマーガレット・サッチャーはこれに大軍を送って応じ、マルビナス戦争が勃発した。

この戦争に際しては、帝国主義の残滓への抵抗という側面を重視したラテンアメリカ諸国を初めとする第三世界諸国からアルゼンチンへの支持が集まったが、アルゼンチン人が「南米のヨーロッパ」を自認してヨーロッパにアイデンティティを置き精神的な祖国として心理的に共感を抱き頼みにしていたヨーロッパ（EC）及び軍事政権時代に様々な協力関係を構築していたアメリカ合衆国からの支持は得られなかった。6月14日、イギリス軍によってプエルト・アルヘンティーノ（英語ではポート・スタンリー）が包囲され、アルゼンチン軍が降伏してこの戦いは終わった。三国同盟戦争以来の本格的な戦争であり、建国以来初の敗戦となったマルビナス戦争はアルゼンチン人の意識に大きな影響を与えた。特に、欧米諸国がイギリスを支援し、逆に第三世界がアルゼンチンの立場を支持したことは、アルゼンチン人に大きな心理的影響を与えた。また、多大な犠牲者を出した敗戦により建国以来かつてない程に反軍感情が高まることになった。

1982年6月15日にガルティエリは辞任し、後を継いだレイナルド・ビニョーネは1984年3月の民政移管を公約するが、国民感情の爆発は抑えられず、1983年10月30日に民政移管選挙は前倒しされた。

6. 民政移管と新自由主義経済の破綻（1983年-2003年）

1983年12月に急進党から当選したラウル・アルフォンシンが大統領に就任した。アルフォンシン政権は軍政の負の遺産というべき莫大な対外債務やハイパー・インフレ、軍政時代に人権侵害を行った軍人の処遇、チリとの領土問題、マルビナス戦争による国際的孤立など複雑な問題への対処を迫られた。

1984年11月にはローマ教皇ヨハネ・パウロ2世の仲介により、チリのアウグスト・ピノチェト政権と平和条約を結び、ビーグル水道のピクトン島・レノックス島・ヌエバ島のチリ領有を認める大幅な譲歩を行うことで、平和路線を国外に印象付けた。1986年7月にはアルゼンチン・ブラジル統合議定書に調印して経済統合への協力を約束し、これが伏線となって後のMERCOSURが形成されることになる。

1985年5月には通貨切り下げのアウストラル計画を実行し一定の成果を挙げた。同年12月にはビデラ将軍をはじめとする軍人5名に有罪判決が下り、ラテンアメリカ史上初の文民による軍人への裁きが実現した。

1989年になると再びインフレが加速し、事態に対処できなかったアルフォンシンは退陣した。

1989年5月に正義党から当選したカルロス・メネムはビジネス界から顧問を招いて新自由主義を導入した。1989年に国家再建法、経済緊急法を制定して電話、航空、電力、石油、水道、ガス、鉄道、鉄鋼、年金などの各種部門を民営化していった。しかし、これらの改革は当初は物価の安定にあまり役にたたず、1991年に兌換法を議会で成立させ、1ペ

ソ=1 ドルのドルペッグ制を導入するとハイパーインフレは収束した。これにより国民の支持を得たメネム政権は 1994 年に憲法を改正し、大統領の任期を 6 年から 4 年に短縮する代わりに一度に限って再選を認める制度を構築した。外交面では国際協調と親米政策を基盤とし、1991 年の湾岸戦争にも南アメリカ諸国で唯一多国籍軍に軍を派遣した。1991 年 3 月にアスンシオン議定書に調印し、ブラジル、ウルグアイ、パラグアイと共にメルコスールを設立することが宣言され、メルコスールは 1995 年に正式に発足した。1995 年にメネムは再選したが、任期の後半には赤字と対外債務が増大していった。

1999 年 12 月に急進党からフェルナンド・デ・ラ・ルア大統領が就任したが、経済の状況は予断を許さない程に悪化していた。2000 年にはすでに兌換法に効果はなく、2001 年に商店への略奪などが各地で発生し治安が極端に悪化したため戒厳令が敷かれた。12 月 21 日に五月広場で起きたデモ隊と警官隊の衝突によりデ・ラ・ルアは失脚した。デ・ラ・ルア失脚の直後、ロドリゲス・サアが臨時大統領に就任しデフォルト（債務不履行）を宣言するが、サアは 8 日間で失脚し、2002 年 1 月に正義党のエドゥアルド・ドゥアルデが 2003 年 12 月までを任期に暫定大統領に就任した。ドゥアルデは固定相場制を廃止し、現金の流通そのものを規制したが、失業者は増大し、各地で道路の封鎖やデモが相次いだ。このような状況に対処できなくなったドゥアルデは 2003 年 4 月 27 日に選挙を繰り上げた。

この選挙ではペロン党内の候補者調整が失敗したため 3 人がペロン党から出馬した。1 位メネムと 2 位ネストル・キルチネルが決選投票に進んだが、3 位以下の候補者すべてがキルチネルを支持したため、惨敗による政治的影響力の低下を恐れたメネムは決選投票への出馬を辞退し、戦わずしてキルチネルの当選が決まった。

参考文献

中川文雄・松下洋・遅野井茂雄著『ラテンアメリカ現代史Ⅱ』山川出版社〈世界現代史 34〉、1984 年。

増田義郎編『ラテンアメリカ史Ⅱ』山川出版社〈新版世界各国史 26〉、2000 年。

アルベルト松本『アルゼンチンを知るための 54 章』明石書店、2005 年。

(参考2) アルゼンチンのデフォルト問題

*本資料は、特に注意書きがない限り、ラ・ナシオン（アルゼンチン現地紙・西語）：
<http://www.lanacion.com.ar>, ロイター（日本語）：<http://www.jp.reuters.com>, ブルームバ
グ（日本語）：<http://www.bloomberg.co.jp> の日常の web 掲載記事に基づく。

*アルゼンチン政府の主張は、経済財務省の HP に掲載されている。（西語のみ）

Ministerio de Economía y Finanzas Públicas, 05. Sep.2014. 「Historia de la deuda argentina」

<http://www.mecon.gov.ar/DESENDEUDAR/es/hitos.htm>

2002年に発生したアルゼンチンの1320億ドルのデフォルトは世界中に大きな混乱を引き起こした。アルゼンチン政府はこの問題を解決するため国債所有者及び国際機関との会合を行ってきた。しかし、2014年1月に発生した通貨ペソ暴落及び同年6月の米国司法判断が引き金となって起きた新たなデフォルトは、アルゼンチンに新たな困難をもたらしている。国際金融市場からの資金調達が不能なままとなっていることに加えて、外貨準備高も減少してきたために様々な問題が出てきた。その解決のために、中国及びロシアからの資金・技術の協力関係を強めており、米国やEUとの結びつきは弱まっているとされる。

このようにアルゼンチン経済に大きな影響を与え続けているデフォルトの対応は進行中であるが、ここでは、これまでの経過を整理してみる。

(1) アルゼンチンの通貨の変遷とデフォルトの歴史

（この部分は、ケネス・ロゴフ「アルゼンチンデフォルトの顛末」週刊東洋経済2014年8月23日号を元として追記した）。

—1813年に従来の「レアル・エスパニョル・コロニアル」（スペイン植民地レアル）に替わる初めての独自通貨「レアル・アルヘンティーノ」（R\$A）の発行開始。

—1827年最初のデフォルト。

—1888年11月5日の通貨改革で「ペソ・モネダ・ナショナル」（m\$n）が導入されるまでアルゼンチン国内では複数の貨幣単位が併用されていた。

—1890年2回目のデフォルト。

—1951年3回目のデフォルト。

—1956年4回目のデフォルト。

—1970年1月1日 「ペソ・モネダ・ナショナル」→「ペソ・レイ（\$）」（100分の1：US\$1=\$3.5）

—1982年5回目のデフォルト。

- 1983 年 6 月 1 日 「ペソ・レイ」→「ペソ・アルヘンティーノ (\$a)」(10,000 分の 1 : $US\$1=\$a11.5$)
- 1985 年 6 月 15 日 「ペソ・アルヘンティーノ」→「アウストラル (A)」(1,000 分の 1 : $US\$1=A0.85$)
- 1989 年 6 回目のデフォルト。
- 1992 年 1 月 1 日 「アウストラル」→「ペソ (\$)」(10,000 分の 1 : $US\$1=\1.0 と等価)。この通貨は正式名称も「Peso Convertible de Curso Legal」と、通貨名称である「ペソ」の後に、1 米ドル=1 ペソのドルペッグ制に裏打ちされた紙幣である事を意味する文言「コンベルティブレ」が記載されていたため、「ペソ・コンベルティブレ」(兌換ペソ)と呼ばれる事もあった。
- 2001 年 7 回目のデフォルト。
- 2002 年 1 月 6 日, 1 ドル=1.4 ペソの「公定レート」と「実勢レート」から成る「二重相場制」が暫定的に導入され, 同年 2 月 11 日からは変動相場制に完全移行し現在に至る。米ドルとのペッグ制解消。
- 2014 年 8 回目のデフォルト。

(2) 2002 年デフォルト概観

1999 年にブラジルは経済危機により変動相場制となり通貨切り下げを実施した。当時の輸出の約 30%はブラジル向けであったため、ブラジルの通貨切り下げによりペソ高となりアルゼンチン経済は急速に悪化した。

ドルペッグ制をやめて変動相場制に移行すれば、ペソの為替相場が切り下がり、輸出産業が改善するとされていた。しかし、固定相場制をやめることは次の理由で困難であった。

- ① 住宅ローンや自動車ローンなど、アルゼンチン国民が借りているお金の 80%はドル建てであったため、もしペソが切り下がって 1 ドル=1.5 ペソとなったら、国民の借金が増えてしまうリスクがあった。(ローン会社としてはドルの方が潜在的な為替リスクが少ないため、ドル建てローンの方が金利が安かった。)
- ② 米国の投資家たちは 1 ドル=1 ペソが続くことを前提にアルゼンチンに投資していたため、固定相場の撤廃には、アメリカや IMF からの強い反対が出た。

2001 年夏、IMF の融資条件として求められた緊縮財政を実行するために、アルゼンチン政府は支出を大幅に削った均衡予算を議会に提出したが、これに反対して労働組合や各種団体がゼネラルストライキを実施。アルゼンチン国債が暴落した。

2001 年 12 月アルゼンチン政府は銀行の預金流出を防ぐため、90 日間の預金封鎖を実施し国民生活に大きな影響が出たが、その一方で外国系金融機関は規制が弱く、多額の資金がアルゼンチン市場から流出した。これに怒った国民は 12 月 13 日に再びゼネストを実施

した。12月24日ロドリゲス・サー暫定大統領は、1320億ドルの対外債務の支払いを一時停止するという発表（デフォルト宣言）を行った。

日本でもこの結果、アルゼンチン政府が発行した円建て外債（サムライ債）の支払いがなされず、2002年4月にデフォルト（債務不履行）となった。

2005年2月にはアルゼンチン政府は2001年のデフォルトに対して民間債務再編を強行（返済条件を軽減した債券への交換。額面1ドルにつき最低25セント～33セントを提示）。

2010年4月及び12月には、2005年の債務再編に参加しなかった民間債権者に対する債券交換を改めて提示した。

大半の投資家は債務再編を受け入れたが、米ヘッジファンドのNMLキャピタルやアウレリウス・キャピタルなど一部の投資家がそれに応じず（これら「アルゼンチン国債の債務再編に応じなかった債権者」を以後「Holdout」と呼ぶ。2014年6月現在で7.6%。）、元の条件での全額返済を求めて米国で訴訟を起こした。

アルゼンチンは債務再編に応じた投資家には返済を行ってきたが、「Holdout」に対しては、「元々の貸付人ではなく、デフォルト後のアルゼンチン国債を法外な安値で購入した者である」として支払いを拒否してきた。

この間、2006年1月にはIMFからの債務を完済して対外債務問題以外の債務問題は解決した。

（３） 外貨準備高の減少とパリクラブ（主要債権国会議）との返済合意

アルゼンチンは、中国やブラジルの成長を追い風に、小麦や大豆など農作物の輸出が拡大し、輸出税の増収等により、リーマン・ショック前後の08～09年を除き、03～11年の実質経済成長率は8～9%に達し、外貨準備高も10年12月には521億ドルとなった。

その後も緩やかな成長が続いたが、実質年間20～30%といわれる高いインフレ率、8%前後の失業率、増税、社会福祉費用の増加等が徐々に負担となり、2011年12月の為替レートは1ドル＝4.30ペソ、外貨準備高は463億ドル、2012年12月の為替レートは1ドル＝4.91ペソ、外貨準備高は433億ドル、2013年12月の為替レートは1ドル＝6.51ペソ、外貨準備高は305億ドルとなった。

2014年1月23日、アルゼンチン中央銀行が相場維持の取組を後退させたことからアルゼンチン・ペソの下落率が20%近くに達した。これを受け、アルゼンチン中央銀行がペソ買い・ドル売りの為替介入でペソを買い支えた。このことにより、2014年1月末の為替レートは1ドル＝8.01ペソ、外貨準備高は277億ドルとなった。

しかし、パリクラブ債務交渉が決着するまでは国際金融市場に復帰できず、このことはアルゼンチン政府の資金調達にとって大きな障害になっていた。

資金調達手段の多様化を迫られたアルゼンチン政府は、5月29日、パリクラブと、アル

ゼンチンの 2001 年の債務不履行を巡る 97 億ドルの債務に関して、今後 5 年間で返済を完了することで合意した。パリクラブでの最大の債権国は約 3 割を占めるドイツで、2 番目の日本は約 2 割であった。日本の国際協力銀行はデフォルト後に融資を停止していた。(日本経済新聞社 2014 年 5 月 30 日)

7 月 28 日、アルゼンチン経済財務省はパリクラブに対してデフォルトの第 1 回返済を実施した。

(4) 米国裁判所の判決とデフォルト

2011 年、連邦地方裁判所のトーマス・グリーサ判事は、「アルゼンチンが全ての債権者を平等に扱うパリパス条項に違反しているため、債務再編に応じなかった債権者への 13 億 3 千万ドルの支払いを行わない限り、再編に応じた債権者への 240 億ドルの支払いを禁じる」とする判決を示した。

アルゼンチン政府は米第 2 巡回区連邦控訴裁判所(高裁)に控訴したが、2013 年 8 月、グリーサ判事の判決を支持する判決を示した。2014 年 2 月、アルゼンチン政府は、米第 2 巡回区連邦控訴裁判所の判断を不服として米連邦最高裁判所に上訴した。

米最高裁は外国政府の財政を方向付けるという立場に置かれた。アルゼンチンはこの問題で新たなデフォルトに陥る恐れがあると主張し、大手格付け会社は連邦高裁の判断などを受けてアルゼンチン国債の格付けを引き下げた。

2014 年 6 月 16 日、米最高裁は上記 2011 年の米連邦地裁の判決を支持し、アルゼンチンの上訴を退けた。

6 月 30 日、債務返済期限を迎え、30 日間の猶予期間に入ったが、国債の利払い期限までに「Holdout」との協議で合意できなかった。

8 月 1 日、I S D A (国際スワップデリバティブズ協会)は、アルゼンチン国債の事実上のデフォルトを宣言。I S D A の決定を受け、アルゼンチン国債は下げ幅を拡大した。

(5) 判決に対するアルゼンチンの国際社会へのアピールと各国・機関等の反応

1) 国際社会へのアピール

アルゼンチン政府は、米国での裁判に並行して、様々な方法で自らの主張を正当化しようとした。自国政府機関のホームページに政府の主張を掲載し、国際会議(国連総会、G77 総会等)で正当性を主張する演説を行い、関係主要国の新聞にアルゼンチンの主張を広告記事として掲載し、国際司法裁判所へ米国を提訴し、国家主権の免責特権の違反に対して米国政府の司法への介入を要請した 等が挙げられる。

2) 中国及びロシアへの接近

アルゼンチン政府は、アピールの方では、国際社会から得られない経済的・技術的支援を求めて中国及びロシアへ担当大臣を派遣して調査・協議を行った。

2014年7月12日にプーチン・ロシア大統領がアルゼンチンを訪問し、原子力、エネルギー、宇宙開発、軍用機、等の協力を行うこととし、ロシアが利益を得る可能性の範囲は広まった。また、アルゼンチンからは食料貿易を増加することとなった。(第1表参照)

その直後の7月18日、習近平・中国主席がアルゼンチンを訪問し、エネルギー、原子力、宇宙開発、鉄道、船舶等への支援を約束し、110億ドルの通貨スワップ協定にも調印した。これらの支払いには、大豆総生産の60%をあてることにしている。(第2表参照)

なお、BRICSが創設した「新開発銀行」の支援をアルゼンチンが受けることは可能とされているが、各国の批准が必要なため、数年かかると言われている。

第1表 ロシアからアルゼンチンへの支援(上欄)及びその対価(下欄)

・原子力協定に署名。ロシア国営原子力企業 Rosatom がアルゼンチンで新たに建設される予定の5番目の原子力発電所の入札に参加する予定。アルゼンチン政府は、使用する技術の型によりロシアのものがこの入札を勝ち取るということを保証した。
・石油分野におけるガスピロムから YPF への支援、ヘリコプターの軍事的販売、Glonass ナビゲーションシステムのデータ受信ステーションの開発について調査を行う。
・ロシアは EU 及び USA がウクライナへの進軍に対してモスクワに対して適用した制裁に対応し、アルゼンチン当局と食料貿易を増加するとの合意を結んだ。アルゼンチン農業省はロシアへの乳製品及び肉の輸出の30%の増加を意味すると評価した。

第2表 中国からアルゼンチンへの支援(上欄)及びその対価(下欄)

・両国首脳は「中華人民共和国・アルゼンチン共和国の全面的戦略パートナーシップ構築に関する共同声明」を発表した。
・中国開発銀行：水力発電用ダム2基の建設費用として47億ドル、ベルグラノ貨物鉄道に21億ドル、テソロ国営鉄道に3.7億ドル、11艘の浚渫船第1期に4.23億ドル、その他ニューケンの宇宙監視ステーション建設等に投資を予定している。
・中央銀行間の3年間で110億ドル規模の通貨スワップ協定に調印した。
・中国原子力公社がアルゼンチン4番目、700メガワットのアトゥーチャⅢ原子力発電所の建設を進めており、中国は20億ドル初期投資し340億ペソを追加投資予定である。
・アルゼンチンは中国へ対価として大豆総生産の60%を送るとしている。

3) 国際機関の反応

世界銀行では米国の役員の反対はあったが、貧困に対する戦いのプログラムに集中して

アルゼンチンに対する新しいプログラムを討議し、2015 年から 18 年までの間、年間 10 億ドル程度の融資を行う「対アルゼンチン新戦略計画」が承認された。

国際資本市場協会（ICMA）は、アルゼンチン債務再編で見られた混乱を回避する取組の一環として、国債のデフォルトの対応に関する新たなルールを発表した。

4) 通貨ペソの下落予想が引き起こしたもの

農業関係では、穀物相場関係者は、2014 年 6 月 30 日の債務返済期限をすぎると「アルゼンチン的大豆農家は販売しないで手元に置く」と判断したことから、米国においては大豆ミールの輸出が伸びたとされる。

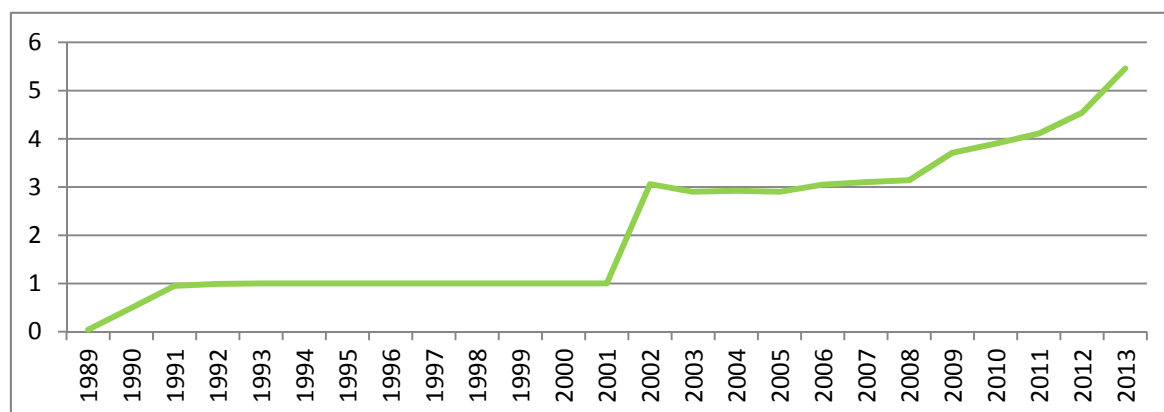
他方で、アルゼンチンの農家は、ペソ下落を見越して、9 月になっても大豆収穫量の半分近くを販売しなかったため、相場が高かった 6 月時点からトン当たり 60 ドル程度下がり、損をしたと言われている。

その他の事例では、9 月に GM がアルゼンチンのドル不足を見越してブラジルからアルゼンチンへの車の輸出を停止したことや、同月アメリカン・エアラインが航空券の販売を 90 日以内に限定したこと 等が挙げられる。

（6）アルゼンチン・ペソと米ドルの近年のレートの変動

1992 年 1 月のペソ導入時から 2001 年 12 月まではドル・ペッグ制を採用。2002 年 1 月 6 日に、1 ドル=1.4 ペソの「公定レート」と「実勢レート」から成る「二重相場制」が暫定的に導入され、1 か月後の 2 月 11 日からは変動相場制に完全移行、現在に至る（第 1 図）。

第 1 図 アルゼンチンペソの対ドル公式為替レート

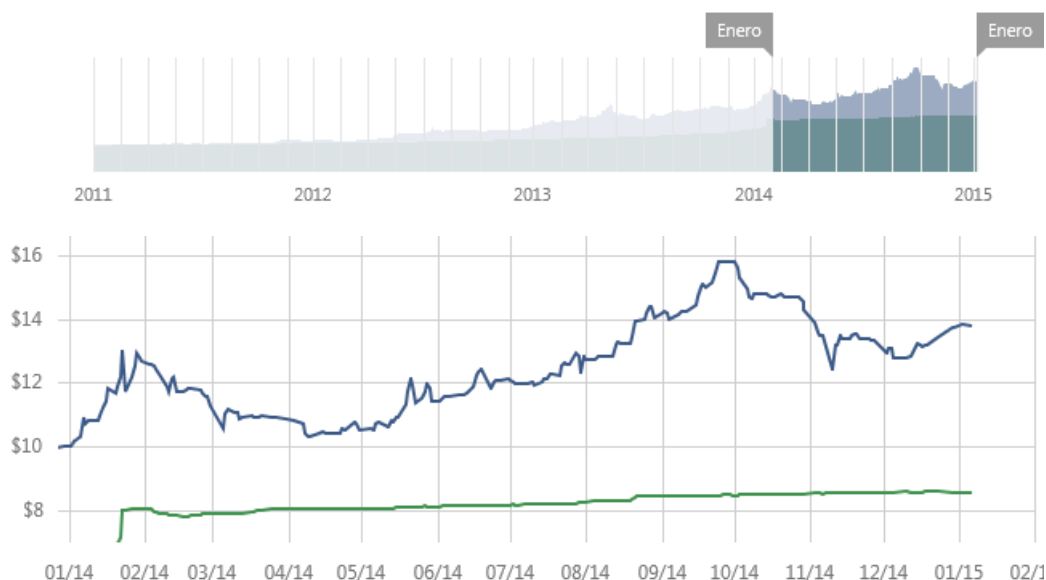


資料：世界銀行より。

非公式レート（青ドル：2014 年 9 月末の時点で 1 米ドル=16 ペソ弱）が公定レート（同

時点で 1 米ドル=約 8.5 ペソ) と大きく異なる水準で自由に売買されるなど、交換レート
の二重化が進行している(第 2 図)。第 2 図の上図が 2011 年からの変化、下図が最近 1 年
間の拡大版で、青線(上)が非公式レートの「青ドル」、緑線(下)が公式レートを示す。

第 2 図 アルゼンチンペソの対ドル為替レート詳細図



資料：ラ・ナシオン。

<http://www.lanacion.com.ar/1718268-el-dolar-blue-alcanza-los-131-y-marca-un-nuevo-record-historico>

(7) アルゼンチンのデフォルトの日本への影響

2002 年 12 月 20 日、アルゼンチン政府が発行した円建て外債(サムライ債)のうち、
新生銀行などが債権管理会社を務める六年債 500 億円について、償還期日の 20 日に支払
いが行われず、元本返済の不履行となった。

その時点で、サムライ債の残高は四一六年債の四種で計 1,915 億円。日本では政府系の
財団や企業、個人が購入している。(2002 年 12 月 21 日共同)

デフォルト債券との債券交換については 2005 年及び 2010 年に行われた。後者の交換条
件は 33.7 円に付き 100 円を基本とする。(2010 年 3 月 26 日ブルームバーグ)

2009 年 6 月 29 日に、債券管理会社(新生銀行、三菱東京UFJ銀行、みずほコーポレ
ート銀行)は、本債券の保有者の債権の実現を保全するため、アルゼンチン共和国を被告
とし、本債券の元利金及び遅延損害金の支払を求める訴訟を東京地方裁判所に提起した。

本債券の問題については、主権を有する独立国による債務不履行に起因する法的問題 に
ついて依拠または参考にすべき指導的な裁判例、学説または前例も見当たらない。それで

も提訴に至った経緯は以下の通り。(三菱東京ＵＦＪ銀行「アルゼンチン共和国円建て債券についてのお知らせ」：<http://www.bk.mufig.jp/info/argentine/>)

本債券の債務者たるアルゼンチンは主権を有する独立国であり、任意の支払を求める以外、管理会社として債権を実現する実効性のある手段は事実上存在しない。そのため、これまで本債券の元利金全額の任意の支払を求めてきたが、アルゼンチンはこれに応じていないし、合理性のある対案も提示していない。

他方で、アルゼンチンは時効中断の手続きを拒否しており、元本支払請求権につき 10 年間、利息請求権につき 5 年間とされている本債権の消滅時効のうち、利息請求権が消滅時効にかかる可能性が出てきた。これらを勘案して提訴に至った。

しかし、2005 年に成立したアルゼンチン国内法により、全世界に対する債務再編案に基づき交換の申込みのなされない債券については将来の交換は行わないこと、及び、いかなる種類の和解も締結することはできないこと、等が定められている。このため、本件訴訟の提起を契機にアルゼンチンが任意に支払に応じる可能性は乏しく、日本またはアルゼンチンの裁判所で判決を得てもアルゼンチンの裁判所がアルゼンチンの財産に対する強制執行を認める可能性は乏しい。また、日本の裁判所が強制執行可能なアルゼンチンの財産は見当たらないこと等から、債権を回収するための法的手段は実効性に欠け、アルゼンチンから本債券の元利金を回収できない可能性がある。

なお、勝訴判決によって確定した権利は、判決確定日から更に 10 年を経過すれば、再び消滅時効にかかる可能性がある。

<本裁判の経過>

2013 年 1 月 28 日、東京地方裁判所において管理会社の請求を却下する旨の判決（以下「原判決」という。）が言い渡された。同年 2 月 12 日付で東京高等裁判所に控訴。

2014 年 1 月 30 日、東京高等裁判所において管理会社の控訴を棄却。本判決は、管理会社が本債権者から訴訟追行権を授与されたと認めることはできない等として、管理会社が原告となって本件訴訟を提起することの適格性を否定した原判決は相当であるとしている。本判決に対する今後の対応については検討中。

[略称 一覧]

Aapresid (La Asociación Argentina de Productores en Siembra Directa) : アルゼンチン不耕起栽培生産者協会
<http://www.aapresid.org.ar/quienes-somos/>

ALADI (Asociación Latinoamericana de Integración) : ラテンアメリカ統合連合 : [加盟国 : アルゼンチン, ウルグアイ, エクアドル, キューバ, コロンビア, チリ, パナマ, パラグアイ, ブラジル, ベネズエラ, ペルー, ボリビア, メキシコ (全 13 カ国)]

BCR (Bolsa de Comercio de Rosario) : ロサリオ商品取引所
<http://www.bcr.com.ar/Pages/Granos/Historicos/default.aspx>

CAN (Censo Nacional Agropecuario) : 農牧センサス

EAP (Empresas Agropecuarias) : 農牧企業。生産組織の単位。本稿では「農家」とする。

2002 年の農牧業センサス用語集では、1) 市場に送る農業、牧畜業または林業の財を生産する。2) 活動の管理を行い及びリスクを引き受ける、経営者である。3) 長期使用できる同じ生産手段及び同じ労働力の一部をすべての現場に使用する、と定義されている。

FAA (Federación Agraria Argentina) : アルゼンチン農業者連盟

INDEC (Instituto Nacional de Estadística y Censos) : 国立統計センサス研究所
<http://www.indec.gov.ar/el-indec.asp>

INTA (Instituto Nacional de Tecnología Agropecuaria) : (アルゼンチン農牧水産省) 国立農牧技術研究所

IPNI (International Plant Nutrition Institute) : 国際植物肥料研究所

MATBA (Mercado a Termino de Buenos Aires) : ブエノスアイレス先物市場

q 又は qq (キンタル) : スペイン語圏における重量の単位で、1 q = 100 ローマポンド = 50kg 前後。

アルゼンチンでは 1 q = 100 リブラ (ポンド) $\div$ 45.94 kg に相当する。

SIIA (Sistema Integrado de Información Agropecuaria) : (アルゼンチン農牧水産省) 農牧情報総合システム
<http://www.siia.gov.ar/series>

[引用・参考文献]

- (1) JETRO ブエノスアイレス事務所, 2013 年 3 月「2012 年度 穀物調査 (アルゼンチン)」
- (2) Ministerio de economía y finanzas publicas 「Tributos vigentes en la republica Argentina a nivel nacional (アルゼンチンの現行税制), 2014, Jun, 30」
- (3) 森川央, 2014 年 4 月 15 日, 「アルゼンチンの貿易管理政策とその実態」三菱東京 UFJ 銀行
- (4) WTO, 22 .Aug. 2014, 「ARGENTINA - MEASURES AFFECTING THE IMPORTATION OF GOODS - REPORTS OF THE PANEL」
- (5) INTA, Feb. 2011, 「Siembra Directa (不耕起栽培)」Actualización Técnica N° 58
- (6) Aapresid, 2012, 「Evolución de la superficie en Siembra Directa en Argentina Campañas (アルゼンチンの作付けにおける不耕起栽培面積の発展)」
- (7) JBIC ブエノスアイレス事務所 増田篤, 佐野容子, 「穀物価格高騰と輸出規制 農業輸出国アルゼンチンの対応」, 海外投融資情報財団 「海外投融資」2008 年 7 月号
- (8) R. Bisang 他, Dic. 2008. 「Una revolución (no tan) silenciosa. Claves para repensar el agro en Argentina (静かな革命—アルゼンチン農業再考のカギ)」
<http://www.udes.edu.ar/files/UAAdministracion/SEMINARIOS/BISANG%20IDES6.PDF>
- (9) Ghida Daza 他, 「ANÁLISIS DE COSTO BENEFICIO DEL CULTIVO DE TRIGO EN LA CAMPAÑA 2013/14 (2013/14 作期における小麦栽培の費用・利益分析)」, INTA
- (10) Bolsa de Cereales de Córdoba 「Calculadora los márgenes para cultivos estivales (夏季作物の利益計算)」(2014 年 9 月 19 日アクセス)

[参考文献]

清水達也, 2010 年, 「アルゼンチンにおける農業生産の拡大」 アジア経済研究所

清水達也, 「ネットワーク型農業生産の拡大」 ラテンアメリカ・レポート Vol.27No.2

田島陽一, 「アルゼンチンに関わる投資家対国家の紛争処理」 ラテンアメリカ・レポート Vol.30No.2

藤野信之, 「アルゼンチンの穀物需給と貿易動向」 農林金融 2008 年 9 月

プロマーコンサルティング, 2013 年, 「ブラジル・アルゼンチンにおける農業投資関連情報の調査・分析」

独立行政法人農畜産業振興機構 (alic) HP : <http://www.alic.go.jp/index.html>

在亜日本大使館 HP (日本語) : <http://www.ar.emb-japan.go.jp/ContenidoJP/07.PoliticaBack.htm>

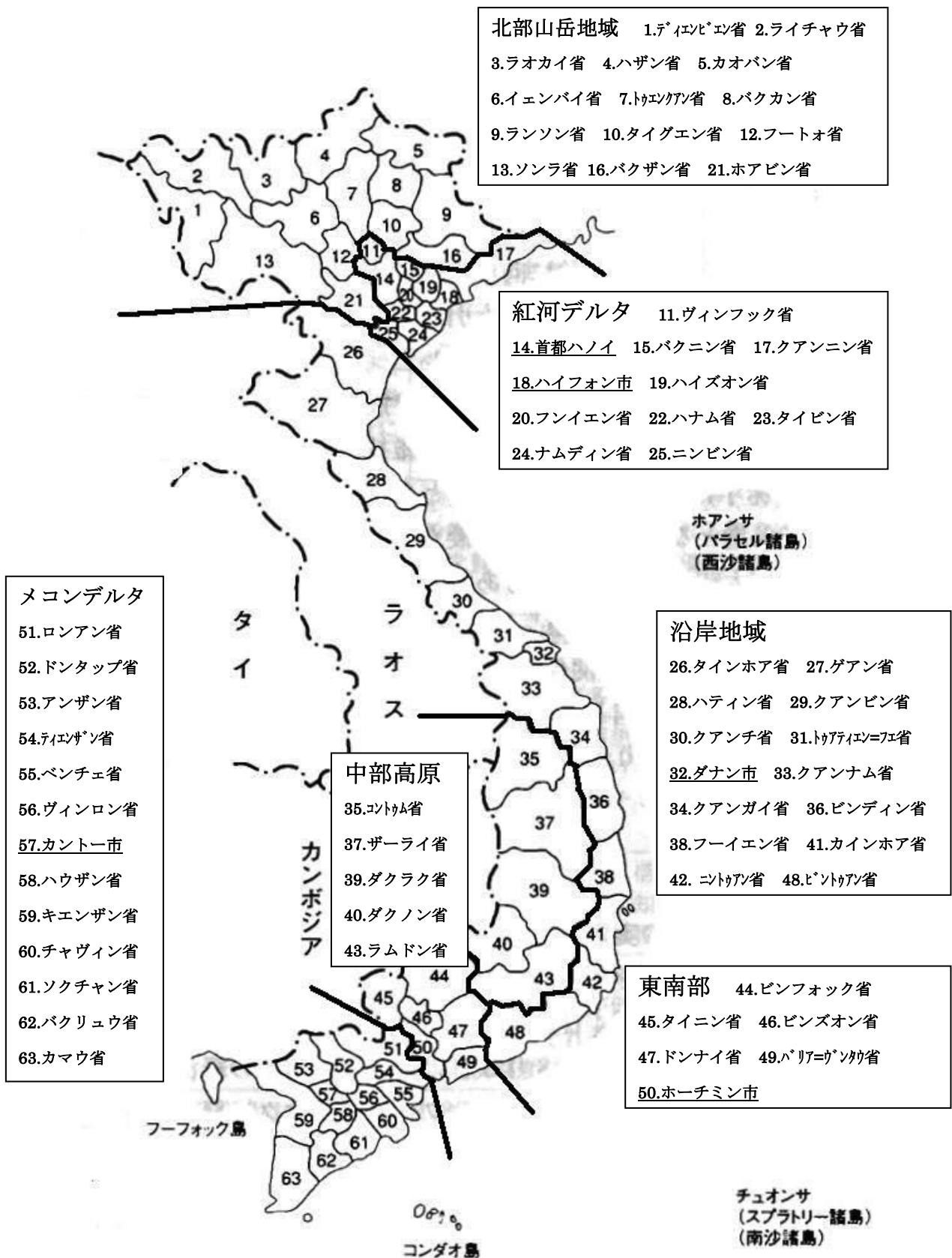
第3章 ベトナム

岡江 恭史

はじめに

ベトナムはかつて旧ソ連型中央計画経済体制下にあったが 1980 年代から経済自由化・対外開放政策（いわゆるドイモイ政策）を採用したことによってその後高い経済成長率を示し、2007 年 1 月には WTO（世界貿易機関）の 150 番目の加盟国となった。さらに現在 TPP（環太平洋パートナーシップ協定）交渉に参加している。ベトナムは現在、安い人件費・高い教育水準・若い人口構成・良好な対日感情などから日本にとっても有望な投資先として注目を浴びている。またベトナム側からもアセアンの枠組み以外で最初の FTA（自由貿易協定）対象国として日本を選び（2009 年 10 月に日越経済連携協定 JVEPA 発効）、TPP 交渉参加国の中で初めて日本の参加支持を打ち出すなど日本を重視する姿勢を示している。農林水産分野では、コメの大輸出国であり 2012 年は過去最高の輸出量を達成して長年世界最大の輸出国であったタイを抜いた。今後とも世界市場において重要な位置を占めるものと思われる。

本論に入る前に、ベトナムの行政区分と自然環境を第 1 図に示す。地方行政組織としては 63 の省及び省と同格の中央直轄市（首都ハノイ・ハイフォン市・ダナン市・ホーチミン市・カンター市）が存在する¹⁾が、複数の省をまとめて、「紅河デルタ」「北部山岳地域」「沿岸地域」「中部高原」「東南部」「メコンデルタ」という地域区分も用いられる。紅河デルタはベトナム国家発祥の地であり、ベトナムの王朝はここを拠点に山岳地域や南部へ支配を広げて行った。農業では、コメ・野菜・養豚などの主産地である。北部山岳地域は林地が約 6 割と全国で最も多くの割合を占め、農地の割合は最も少ない。また民族的にはタイ系の少数民族の居住地である。南北両デルタを結ぶ沿岸地域は農地として利用可能な土地が南シナ海に面した地域に限られている。特に台風常襲地帯である沿岸地域北部は国内でも最貧困地帯である。中部高原地域は元来少数民族の居住地であったが、特に南北統一後に人口過密な北部（特に紅河デルタ）からの移民によってコーヒー等の生産地として開拓された。ベトナム最大の商業都市ホーチミン市（旧南ベトナム首都サイゴン）周辺の東南部は近年外国投資が盛んで工業やサービス業などが急速に発展しているが、農業分野でも近年コショウ栽培が盛んに行われている。メコンデルタは、コメ・水産養殖・果樹等の主産地である。



第1図 ベトナムの地域区分

資料：寺本・坂田(2009)のベトナム地図に筆者が加筆。

注。下線が省と同格の中央直轄市。

1. ベトナムの市場移行と農村社会

(1) 市場移行の過程

1) 移行前の体制

フランス支配からの独立運動はベトナムが植民地化された 19 世紀当時から存在したが、共産主義者が主導権を握った独立運動が展開されるのは、1924 年に中国の広州国民政府⁽²⁾に対してコミンテルン（ソ連の指導下に活動した共産主義の国際組織）が派遣した政治顧問団の一員としてホー・チ・ミンが広州にやってきたことを契機とする。ホー・チ・ミンは東遊運動⁽³⁾の流れを汲む急進的ナショナリスト達を糾合して、1925 年にベトナム青年革命会を結成した。これが現在のベトナム共産党の起源である⁽⁴⁾（古田 1996）。ベトナムの共産主義者は、自らが権力を掌握する前の社会を「半封建的植民地社会」と認識し、自らが行う革命を民族民主主義革命と社会主義革命の二段階革命として構想した。前者はさらに、植民地支配の打倒をめざす民族革命と封建制度の打倒をめざす民主主義革命の二つの任務をもつとした。民族革命（反帝闘争）での打倒対象は帝国主義者とその傀儡、民主主義革命（反封建闘争）では地主階級一般である。この段階では打倒対象でなかった民族ブルジョアジーや富農は、次の社会主義革命の段階で打倒される（白石 1993）。

1945 年 9 月に成立を宣言したもののどこの国からも承認されなかった北ベトナムの共産政権（ベトナム民主共和国）を 49 年に誕生した中国共産政権（中華人民共和国）は承認・支援したが、そのことは北ベトナムの革命路線における「中国モデル」の導入を促すことになった。第一次インドシナ戦争を終結させ北ベトナムにおける共産政権を公認したジュネーヴ協定が成立した 1954 年以降、北ベトナムでは土地を地主から取り上げて貧農に分配する土地改革が本格的に実施された。ベトナム労働党⁽⁵⁾は、中央政府レベルではチュオン・チン書記長を委員長とする中央土地改革委員会を設けてその実施にあたったが、各地方省の土地改革委員会には中国の顧問が招かれ、中国の経験に学ぶという形で展開された。土地改革は 1956 年 7 月までには北ベトナムの平野部では基本的に完了したが、その過程で農村人口の 5% は地主という中国の経験が機械的に導入されて、実際には中農までが「地主」と判定されて土地没収の対象となった。ドイモイ後の公式のベトナム共産党史では、この時期に行われた土地革命は「不必要」であったと総括している（古田 1996）。

上記の土地改革までが二段階革命のうちの民族民主主義革命にあたる。そして社会主義革命に着手するための前提条件としての社会主義的生産関係を樹立するための社会主義的改造がその後始まった。農村では 1958 年から中国にならった初級農業生産合作社（以下「初級合作社」）が組織され、農業集団化が始まった（白石 1993）。ソ連で始められた急速な重化学工業化は、農民に高い工業製品を売りつけて農産物を安く買い上げることによって農業余剰を国家が吸引すること（社会主義的原資蓄積）によって行われた。このような非等価交換は市場によっては行えないため、農村部では国家権力による強制的な農業集団化を行う一方、都市生活者には食糧などの生活必需品を低価格で供給する配給制度を整備した

(ラヴィーニュ 2001)。その他の社会主義国の多くもこのようなソ連型開発モデルにそった開発戦略をとり、ベトナムもそれを目指したが、ベトナム戦争のために人的資本を使い果して工業化は不十分なままだった。また冷戦構造の一環としてのベトナム戦争を戦っていたために東側諸国から莫大な援助が与えられ、自国で工業化する必要も薄かった。この時代の経済体制を知るために、農業集団化と配給制について以下に解説する。

農業集団化については、1959 年 4 月の第 16 回ベトナム労働党中央会議によって合作社の高級化が決定された。この後、初級合作社の多くが高級合作社に移行した。初級合作社は集落単位に生産労働を集団化したが、土地は各農民が所有していた。高級合作社は初級合作社よりさらに集団化を進めたもので、土地の共有化が行われ、一合作社の管轄範囲も集落から自然村へと広がった。各農民は合作社の下部組織である生産隊に所属した。生産隊は合作社から生産量・労働点数・生産費の 3 項目について経営を請け負い（三請負制）、所属の農民との間に作業契約を結んだ。各農民は作業ごとの労働点数に応じて報酬を受けることになっていた。1960 年末には北部での合作社化が完了し、40,422 の合作社が誕生した。その結果農業生産性は低下したが、第一次 5 カ年計画（1961～65 年）において農業集団化がさらに強力に推進され、1961 年には高級合作社の数が 8,403（全合作社の 33.8%）だったのが、1967 年には 18,560（全合作社の 76.7%）になった（Nguyen Sinh Cuc 1995）。農業生産の面でマイナスであり工業化する必要も薄かったにもかかわらず 1960 年代に無理に農業集団化が強行されたのは、ベトナム戦争のために戦場へ兵士を抛出し銃後の家族の生活を保障するための装置として合作社が必要とされたこともある。また農民の側からみても、生産のインセンティブを欠く集団農業生産は、「戦争に勝つ」という社会的合意が存在し戦時体制の負担は皆が公平に分かち合うべきだという考えが共有される中では合理的なものであった。このような戦時下の経済のあり方を古田元夫は「貧しさを分かちあう社会主義」と読んでいる（古田 2009）。北ベトナムでは 1965 年時点ですでに全農家の 90.1%が農業合作社に参加していた（うち初級 25.1%、高級合作社 65.0%）が、これが 75 年には 95.6%（初級 2.5%、高級 93.1%）にまで達し、ほとんどの農家が集団化（しかも高級合作社化）した（白石 1993）。

ベトナムでは配給制度はバオカップと呼ばれ、ベトナムにおける社会主義経済建設事業の根幹をなすものであった。農民は農業税に加えて、上記の農業合作社を通じて安価に農産物を譲り渡し（強制買い上げ）、その対価として農業生産に必要な投入材（肥料、農機具、セメント、ガソリン、等）や生活必需品の供給を受けた。国家・党幹部、公務員、軍人、国営企業労働者、そしてこれらの職業に就いていた年金生活者には、国家から配給切符が支給された。配給対象は開始当初（1955 年）にはコメと布だけであったが、65 年には 26 品目にまで拡大し、ほとんど生活に必要なものすべてが配給対象となった。しかしベトナムでは工業生産が不振であったため農民に必要な物資を供給できず、農民は国家に対する食糧売却に消極的になるという問題があった（中臣 2002）。

このようなバオカップ制度に内在する矛盾は、ベトナム戦争後に東側諸国からの援助が落ち込み、また「戦争に勝つ」という社会的合意がなくなるにつれて、深刻化することに

なる（古田 2009）。

2) 移行の発端と新経済政策

ベトナム戦争は 1975 年に北ベトナムが南ベトナムを占領・吸収するという形で終結し、翌 76 年に統一ベトナム（ベトナム社会主義共和国）が発足した。1976 年末に開催されたベトナム共産党第 4 回大会（当大会でベトナム労働党から改称）では、引き続き重工業中心のソ連型開発モデルに沿った開発戦略が決定され、北部で行われていた統制経済・集団農業生産体制を南部にも強いた。その結果、農民が合作社やその前段階の生産集団に加入する前に自らの農機具や水牛を売り、果樹を切り倒し土地を捨てる事例が相次いだ（Nguyen Sinh Cuc 1995）。また価格面においても北部と同様に政府の買い上げ価格を適用したが、その価格が低すぎたため農民が農産物を政府に売らずに闇市場（自由市場）に売ったため、1970 年代末には南部最大の都市ホーチミン市（旧南ベトナム首都サイゴン市。第 1 図の 50）の市民は飢餓状態になった。このような経済的窮状を打開するために南部各地方省政府は中央政府の命令に反して指令価格（政府の公定買い上げ価格）以上の買い上げを行った。1979 年にはホーチミン市における共産党トップ（党書記）であったヴォー・ヴァン・キエット⁽⁶⁾が、食糧公社に命じて穀倉地帯のメコンデルタにおいて市場価格に近い価格でコメを買い付けさせ、すでに農民から市場価格に近い非公認価格でコメの買い上げをしていたアンザン省（第 1 図の 53）政府等がこれに応じた。これらの地方政府の非公式の実験が、農民・市民の生活改善、生産増加、国家への納入増加といった成果を強力に示したため、中央も 1979 年 8 月にベトナム共産党第 4 期第 6 回中央委員会総会が第 6 回決議を出し、計画外の市場（自由市場）を承認するようになった（トラン 2010）。この改革は「新経済政策」と呼ばれたことからわかるようにレーニンのネップ⁽⁷⁾にならって、経済的危機を脱するための一時的なものであったが、これが後のドイモイにつながる経済改革の第一歩であった（三尾 1988）。

上記のように自由市場の公認とは南部における「地方の実験」を中央が追認したことであった。北部でも同様に「地方の実験」が行われていた。いくつかの地域では、農民個人に土地を貸し与え合作社に対してあらかじめ契約した以上の収穫物が農民の所有となる農産物請負方式が、中央・地方政府の承認を得ずに実施されていた。北部第二の都市で国際貿易港を持つハイフォン中央直轄市（第 1 図の 18）は、このような非公認請負が 1970 年代初頭から行われていた地方であった。中央で党第 4 期第 6 回中央総会が開かれているちょうどその頃ハイフォン市人民委員会主席（市長）に就任したドアン・ズイ・タインは生産請負制に積極的な姿勢を見せ、すでに非公認の生産請負制を導入していた市下ドーソン県⁽⁸⁾で 1980 年 6 月 4 日に生産請負制推進の決議をあげさせ、これを後ろ盾にして 27 日にはハイフォン市人民委員会常務委員会で 24 号決議を出し、市全体で生産請負制を採用することを決定した。地方とはいえ公的機関が生産請負制を決定したのはこれが初めてである。このハイフォン市の実験は次第に中央の高級幹部にも理解が広がり、ついに 1981 年 1 月の「農業合作社における請負活動の改善と『労働者グループと労働者に対する生産請負』の

拡大に関する共産党中央書記局 100 号指示」(DCSVN1981)によって生産請負制が中央レベルで正式に認められた。この 100 号指示が推奨している生産請負制は、稲作の場合は請け負った農民個人にまかせる作業は、田植え・日常の世話・収穫などの「手工業的な方法」でおこなわれている作業で、苗代づくりと田おこし、水利、苗、化学肥料の管理と分配、病虫害駆除・発生予察などは合作社の指導のもと集団労働でやる方が望ましいとしている。100 号指示はあくまで合作社の計画の範囲内で一部作業を農家世帯に請け負わせており集団農業体制というには変更がないとして改革反対派を押さえ込んで出されたものだった(古田 2009)。

フランスおよびアメリカ「帝国主義」から祖国を「解放」したことを統治の正統性としているベトナム共産党にとって、資本主義への転向と批判されうる統制経済体制の改革には、理論武装が必要であった。1982 年の第 5 回ベトナム共産党大会において、「半封建的植民地社会」から解放されたばかりのベトナムは「農業的・小規模生産の社会」であり、資本主義を経過せず直接に社会主義社会を建設すべきだが、そこに至るまでの「過渡期」の前期においては食料品・消費財・輸出品の増加を目的とする発展戦略を取るのが適切である、と主張された。消費財の一部と輸出品の大部分の原材料は農産品であり、そのために農業の発展を最重要課題としたのである(トラン 2003)。

3) ドイモイ路線の確立までの政策と党内論争

こうして「新経済政策」(統制経済体制の改革)を党大会レベルで公認した第 5 回大会(1982 年)の次の第 6 回大会(86 年)が一般にドイモイ路線を確定させたと言われるが、この間には「地方の実験」と中央レベルでの改革の是非やそのあり方について様々な議論や駆け引きがあった。「地方の実験」では、1981 年に入ってからロンアン省(第 1 図の 51)は買い上げ価格を市場価格に移行させ、それに伴う価格上昇に対応する賃金補填を行い、配給制度を廃止した。この改革は 84 年には南部の他の省にも波及し、85 年にはハイフォン市や首都ハノイ(第 1 図の 14)など長く統制経済体制下にあった北部にまで及んだ(トラン 2010)。中央レベルでは、上記のような「地方の実験」を目の当たりにして改革派に転向したチュオン・チン書記長代行⁹⁾が中心的な役割を演じた。

1984 年 7 月に開催された第 5 期第 6 回中央委員会総会の席で、チュオン・チンは価格・賃金・通貨の改革こそ経済的な諸問題を解決する鍵であり、二重価格制を廃止して単一価格制をとる必要があると訴えた。しかし結果的にこの時に決定された当面の策は党内の保守派に配慮して、価格に関しては二重価格制を維持し、給料に関しては安定した価格による配給によって支える部分と価格の変動を受ける部分の 2 つで構成するという、折衷的なものとなった。次の第 7 回中央委員会総会(84 年 12 月)では、チュオン・チンが前総会で提起した価格・賃金・通貨の改革を総合的に研究する小委員会を党政治局に設置して次総会で議論することが決定した。結局その次の第 8 回中央委員会総会(85 年 6 月)で、それまでの配給制度を基礎とする国家丸抱え政策の廃止を決定し、単一価格制の確立を提起した。この第 8 回中央委員会総会の決議を具体化する「価格と賃金に関する諸方策の批准

についての党政治局 28 号決議」(85 年 8 月)によって、価格も賃金も市場価格に近づけることになり、籾米の買い取り価格も国営企業の賃金も大幅に上昇した価格体系となった(古田 2009)。

このように 1985 年 6 月の第 5 期第 8 回中央委員会総会は配給(バオカップ)制度の廃止という面で画期的であったが、このことがベトナム経済を混乱に陥れることになった。バオカップ制度では国家が農民に供与する投入財と農民が生産する農産物が市場を介さずに交換されていた。配給制度が廃止された結果、国営企業も国家の指示ではなくコスト計算に基づき価格決定を行うようになるが、コスト削減努力のないまま大幅に上昇した労賃をコストに含めたため、製品の大幅な値上がりにつながった。これは当然農民に供与される投入剤の値上がり、さらには食糧の販売価格の上昇もつながった。なおベトナム戦争中は東側諸国からの援助によって財政赤字を埋め合わせていたが、戦争が終了してそれもできなくなったため財政赤字を貨幣の増刷によって埋め合わせた。さらに 85 年 9 月には物価上昇による通過不足を補うため旧 10 ドンを新 1 ドンに交換する通貨改革(デノミ)を行ったが、政府が十分な新通貨を用意できなかったため、ドンに対する信認がさらに喪失した。このような複合的な要素から、物価上昇のサイクルが急激なスピードで起こり、ハイパーインフレーションを招いたところで 1986 年の第 6 回党大会を迎える。中臣久は、1985 年改革は直接的には経済の破綻をもたらしたが、単一市場・単一価格の形成を促すことになり、ベトナムの市場移行においてきわめて重要な過程であったとみている(中臣 2002)。

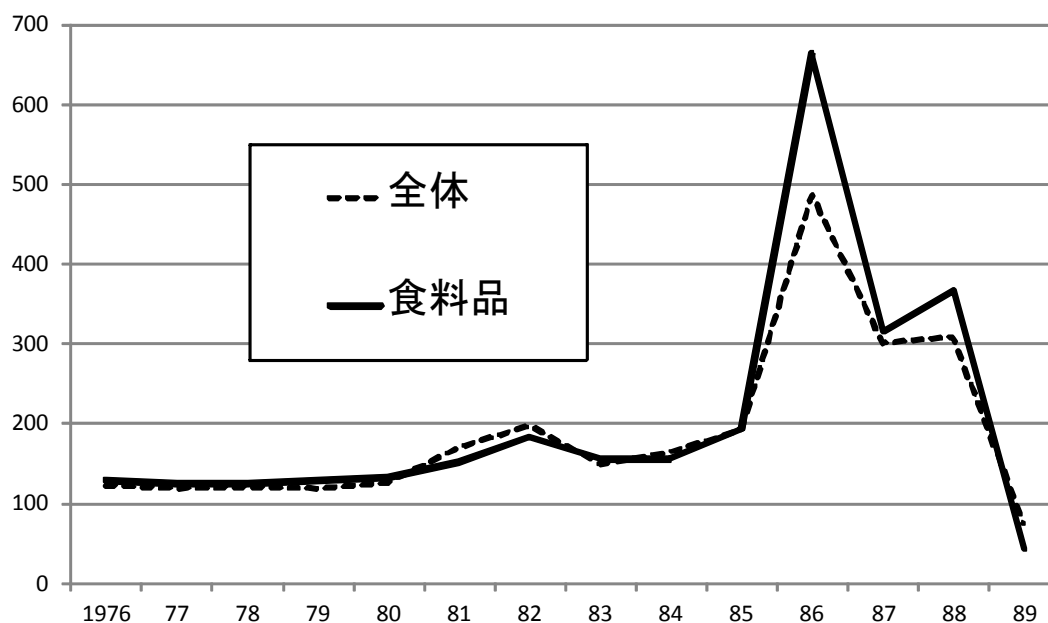
このような経済の混乱は保守派を勢いづかせ、1986 年 1 月に開催された政治局会議では彼らは市場価格に近づけて賃金を補填したことが通貨不足とハイパーインフレーションを招いたのだと価格・賃金・通貨の改革(1985 年 6 月第 8 回中央委員会総会の方針)を批判した。この批判に改革派も反論⁽¹⁰⁾して意見が統一できなかったため、この会議で価格・賃金・通貨の改革の総括と当面の方策に関する決議は採択できなかった。翌 2 月の政治局会議では、価格・賃金・通貨の改革自体は正しかったがその実現指導に際して問題があったとして基本的に改革路線を支持するとともに、混乱の拡大を避けるために当面の方針として一定の範囲で二重価格制を復活せざるを得ないとする 31 号決議を出した。その後党内での議論を経て市場メカニズムを活用しようとするチュオン・チンの意見が次第に受け入れられつつあり、さらにレ・ズアン書記長の死去(1986 年 7 月)とソ連におけるペレストロイカの進展がさらにその追い風となった。こうしてレ・ズアンの後を継いだチュオン・チン書記長のもとで 86 年 12 月の第 6 回党大会を迎えることになった(古田 2009)。

当大会は以下の点で画期的であった。第 1 に、社会主義への過渡期が「比較的長期の歴史的時期」であると確定された。第 2 に、従来の統制経済システムを抜本的に変革する姿勢を明示し、社会主義セクター内であっても、市場原理を基軸とする生産単位ごとの独立経営方式へと転換されることとなった。第 3 に、長期にわたって非社会主義セクターの存続を認め、それらを積極的に活用することが明示された。これらの政策は「ドイモイ」政策と呼ばれ今日までの市場経済化路線を決定づけたといわれる。ドイモイ政策は新経済政策の延長線上にあるものだが、新経済政策が当座の経済的危機を脱するための一時的なも

のであったのに対し、ドイモイはそれを長期的に継続しさらに深めることになったのである。この 86 年末の大会の後すぐにドイモイ路線を実行するための諸施策が出された。87 年には検問所の廃止（3 月）、海外からの現金・物資送付の自由化（4 月）、生産手段・生産財輸入に対する関税率削減（6 月）、と国内的・対外的な物資流通を円滑化する施策が出された。さらに 12 月の国会で外国投資法が採択され、翌年 1 月に発効した。同法は業務協力や合併事業のみならず 100% 外資の私営企業形態も認めている。88 年 3 月には私営経済と家族副業経済に関する規則がそれぞれ首相令として出されて、これらの経営形態の存在を永続的に認めるとともに、その発展を奨励するとの方針が提示された。4 月には「農業经济管理におけるドイモイに関する共産党政治局 10 号決議」（DCSVN 1988）によって、集団農業生産は事実上終焉を迎えた。各農家世帯は 81 年の 100 号指示で生産単位として公認されていたものの、この時点では合作社の管理が残り国家による買い付けもあった。これに対して 10 号決議は、農家は税金と合作社基金（組合費）を支払ったのちには、請負地からの生産物に関しては自由に処分する権利を与えられた。これが農家の生産インセンティブを刺激⁽¹¹⁾し、改革前には恒常的なコメ輸入国だったのが翌年からはコメの輸出国に転じた。7 月には、非国营部門（集団経済、公私合営経済、私営経済、家族副業経済）の管理に関する政治局 60 号決議によって、国家による規制を緩和し、大幅な経営自主権を認めた（白石 1993）。

1989 年には、当時もっとも大きな問題であったハイパーインフレーションの解決のため、ショック療法⁽¹²⁾的な一連の政策が取られた。具体的には、①預金金利をインフレ率以上に上げて実質金利を正の水準に保つ、②国营企業の赤字補填政策の中止、財政赤字の貨幣増刷による埋め合わせ中止、③配給制度の完全な廃止、④為替レートを調整して闇レートと公定レートを同水準にする、の 4 つの政策が講じられた。これらの大胆な政策でインフレは 1989～91 年に沈静化し、92 年からは完全に克服された（トラン 2010）。ノートンはこの価格全面自由化政策を「小さなビッグバン」（“small bang”）と呼び、ベトナムの体制移行の特徴としてハイパーインフレーションの克服がその発端であり、改革によってインフレが沈静化したことをあげた。これに対して中国では改革によって権限の委譲された地方において投資ブームが起きたため、逆に改革後にインフレ気味になり、その後は拡大と引き締めのサイクルが繰り返すことになったと指摘した（Naughton 1996）。

第 2 図は統一ベトナム発足後の 1976 年から 89 年までの物価上昇率を示したものである。1985 年の配給制度廃止以降起こったハイパーインフレーションがショック療法が採用された 89 年から収束に向かったことがわかる。特に 86 年以降の食料品（Foodgrain and Foodstuff）の上昇率が高く国民生活を直撃したことがわかる。



第2図 ベトナムの物価上昇 (1976～89年)

単位：％（対前年比）

資料：World Bank（1990）.

そしてインフレが沈静化する中で開催された第7回ベトナム共産党大会（91年）ではさらにドイモイ路線を推し進め、私有制を含む多様な所有形態が積極的に認められるようになった。そして92年に採択された新しい憲法でも、多様な所有制を含めたドイモイ政策の実施がもりこまれた（トラン 2003）。農業面では、1993年の土地法改正によって、土地の使用権を交換・譲渡・賃貸・相続・抵当する権利が農家個人世帯に新たに与えられた（Nguyen Sinh Cuc 1995）。このように農業経営の決定権が農業合作社から徐々に農家個人世帯へ委譲され農業生産における合作社の役割は著しく縮小し、その多くが解体することになった。その総数は、1990年代前半には85年頃の半分に激減することになった（トラン 2010）。ベトナム政府は、ソ連型集団農場モデルに代わる新しい位置づけを合作社に求めるようになり、それが1996年の合作社法設定につながった。同法によって、合作社はかつての集団農業生産の執行機関から市場経済下の協同組合へとその法的位置づけが根本的に転換した。

4) 「社会主義志向の市場経済」の諸政策

1980年代から始めた一連の大胆な経済改革によって経済を安定させ高度成長を持続的にもたらしめたベトナムを移行経済の成功例として評価した世界銀行の世界開発報告が出されたのが1996年である（World Bank 1996）。上記報告書が出された正にその年に開かれた第8回党大会で採択された「1996～2000年経済開発戦略」では、2020年までの工業国入り

という具体的な目標を示して工業化を一層推進するとともに、農林水産業に対して政府予算からの重点的な投資が行われることが決定⁽¹³⁾した。また農村地域に近代工業を振興させるとともに、交通・通信・医療・住宅等のインフラ整備も進めることも決定した。またこれまで重点的な経済開発地域に選ばれなかった地方都市においても中小規模の工業団地の建設を推進することが決定した。当大会で採択された方針に関して竹内郁雄は、「(1) さらなる高度成長への志向」「(2) 雇用促進と各地域の均等開発」という2つの特徴が現れていると指摘している(竹内 1997)。竹内の指摘する(1)とは「市場経済化・対外開放」であり(2)は「社会的公正の実現」であると言い換えることもできよう。続く2001年の第9回党大会では、この2つの実現をめざすドイモイ政策について「社会主義志向の市場経済」という新たな文言で説明するようになった。

農業は工業とは異なり生産する地域の条件に大きく左右される。さらに主食であるコメが同時に重要な輸出産品でもあるため、米価の上昇は稲作農家の所得向上や外貨獲得の面では望ましいが、一方で都市生活者の生活には打撃であり工業労働者の人件費高騰も輸出競争力の面で不利益をもたらす。「2 (3) 世界食料危機とその対応」で後述するように、2007～08年の米価高騰時には国内物価も高騰した。ベトナム政府は生産者や輸出業者を犠牲にしても、その他の国民の利益のためにコメ輸出を制限することにした。このような農工間の間の矛盾だけではなく、農業それ自体も脆弱な経営基盤(矮小な農地面積)のもとで農民が市場経済の変動リスクにさらされているという問題を抱えている。このように農業部門はとりわけ(1)「市場経済化・対外開放」と(2)「社会的公正の実現」との間の矛盾を最も集中的に受ける部門である。このような事情のためベトナムの市場移行において農業は重要な位置を占め、上記(1)と(2)を両立させるように慎重に進められてきた(第1表参照)。前述の各農家世帯を生産単位として公認する1981年の党中央書記局第100号指示、農民に生産物を自由に処分する権利を与えた88年の党政治局第10号決議、実質的に土地の私有化を認めた93年の土地法改正といった一連の政策によって、農業の脱集団化・市場経済化は推進された。ここまでは上記(1)の方針に基づくものであり、これによって農業生産の量的拡大をもたらし、順調な経済発展に貢献した。だが市場経済化の否定的な側面として貧富の格差が拡大(世帯間のみならず地域間ないし都市・農村間も)しつつあることが指摘された(竹内 1997) 第8回党大会(96年)では上記のように農業農村開発が重視され、その前後の時期からは(1)に加えて(2)に基づく社会的公正をもとめる政策も目立ち始めてきた。

農業農村開発の面では、1993年の党第7期4中総「今後数年間の文化・文芸の任務についての決議」で共同体的生活の再建が図られることになった。さらに98年に政府は「社(行政村)における民主実現制度規定」を制定した。これらは、従来国家丸抱えで行ってきた農村開発の管理と運営の一部を相互扶助の伝統を持つ村落共同体の自主管理と自助努力にゆだねる体制を作り上げることをめざしたものである(後述「2 (4) 1) 新農村建設事業」参照)。さらに政府がより直接的に社会的弱者への援助を行うため、95年には政府(労働・傷病兵・社会省が中心)が作成する貧困ラインに該当する世帯への低利・無担保貸付

を手がける貧民銀行が設立され、翌 96 年から業務を開始した。これに対して（１）の方針に基づくものとして、96 年には合作社を市場経済下の協同組合と位置づける合作社法が制定され、2000 年には海外向けの高品質な農林水産物の生産を促すための農業発展戦略として政府決議第 9 号（CPVN 2000）が出された。2003 年には土地法がさらに改正され、国家による高収量・高品質な水稻栽培専用農地への補助策および民間農場への奨励策が規定された。これは政府決議第 9 号における生産性の低い水田の転換奨励策と表裏一体をなすもので、国際市場参入をめざして農地使用の合理化を促すものである。2001 年の第 9 回党大会において採択された「2001～2010 年の経済・社会発展戦略」においては、ASEAN（1995 年加盟）・米越通商協定（2000 年調印）に続く目標として WTO 加盟を掲げる（藤田 2006）とともに、貧困削減・社会保障拡充・山岳地域における医療施設整備などの社会政策の強化も同時に打ち出している（石田 2002）。これに沿うように、2002 年には前述の貧民銀行を改組して社会政策銀行が設立された。同銀行は、貧困世帯融資に加えて各種政策融資（農村の水質改善、学生への奨学金など）も手がけていることになった。貧民銀行と同じく利息は市場金利より大幅に低く、その主な資金源は政府からの補助である。また 2003 年には農地使用税の減免措置が出された。これは耕作者自身が使用権を持つ農地の使用税は事実上撤廃しながら、メコンデルタ等で発生しつつある不在地主は減免税対象にはならず、また土地法の定める制限面積以上は 50%の減免措置とされるなどの配慮もなされている（岡江 2007）。

このような方針は最新の第 11 回党大会（2011 年）でも確認できる。当大会で示された今後 5 年間の重要な政策課題として、①目標維持と過去からの継続性、②労働生産性や技術レベルの向上を伴った経済成長モデルへの転換と工業国ビジョンの具体化、③試験的な私営起業家の入党許可、④新農村建設の推進、⑤行政改革推進と汚職との戦い、⑥社会保障の強化、⑦主権の防衛、国防の強化と ASEAN へのコミットメント、の 7 点があげられる（寺本・藤田 2012）。このうち中国との南シナ海紛争に関係する⑦以外は、①～③が（１）の方針に基づくもの、④～⑥が（２）の方針に基づくものといえる。特に農業農村開発で最重要視されているのが、④の新農村建設である（新農村について詳しくは、後述「2（４）１）新農村建設事業」参照）。また当大会で示された今後の農業・農村開発の方向性では、新農村建設とともに「都市と農村の調和の取れた経済・社会発展」も基本的な方向性として示されている（坂田 2012）。これは 1996 年第 8 回党大会で採択された方針のうち「雇用促進と各地域の均等開発」（（２）「社会的公正の実現」）を今なお継続しているといえる。

第 1 表 ドイモイの 2 つの柱とベトナムの農政改革

共産党大会及び重要な事件	ドイモイの 2 つの柱からみた農業農村政策	
	①市場経済化と対外開放	②社会的公正の実現
1976. 統一ベトナム成立, 第 4 回党大会 (重工業重視)		
1979. 党第 4 期第 6 回中央総会 (自由市場承認): 新経済政策	1981. 党中央書記局第 100 号指示 (各農家世帯を生産単位として公認)	
1982. 第 5 回党大会 (農業重視。市場経済導入。)		
1985. 党第 5 期第 8 回中央総会 (配給制度廃止)		
1986. 第 6 回党大会 (外資導入推進。ドイモイ路線確定。)	1988. 党政治局第 10 号決議 (集団農業体制解体)	
1989. 価格の全面自由化		1993. 第 7 期 4 中総「今後数年間の文化・文芸の任務についての決議」(共同体的生活の再建)
1991. 第 7 回党大会 (私有制を認める)。対中国交正常化。	1993. 土地法改正 (実質的な農地私有制)	1995. 貧民銀行設立 (貧困世帯向け低利融資)
1995. WTO 設立 (ベトナム加盟申請)。アセアン加盟。対米国交正常化。	1996. 合作社法制定 (合作社を市場経済下の協同組合に)	1998. 社における民主実現制度規定
<u>1996. 第 8 回党大会 (社会的公正の実現を明記)</u>	2000. 政府決議第 9 号 (海外向けに農産品の高品質化促進)	2002. 社会政策銀行設立
2001. 第 9 回党大会 (「社会主義志向の市場経済」)。米越通商協定発効。	2003. 土地法改正 (農地集積と民間農場の奨励)	2003. 農地使用税撤廃
2006. 第 10 回党大会 (スン首相就任)		
2007. ベトナムの WTO 加盟。		
2011. 第 11 回党大会		

出典：筆者作成。

注) ベトナムの各農業政策の①②の分類はどちらの要素が強いかにによる便宜的なものであり、実際には各政策のいずれも①②双方の要素が含まれている。例えば 1996 年の合作社法は脱集団化の完成という視点で見れば①の面が濃厚であるが、反面市場経済下において農民の価格交渉力を付けるという点では②の要素もある。また 1995 年設立の貧民銀行も、その融資対象者はあくまで「労働力と生産活動を行う能力がありながら資金が不足している」農家であり、市場経済下における農業経営体育成と言う面で見れば①の要素も存在する。

5) グローバリゼーションへの対応策

以上の一連の農政改革は WTO 加盟（2007 年加盟実現）に代表されるさらなる国際市場への参入を見据えたものとはいえ、政策内容自体はベトナム自身が自国の利益のために主体的に選んだものである。しかし WTO へ加盟するためには、既存加盟国との交渉で「WTO に整合的でない」と見なされた制度の改変を約束させられる。加盟交渉において議論されるのは申請国側の制度のみであり、WTO 加盟のために申請国は一方的に譲歩しなければならないことになる。しかもこの過程で実質的には加盟の条件となるはずの WTO 協定以上の約束（‘WTO-plus’ commitments）を結ばされる。なお 2001 年に WTO に加盟した中国は加盟条件の一部について最長 2005 年までの移行期間が認められたが、その履行は順調には進まなかった。その期間がまさにベトナムの WTO 加盟交渉の大詰めを迎えつつある時期であったために、ベトナムの WTO 加盟に際しては加盟承認前に WTO ルールに沿った法制度整備など加盟条件の確実な履行に対する担保が求められた（藤田 2006）。以下、WTO 加盟交渉（特に多国間交渉）の場でどのような制度改変が強いられたのかを、（2）「社会的公正の実現」との関係で述べる。出典は特に断りがない限り WTO のベトナム加盟作業部会の諸文書（WTO 2003; 2006a; 2006b; 2006c）に依り、関連するベトナム国内法規の原典にもあたった。また中国の WTO 加盟条件との比較も行った⁽¹⁴⁾。

WTO 加盟決定（2006 年）までの時期で輸出制度に関するもっとも大きな変化は、1998 年から続けられていた輸出補助金の廃止である。WTO 農業協定は輸出補助金の削減を規定しているものの輸出補助金を即時禁止しているわけではない。だが WTO 加盟交渉の中で輸出補助金の即時撤廃を既存メンバーに要求され、ベトナムは加盟後にはいかなる形でも輸出補助金は支給しないことに合意させられた。なお、2001 年 12 月に WTO に加盟した中国は加盟後最大 15 年間（16 年 12 月まで）は「非市場経済国」の地位のまま加盟するという条件を呑まされた。非市場経済国では政府が価格を統制している可能性があることから当該国ではなく第三国における国内価格を基準に輸入国がダンピング⁽¹⁵⁾認定をすることができる。つまり非市場経済国は、国内価格と同水準で国外へ輸出した場合でもダンピング認定されて輸出が規制される可能性があるという不利な条件に置かれることになる。ベトナムも同様に加盟後最大 12 年間（18 年末まで）は「非市場経済国」とみなされることになった⁽¹⁶⁾。

輸入制度に関しては、特定の品目を守るために取られていた非関税措置が廃止させられた。それまで輸入禁止されていたたばこ（少数民族地域で栽培⁽¹⁷⁾）や輸入割当を行っていた砂糖（貧困地域で栽培）は WTO 加盟に伴い関税割当措置への移行を余儀なくされた。関税割当制度（Tariff Rate Quota）とは、特定品目の輸入に関しては一定数量まで低関税（一次関税）を適応し、当該数量を超える場合には高関税（二次関税）を適用する制度である。WTO 体制下では、関税割当制度は特定の国を差別的に扱わないことを条件に認められている。第 2 表は、WTO 加盟交渉で合意した WTO 加盟後の関税割当一覧である。なお関税割当も無制限に認められる訳では無く、乳製品・とうもろこし・綿花の関税割当は交渉の過程で廃止することになった。WTO 加盟交渉における二国間交渉については原則として公開

されていないので詳細は不明だが、ベトナム WTO 加盟交渉団を率いたチュオン・ディン・トゥエン商務相（当時）の証言（チュオン 2009）や USTR 資料を整理した（藤田 2006）によると、オーストラリアとニュージーランドが乳製品の、アメリカがとうもろこしと綿花の市場開放を求めていたことから、関税割当の廃止はこれらの国の強い要求で吞まざるを得なかったのであろう。またオーストラリアとニュージーランドは砂糖と塩の市場開放も求めていた（チュオン 2009）が、ベトナムはこれらは条件不利地域⁽¹⁸⁾での生産品目であることを主張して関税割当を守り抜いた。

GATT 及びそれを引き継いだ WTO の最も重要な原則は最恵国待遇の原則（GATT 第 1 条）である（FTA はこの原則の例外）。ベトナムが WTO に加盟することによりすべての既存加盟国はベトナムへ最恵国関税率⁽¹⁹⁾で輸出が可能になる。農林水産物輸出国として注目を浴

第 2 表 加盟交渉で合意した WTO 加盟後の関税割当

HS コード	品目名	割当量 (年 5%増加)	一次関税	二次関税
0407.009	殻付きの鳥卵(生鮮のもの及び保存に適する処理又は加熱による調理をしたものに限る。)	加盟時 30,000 ダース	40%	80 %
1701.11	甘しや糖(固体のものに限る。)	加盟時 55,000t	30% (2009 年までに 25%)	加盟時 100% (2010 年までに 85%)
1701.12	てん菜糖(固体のものに限る。)	加盟時 55,000t	50%	100%
1701.91	甘しや糖、てん菜糖及び化学的に純粋なしよ糖(固体のものに限る。)のうち、香味料又は着色料を加えたもの	加盟時 55,000t	60%	100%
1701.99	甘しや糖、てん菜糖及び化学的に純粋なしよ糖(固体のものに限る。)のうち、その他	加盟時 55,000t	60%	加盟時 100% (2012 年までに 85%)
2401 (下記 2401.3010 以外)	たばこ(製造たばこを除く。)及びくずたばこ(たばこ茎を除く)	加盟時 31,000t	30%	100%
2401.3010	たばこ茎	加盟時 31,000t	15%	80%
2501.0010	食卓塩	加盟時 150,000t	30%	60%
2501.0021 2501.0029	岩塩	加盟時 150,000t	30%	60%
2501.0031	純塩	加盟時 150,000t	10%	50%
2501.0032 2501.0033 2501.0090	その他の塩	加盟時 150,000t	15%	50%

出典：WTO (2006c)。

びるベトナムであるが、設備不足のため競争力のない冷凍食品や調整品、食品工業などは高関税によって守ってきた。これらの品目は WTO 加盟に伴い漸次輸入関税を引き下げること合意させられた。ベトナムがこのような過酷な条件をのんだのは、WTO 加盟によってベトナムも同様にすべての既存加盟国へ最恵国関税率で輸出が可能になるからである。結局農産品全体では加盟時 23.5%から 5 年以内に 20.9%への引き下げを約束したが、これは中国が 19.3%から 9 年以内に 15.0%への引き下げを約束したことに比べればよく防衛したといえるだろう。

以上 WTO 加盟のために強いられた農政改革をまとめると、貿易制度の改変や輸入関税の引き下げなど既存加盟国からの要求に基づいて呑まざるを得なかったものも多かったが、ベトナムは重要な品目に関してはできるかぎり防衛の努力を行ったといえる。特に国内の貧困地域で栽培されている砂糖などの品目では、関税割当による輸入の歯止めをかけることができた。前述のドイモイの 2 つの柱に即していえば、「(2) 社会的公正の実現」はかろうじて守り抜いたといえるだろう。

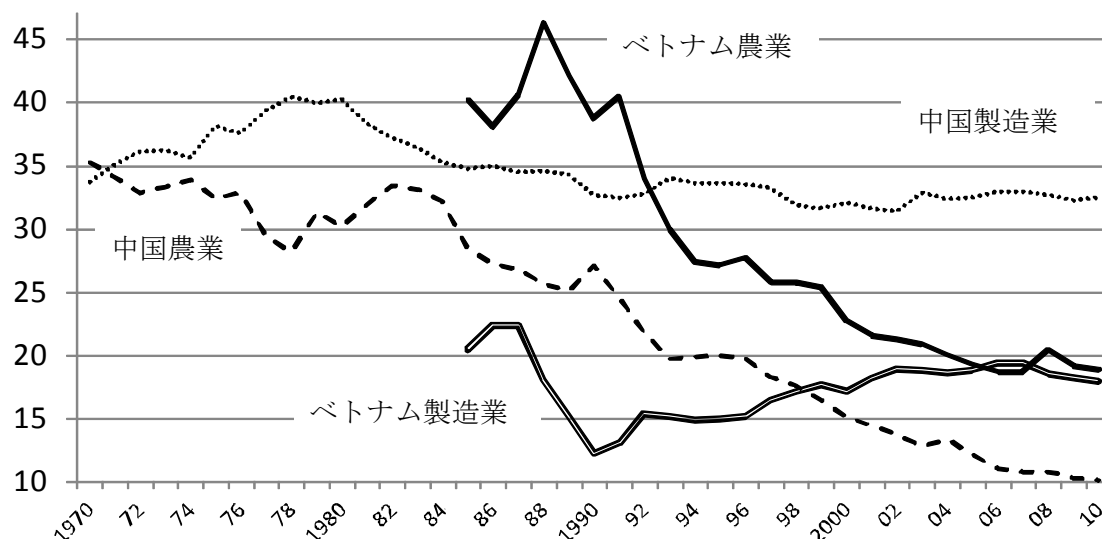
(2) ベトナムの市場移行の特徴—中国との比較を交えて—

ここでベトナムの市場経済の特徴について、同じく共産党一党支配を維持しながら市場経済化を進める中国の比較を交えて考察する。

1) 基礎情報と先行研究

ここでまず中越両国の経済発展について基礎情報を知るために、第 3 図に両国における農業・製造業の GDP 構成比率を示した。年々農業の比率が下がっているのは両国に共通の傾向である。しかし、中国において製造業の GDP 構成比率が農業を逆転するのが改革開放前の 1971 年であるのに対して、ベトナムの場合はドイモイ路線確立後 20 年もたった 2006 年であるという大きな違いが存在する。なお、ベトナム農業が 1988 年に一度急上昇した後に低下しているのは、この年に実質的に集団農業生産体制を終了させた党政治局第 10 号決議が出されたからである。また 1986～90 年にベトナム製造業が急低下した後に回復しているのは、この時期にハイパーインフレーションが起きそれへの対処の一環として国営企業の赤字補填政策の中止が行われたからである。国営企業は赤字補填が無くなる反面経営自主権が大幅に付与され、91 年にインフレが沈静化すると製造業は回復した。特に工業化路線を本格的に開始することを確認した第 8 回共産党大会が開かれた 1996 年からはほぼ右肩上がりの成長を示し、急速な工業化が行われたことを示している。1996～2013 年の年平均 GDP 成長率は 6.5%と持続的な成長を示しており、部門別では農業が 3.8%、製造業が 10.3%（出典：World development Indicators）であることからベトナムの経済成長のドライブは工業化であるといえる。しかしベトナムの工業化の水準はまだ中国には及んでいない。

第3図 中越両国の農業・製造業のGDP構成比率（%）（1970～2010年）



出典：World Bank, World development Indicators.

注：ベトナムのデータは1985年以降のみ。

次に、これまで中越両国の市場移行はどのように論じられてきたかを整理する。中国に関する経済指標（第1次産業、国有部門、民間部門の就業者数）を用いて、体制移行（国有部門から民間部門の移動）と工業化（第1次産業から民間部門の移動）の2重の移行を論じた加藤弘之は、その手法をベトナムにも適応して中越両国の市場移行を比較している（加藤 2005）。加藤は中国では工業化の方が先行し、ベトナムでは価格自由化や国有企業改革などの体制移行の方が先行するという改革の順序が違っても、両国が目標とする市場経済システムに本質的な違いはないと主張する。そのためベトナムでは工業化＝農業経済部門の縮小が今後の政策課題だと主張する。しかし、加藤は両国の経済指標とマクロ政策からのみ移行を論じて、社会・文化的な背景については論じていない。

ベトナムが中国に比べて工業化が遅れている理由を、ノートンはベトナムが米国との20年間にもわたる戦争（ベトナム戦争）のために人的資本を使い果たしたからだと指摘する。そしてベトナムの市場移行は、ハイパーインフレーションを克服するために始まり、国内の低貯蓄故に外資に依存しながら工業化を進めざるをえなかった。これに対して、中国は国内貯蓄を高水準に保ちながら工業化を進めることができたという違いを指摘する（Naughton 1996）。またカークヴリットとセルデンは、農業集団化の違いが工業化の進展の違いが生んだと論じている。カークヴリットらは、ベトナムより中国の方が農業集団化がより徹底して行われ、人民公社期の社隊企業が後の郷鎮企業になり農村工業化の担い手になったと論じている。ベトナムにおいて農業集団化が徹底できなかった理由を、カーク

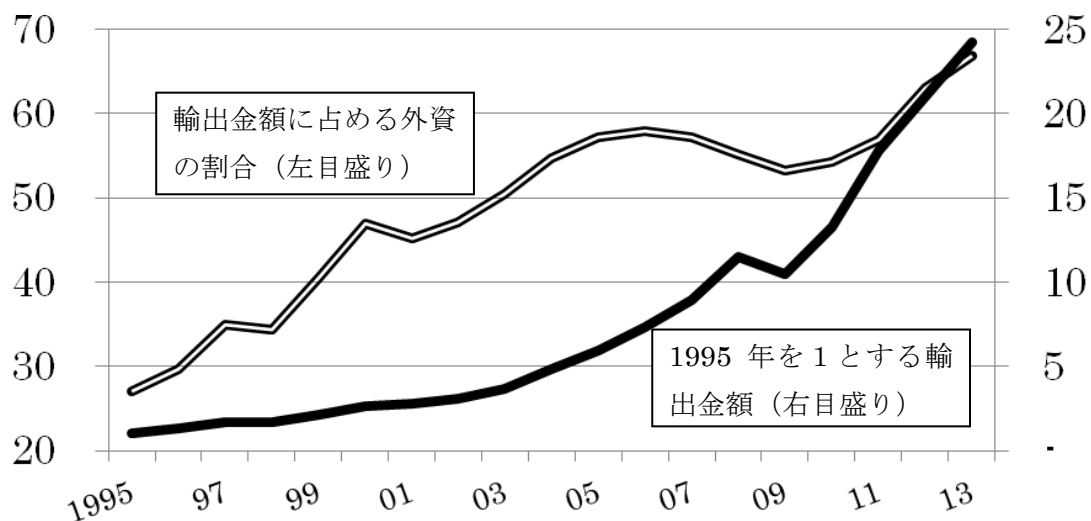
ヴリットらはベトナム戦争に勝利するために兵士=農民の反対を押し切ってまで極端な集団化が強行できなかったことに求めている (Kerkvliet and Selden 1999)。ノートンもカークヴリットらも中越の違いの原因として、戦後の共産政権下の事情（ベトナムは戦争のために人的・社会的資本が未整備のままであった）からしか説明しておらず、それ以前の歴史に由来する社会構造には触れていない。そのため、ノートンは両国の市場移行における個々のマクロ経済政策の違いは指摘しても移行過程それ自体には共通点が多いと結論づける。またカークヴリットも「両国は同じ方向に進んでいるが、別々に歩んでいる」(Kerkvliet, Chan and Unger 1999) と、中越の市場移行の違いはないとの結論に至っている。

2) 工業化と農村

以上の中越比較の先行研究レビューから、ベトナムが中国に比べて工業化が遅れているのはただその移行の程度が遅れているだけであり、いずれベトナムも中国型の移行モデルを後追いするであろうという議論が主流である。しかしこれらの議論は主として 20 世紀までのデータに基づいており、21 世紀に入ってからベトナムの急速な工業化という事実を踏まえたものではない。第 4 図は 1995 年以降の輸出金額の伸びと外資の割合を示したものである。1995 年の輸出額を基準にして 2000 年では 2.7 倍、2013 年には 24.2 倍と急激な輸出の伸びを示している。さらに輸出金額に占める外資の比率は 1995 年では 27.0% だったのが、2000 年には 47.0% になり、最新の 2013 年には 66.8% と圧倒的な存在となっている。特に 2001 年の米越通商協定発効と 07 年の WTO 加盟が、さらに伸びる契機となった。外資を活用した輸出志向工業化という点では中国と共通するが、21 世紀に入ってからベトナムは特に外資頼みの傾向がより鮮明になったといえる。

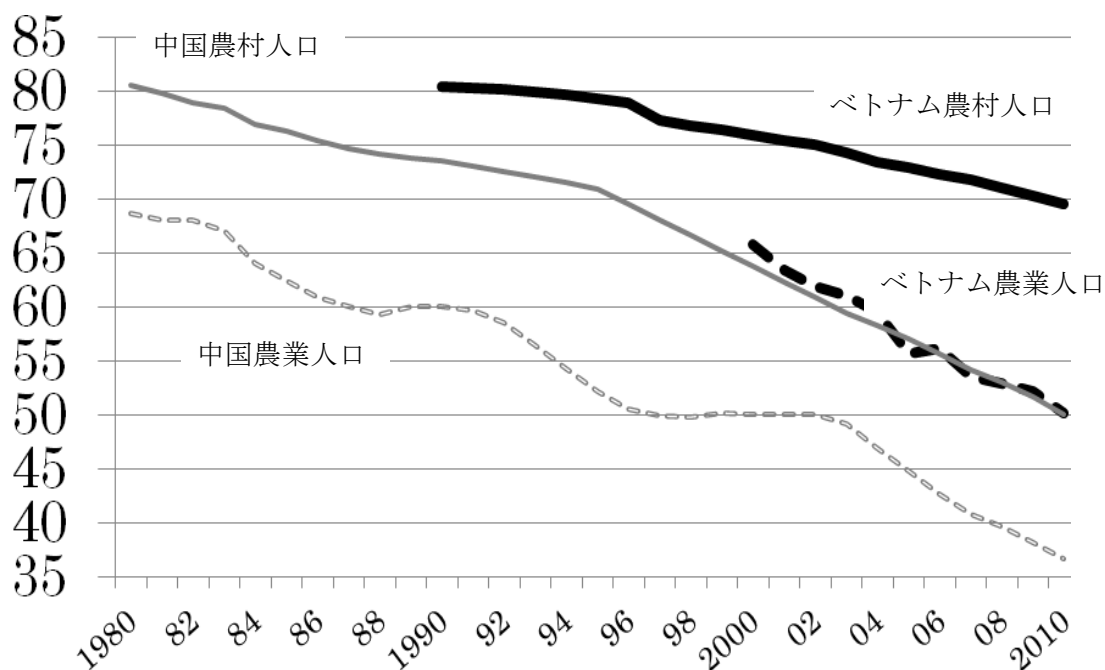
20 世紀までのベトナムを中国と比較した加藤は「1980 年代の中国で起きたような、農村部でのダイナミックな変化はベトナムではいまだ出現していない」(加藤 2005) と論じているが、21 世紀のベトナム農村は 1980 年代以降の中国農村の変化を後追いしているのだろうか。2000 年におけるベトナムの農業人口比率 (65.8%) は、2010 年には 50.1% にまで減少している。中国においてこれらとほぼ同じ水準の時期は 1983 年 (67.1%) と 99 年 (50.1%) である。この間に中国は農村人口比率を 13.2% 減少 (78.4% から 65.2% へ) させているのに対してベトナムは中国の半分未満の 6.4% しか減少 (75.9% から 69.5% へ) させていない。第 5 図は、両国の農業・農村人口の比率の変化をグラフ化したものである。図でも明らかなように、中国は農業人口と農村人口がほぼ並行に減少しているのに対して、ベトナムは農業人口の減少は農村人口の減少よりも急である。具体的な数字をあげれば、中国における 1980 年の農村非農業人口比率 (=農村人口 - 農業人口) 11.9% は 30 年後の 2010 年に至っても 13.4% とほぼ横ばいであるのに対して、ベトナムは 2000 年からわずか

第4図 ベトナムの輸出金額の伸びと外資の割合（1995～2013年）



出典：ベトナム『統計年鑑』各年版.

第5図 中越両国の農業就業人口・農村人口の比率（％）（1980～2010年）



出典：『中国統計年鑑』、ベトナム『統計年鑑』各年版.

注：データの「農業人口」は正確には「第一次産業の就業者率」のこと。ベトナムの農村人口データは1990年以降のみ、ベトナムの農業人口のデータは2000年以降のみ。

10年で倍増させている（10.1%から19.4%）。つまり21世紀のベトナムは急速な工業化にもかかわらず農村人口が安定しており、農村部における非農業就業者が急増しているという点で1980年代以降の中国とは異なっている（この段落の用語の定義や数字の出典は第5図と同じ）。

この問題をさらに深く知るために第3表に、一人あたりGDPがほぼ同水準であった2010年のベトナムと2003年の中国における、農村人口の比率、農村の非農業就業者比率、都市と農村の所得格差を示したものである。この表からも、ベトナムは中国より農村人口の比率と農村の非農業就業者比率が高いことが確認でき、さらに都市と農村の所得格差が小さいことがわかる。つまり、ベトナムの工業化は安定した農村を維持し、都市と農村の所得格差拡大を抑えるという点で独自性があり、中国モデルの後追いとはいえない。

第3表 中越両国の農村に関する経済指標

	ベトナム (2010年)	中国 (2003年)
一人あたりGDP(米ドル)	1,334	1,274
農村人口の比率(%)	69.5	59.5
農村の非農業就業者比率(%)	41.3	25.1
都市と農村の所得格差(倍)	1.99	3.23

出典：World Bank, World development Indicators, 『中国統計年鑑』2005年度版, ベトナム『2010年生活水準調査』。

注：データの「農業人口の比率」は正確には「第一次産業の就業者率」のこと。「都市と農村の所得格差」は都市の一人あたり住民所得を農村のそれで割ったもの。

3) 制度改革と市場化の論理

中越両国の市場移行に関しては、工業化ではより遅れているベトナムの方が制度面では進んでいる。以下ではまず具体的な事実を提示したのち、その原因を検討する。

ベトナムでは前述のように 1985 年に配給制度が廃止され、89 年には価格全面自由化政策が行われた。これに対して中国では、計画と市場が併存する「双軌制」が改革開放政策下でも存続した。そのため、低い公定価格で仕入れた希少財を自由市場で転売する動機が強く、腐敗の有力な温床になった。また自由市場で取引される消費財の変動に計画配分される生産財が追いつかず、計画経済と同様な非効率が残ることになった（中兼 2002）。中国でもベトナムとほぼ同じ時期の 1988 年に政府が抜本的価格改革を打ち出そうとしたが、その動きがインフレを呼び起こした結果、政府は価格改革を取り下げてしまった。93 年になってようやく食糧の配給制度がなくなり、農産物の基本的市場価格化が実現した（中兼 2010）。しかし配給制度廃止によってインフレが激しくなると、政府はふたたび以前の制度を復活させた。その後 2002 年になってようやく政府による契約購入制度がなくなり、基本的に価格を市場による決定に任されるようになった（中兼 2014）。

また中国ではかつて集団農業生産を率いた人民公社が完全に解体され、改革開放後に農民專業合作社（農協）が新たに設立されている。その実態は、農産物加工企業や農産物販売業者といった非農家が主導して取引先の農家に結成させるものが多い（苑 2013）。これに対してベトナムでは、かつて集団農業生産を率いた合作社の多くは解散したものの、一部は現在でも残存している。その残存合作社の多くは水利・灌漑しか担当しないか形式的にのみ存在しており、市場経済に対応して経済事業（購買販売事業）を積極的に行うものは少ない（竹内 1999）。このような状況の中で 1996 年制定の合作社法によって、残存する合作社はかつての集団農業生産の執行機関から市場経済下の協同組合へとその法的位置づけが根本的に転換した。これに対して中国では、人民公社解体以降に誕生した農民專業合作社についてながく法的位置づけが曖昧であった。結局 2006 年 10 月制定の「農民專業合作社法」によってようやく農業協同組合としての法的位置づけがなされた。

土地に関してはベトナムでは前述のように、1993 年の土地法改正によって個人に土地使用権を交換・譲渡・賃貸・相続・抵当する権利を与えた。国家所有の建前は維持されているが、実質的には個人所有権である。実際、1993 年土地法で 20 年間にわたって使用権を与えられた土地のほとんどは期限が来た 2013 年になっても回収はされずに、そのまま使用権者による使用に任されている。これに対して中国では、原則として都市の土地が国家所有、農村の土地は集団所有によるものとされる。現在の農村における土地所有の多くが村民小組（人民公社時代の生産隊の範囲）による（河原 2008）。しかし都市開発が進むにつれて、このような集団所有農地を政府がいったん収用して国有地に転換してから譲渡することをスムーズに行うための制度作りが進められるようになった。この制度は、地方政府にとって地域振興と財政収入の増加をもらしたので全国的に広まることになった。そのため十分な補償もないまま土地を失う「失地農民」の存在が大きな社会問題となった（梶谷 2014）。

このように実態面（工業化）で後れをとるベトナムに比べても中国が改革ができていない理由の一つに、ベトナムのように共産党支配下の市場経済化を正当化する論理が存在しないことがある。前述のようにベトナムは、マルクス主義の理論上は資本主義から社会主義への移行を指す「過渡期」を市場経済化（事実上の脱社会主義化）の正当化のために利用するという、これまでどの社会主義国も行わなかった方針を採用した。ソ連ではすでに「過渡期」が終了したと宣言したために、ペレストロイカでは使えなかった。また中国では、「過渡期」論が資本主義復活をめざす勢力との闘争の関係で論じられた⁽²⁰⁾ため、改革開放（事実上の資本主義復活）において「過渡期」論は封じられることになった。ベトナムでは、ベトナム戦争のために経済の社会主義的改造がもっぱら農業分野のみに限られ社会主義的工業化がほとんど実行できなかったため、自らを社会主義以前の「過渡期」と認識していた。戦争後はソ連に倣った重化学工業化をめざすが、すぐに経済危機に見舞われ早々と統制経済体制の修正を迫られた。その正当化のために、現在はまだ「過渡期」で行われるべき社会主義的工業化が本格化する前の「最初の段階」として、農業の発展を当面の最重要課題にして社会主義的工業化を棚上げにした。さらに残存する資本主義経済の一部を利用する必要があるとして、民間部門と市場経済を認めた。

このようにベトナムが改革の初期から「過渡期論」によって市場経済化を正当化する理論を詰めていったのに対して、中国は理論を詰めないままなし崩し的に市場経済の領域を拡大していったのである。21世紀に入ってから、ベトナムがWTO、TPPという自由貿易体制に順応するためにさらに自由化（国有企業の株式化）を進めている一方で、中国では逆に国有経済が増長し民有経済が縮小するという「国進民退」と呼ばれる市場経済化の逆転現象も現れた（加藤 2013）。こういったことから中国の市場移行は旧システムを新システムに取り替えるのなく、新システムを追加する「増量主義（incrementalism）」であるといわれる（中兼 2002）。

また前述のようにベトナムではドイモイ路線確立後わずか10年後の1996年第8回党大会で「市場経済化・対外開放」と「社会的公正の実現」の両立が主張され、その後のWTO加盟交渉の過程でみたように、貧困地域などで栽培された作物に関しては関税割当で輸入を制限するなど、「社会的公正の実現」には常に留意していた。これに対して中国では、先に豊かになれる人・地域から発展する「先富論」が唱えられ、「社会的公正の実現」を意味する和諧社会建設提唱が行われたのが2004年第16期4中全会である。またWTO加盟交渉の過程で中国が関税割当で輸入を制限した農作物⁽²¹⁾をみると、中国人一般にとって重要な食糧・食品である「小麦」「とうもろこし」「コメ」「砂糖」と繊維産業に必要な「羊毛」「羊毛トップ」「綿花」であり（中国WTO加盟に関する日本交渉チーム 2002）、ベトナムのように特定の地域を保護するためのものではない。このようにベトナムの特徴として筆者があげた市場経済化と社会的公正の両立は、中国にはあてはまらない。

共産党支配下での市場経済化を進める言葉は中国では「社会主義市場経済」（1992年第14回党大会で承認）と呼ばれる。93年第14期三中全会で採択された決定によれば、現代企業制度の確立、全国統一された国内市場の形成、間接的なマクロ・コントロールの確立

が「社会主義市場経済」の3本柱とされる。これをみて加藤弘之はその本質は資本主義となんら変わるものではないと指摘している。そしてベトナムの「社会主義志向の市場経済」(2001年第9回党大会)は中国の「社会主義市場経済」に相当し、このことは中国からおよそ10年遅れでベトナムも市場経済のシナリオを手に入れたことを意味すると主張する(加藤 2005)。しかしこれまで考察したように、ベトナムの方がショック療法的改革を断行し制度面では中国よりも進んでいる。中国の「社会主義市場経済」が「社会主義(国有企業などの旧システム)」プラス「市場経済(民間部門などの新システム)」の増量主義であるのに対して、ベトナムの「社会主義志向の市場経済」は「社会主義」がめざす理想(「社会的公正の実現」)を志向しながらも当面の政策的手段としては市場経済を推進するのをためられないという点で違いがある。

4) 文化的背景

以上中国に比べたベトナムの市場移行の特徴として、安定した農村人口が維持されて都市農村間の格差が小さく、政策的にも市場経済化と社会的公正の両立を図っていることがあげられる。筆者はこのような中越の違いは背景となる文化の違いに由来するとなると考える。そのことを知るために、共産化する前の両国の農村社会を以下に比較する。

ベトナムで「社」と呼ばれる行政村には、朝廷から官吏が直接派遣されることはなく、村民によって選出された組織が自治の担い手となっていた。村落有力者たちの会議が村の重要事項を決定し、里長(村長)・副里・自警団長などの村役人たちがこの決定を遂行し国家権力(具体的には地方官)との折衝役を務めた。中央政府は特定の村落でだれがどの土地を所有しているのか、または兵役や人頭税の対象となる人々が誰と誰であるのか、その実態を正確に把握できなかったので、徴税・賦役・徴兵などは村落に請け負わせる以外なかった。そして村落はその見返りに、政府からの干渉の多くを免れることができた。村落自治を体現する「村の掟」は、村落ごとに「郷約」として成文化されるのが常であった(白石 2002)。この「郷約」には、祭礼に関する権利・義務や規制、集会・宴会への参加資格や席次など村内序列、村落内の諸組織や諸役職、婚姻・葬礼に関わる義務、盗み・火事などに対する自警、相互扶助、道路・橋・堤防などの修築、村民の生産活動、村内の秩序紊乱者の処分や紛争処理、功労者・科挙合格者・高齢者の表彰、政府に対する義務、など多岐にわたる規定が記載されていた。郷約は村民が亭(村の集会所)に会して議定され、少なくとも形式的には村民全体の協議の結果のコンセンサスであることがその正当性の根拠となっていた(嶋尾 1992)。郷約に従うべき村民の範囲が明確であると同時に地理的な村の範囲も明確であった。多くの村は境界を竹藪や土堀で囲んでおり、村の入り口には門があり夕方になると閉められた(グルー 1945)。

これに対して中国においては、ベトナムのような強いムラ結合は見られなかった。華北農村慣行調査(満鉄調査部・東亜研究所の共同事業)に参加した旗田巍の調査によると、河北省順義県沙井村の境界は、清代光緒年間に地方政府(県)がそれまで個々の農民が行っていた看青(作物の盗難を防ぐための監視)を協同で行わせるための「青苗会」を結成

させ、その範囲に徴税を請け負わせたものに由来し歴史は浅い。農民側からの認識でも、個人の所有地については明確な境界意識をもっているが、村の土地という意識さえない。これは本村人だけが利益を受ける区域が存在せず、団体的支配区域をきめなくても生活が成り立ってきたからである。村の範囲が認識されないということは成員権（村民の資格）というものも厳格ではないということである。沙井村では、他村の人間でも村に移ってくればすぐに本村人として扱われ、財産・係累も資格要件ではなく、近所への挨拶まわりや祭礼への参加も要求されない。村廟の管理や村政を担う香頭でさえ、新参者でも希望すれば簡単になれる。廟の祭りへの出欠に家柄や村での居住年数は一切関係なく、出席は個人の自由意思によるが、貧乏人は金を出すのを惜しんで祭礼には加わらない（旗田 1973）。

このように、凝集力の強いベトナム村落に対して、中国村落はまとまりがなく、きわめて流動性が高く、個人主義的・実力主義的な人間関係が支配的だった。そのため農村から都市への移動に社会的な障壁が少なく、先に豊かになれる人・地域から発展する「先富論」が受け入れられる文化的背景があった。これに対して強固なムラ社会が残るベトナム農村では、人口移動は容易に行われず、平等主義的な規範が残っていた。また 1989 年の価格の全面自由化のようなショック療法的な改革も安定的な農村社会が緩衝材となって衝撃を吸収したため、共産党体制が崩壊せずに済んだ。

2. 最近の農政動向—コメを中心に—

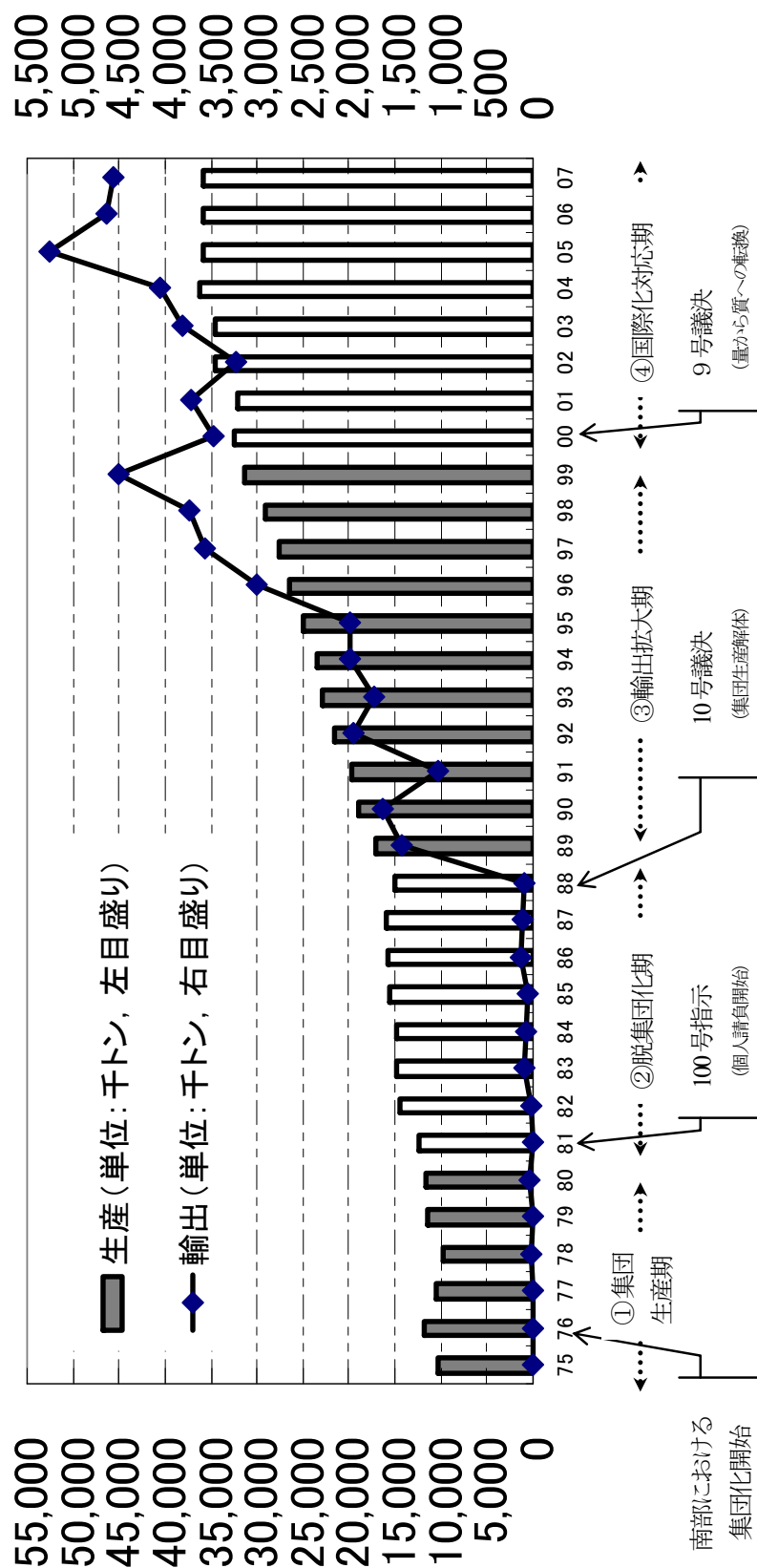
(1) 世界食料危機までのコメ政策の変遷

ベトナム戦争以降世界食料危機までの政策の変遷を、①集団生産期（1975～80 年）、②脱集団化期（1981～88 年）、③輸出拡大期（1989～99 年）、④国際化対応期（2000～07 年）の4つの時期に分けて、第6図にコメの生産と輸出をグラフ化した。以下、特に重要な政策を説明する。

①②の時期はすでに「1（1）市場移行の過程」で解説したが、特に現在のコメ生産にかかわる重要な政策は、各農家世帯を生産単位とした1981年共産党中央書記局第100号指示と、実質的に集団農業生産体制を実質的に解体した1988年の共産党政治局第10号議決である。第6図にみるように10号議決の翌年（1989年）から持続的なコメ生産増をもたらし、またこの年から実質的に輸出が始まった。

③の時期には輸出管理の改革が行われた。ドイモイ以前のベトナムでは、すべての輸出入活動は輸出入貿易国营会社によって行われ、また輸出品を生産する会社もそれぞれの担当官庁（例えばコメは農業省）によって管理されてきた。また何をどれだけ生産・輸出するかは国家計画委員会の指令によって決定されていた（トラン（1996））。ドイモイ政策に沿ってこのような国家管理体制から関税による市場経済管理への転換が図られ、コメに関しては主食であり重要な輸出品という点を勘案して輸出割当制度を維持しつつ、この時期から徐々に規制緩和が図られた。まず輸出取扱業が許可制から届出制へ移行した。さらに1998年7月31日付け第57号政府議定（CPVN（1998））によって民間企業および外資系企業へも輸出割当が行われるようになった。

④の時期で最も重要な政策は、2000年第9号政府議決である。③の時期までベトナムでは、主食であるコメはひたすら量的拡大が求められ、劣等地へも生産拡大が進められた。そのため、肥沃なデルタ地帯では6 t/ha以上の生産をあげる一方、山間地や土地条件の悪いところでは2 t/ha程度のところもある。上記③の時期におけるコメ輸出拡大も、もっぱら価格の優位性（安価）によるものであり、ベトナム米の品質は国際的にも評価が低いものであった。こういった問題を解決するため、ベトナム政府は2000年6月15日に第9号政府議決を公布し、それまでの市場経済化による量的拡大という農業政策を海外市場への販売を前提にした農林水産物の高品質化へと転換をめざした。さらに2005年6月20日付け第150号政府首相決定（CPVN（2005））によってこの路線が補強された（第4表参照）。コメに関しては、生産性の低い水田の転用を促す反面、輸出用米の主産地であるメコンデルタにおいては灌漑整備事業への投資を増加させることとしている。



第6図 ベトナム戦争以降のコメの生産と輸出

資料：1999年まではTCTK（2000）、2000年移行はTCTK（2005）（2008）。

第 4 表 2000 年代のベトナムの農業発展戦略

	政策の柱	コメ政策
政府議決第 9 号 (2000 年 6 月)	①農業生産における新技術の導入 ②生産と加工・販売との効果的結合 ③農村内インフラへの投資促進と農業保険の充実 ④外国市場の情報収集とマーケティング能力開発 ⑤商業的農産品販売に備えた行政の効率化	灌漑設備の整備された水田を 400 万 ha 維持するとともに、生産性の低い水田は他のもっと適当な作物や養殖に転換する。
首相決定第 150 号 (2005 年 6 月)	①農地の集積による経営基盤の強化 ②AFTA (アセアン自由貿易地域)・WTO 加盟交渉のための国際的合意事項の遵守 ③品目ごとの生産適地を特定して生産集中を図る	特にメコンデルタにおける灌漑整備事業への投資を増加して輸出米を増産させる。

資料：CPVN (2000) (2005)。

(2) 世界食料危機までのコメ生産・輸出の概況

1) 生産の概要

ベトナムにとってコメは、およそ 8 割の農家が携わり (Nguyen Ngoc Que (2009)) 国民の消費カロリーのおよそ 3 分の 2 を占める最も重要な作物である。コメの生産のほとんどは、北部の紅河デルタ (2007 年の生産量の 17.6%) と南部のメコンデルタ (52.0%) で行われている (TCTK (2008))。この両デルタ以外のベトナムの各地域 (第 1 図参照) では、コメは常にギリギリ自給できるかもしくは不足の状態にある (Nguyen Ngoc Que (2009))。北部ではおおむね 2 期作、南部では 3 期作でコメが栽培されている。

紅河デルタが古くから人口稠密地域で独立後も共産政権下で平等に土地が分配されたのに対して、メコンデルタはフランス植民地時代に商業的農業生産地として本格的に開拓され独立後も土地改革が徹底されなかった。そのため、紅河デルタは経営規模が小さいが比較的均等であるのに対して、メコンデルタでは経営規模の平均は大きい土地所有の不平等化が進んでいるという違いが見られる。このため一作期あたりの水稻耕作に投入される労働力も紅河デルタでは 200 人日/ha、メコンデルタは 85~100 人日/ha (Nguyen Ngoc Que (2009)) という大きな違いがみられる。

第 5 表は稲作農家が自らの生産したコメをどのような用途に使用しているかの内訳 (2004 年現在) である。最大の稲作地帯であり輸出米の主産地であるメコンデルタでは生産の 7 割が販売されるのに対して、紅河デルタでは生産の約半分が農家自身の食用に使用され販売はわずか 2 割強である。また紅河デルタの農家世帯の 95% が水稻耕作を行っているという事実 (Nguyen Ngoc Que (2009)) から、紅河デルタの農家にとって稲作とは昔ながらに自らの食を確保するために行うものであるということがわかる。さらに第 5 表では紅河デルタにおける備蓄・家畜飼料・減耗がメコンデルタの何倍もの割合を占めている。

このことは、低技術水準下で収穫後の消失が大きく、零細経営による不安定性のため将来への保険として備蓄と畜産の兼業を行っているという紅河デルタ農民の姿を示している。

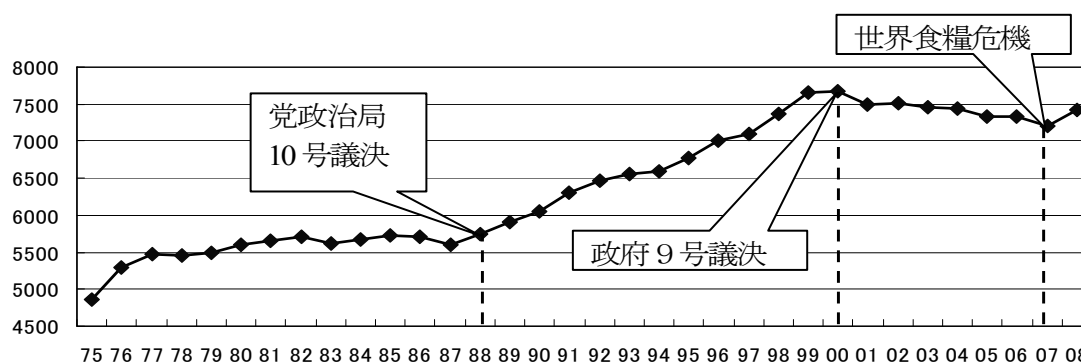
第5表 2004年における稲作農家のコメ用途の内訳（％）

	紅河デルタ	メコンデルタ	全国平均
農家の食用	49.30	16.40	41.50
販売	23.00	70.00	34.00
備蓄	12.30	4.80	12.60
種まき	0.94	3.69	2.16
家畜飼料	11.30	2.90	7.40
他世帯への貸し出し	2.72	1.97	2.00
減耗	0.40	0.10	0.20

資料：TTPNN（2008）。

2） 2000年以降の作付面積の減少

第7図はベトナム戦争以降のコメの作付面積をグラフ化したものである。図が示すように集団生産体制を解体した共産党政治局10号決議が發布された1988年以降は年々面積が増加し続け、国際市場を前提とした質的向上を図って生産性の低い水田の転用を容認した政府9号議決が出された2000年以降には面積が年々減少し続けている。作付面積ではこのように2000年以降は減少しているが、生産量自体は2007年は2000年の10.3%増となっている（TCTK（2008））。なお後述するように2007年末から米価が急騰したことに対応して2008年になって作付面積が回復することになった。



第7図：ベトナム戦争以降のコメの作付面積（単位：千ha）

資料：TCTK（2000）（2009）。

3) コメの国内流通

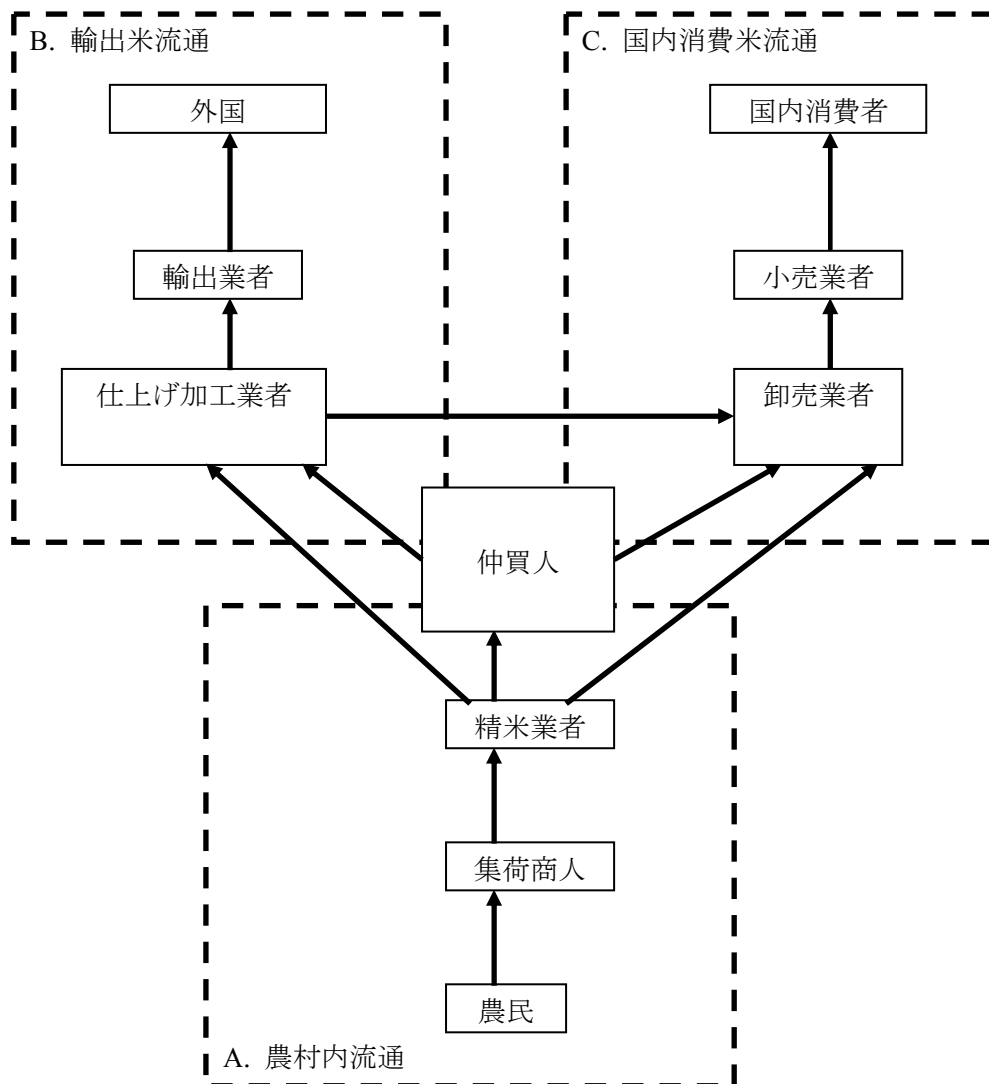
第8図は、ベトナム国内のコメ流通について既存資料（小沢（2004）、坂田（2003））をもとにできるだけ単純化して図示したものである。

図中 A はコメ生産農家から始まる農村内におけるコメの流通である。前掲第5表でみたようにベトナムの農家の生産するコメのうち販売に回るのは全国平均で3分の1程度（紅河デルタではわずかに2割強）に過ぎない。多くの農家は自家消費（家族の食事、家畜の餌、等）にコメを栽培し、余剰米が粃の形で販売され市場に流通する。農家から粃を買い付ける集荷商人も多くは農村内に居住する個人経営者（兼業農家である場合が多い）であり、その買い付けの範囲も1～2社（行政村）と非常に狭い。その集荷業者から粃を買う精米業者の多くは精米施設の技術水準が低く、玄米加工までしか行われぬ。また厳密な品質ごとの分別ができないため、この段階では国内消費と輸出用の区別はしていない。A 段階におけるアクターはいずれも零細な個人経営であり、その取引は相対によるものである。独占的なアクターが存在しないという点では市場原理が働いているが、相互の流通マージンが低く機械化や在庫調整によるリスクへの対処もできない。

B は輸出米の流通経路である。産地の主要集荷拠点に位置する仕上げ加工業者は、農村内の精米業者から半加工米（玄米）を買い付け、白米への仕上げ加工や袋詰めを行う。その仕上げ加工後に碎米の分別を行う。このコメの品質による分類によって初めて各市場（国内消費・商業輸出・援助米）へ価格をつけて販売される。そのため輸出用に高品質なコメを求めて生産者を選別するという行動をおこしにくい。

C は国内で消費されるコメ流通である。卸売業者が仕上げ加工業者から加工米を仕入れ（彼ら自身が加工精米技術を持つ場合もある）、都市の小売業へ販売する。C 段階における流通は政府における価格統制もなく市場原理によって行われている。

以上ベトナム国内のコメ流通の特徴を要約すると、生産から消費（輸出）まで多くの流通経路が存在し、その度に流通マージンが発生するという問題を生じている。特に精米加工が半加工（粃を玄米に）と仕上げ加工（玄米を白米に）に分断されているのが問題である。そのことが精米技術への投資を妨げる要因となっている。そのため流通過程で13%ものコメが失われているといわれている（Nguyen Ngoc Que（2009））。



第8図 ベトナムにおけるコメ流通

資料：小沢（2004），坂田（2003）より筆者が作成．

4) コメ輸出の仕組み

前述したようにベトナムのコメ輸出制度は 90 年代から輸出割当制度を維持しつつ徐々に規制緩和が図られた。そして 2001 年 4 月 4 日付け第 46 号首相決定（CPVN（2001））によって輸出割当そのものが廃止され、輸出業者も認可制から登録制へと移行することになった。しかし同決定は政府間契約の輸出米については、商業省（現商工省）が輸出を行う企業を指定すると同時に契約の一部の量（輸出の権利）を各地方省に割り当て、各省は省内企業に輸出量を割り当てることを規定している。政府間契約の輸出米に占める割合の大ききから、実質的には 2001 年以降も実質的には輸出割当制度と同様の政府による規制が続くことになった。

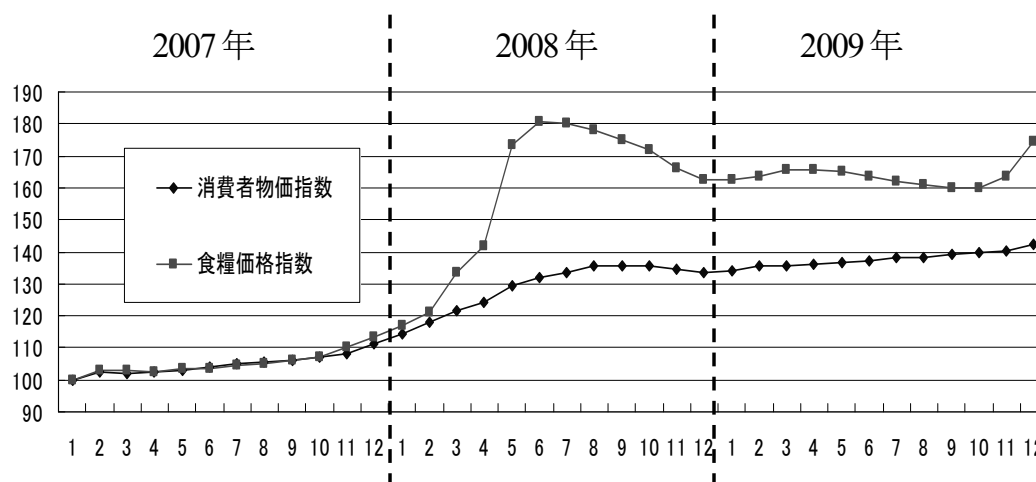
また毎年年初頭に商務省（現商工省）、農業農村開発省、そしてコメ輸出業者の業界団体であるベトナム食糧協会の三者が協議してコメ需給計画の原案を政府に提出し、首相が最終的に年間コメ需給計画を発表する。そして作期ごとに需給の見直しを行う。原則としては輸出は自由化しているが、いざというときには政府の権限で輸出に規制をかけることがある（伊東（2007））。実際、2008 年にも輸出規制が行われ、それが世界的なコメ価格高騰の引き金になった。

ベトナム食糧協会は 1989 年に食糧貿易を行う業者が相互扶助を目的として自主的に設立したことになっている団体である。協会に参加している業者のほとんどは南北食糧総公司⁽²²⁾およびその傘下の国有企業であり、協会の定款には外資や合弁企業は議決権のない准会員にしかねないことが定められている。コメ輸出を行う業者は一件ごとに食糧協会に届け出をして、協会からの承認書がなければ税関を通せないことになっている。協会の承認はほぼフリーパスとはいえ、輸出企業への監視は常時行える体制となっている（伊東（2007））。

なお米価高騰への対策として 2008 年にはコメの輸出規制を行った（後述 2（3）2）2008 年に取られた輸出規制措置」参照）が、2009 年初頭の作況が良好であったことから、2009 年 6 月 4 日に政府は 2009 年内にはもう輸出規制を行わないことを決定した（CCPDTV(2010)）。さらに 6 月 15 日付政府通達 176 号（CPVN(2009c)）によって、政府間契約の輸出米の各地方省への割当も廃止することを決定した。つまりどの地方のどの企業がどれだけ輸出してもかまわないということであり、輸出に関する政府規制は大幅に緩和されるに至った。

しかし、輸出業務における国有企業の寡占状況と国内流通における非効率性は依然として残り、ベトナムでは高級米の生産・輸出の効率化を促す市場原理が働きにくい構造になっている。

(3) 世界食料危機とその対応



第9図 2007～09年におけるベトナム国内の物価上昇

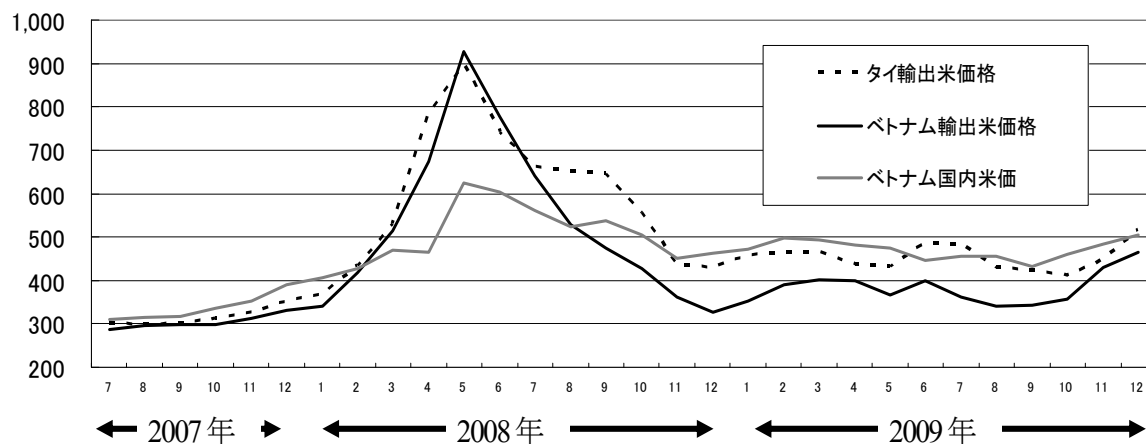
資料：ベトナム統計総局ウェブサイト。

注. 2007年1月を基準（100）とする指数。

1) 国内物価の高騰

第9図は、2007～09年におけるベトナム国内の消費者物価指数と食糧価格指数の上昇を、2007年1月を100として示したグラフである。なおこの「食糧」とはコメ・トウモロコシ・イモ類等のデンプン質を豊富に含む主食物を表すベトナム語 ”luong thuc” の訳であり、食料品全体ではない。2007年10月頃から消費者物価指数も食糧価格指数も上昇し始めているが、特に食糧が2008年4～6月に急騰している。6月以降は食糧価格も下落傾向にあるが、下落幅はわずかであり、2009年12月の消費者物価指数および食糧価格指数は2007年1月から42%増・75%増と高値を維持している。

食糧価格が高騰に至った最大の理由は、コメが重要な輸出産品であるために国際価格と国内米価とが密接にリンクしていることである。第10図は国際価格（タイ輸出米価格）とベトナムの輸出米価格・国内米価の2007後半～09年における変動をグラフ化したものである。新輸出契約の停止が発表される2008年3月までの間は3者がともに上昇傾向にあり、強い相関関係にあることがわかる。コメは国民の圧倒的な主食であるために、コメ価格の急騰により食糧価格全体も急騰した。



第10図 2007～09年におけるタイ輸出米価格
・ベトナム輸出米価格・ベトナム国内米価

資料：価格はCCPDTV（2010）、TTPNN（2009）より。

注．輸出米価格は両国とも25％碎米価格．ベトナム国内米価は、メコンデルタのコメ生産地カントー市（第1図の57）における通常米（Gia te thuong）価格．単位はいずれも米ドル/t．

2） 2008年に取りられた輸出規制措置

米価高騰に対処するため、2008年3月25日には第78号政府通達（CPVN（2008a））によって6月末までの間は新たにコメ輸出の契約（政府間契約だけでなくすべての契約が対象）は行わない（すでに契約済みのものは履行）ことを決定した。

この輸出規制の国内物価への影響をみると、輸出米価格が3月の513米ドル/tから5月には928米ドル/tとわずか2ヶ月で81％増になったのに対し、同時期の国内米価は470米ドル/tから625米ドル/tと33％増に抑えられた（前掲第10図参照）。6月以降は国内の食糧価格も下落し、国内物価全体の上昇も抑えられた（前掲第9図参照）。反面、ベトナムの輸出米価格の急上昇はコメの国際指標価格となっているタイ米の上昇につながった（前掲第10図参照）。

なお結局2008年のコメ輸出量は483万t（対前年度比6.0％増）・輸出金額は29.1億米ドル（対前年度比95.3％増）となった（CCPDTV（2010））。この数字（輸出量微増で金額倍増）だけから見ればベトナムのコメ輸出規制は米価吊り上げのためではないかとの疑念を国際社会に抱かせ得るものであるが、上述の通りベトナムはこのとき深刻な国内物価高騰に見舞われており、その対策に追われていた。その後さらに7月21日公布の第104号政府首相決定（CPVN（2008c））によってコメに対して臨時の輸出税が課せられた

3) 2008 年に取られた農地規制策

「2 (2) 2) 2000 年以降の作付面積の減少」で前述した水田の急速な喪失も人々に国内需給逼迫の不安をあおり食糧価格の高騰の一因となったことから、2008 年には農地規制策が新たに取られた。4 月 18 日に第 391 号首相決定 (CPVN (2008b)) が公布され、水田専作地の転用の原則禁止の方針を打ち出された。同決定では、やむを得ない事情で水田転用を行う場合には、各地方省・中央直轄市が必要な転用面積を最小限にする土地計画を策定して事前に中央政府の認可を得ることが義務づけられた。上記の手続きを経た計画以外での水田転用が発覚した場合には、その土地を収用することも明記された。

(4) 世界食料危機後の新政策

世界食料危機の混乱を踏まえて農業問題が 2008 年 7 月に開催された第 10 期ベトナム共産党中央執行委員会第 7 回総会において議論され、2010 年および 2020 年までの農業政策の目標を示した「農業・農民・農村に関する中央執行委員会第 26 号議決」(DCSVN (2008)) が 8 月 5 日に公布された。この 26 号議決で打ち出された新政策のうち特に重要なものとして、新農村建設事業と国家食糧安全保障政策を以下に取り上げる。

1) 新農村建設事業

新農村建設事業とは、インフラ・経済改善・教育・環境などの認定基準を満たす社（行政村）を「新農村」と認定・顕彰し、その普及をはかる最近の政策である。具体的には、2009 年 4 月 16 日付け政府首相決定 491 号 (CPVN 2009b) で認定基準が定められ、2010 年 6 月 4 日付け政府首相決定 800 号 (CPVN 2010a) では、2015 年までに 20% の社（行政村）が、2020 年までに 50% の社が新農村の基準に達することを目標としている。新農村建設事業に関しては、1970 年代日本の農村基盤整備パイロット事業に類似しているとの指摘（新美 2012）や、「新農村」という名称も内容も中国の政策を参考にしたものであるとの指摘（坂田 2012）もある。確かに中国において「社会主義新農村建設」が打ち出されたのは 2006 年とベトナムより早く、農村におけるインフラ・経済改善・教育などの向上を図るという点（陳 2008）で共通点も多く、ベトナムが参考にした可能性はある。しかし中国にはないベトナムの新農村建設事業の独自性として筆者は、首相決定 491 号に規定された基準の一つに、管内の旧村（集落）の 70% 以上が「文化村」であることを指摘したい。

「文化村」はもともと 1960～70 年代においては特色ある伝統文化をもつ村にだけ与えられた名称であったが、1980 年代に入ると新しい文化施設などの数量の指標に達した農村の称号となった。それが 1990 年代に入ってから、かつてのムラの郷約にあたる「規約」を建設する「文化村」運動が展開されるようになった。さらに 1993 年 1 月に開催されたベトナム共産党第 7 期 4 中総において「今後数年間の文化・文芸の任務についての決議」が出され、「祭りの組織」「家族・住民共同体の確立」などの共同体的生活の再建が「文化村」建設キャンペーンを通して行われるようになった（今井 2002）。「文化村」に関する実地調

査は、これまで文化人類学者によっていくつか行われている。ハティン省（第1図の28）で調査した加藤敦典は文化村認定制度を「ムラの名譽を担保にとって、住民を動員・統制する制度」（加藤 2009）にとらえた。またビントゥアン省（第1図の48）の少数民族チャム族地区で調査した吉本康子は、共産党・政府にとって望ましい文化（愛国心を涵養するものや、民族文化として保存することによって観光につかえるもの）と望ましくない文化（不衛生な習慣や、「迷信異端」とみなされるもの）を選別するためのもの（吉本 2011）にとらえた。彼らの観点は主に国家と国民の関係によって、国家（共産党・政府）が国民を統制する道具として「文化」概念を利用しているというものである。これらの研究は、現代ベトナムにおける「文化」の理解から肯定できるが、筆者はそれに加えて文化村認定制度の大きな特徴を指摘しておきたい。

「文化村」の最新の認定基準として文化・スポーツ・観光省の2011年10月10日付け通達12号（BVHTTDL 2011）があり、そこでの基準を第6表にまとめた。その中で大項目の「5. コミュニティでの相互扶助」、さらに小項目の「2-1. 文化省の基準に沿った村の集会所、運動場があること」「2-2. 40%以上の人口が、コミュニティの文化・スポーツ事業に参加していること」「2-3. 70%以上の世帯が冠婚葬祭に関する規定に忠実であること」「4-2. コミュニティにおける紛争解決が機能していること」など、コミュニティの団結を重視し奨励する基準が多く存在するのが大きな特徴である。関連する政策として、1998年の「社における民主実現制度規定」が存在する。加藤敦典は、この「民主」概念を「地域住民による自己統御」を意味していると解説し、ベトナム国内での議論では村落共同体の自主管理能力の回復と強化の必要性が強調されていることを紹介している。その上でこの規定は、ベトナム政府が従来国家丸抱えで行ってきた農村開発の管理と運営の一部を住民の自主管理と自助努力にゆだねる体制を作り上げることをめざしたものだとは指摘している（加藤 2004）。

なお中国においても1987年の「農村の基層政權建設工作の強化にかんする通知」などによって、国家の手を煩わせることなく自前で末端の公共的事業と秩序の維持を肩代わりする「行政村」の枠組みを強化しようとする方向にはある。しかし、これは田原史起が指摘するように「中国史上普遍的には見出すことのできなかった「村民」という新しいカテゴリーの創造」にむけての国家的な試み（田原 2000）であり、伝統村落の自主管理能力の回復をはかるベトナムとは大いに事情が異なる。

前節において、ベトナムの伝統的なムラ社会構造が農村の安定をもたらし、市場移行において重要な役割を果たしていることを指摘した。新農村や文化村など最新の政策においても、ベトナム政府はこの伝統的なムラ社会を農業農村開発に活用しようとしている。

第6表：「文化村」の認定基準（2011年）

大項目	小項目
1. 経済の安定、 着実な発展	1-1. 所在する省平均より貧困世帯比率が低いこと 1-2. 粗末な家屋が少ないこと 1-3. 科学的で効果的な活動が行われていること 1-4. 就業労働者比率，一人あたり年間収入が平均以上あること 1-5. 80%以上の世帯が新農村建設運動，コミュニティにおける経済社会基盤建設に参加していること
2. 精神的に充足 した文化的な生 活	<u>2-1. 文化省の基準に沿った村の集会所，運動場があること</u> <u>2-2. 40%以上の人口が，コミュニティの文化・スポーツ事業に参加していること</u> <u>2-3. 70%以上の世帯が冠婚葬祭に関する規定に忠実であること</u> 2-4. コミュニティの中で社会悪に染まった人間がいないこと。 2-5. 70%以上の世帯が「文化家族」に認定され，うち 50%以上の世帯が3年以上公認されていること。 2-6. 子供の就学率が 100%であること。 2-7. 伝染病を広めないこと，食品中毒をおこさないこと，栄養失調の子供の率を下げていること，子供が予防接種を，妊娠女性が定期検査を受けられること。 2-8. 家族計画が実行されていること 2-9. 歴史文化遺産・旧所名跡の保護，地域における伝統的な文化生活・民間スポーツの維持。
3. 景観・環境が 美しいこと	3-1. ゴミの集中処理施設が基準に達していること。 3-2. 生活用水・シャワー室・便所の衛生環境が基準に達している世帯の割合が平均以上あること。 3-3. 家屋，公共建築物，墓地が基準に沿って建設されていること。 3-4. 住民の衛生観念を啓発する運動が実施されていること。
4. 党の方針およ び政府の政策・法 律に忠実である こと	4-1. 90%以上の世帯に対して党の方針および政府（中央および地方）の政策・法律に周知されていること。 <u>4-2. コミュニティにおける紛争解決が機能していること。</u> 4-3. 社会の安定秩序が維持され，法律に違反する住民がいないこと。 4-4. 住民が共産党支部や地方行政に参加することによって，その活動を監査する権利を有すること。
<u>5. コミュニティ での相互扶助</u>	5-1. 相互扶助に関する国家の政策が実現されていること。 5-2. 天災被災者・困窮家族・独居老人・孤児・障害者・枯れ葉剤被害者などの不幸な人たちに対する人道援助の活動が行われていること。

出典：文化・スポーツ・観光省 2011 年 10 月 10 日付け通達 12 号（BVHTTDL 2011）。

2) 国家食糧安全保障政策

2008 年のベトナム共産党中央執行委員会第 26 号議決を受けて、政府の今後の食糧政策の方針として翌 09 年 12 月 23 日に「国家食糧安全保障に関する政府議決 63 号」(CPVN(2009e)) が公布された。これは、ドイモイ以降の農業の市場経済化・近代化の方針を引き継ぐ一方で、国家食糧安全保障を農業政策の最優先課題にし水田面積維持の方針を明確にした。前述のように 2000 年の政府議決第 9 号が水田面積減少をもたらした国内食糧価格の高騰の一因となったことから、2009 年 63 号議決は 2000 年 9 号議決からの事実上の方針転換を促したものである。さらにそれを執行するために政府議定 109 号 (CPVN(2010b)) が 2010 年 11 月 4 日に公布 (施行は 2011 年 1 月 1 日) された。この二つの政府文書から、新しく導入された政策を以下に紹介する。

(i) 国内備蓄の強化

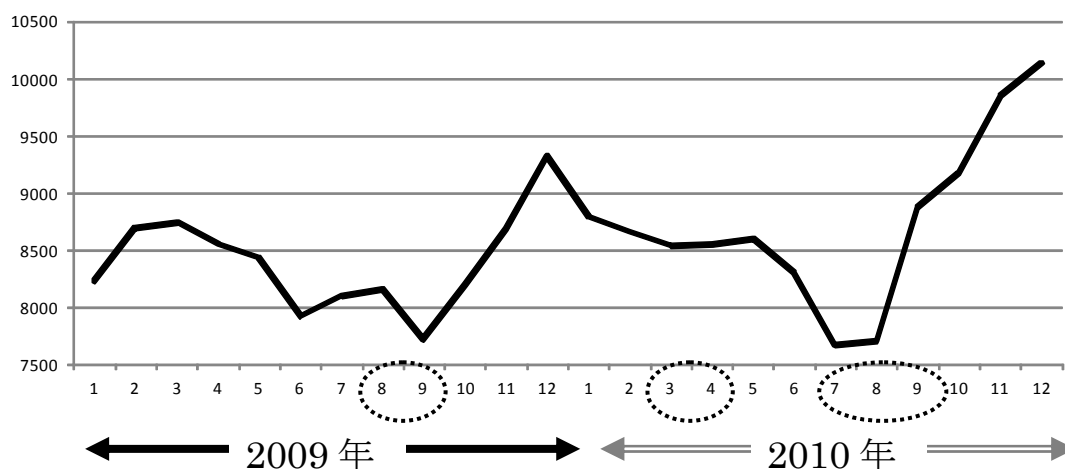
「2 (2) 3」コメの国内流通」で前述したように、ベトナム国内のコメ流通・加工業者の多くが零細で設備が整っておらず貯蔵施設も未整備のため、ベトナムはコメの大生産・輸出国にも係わらず国際的な価格変動が国内の需給逼迫に直結するという問題を抱えている。

そのため国内備蓄を潤沢にして国際米価の変動による国内物価へのショックを和らげることを意図して、63 号議決では容量 400 万トンの貯蔵施設 (当時の国内総在庫の約 2 倍の容量) の建設を 2012 年までに完成させるプロジェクトを早急に実施するよう政府に求めている。

(ii) 零細業者の淘汰

さらに 109 号議定では、政府が要求する基準を満たす事業者のみがコメ輸出業者として許可されることになった。具体的な基準は、5,000 トン以上のコメの収容能力がある倉庫と 1 時間当たり 10 トン以上の処理能力がある精米所を所有していることである。認可を求める業者について各地方省の商工局が検査を行い、条件に適合すると判断されたら商工省が 5 年間有効の認可証を交付することになっている。認可された輸出業者はさらに過去 6 カ月間の輸出量の 10% のコメを貯蔵し続けることも義務づけられている。その上、業者はコメの買い付けごとに品質と種類ごとの価格を地方省の人民委員会に知らせる義務がある。地方省人民委員会は担当地区の農民が不当に業者から買ったたかれないように、その価格情報を公開することになっている。さらに業者は四半期ごとに輸出量と備蓄量を報告する義務がある。

なお同議定に基づきコメ輸出を希望する業者は上記の条件を整えて 2012 年 10 月 1 日までに政府の認可を受ける必要があった。その結果、2013 年には小規模業者の破産が相次いだ。さらに 2013 年 8 月には、過去 2 年間に 1 万 t/年の輸出が達成できないと認可取り消しになる規則が追加された (CCPDTV(2014))。



第 11 図 2009～10 年のベトナム国内米価（ベトナムドン/t）

資料：価格は CCPDTV (2010) (2011) より。

注。カントー市における小売価格。丸で囲った月が臨時備蓄用米として最低価格以上での買い取りが指示された月。

(iii) 価格支持策の導入

2009 年 3 月 9 日に首相府において第 78 号通達（CPVN(2009a)）が公布された。同通達で出された方針は稲作生産費の少なくとも 30%に当たるものが生産者の利益となるように南北食糧総会社は買い取り価格を設定し、関係機関・銀行はそれを支援するために総会社への優遇策を取るというものである。これはドイモイ以降市場の変動にさらされてきた稲作農家にとっては、画期的な価格支持策の導入であった。稲作生産費の 30%相当を生産者の利益とする方針は、同年 12 月 23 日の政府議決 63 号にも盛り込まれた。

第 11 図は、2009～10 年のベトナム国内米価の傾向を知るために、メコンデルタの中心都市であるカントー市（第 1 図の 57）における通常米（Gao te thuong）の小売価格を月別にグラフ化したものである。図に見るように、2009 年 6 月に価格が落ち込んだことから、政府は夏秋作の収穫から上記の買い取り価格の設定を導入した。具体的には夏秋作の収穫が始まる時期に入った 8 月 10 日に、ベトナム食糧協会を通じて会員業者に対し臨時備蓄用米として最低価格 3,800 ドン/kg（湿度 17%の乾燥粳米）以上で輸出米の主産地であるメコンデルタの農民から買い取るように指示を出した。この時の買い取り目標量 40 万トンが達成された後、さらに第 2 段として 9 月 9 日にさらに同条件で 50 万トンの買い取り策が出された。政府としてこの方針をさらに支援するため、9 月 22 日付首相決定 1518 号（CPVN(2009d)）により、メコンデルタを管轄する南部食糧総会社傘下の業者が夏秋米の購入のために銀行から融資を受けた場合は全額政府が利息を負担することを決定した。

2010 年以降においても同様に臨時備蓄用米の買い取り指示が出され、融資に際しての利息補充も同様にとられた。

さらに 109 号議定によって、2011 年からは新たに国内の下限価格（基準買い取り価格）と上限価格（放出価格）、さらに輸出最低価格を設けたシステムへと整備された。基準買い取り価格の計算方法は以下の通りである。各期初に財務省が稲作生産費の計算方法を公表する。それに応じて各地方省がその地域の平均的な稲作生産費を計算する。各地方省から上がってきた数値を元に財務省が稲作生産費の 30%を生産者の利益となるように計算して基準買い取り価格を決定する。収穫期になって市場価格が基準買い取り価格より下になるようであれば、政府（農業農村開発省・財務省・商工省・国家銀行・食糧協会）はコメの販売価格が下がらないような策を講じることになっている。しかし、109 号議定では具体的にどのような策を講じるかは明記していない。2009～10 年の買い取り指示がうまくいかなかったことから、将来的に別の方法（買い取りに対する政府の財政補助など）も採れる余地を残したのであろう。さらに財務省は各期に国内外の市場等を勘案して最低輸出価格を定めることになっている。また買い取りの上限価格（放出価格）も各期に設定し、国内市場価格が放出価格を上回ったら業者に備蓄米を国内市場に放出させる規定も設けた。

ベトナム政府が新政策を導入した最大の動機は都市住民もふくめた国民全体の生活を守るためであり、農民への利益誘導とまではいえない。63 号議決で保証されている稲作生産費の 30%という数字の意味を考えてみるために、アンザン省（第 1 図の 53）の冬春作（雨季作）の利益率を計算してみると、2006 年は 54%、2007 年は 46%、2008 年は 39%と減少している（TTPNN(2008) (2009)）。確かに 2007 年末以降米価は急騰したが、それ以上に肥料などの生産資材の価格高騰のため取り分が減少して農家の不満がたまっていたのであろう。これをみれば、30%の保障は所得移転というほどの水準ではなく、タイにおける導入当初の担保融資制度と同様、季節変動による買いたたきを防ぐための最低価格保障というに過ぎない。

（５） 最近のコメ動向

１） 最近のコメ輸出動向

2008 年の世界食料危機以降ベトナムのコメ輸出は拡大を続け、2012 年は過去最高の輸出量（772 万 t）を達成し、長年世界最大の輸出国であったタイを抜いた。しかしこれはもっぱらタイがコメの担保融資制度によって米価を高騰させたことによるものであり、上記のようにベトナム自身が生産・輸出刺激的な新政策を導入したのではない。2013 年にタイの輸出米価が下がると、ベトナムのコメ輸出量は 680 万 t に減少した（資料はいずれも USDA）。

2012 から 13 年への輸出先の大きな変化は、フィリピン・インドネシアの激減（シェアがそれぞれ 14.74→5.92%、10.60→2.37%）し、代わって中国が増加（25.75→33.37%）したことである。しかも、中国への輸出には非公式なものが多くあると推測される。公式に

は 200 万 t 程度だが，さらに非公式で 140～150 万 t 程度あると推測されている。メコンデルタからのベトナム米の通常の輸出は国際貿易港であるサイゴン港（ホーチミン市）から大規模な船で搬送されている。しかし中国への非公式な輸出では，メコンデルタの生産地に近い港から，大量の小規模な船で北部のハイフォン港へ集約され，そのあと陸路で中国に搬送される。そのため，北部の重要な国際貿易港であるハイフォン港の渋滞を引き起こしている。またベトナムの事業者にとっても取引が不安定で，支払い遅延や突然のキャンセルのリスクにさらされている(CCPDTV(2014))。

しかもこれらの大量の輸出が非公式，すなわち表に出ない数字であるため，さらに深刻な問題を多く引き起こしていると考えられる。まず，輸出税や量規制といった政策の対象外であり，上記の新政策の効果を無にする。また情報が政府や業界団体に上がってこないため，今後の需給予測や政策作成にも支障をきたすであろう。

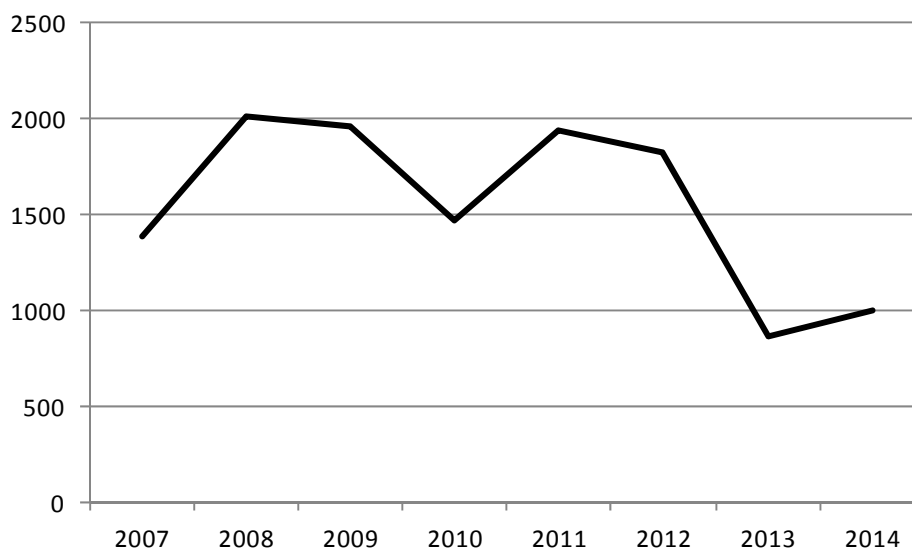
2) 新政策の評価

前述したように，ベトナム米は重要な輸出産品であるとともに国民の主食であるという大きなジレンマを抱えている。2008 年の高騰期にも，国内物価が高騰し，国民全体の生活を守るために輸出規制を行わざるを得なかった。こういった背景から，ベトナム政府がその後コメに関する新政策を導入した最大の動機は，国内物価の安定であろう。タイのように農民への利益誘導といえるか疑問である。

(i) 備蓄政策の効果

第 12 図は食料危機が起こる前の 2007 年からのベトナムのコメ在庫量をグラフ化したものである。2009 年の 63 号議決は容量 400 万トンの貯蔵施設の建設を 2012 年までに完成させるプロジェクトを早急に実施するよう政府に求めているにもかかわらず実際の在庫量はその目標に遠く及ばない。多くの在庫を抱えることは営利事業者にはリスクが大きく，ベトナム政府が本気でこの目標を達成しようとするれば，行政指導だけではなく財政支出を伴う政府の直接的な関与が必要であろう。

また上記の中国への非公式な輸出によって，南部の倉庫の多くが中国向けの大量のコメで使われており，表に出ない数値であるが故に，ますます政策の実行を困難にしている。



第 12 図 2007 年以降のベトナムのコメ在庫量（千 t）

資料：USDA ウェブサイト。

(ii) 零細業者淘汰政策の効果

この点に関しては前述のように 2013 年に業者の破産が相次いだことによって達成はされている。ベトナム政府がこのような乱暴な業者淘汰を 2011 年から導入した背景として、WTO 加盟交渉時に国有企業によってコメ輸出が独占されていることが既存加盟国から問題視され、コメの国家貿易を 2011 年までしか維持しないことを約束させられてしまったこともあるのではないかと考えられる。この約束に違反しない形で外資参入をできるだけ阻止するために、川上から川下までの流通ネットワークを持つ国有企業に有利な規定を設けたのであろう。

しかし零細業者淘汰はそれ自身が目的ではなく、流通の効率化と貯蔵施設の規模拡大が目的のはずである。国有企業中心の流通によって本当に流通の効率化が行われるかは疑問である。

(iii) 価格支持策の効果

ドイモイ政策による市場経済化の中で価格支持策導入は画期的だったが、実効性は疑問である。政府は業者に指定価格での買い入れを求めるが、政府による財政支出は業者が買い入れ費用のために銀行から借り入れた際の利息補助のみである。つまり業者によっては利息負担は免除されても、支持買い入れ価格以上で販売できなかった場合のリスクは自ら負担しなければならない。しかも販売価格にも上限が定められている。

このような市場メカニズムも業者のインセンティブも無視した政策は業者の不正を誘発する可能性がある。上記の中国への非公式な輸出も、この新政策が背景にあると思われる。つまり市場価格が低いときにそれより高く業者に買わせて市場が高騰したときにはより低

く業者に放出さえるように命令したととしても、実際に業者は闇で（市場価格で）仕入れて闇で販売するであろう。しかも公式の統計に出てこないために、今後の需給予測や政策作成にも支障をきたすことになる。

おわりに

ベトナムは村落自治の伝統に根ざした安定的な農村社会が緩衝材となって、統制経済体制からの市場移行をスムーズに行うことができた。2007～2008年の世界的な穀物価格の高騰による社会的混乱を受けて新たに打ち出された政策には、このような村落自治を強化することによって農村を安定させるものとともに、新たなコメ政策も含まれている。

新たなコメ政策の中にある価格支持策導入は画期的なものであったが、政府による財政負担は限定的で、市場メカニズムも業者のインセンティブも無視したものであったため、効果がないだけでなく多くの問題を引き起こしている。しかし新政策は、今後ベトナムがさらなる農業保護政策に乗り出す萌芽的なものである可能性もある。ベトナムの今後のコメ政策が世界のコメ市場にどう影響するか、引き続き注視する必要がある。

[注]

- (1) 本稿において「各地方省」という場合には、この中央直轄市も含める。なお2008年に首都ハノイ市の市域が拡大され、旧ハタイ省のほぼ全域とヴィンフック省・ホアビン省の一部を吸収し、面積で約3.6倍、人口は約1.9倍になった（寺本・坂田(2009)）。また地域区分では2008年度の統計年鑑からクアンニン省（第1図の17.）が紅河デルタに区分けされた。本稿において2007年までの紅河デルタの数値はクアンニン省を含まない。
- (2) 当時の中国は第1次国共合作時代であり、孫文はソ連の支援で中国革命運動の建て直しを図っていた。
- (3) 20世紀初頭ベトナム独立運動家の間でアジアで初めて近代化を成功させた日本への留学運動が起きた。これを東遊運動という。だが1909年にはフランス政府の要請を受けた日本政府が留学生全員を国外に追放し、運動は終焉を迎えた。追放された東遊運動の指導者ファン・ボイ・チャウはその後中国に渡り、1912年に広州でベトナム光復会を結成した。
- (4) その後1927年の蒋介石の反共クーデタによって国共合作は崩壊し、青年革命会の広州での活動も困難に陥り、同会も分裂した。ホー・チ・ミンは1930年2月に、青年革命会系およびその他の共産主義者団体を香港に糾合して、ベトナム共産党を組織した。同党は同年10月にインドシナ共産党と改称し、仏領インドシナ全域の革命を目指すコミンテルンの正式な支部となった。
- (5) 設立当初のベトナム民主共和国は、民族民主主義革命の遂行のために共産主義者以外のカトリック教徒や穏健なナショナリストも閣僚に取り込んだ。さらに1945年11月にはインドシナ共産党は偽装解散した。その後中国を始めとする社会主義国の国家承認をうけて冷戦構造に組み込まれていく過程で党を再び公然化する必要があり、同党は「ベトナム労働党」と改称した（白石1993）。

- (6) ホーチミン市における改革を主導したヴォー・ヴァン・キエットは、1991～97年の間首相を務め1986年から本格化したドイモイ政策（市場経済化政策）を一層推進した。
- (7) ネット（New Economic Policy）とは、ソ連で内戦による疲弊を回復させるための一時的な政策として1921年に施行された市場原理の部分的導入である。
- (8) 省と同格の中央直轄市は、省と同様にその下に県を持つ。
- (9) 独立運動期より書記長を務めていたチュオン・チンは土地改革の混乱の責任をとって1956年に辞任した。その後はレ・ズアンが第一書記（統一後は書記長）として党を指導したが、1980年代に入ってから体調が悪化し、チュオン・チンが書記長代行を務めた。
- (10) チュオン・チン自身はこの種の改革批判に対して、安い価格で配給するために国家は財政赤字になり通貨のインフレが続くと、むしろ以前の配給制度こそがインフレの原因だと反論している（古田2009）。
- (11) 1981年100号指示で生産物のうち実質的に農家の手元に残るのがわずか20%であったが、88年10号決議によって40%と倍増した（Nguyen Sinh Cuc 1995）。
- (12) ショック療法とは新古典派経済学に則った市場原理主義的な急激な体制移行戦略であり、一般には東独、ポーランド、ブルガリア、ルーマニア、チェコスロバキア、ロシア、モンゴルが導入を行った代表的な国であるとされる。これに対して徐々に市場経済化を進めた漸進主義を採用した代表的な国は中国である（中兼2010）。ベトナムは漸進主義に分類されることが多いが、世界銀行は本文でもふれたベトナムの制度改革（価格自由化や国有企業改革、金利引き上げ等）について中国よりも東欧諸国に近いと評価した（World Bank1996）。
- (13) 当大会に向けてベトナム農業農村開発省は省独自の10大プログラムを発表した。具体的には、①農業生産・農村工業開発プログラム、②農村インフラ開発プログラム、③住宅開発プログラム、④生産を補助するサービス体制の開発プログラム、⑤教育・医療・社会サービスの開発プログラム、⑥農村文化開発プログラム、⑦農村の社会構成開発プログラム、⑧雇用創出プログラム、⑨天然資源管理・環境保全・改善プログラム、⑩飢餓撲滅・貧困削減プログラム、である（竹内1997）。
- (14) 中国のWTO加盟条件については、(中国WTO加盟に関する日本交渉チーム2002)および(経済産業省監修2003)を参考にした。
- (15) ダンピング（dumping）とは国内価格よりも安い価格で国外へ販売する不正貿易のことであり、ダンピングにより輸入国の国内産業が損害を蒙っている場合は当該製品の価格を国内価格まで引き上げるためのダンピング防止税を課すことができることがGATT第6条によって認められ、ダンピング防止協定によってその計算方法の詳細が定められている。
- (16) ただし期間終了前でも市場経済国であることを特定の国に証明できれば、当該国はベトナムに対する非市場経済国としての待遇適用を停止することになっている。中国の場合は2004年にニュージーランドから、05年にはオーストラリアから市場経済国と認定されている。両国は上記の年からそれぞれ対中FTA交渉を始めており、市場経済国の「証明」は客観的な基準に基づくというよりは政治的な配慮によるものである。
- (17) 当時たばこ総会社は、たばこ製品のみならず原料の輸入禁止も政府に要請していた（石田2002）。
- (18) 砂糖は沿岸地域（北部沿岸地域および南部沿岸地域）や中部高原といった比較的貧困な地域で多く栽培されているという事情があり国内助成の中心であったが、WTO農業協定で許容される範囲内の助成ということで認められた。塩についてはWTO加盟交渉の席上で一部の加盟国（WTO文書には明記されていないがおそらくオーストラリアとニュージーランド）から塩は農産品ではないので他の非農産品と同様関税割当は導入しないように要

求されたが、ベトナムは塩は農民によって生産されているのでベトナムでは農産品と扱われており、また生産に従事している者の多くは沿岸部に住む貧しい農民であり塩から耕種農業への転換は難しいと主張して関税割当が認められた。

(19) 最恵国待遇が与えられていない国に適用される一般関税率は最恵国関税率の 1.5 倍と設定されている。なおベトナムと FTA 協定を結んでいる国には、最恵国関税率よりさらに低い関税率が適用されている。

(20) 中ソ論争における過渡期については、(江副 1979) を参照した。

(21) 「大豆油」「やし油」「なたね油」は 2006 年をもって関税割当を終了したので、ここでは省く。

(22) 食糧総会社は 1984 年に主に食糧輸入を行う国家食糧総会社として設立され、1995 年に北部食糧総会社と南部食糧総会社に再編された。南北食糧総会社は自ら貿易業務を行うとともに、地域の国営食糧会社を傘下に置くことにより、国内のコメ流通にも影響力を及ぼしている (坂田(2003))。

【引用・参考文献】

日本語文献

石田暁恵(2002)「ヴィエトナムにおける移行過程の社会政策」, 石田暁恵 (編)『2001 年党大会後のヴィエトナム・ラオスー新たな課題への挑戦ー』, アジア経済研究所

伊東正一(2007)「ベトナムのコメ経済及びコメ輸出メカニズム」『平成 18 年度海外農業情報分析事業アジア大洋州地域及び中国地域食糧農業情報調査分析検討事業実施報告書』, 国際農林業協力・交流協会

今井昭夫(2002)「ドイモイ下のベトナムにおける包括的文化政策の形成と展開」『東京外国語大学論集』64

江副敏生(1979)『過渡期についての「中ソ論争」ー現代社会主義社会の再検討ー』中央大学出版部

苑鵬(2013) 中国農民專業合作社の発展の現状・問題と今後の展望, 農林金融, 2013(2)

岡江恭史(2007)「WTO 加入へと至るベトナム農政の展開と農林水産業の概況」農林水産政策研究所編『FTA・WTO 体制下のアジアの農業, 食品産業と貿易』農林水産政策研究所

小沢健二(2004)「1990 年代後半以降のベトナムの米輸出動向とその特質ー米の国際市場構造, 米の先物取引の可能性などと関連させてー」『先物取引研究』第 9 巻第 1 号 No.13, 日本商品先物振興協会

梶谷懐(2014)「土地制度」中兼和津次編『中国経済はどう変わったか』国際書院

加藤敦典(2004)「ベトナムにおける「民主」化と村落共同体ー「基層レベルにおける民主制度規定」の分析よりー」『年報 人間科学』25

加藤敦典(2009)「「文化的むら」をめぐる「騒ぎ」ーベトナムにおける国家と住民の関係性をめぐる政策の人類学ー」『南山考人』37

加藤弘之(2005)「発展途上国の市場移行: 中国とヴィエトナム」上原一慶編『躍動する中国と回復するロシア』高菅出版

加藤弘之(2013)『「曖昧な制度」としての中国型資本主義 (世界のなかの日本経済ー不確実性を超えて 3)』エヌティティ出版

河原昌一郎(2008)『中国農村合作社制度の分析』農山漁村文化協会

グルー, ピエール (Gourou, Pierre, 内藤莞爾訳) (1945)『仏印の村落と農民 上巻』生活社 (原タイトル: Les paysans du

delta tonkinois)

経済産業省監修(2003)『全訳 中国 WTO 加盟文書』蒼蒼社.

坂田正三(2003)「ベトナムのコメ流通－流通構造からみたドイモイの再評価－」高根務編『アフリカとアジアの農産物流通』, アジア経済研究所

坂田正三(2012)「ベトナムの農業・農村開発政策－2008 年の政策転換と第 11 回党大会で示された方向性－」寺本実編『転換期のベトナム－第 11 回党大会, 工業国への新たな選択－』アジア経済研究所

嶋尾稔(1992)「植民地期北部ベトナム村落における秩序再編について－郷約再編の一事例の検討－」『慶応義塾大学言語文化研究所紀要』24

白石昌也(1993)『ベトナム－革命と建設のはざま－』東京大学出版会

白石昌也(2002)「ベトナムにおける中央・地方関係」, 東アジア地域研究会・赤木攻・安井三吉編『東アジア政治のダイナミズム (講座・東アジア近現代史 5)』青木書店

竹内郁雄(1997)「ベトナム共産党第 8 回大会と新経済開発戦略」『アジア経済』第 38 巻第 8 号, アジア経済研究所

竹内郁雄(1999)「ドイモイ下のベトナムの農業協同経営・協同組合運動試論」白石昌也・竹内郁雄編『ベトナムのドイモイの新展開』アジア経済研究所

田原史起(2000)「村落統治と村民自治－伝統的権力構造からのアプローチ－」天兒慧・菱田雅晴編著『深層の中国社会-農村と地方の構造的変動』, 勁草書房

中国 WTO 加盟に関する日本交渉チーム(2002)『中国の WTO 加盟－交渉経緯と加盟文書の解説－』蒼蒼社

チュオン・ディン・トゥエン(2009)「ベトナムの WTO への加盟と, ベトナムの社会経済の発展及び「越・日」関係に対する影響」早稲田大学ベトナム総合研究所編『WTO への加盟後のベトナム経済と東アジアの分業 報告書』早稲田大学ベトナム総合研究所

陳鍾煥(2008)『中国農業「保護」政策の開始と農業「産業化経営」の役割』, 批評社

寺本実・坂田正三(2009)「2008 年のベトナム」『アジア動向年報 2009』, アジア経済研究所

寺本実・藤田麻衣(2012)「2011 年のベトナム」『アジア動向年報 2012』アジア経済研究所

トラン・ヴァン・トゥ(1996)『ベトナム経済の新展開：工業化時代の始動』, 日本経済新聞社

トラン・ヴァン・トゥ(2003)「ベトナム－ドイモイの成果と課題－」, 渡辺利夫 (編)『アジア経済読本 (第 3 版)』, 東洋経済新報社

トラン・ヴァン・トゥ(2010)『ベトナム経済発展論』勁草書房

新美達也(2012)「ベトナムの工業区整備事業と農村－北中部を中心に－」『ベトナムの農村発展-高度経済成長下の農村経済の変容』アジア経済研究所

中兼和津次(2002)『経済発展と体制移行 (シリーズ現代中国経済 1)』名古屋大学出版会

中兼和津次(2010)『体制移行の政治経済学』名古屋大学出版会

中兼和津次(2014)「価格制度」中兼和津次編『中国経済はどう変わったか』国際書院

中臣久(2002)『ベトナム経済の基本構造』日本評論社

旗田巍(1973)『中国村落と共同体理論』岩波書店

藤田麻衣(2006)「ベトナムの WTO 加盟への歩み」, 坂田正三 (編)『2010 年に向けたベトナムの発展戦略』, アジア経済研究所

古田元夫(1996)『ホー・チ・ミン－民族解放とドイモイ (現代アジアの肖像 10)』岩波書店

古田元夫(2009)『ドイモイの誕生ーベトナムにおける改革路線の形成過程ー』青木書店

三尾忠志(1988)「ベトナムの経済改革」三尾忠志編『インドシナをめぐる国際関係』日本国際問題研究所

吉本康子(2011)「ベトナム南部少数民族居住区における「文化的な村建設」運動と儀礼的実践の現在」小長谷有紀・後藤正憲編著『社会主義的近代化の経験』明石書店

ラヴィーニュ, マリー (栖原学訳) (2001)『移行の経済学』日本評論社

英語文献

Kerkvliet, Ben, Anita Chan, and Jonathan Unger (1999) "Comparing China and Vietnam," Anita Chan, Benedict J. Tria Kerkvliet, and Jonathan Unger (eds.), *Transforming Asian Socialism: China and Vietnam Compared*, Rowman & Littlefield

Kerkvliet, Ben and Mark Selden (1999) "Agrarian Transformations in China and Vietnam," Anita Chan, Benedict J. Tria Kerkvliet, and Jonathan Unger (eds.), *Transforming Asian Socialism: China and Vietnam Compared*, Rowman & Littlefield

Naughton, Barry (1996) "Distinguishing Features of Economic Reform in China and Vietnam" John McMillan and Barry Naughton (eds.), *Reforming Asian socialism: the growth of market institutions*, University of Michigan Press

Nguyen Ngoc Que (2009) 'Rice production and food policies in Vietnam', Agricultural Policy Seminar on "Food Security Policy in ASEAN Region and Individual ASEAN Member States", 5 March 2009, Tokyo

World Bank(1990) *Vietnam -Stabilization and Structural Reform- (Report No. 8249-VN)*

World Bank(1996) *From plan to market -World development report 1996-*, New York: Oxford University

WTO (World Trade Organization) (2003). WT/ACC/VNM/13/Add.2, New and Updated Notifications Pursuant to Article XVI:1 of the GATT 1994 and Article 25 of the Agreement on Subsidies and Countervailing Measures (Period covered by the Notification:2001-2002) :Working Party on the Accession of Viet Nam, 30 October 2003.

WTO (2006a). WT/ACC/SPEC/VNM/3/Rev.7, ACCESSION OF VIET NAM: Domestic Support and Export Subsidies in the Agricultural Sector (Revision 7) :Working Party on the Accession of Viet Nam, 2 August 2006.

WTO (2006b). WT/ACC/VNM/48, Report of the Working Party on the Accession of Viet Nam :Working Party on the Accession of Viet Nam, 27 October 2006.

WTO (2006c). WT/ACC/VNM/48/Add.1, Report of the Working Party on the Accession of Viet Nam. Addendum Schedule CLX - Viet Nam :Working Party on the Accession of Viet Nam, 27 October 2006.

ベトナム語文献 (書籍)

CCPDTV (Cong ty Co phan Phan tich va Du bao Thi truong Viet Nam, ベトナム市況分析予報株式会社) (2010). *Bao Cao thuong nien Nganh hang lua gao Viet Nam va The gioi 2009 - Trien vong 2010* (2009 年度のベトナムおよび世界のコムおよび次年度の展望に関する年次報告)

CCPDTV(2011). *Bao Cao thuong nien Nganh hang lua gao Viet Nam va The gioi 2010 - Trien vong 2011* (2010 年度のベトナムおよび世界のコムおよび次年度の展望に関する年次報告)

CCPDTV(2014). *Bao Cao Nganh lua gao Viet Nam 2013 - Trien vong 2014* (2013 年度のベトナムのコムおよび次年度の展望に関する報告)

Nguyen Sinh Cuc (1995). *Nong Nghiep Viet Nam 1945-1995* (1945～1995 年のベトナム農業). Nha Xuat Ban Thong Ke (統計出版社)

TCTK (Tong Cuc Thong Ke, ベトナム統計総局) (2000). *So Lieu Thong Ke Nong-Lam Nghiep Thuy San 1975-2000* (1975～2000 年農林水産業統計) . Nha Xuat Ban Thong Ke

TCTK (2005). *Nien Giam Thong Ke 2004* (2004 年度統計年鑑) . Nha Xuat Ban Thong Ke

TCTK(2008) *Nien Giam Thong Ke 2007* (2007 年度統計年鑑) . Nha Xuat Ban Thong Ke

TCTK(2009). *Nien Giam Thong Ke 2008* (2008 年度統計年鑑) . Nha Xuat Ban Thong Ke

TTPNN (Trung tam Thong tin Phat trien Nong nghiep - Nong thon, 農業農村開発情報センター) (2008). *Bao Cao thuong nien Nganh hang lua gao Viet Nam 2007 va Trien vong 2008* (2007 年度のベトナム稲作部門及び次年度の展望に関する年次報告)

TTPNN (2009). *Bao Cao thuong nien Nganh hang lua gao Viet Nam 2008 va Trien vong 2009* (2008 年度のベトナム稲作部門及び次年度の展望に関する年次報告)

ベトナム語文献 (共産党・政府文書)

BVHTTDL (Bo Van Hoa, The Thao Va Du Lich, ベトナム文化・スポーツ・観光省) (2011). *Thong Tu, Quy dinh chi tiet ve tieu chuan, trinh tu, thu tuc, ho so cong nhan Danh hieu* “Gia dinh van hoa”; “Thon van hoa”, “Lang van hoa”, “Ap van hoa”, “Ban van hoa”, “To dan pho van hoa” va tuong duong (「文化家族」「文化村」「文化居住区」及びそれらに相当するものの名称及び公認に対する基準・順序・手続き・記録書類の詳細についての決定に関する通知), 2011 年 10 月 10 日公布

CPVN (Chinh Phu Viet Nam, ベトナム政府) (1998). *So:57/1998/ND-CP, Nghi dinh cua Chinh phu ve Quy dinh chi tiet thi hanh Luat Thuong mai ve hoat dong xuất khẩu, nhập khẩu, gia công và đại lý mua bán hàng hóa với nước ngoài* (外国向け物品の輸出入・加工・販売代理店の活動に関する商業法施行細則に関する第 57 号政府議定). 1998 年 7 月 31 日公布

CPVN(2000). *So:9/2000/NQ-CP, Nghi quyết của Chính phủ về một số chủ trương và chính sách về chuyển dịch cơ cấu kinh tế và tiêu thụ sản phẩm nông nghiệp* (農業経済構造の転換及び農産品の販売に関するいくつかの方針及び政策に関する政府議決 9 号) . 2000 年 6 月 15 日公布

CPVN(2001). *So:46/2001/QĐ-TTg, Quyết Định của Thủ tướng Chính phủ về quản lý xuất khẩu, nhập khẩu hàng hóa thời kỳ 2001 – 2005* (2001～2005 年における物品の輸出入管理に関する第 46 号政府首相決定). 2001 年 4 月 4 日公布

CPVN(2005). *So:150/2005/QĐ-TTg, Quyết Định của Thủ tướng Chính phủ về Phe duyệt quy hoạch chuyển đổi cơ cấu sản xuất nông, lâm nghiệp, thủy sản cả nước năm 2010 và tầm nhìn 2020* (2010 年及び 2020 年までの全国農林水産業生産構造転換計画の承認に関する政府首相決定 150 号). 2005 年 6 月 20 日公布

CPVN(2008a). *So:78/TB-VPCP, Thông Báo ý kiến kết luận của Thủ tướng Nguyễn Tấn Dũng tại buổi làm việc với Bộ nông nghiệp và phát triển nông thôn về tình hình sản xuất và xuất khẩu gạo, thủy sản* (コメ及び水産物の生産・輸出の状況に関する農業農村開発省との意見交換におけるグエン・タン・ズン首相の結論に関する第 78 号通達). 2008 年 3 月 25 日公布

CPVN(2008b). *So:391/2008/QĐ-TTg, Quyết Định của Thủ tướng Chính phủ về ra soát, kiểm tra thực trạng việc quản lý quy hoạch, kế hoạch và sử dụng đất 5 năm 2006 - 2010 trên địa bàn cả nước, trong đó ra soát, kiểm tra thực trạng công tác quản lý quy hoạch, kế hoạch, sử dụng đất nông nghiệp 5 năm 2006 - 2010 nói chung và đất trồng lúa nước nói riêng* (2006～2010 年 5 ヶ年間の全国の土地の企画・計画・使用の管理の実態への検査事業における農用地, 特に水田の管理業務への検査に関する第 391 号政府首相決定) . 2008 年 4 月 18 日公布

CPVN(2008c). *So:104/2008/QĐ-TTg, Quyết Định của Thủ tướng Chính phủ về việc ban hành mức thuế tuyệt đối thuế xuất khẩu đối với mặt hàng gạo và phân bón xuất khẩu* (コメ及び肥料物品輸出に対する従量税の公布に関する第 104 号政府首相決

定). 2008 年 7 月 21 日公布

CPVN(2009a). So:78/TB-VPCP, *Thông Báo Kết luận của Thủ tướng Nguyễn Tấn Dũng tại cuộc họp với Tổng công ty Lương thực miền Bắc và Tổng công ty Lương thực miền Nam* (南北食糧総会社との会合におけるグエン・タン・ズン首相の結論に関する第 78 号通達). 2009 年 3 月 9 日公布

CPVN(2009b). So: 491/2008/QĐ-TTg, *Quyết Định của Thủ tướng Chính phủ về việc Ban hành Bộ Tiêu Chí Quốc Gia về Nông thôn Mới* (新農村に関する国家の認定基準の施行に関する政府首相決定 491 号), 2009 年 4 月 16 日公布

CPVN(2009c). So:176/TB-VPCP, *Thông Báo ý kiến kết luận của Thủ tướng Chính phủ tại cuộc họp thường trực Chính phủ về hoạt động sản xuất, kinh doanh lương thực* (食糧の生産経営活動に関する政府定例会議における政府首相の結論に関する第 176 号通達). 2009 年 6 月 15 日公布

CPVN(2009d). So:1518/2009/QĐ-TTg, *Quyết Định của Thủ tướng Chính phủ về mua tạm trữ lúa, gạo hè thu năm 2009* (2009 年夏秋米の備蓄購入に関する第 1518 号政府首相決定). 2009 年 9 月 22 日公布

CPVN(2009e). So:63/2009/NQ-CP, *Nghi quyết của Chính phủ về đảm bảo an ninh lương thực quốc gia* (国家食糧安全保障に関する政府議決 63 号). 2009 年 12 月 23 日公布

CPVN(2010a). So: 800/QĐ-TTg, *Quyết Định của Thủ tướng Chính phủ phê duyệt Chương trình mục tiêu Quốc gia về xây dựng nông thôn mới giai đoạn 2010 – 2020* (2010～2020 年段階における新農村建設に関する国家目標プログラムの承認に関する政府首相決定 800 号). 2010 年 6 月 4 日公布

CPVN(2010b). So: 109/2010/ND-CP, *Nghi Định của Chính Phủ về kinh doanh xuất khẩu gạo* (コメ輸出事業に関する政府議定 109 号). 2010 年 11 月 4 日公布

DCSVN (Đang Công San Việt Nam, ベトナム共産党) (1981). So: 100/CT/TW, *Chỉ thị của Ban Bí thư Trung ương Đảng về cải thiện công tác khoán, mở rộng “khoán sản phẩm đến nhóm và người lao động” trong Hợp tác xã nông nghiệp* (農業合作社における請負活動の改善及び労働グループと労働者に対する生産物請負拡大に関する党中央書記局 100 号指示). 1981 年 1 月 13 日公布

DCSVN(1988). So:10/NQ/TW, *Nghi quyết của Bộ Chính trị về đổi mới quản lý kinh tế nông nghiệp* (農業経済管理におけるドイモイに関する共産党政治局 10 号議決). 1988 年 4 月 5 日公布

DCSVN(2008). So: 26/NQ/TW, *Nghi quyết của Ban Chấp hành Trung ương Đảng về nông nghiệp, nông dân, nông thôn* (農業・農民・農村に関する中央執行委員会第 26 号議決). 2008 年 8 月 5 日公布

第4章 インドネシア

明石 光一郎

はじめに

インドネシアの人口は約 2 億 5000 万人であり世界第 4 位、面積は約 190 万 km²で日本の約 5 倍、天然資源にも恵まれており、将来の経済大国との期待が高まっている。

インドネシアの農地面積は 49 万 km²(2005 年)と日本の国土面積の 1.3 倍の規模を誇る。赤道直下に位置し、降雨量も多く、多様な作物が栽培されている。インドネシア政府は 2007 年にコメ自給を達成したとしているが、その後も大量のコメ輸入を行っている年がある。近年のコメ輸入量を見ると、2011 年には 275 万トンで世界 1 位、2012 年には 180 万トンで中国に次ぐ世界 2 位であった。2013 年には 47 万トンの輸入で世界 11 位と後退したが、インドネシアのコメ需給が、世界のコメ需給に大きな影響を与えることにはかわりはない。恵まれた土地、気候条件、天然資源を持ちながら、主食であり最重要農産物でもあるコメの輸入国であり続けるインドネシア農業について、概観し、報告する。

1. 概況

(1) 自然条件

インドネシアは世界最大の島嶼国である。東南アジアとオーストラリアの間に広がる約 18,000 の島々からなり、陸地の広さは約 200 万平方キロ（日本の約 5 倍）、領海はその 4 倍の広さがある。主な島として、ジャワ、バリ、スマトラ、カリマンタン、スラウェシ、パプアがあり、この他にマルク諸島とトゥンガラ諸島がある。東西の距離は米国の東西両岸とほぼ同じ約 5,000km に及ぶ。太平洋とインド洋、アジア大陸とオーストラリア大陸を結ぶ立地は、インドネシアの文化、社会の多様性に大きな影響を及ぼしている。

熱帯性気候で赤道付近に位置するため、季節の変化はなく、乾期と雨期の 2 つに区分される。乾季は 4 月から 9 月、雨季は 10 月から 3 月である。気温は、丘陵地帯は涼しく、低地は暑い。平均湿度は約 80% である。

（２） 政治

１） 政治制度

インドネシア共和国の政治体制の基本構造は 1945 年憲法に規定されている。5 年を任期とする大統領を国家元首とし、最高議決機関は国民協議会（MDR）である。1998 年の民主化後、4 度の憲法改正を経た。

大統領への権力集中への反省から、その権限が大きく縮小された。大統領の任期は 2 期 10 年と定められ、長期の権力保持ができなくなった。また、2002 年の第 4 次憲法改正で大統領が国民の直接選挙によって選出されるようになった。大統領は国民協議会で選出されてきたが、2004 年から全国 1 区の直接投票となり、国会議員選挙と同時に行われるようになった。政党の支持を得た正副大統領のペアで立候補し、過半数票と全国の州の半分以上で 20%以上の票を得ていれば当選となる。この要件を満たす候補者がいなければ、上位 2 組で決選投票が行われる。候補者の擁立ができるのは国会議員選挙の得票率 25%以上もしくは国会議席の 20%以上を得た単独もしくは複数の政党である。

国民協議会は、国会（DPR）議員（560 人）と地方代表議会（DPD）議員（132 人）から構成される。また、2005 年から 地方首長（州知事、県知事、市長）の選挙も直接投票となった。

２） 総選挙

2014 年 4 月 9 日に国会、地方代表議会、州議会、県・市議会の議員を一斉に選ぶ、5 年に一度の総選挙が実施された。国政選挙は比例代表制を採用しており、全国 34 州の 77 選挙区に人口に応じた議席が割り振られている。定員 560 議席である。09 年総選挙から非拘束名簿方式を導入し、政党から個人名への投票に切り替わった。多党乱立を防ぐため、参加政党の要件を厳しくし、全国得票率 3.5%以下の政党は議席を得られなくなった。総選挙委員会（KPU）が運営し、総選挙監視庁が選挙違反を監視している。

選挙前の予想では大統領候補ジョコ・ウィドド氏（ジャカルタ特別州知事、以下ジョコウィ氏と略称で表記）を擁する闘争民主党が、ジョコウィ人気により大勝するものとみなされていた。

しかし、選挙結果は闘争民主党が第一党を奪回するものの、得票率は 19%にしか達せず、目標の 27%を大幅に下回り重苦しい勝利となった（第 2 表）。ゴルカル党 15%，グリンドラ党 12%，民主主義者党 10%，民族覚醒党 9%であった。闘争民主党は得票率 19%，109 議席（総議席の 19%）と大統領候補擁立要件（得票率 25%もしくは議席 20%）を単独で満たせなかったため、連立を余儀なくされた。（じゃかるた新聞 2014.4.9 及び 2014.4.20）

第1表 インドネシアの2014年総選挙結果

政党	得票率	議席数	2009年議席数
闘争民主	18.95%	109	95
ゴルカル	14.75%	91	107
グリンドラ	11.81%	73	26
民主主義者	10.19%	61	150
民族覚醒	9.04%	47	27
国民信託	7.59%	49	43
福祉正義	6.79%	40	57
ナスデム	6.72%	35	未発足
開発統一	6.53%	39	38
ハヌラ	5.26%	16	18
月星	1.46%	0	0
正義統一	0.91%	0	0

ジョコウィ連合(与党)	39.97	207
プラボウォ連合(野党)	47.47	292

資料：ジャカルタ新聞(5/20)。

3) 大統領選挙

大統領選挙は7月9日投票が行われた。ジョコウィ氏が7,099万(53.15%)、プラボウォ・スビアント元陸軍戦略予備軍司令官が6,257万(46.85%)を得、一騎打ちのため、過半票を得たジョコウィ氏が当選した。差は6.3ポイントだった。(じゃかるた新聞 2014.7.23)

4) プラボウォ氏の異議申し立て

プラボウォ氏は7月22日、東ジャカルタ・チピナンの選対本部で記者会見し、総選挙委員会(KPU)の公式結果を認めないと宣言した。「KPUの集計過程には不公平で組織的な不正があった。証拠もある」と激しく批判した。陣営幹部が憲法裁への異議申し立てを決定したと述べたが、プラボウォ氏は「選挙に関する全ての権利を放棄する」として申し立てない意向を表明した。KPUの不正に関しては、副大統領候補のハッタ氏はKPUの集計結果を支持し、フォーマッド選挙対策本部長も敗北を認め、グリンドラ党のファドリ・ゾン副党首は「申し立てを陣営内で検討中だ」とプラボウォ氏と異なる見解を表明する等、プラボウォ陣営内部でも意見の違いがみられた。(じゃかるた新聞 2014.7.23)

最終的には、プラボウォ氏は7月25日自ら、大統領選の開票結果をめぐる憲法裁に異議申し立てすると明らかにした。プラボウォ氏側の異議申し立ての論拠は、KPUによる組織的不正であった。すなわち、①KPUが有権者名簿を改訂し、名簿漏れしていた有権者を足して

ジョコウィ候補に投じるための票をねつ造することに加担した、②5千投票所の投票プロセスに問題があったが、総選挙監視庁による再投票要請を KPU が不当に無視した、③KPU の集計ではジョコウィ氏 7,099 万票、プラボウォ氏 6,257 万票だったが、選挙全体を通して 2,100 万票に問題があり、KPU が組織的不正を行わなければプラボウォ氏が当選していた、という主張である。(じゃかるた新聞 2014.8.22)

憲法裁判所は 8 月 21 日、プラボウォ氏の訴えを全面的に退け、ジョコウィ氏の勝利が最終的に確定した。(じゃかるた新聞 2014.8.22)

5) 野党連合の国会支配

大統領選挙の敗北が濃厚となった 7 月 14 日にプラボウォ氏は、大統領選挙で彼を支持した政党によりメラプティ連合を結成したと発表した(以下、「野党連合」とよぶ)。野党連合(ゴルカル、グリンドラ、国民信託、福祉正義、開発統一、民主主義者=後に脱退)は議会の過半数を占めることとなり、他方ジョコウィ連立政権は 207 議席で議会の 37%を占めるに過ぎなくなった。野党連合結成は「大統領職は渡しても、議会は渡さない」というプラボウォ氏の強い意志の現れともいえる。(じゃかるた新聞 2014.7.16)

野党連合は 7 月の大統領選直前、正副議長選出に関する国会関連法の改正を成し遂げ、議長は国会第 1 党の代表ではなく、採決で決定するとの規定に変更していた。これまでは第 1 党から選出してきたため、次期議長は 4 月の総選挙で勝利した闘争民主党から選ぶことが確実視されていた。そのため闘争民主党は同法が憲法違反であるとして憲法裁判所に提訴した。憲法裁判所はこの新国会関連法(MD3)の違憲審査を行い、9 月 29 日に闘争民主党の訴えを退けた。裁判所は同法が憲法に抵触する部分はなく、国会議長を投票で決めることは妥当だとした。国会議長を野党連合から出すことで、プラボウォ氏は国会の議事進行を有利にできることになる。(じゃかるた新聞 2014.9.30)

新国会関連法が合憲との判断を受け、国会は 10 月 2 日、新国会議長に野党連合のゴルカル党のスティヤ・ノファント前国会会派代表を選出、副議長 4 人ともにプラボウォ氏主導の野党連合幹部で固めた。任期は 2019 年まで。ジョコウィ次期大統領(20 日就任)の与党連合は国会採決で連敗を喫した。国会幹部が決まったことで与野党の構成はほぼ固まり、ジョコウィ氏は野党が多数派を形成する国会対策に苦心することになる。

ジョコウィ氏は 2014 年 10 月 20 日に大統領に就任した。26 日に発表されたジョコウィ内閣の閣僚ポストは、闘争民主党 5、民族覚醒党 4、ナスデム党 3、ハヌラ党 2、開発統一党(PPP)1 で決着した。プラボウォ派から就任式直前に滑り込み入閣した PPP は、ユドヨノ政権からの宗教相ポストを維持した。(じゃかるた新聞 2014.10.27)

国会は 10 月 29 日から 30 日にかけて委員会の正副委員長を選出する投票を行った。野党連合の 4 党と民主党が投票したが、与党連合は投票を拒否。この結果、すべての委員会で正副委員長ポストを野党連合が独占することとなった。議席数で野党連合に劣る与党連合

は与野党協議で委員長を決定するよう主張し、議席率を考慮して与党にも委員長ポストを配分するよう要求していたが、実現されなかった。野党連合はこれまでに国民協議会(MPR)や国会の正副議長も独占しており、正副委員長独占で、立法府をほぼ掌握する結果となった。(じゃかるた新聞 2014.10.31)

与党ジョコウィ派、野党プラボウォ派の両派が別々に審議を進め分裂していた国会で、プラボウォ派は11月10日、自派で独占していた国会委員会の委員長、副委員長ポストのうち、3割を渡すことでジョコウィ派と和解に達した。国会の機能停止は世論からの強い批判にさらされていた。10月末、プラボウォ派が国会委員会ポストを独占してから、ジョコウィ派は国会審議をボイコットし、独自に国会要職者を選出し審議を進めたため、年初に予定されている2015年補正予算の審議なども不安視されていた。(じゃかるた新聞 2014.11.11) 最終的には、11月17日、与野党の政党連合幹部が委員長ポストの再配分など5項目で合意し、正式に和解することで国会正常化へ踏み出した。与党連合を代表して交渉していたプラモノ・アヌン議員(闘争民主党)は地元メディアに対し、委員長など国会の要職のうち21ポストを与党連合に配分することなどで合意したと説明した。12月5日までに国会関連法(MD3)を一部改正することでも合意した。(じゃかるた新聞 2014.11.18)

6) 地方首長の直接選挙廃止

プラボウォ陣営が大統領選の憲法裁審査で敗訴した後、プラボウォ氏の野党連合が州県知事や市長ポストの掌握を目指し、地方首長選挙法改正による間接選挙導入を打ち出した。現行制度は、首長と地方議員を別々に有権者が直接選ぶ二元代表制だが、間接選挙案は、首長の選出方法を定める地方首長選挙法を改正し、議会が首長を選出するように改変するもの。地方議会でも、野党連合は西カリマンタン州を除くすべての州議会で多数派を形成したため、間接選挙が実現すれば野党連合が首長選出を主導できるようになる。ゴルカル党のイドルス・マルハム幹事長によると、野党連合に参加する政党代表者と会合を開き、「大統領ポストは渡したが、州県知事、市長はわれわれが掌握する」ことで一致したという。これに対しジョコウィ次期大統領側は、大統領や首長の直接選挙はスハルト独裁政権崩壊以降の民主化の根幹にあたり、10月1日発足の新国会が継続審議すべきだと反発した。(じゃかるた新聞 2014.9.9)

野党連合が地方首長選挙法改正による導入を主張している間接選挙について、81.25%が反対すると答えたことが、インドネシア調査研究サークル(LSI)の調査で分かった。「支持する」は10.71%にとどまり、「大統領が首長を指名すべき」は4.91%だった。調査は5〜7日、無作為に選んだ全国33州の1,200人を対象に実施。都市部、大卒、中高所得者などで反対の割合が高かったが、低学歴や低所得者層でも大多数が反対。間接選挙導入案を出した野党連合に参加する政党の支持者でも、78〜86%が反対すると答えた。「政党が国民の権限を奪い、権力を握ろうとしている」との批判は74.76%に上った。(じゃかるた新聞

2014.9.11)

ユドヨノ大統領は地方首長選挙改正案について、9月14日に「直接選挙は国民の間になじんでいる」と語り、直接選挙の継続を支持した。さらに、「もし国民が現在の選挙システムを民主化による産物とみなすならば、直接大統領選挙と同様に地方首長も直接選挙を維持しなければならない」と強調した。民主主義者党はこれまで法案可決を目指す野党連合に同調する動きを見せていた。また、この日の閣議の冒頭、大統領は「直接選挙のネガティブな影響にも目を向け、広い視野に立って今後の選挙制度や法制度上の解決策を見つけないといけない」と述べ、首長選改革論議の軟着陸を図るよう関係閣僚に指示した。(じゃかるた新聞 2014.9.16)

改正地方首長選挙法案を審議していた国会本会議は9月26日未明、間接選挙への移行を盛り込んだ改正法案を賛成多数で可決した。自党の主張を無視された民主主義者党は出席議員128人中122人が議場を退出し、民主主義者党抜きで法案が採決された。間接選挙法案に賛成したのは、ゴルカル党73人、福祉正義党55人、国民信託党44人、開発統一党32人、グリンドラ党22人の合計226人。直接選挙案には闘争民主党と民族覚醒党及びハヌラ党の計118人に、議場に残った民主主義者党員6人とゴルカル党の造反議員11人が加わった合計135人であった。(じゃかるた新聞 2014.9.27)

間接選挙導入に反対する法律擁護協会(LBH)の「ラスカル・ドゥワ・ルチ」は8日午前11時ごろ、中央ジャカルタのホテルインドネシアから大統領官邸や憲法裁判所までデモ行進をした。(じゃかるた新聞 2014.10.9)

インドネシアが主催してアジアにおける民主主義の構築と発展を目指すバリ民主主義フォーラムが10日、バリ州ヌサドゥアで開幕した。85カ国の代表が出席し、11日まで2日間の日程で話し合った。ユドヨノ大統領は開幕式の演説で、首長の間接選挙反対を明言した。「間接選挙導入は民主化の後退につながる」とし、同法を無効化する特別政令で対応したと説明した。(じゃかるた新聞 2014.10.11)

ユドヨノ前大統領が提出していた地方首長の直接選挙を復活させる特別政令をめぐり、ゴルカル党が党大会で3日までに反対を決めたことを受けて、民主党が「約束違反」と反発している。民主党は野党プラボウォ派合流の観測もあったが、国会の承認がいる特別政令の可否をめぐり政党間が揺れている。民主党のユドヨノ党首(前大統領)はツイッターで、国会、国民協議会(MPR)議長選で協力した際、野党が特別政令に賛成することで合意しており、ゴルカル党が約束を破ったと非難。シャリフ・ハサン党首代行は同政令をめぐり闘争民主党メガワティ党首との会談する考えを示した。野党・国民信託党のハッタ党首は4日、「野党は最終的には特別政令に賛成するだろう」と話している。(じゃかるた新聞 2014.12.6)

7) ジョコウィ政権始動

i. 大統領就任と海洋国家構想

ジョコウィ氏は10月20日、第7代大統領に就任した。軍人や側近、名家の出身ではなく庶民出身者が大統領になるのは初めて。直接選挙により選出された大統領は、ユドヨノ氏に続いて2人目。副大統領に就任するユスフ・カラ氏は、第1期ユドヨノ政権に続き2度目。(じゃかるた新聞 2014.10.20)

ジョコウィ大統領の就任演説の主旨は以下のとおり。

「われわれはたった今、偉大な民族である私たちの希望をかなえるため、懸命に仕事することを明言する宣誓を行った。……重い歴史の任務は共に統一国家を守り、相互扶助や懸命に仕事をする事で担うことができると確信する。これは偉大な民族となるための条件だ。民族分裂の懸念にとらわれては偉大な民族になれない。また懸命に仕事をしなければ真の独立を果たすことはできない。…… 海洋国としてのインドネシアを取り戻すためには懸命に働かなければならない。大洋や海、海峡、湾はわれわれの文明の未来である。われわれはあまりにも長きにわたり海に、大洋に、海峡に、湾に背を向けてきた。今こそわれわれはこれら全てを取り戻し、海にこそ栄光をもたらそう。われわれの祖先の信条をもう一度響き渡らせることができるはずだ。(以下省略、傍線は筆者)」(じゃかるた新聞 2014.10.21)

ジョコウィ大統領が大統領選時に発表した公約の一部をあげる。

- ① 5年間で段階的に一般公務員、国軍、警察のプロ意識の向上、給与と福利の改善。
 - ② 経済成長率が7%以上にある場合、貧困家庭に月間100万ルピアの補助金を支給。
 - ③ 農家450万世帯に農地所有を促進。300万ヘクタールの水田などの増設または改良。
 - ④ 5,000カ所の伝統市場を改装。
 - ⑤ 5年間で1,000万人の雇用機会を創出し、失業者を減少。協同組合などに年間1,000万ルピアの補助金支給。
 - ⑥ 健康保険、サービスの向上。農民、漁民への教育を改善
- (じゃかるた新聞 2014.10.21)

ii. ジョコウィ内閣の構成

ジョコウィ大統領は10月26日34人の閣僚を発表した。専門家19人と政党関係者15人となっている。ユドヨノ内閣に較べると、政党関係者が少し減り専門家が少し増えている。筆頭閣僚は、海事調整相、経済調整相、政治・法務・治安調整相、人間・文化開発調整相であり、大統領のもとで関連する分野の閣僚を調整・監督する。各政党のポストは闘争民主党が5、民族覚醒党が4、ナスデム党が3、ハヌラ党2、開発統一党(PPP)1となっている。ジョコウィ大統領のいわゆる「勤労内閣」は5党連合で議席率44%であり、ユドヨノ内閣の6党連合、議席率75%に較べると政権支持基盤が弱いとされる。

第2表 ジョコウィ政権の閣僚

役職	氏名	年齢	宗教	経歴	現職
国家官房長官	プラティクノ	52	イスラム	ガジャマダ大学長	学者
国家開発計画省長官	アンドリノフ・チャニアゴ	51	イスラム	調査期間・シルススルフェヨルス代表	学者
海事調整大臣	インドロヨノ・スシロ	59	イスラム	FAO水産養殖局長	学者
運輸大臣	イグナシウス・ジョナン	51	カトリック	国鉄社長	経営者
海洋水産大臣	スシ・プジアストゥティ	49	イスラム	航空スシ・エア社長	経営者
観光大臣	アリフ・アフヤ	53	イスラム	国営通信テレコム社長	経営者
エネルギー・鉱物資源大臣	スティルマン・サイド	51	イスラム	国営武器製造ビンダット会長	経営者
政治・法務・治安調整大臣	テジョ・エディ・ブルディアトノ	62	イスラム	元海軍参謀長	ナスデム党
内務大臣	チャブヨ・クモロ	56	イスラム	闘争民主党幹事長	闘争民主党
外務大臣	レトノ・レスタリ・ブリアンサリ・マルスデ	51	イスラム	駐オランダ大使	外務官僚
国防大臣	リヤミサード・リャクドゥ	64	イスラム	元陸軍参謀長	闘争民主党
法務人権大臣	ヤソナ・ハモナンガン・ラオリ	61	プロテスタント	国会第3委員会(法務)委員	闘争民主党
通信情報大臣	ルディアンタラ	55	イスラム	携帯キャリア・インドサット理事	経営者
国家行政改革大臣	ユディ・クリナンティ	46	イスラム	ハヌラ党選挙対策本部長	ハヌラ党
経済調整大臣	ソフヤン・ジャリル	61	イスラム	元国営企業相	経営者
財務大臣	バンバン・プロジュヌゴロ	48	イスラム	前財務副大臣	学者
工業大臣	サレ・フシン	51	イスラム	ハヌラ党中央執行部部長	ハヌラ党
商業大臣	ラフマット・ゴーベル	52	イスラム	パナソニック・ゴーベル・インドネシア会長	経営者
農業大臣	アムラン・スライマン	46	イスラム	複合企業ティラン・グループ最高経営責任者	経営者
労働大臣	ハニフ・ダギリ	42	イスラム	民族覚醒党国会会派	民族覚醒党
国営企業大臣	リニ・アリマニ・スマルノ	56	イスラム	元産業貿易相	経営者
協同組合・中小企業大臣	アナック・アグン・グデングラ・プスバヨ	49	ヒンドゥー	民族覚醒党国会会派	民族覚醒党
公共事業・国民住宅大臣	バスキ・ハディムルヨノ	59	イスラム	公共事業相都市計画総局長	官僚
環境林業大臣	シテイ・ヌルバヤ	58	イスラム	元内務相事務次官	ナスデム党
国土都市計画大臣	フェリー・ムルシダン・バルダン	53	イスラム	元国会ゴルカル党会派	ナスデム党
人間・文化開発調整大臣	プアン・マハラニ	41	イスラム	闘争民主党国会会派代表	闘争民主党
宗教大臣	ルクマン・ハキム・サイフディン	51	イスラム	宗教相	開発統一党
保険大臣	ニラ・デジュウイタ・アンフェサ・ムルック	65	イスラム	ミレニアム開発目標インドネシア代表	学者
社会大臣	コフィファ・インダル・バラワンサ	49	イスラム	元女性活力国務相	民族覚醒党
女性児童大臣	ヨハナ・スサナ・イエンピセ	56	カトリック	チェンドラワシ大教授	学者
文化・初等中等教育大臣	アニス・バスウェスタン	45	イスラム	パラマディナ大学長	学者
研究技術・高等教育大臣	ムハンマド・ナシル	54	イスラム	ディボスゴロ大学長	学者
青年スポーツ大臣	イナム・ナフラティ	41	イスラム	元民族覚醒党会派	民族覚醒党
村落・途上地域開発大臣	マルワン・ジャフアイル	43	イスラム	民族覚醒党国会会派代表	民族覚醒党

資料：じゃかるた新聞（10.27, 10.29）。

ジョコウィ大統領は、閣僚選別に当たり汚職撲滅委員会（KPK）に閣僚候補の汚職関与調査を依頼していた。新内閣の中に、KPKの調査で赤信号や黄信号を付けられた閣僚はいないとのことである。ただしリニ国営企業大臣については、一部で黄信号とされたとの情報もある¹。

国家開発計画庁（バペナス）を省に格上げし、従来の経済調整省の下ではなく、大統領直轄の機関「国家開発計画省」となった。大統領の権限でバペナスの計画を強く推進する可能性もある。従って国家官房長官とバペナス長官が大統領直属の筆頭閣僚となった。さらに、4人の調整相が、関連閣僚を監督する。特に、海洋国家構想のもと、海事調整相が新設された。

メガワティ党首は政権への影響力を残した。人間・文化開発調整相はメガワティ党首長女プアン氏。彼女のほか、側近のリニ・スマルノ国営企業相とリヤミザード・リャクドゥ元陸軍参謀長も入閣した。

¹ KPKのジョハン・ブディ報道官はリニ氏については「参考人として聴取したことはあるが、汚職関与が立証されたわけではない」と話した。また汚職とは関係ないが、「リヤミザード・リャクドゥ国防相のように過去の人権侵害への関与が指摘される人物もあり、閣僚が全面的にクリーンと見なすのは早計だ」とする、シヤムスディン・ハリス国立インドネシア科学院上級研究員の見解もある。（じゃかるた新聞 2014. 10. 28）

iii. 海洋国家構想の推進とインフラ整備, 燃料補助金削減

公共事業省は干ばつの被害を受けた国内の水田の修復作業に、14兆8千億ルピアを投入する見込みであることを、同省水資源総局が明らかにした。同省は来年中に中部ジャワ州を中心とした49万2千ヘクタールに、約1兆2千億ルピアの予算を立てて農地の修復作業を進める。さらに、2019年までに245万ヘクタールの水田の整備を進めるため、13兆7千億ルピアを計上した。灌漑用水路を備えた水田は、現在約720万ヘクタールといわれているが、使用率は11%で82万1千ヘクタールにとどまる。同省は農地の多くが河川や井戸水、雨水を利用して耕作しているため、干ばつの影響を受けやすいと指摘。15年までに12万ヘクタール、19年までに119万ヘクタールの水田に灌漑施設を設置する考え。(じゃかるた新聞 2014.10.29)

ジョコウィ内閣は10月27日の閣議で、国家開発計画庁(バペナス)を省に格上げし、従来の経済調整省の下ではなく、大統領直轄の機関「国家開発計画省」にすると発表した。大統領の権限でバペナスの計画を強く推進する可能性もあり、開発計画の推進方法が変わり目を迎えた兆しともとれる。ジョコウィ大統領は同日の閣議でバペナスの機能拡大を求めた。アンドリノフ・バペナス大臣は「われわれは経済調整省ではなく、大統領の下につく。各省庁に指示を与える大統領の政策進行を見守る」と話した。バペナスはユドヨノ政権では経済調整省の管轄庁だった。ハッタ経済調整相が経済成長促進拡大マスタープラン(MP3EI)の策定を主導した。ただ、将来的なGDP成長の要になるインフラ開発は遅延したため、インフラ開発計画策定を大統領直属にすることを商工会議所など経営者団体が要望していた。カラ副大統領も経済調整省に開発計画の権限を集めることに批判的だった。スハルト時代はスハルト大統領の中央集権制のもと、バペナスが策定する開発計画は影響力があり、計画の実行とともに高率の成長を遂げた側面もあった。バペナス長官は国内有数の経済専門家を配するポストだったが、今回の制度改変でスハルト時代に強い権限を誇ったバペナスが「復権」する可能性がある。(じゃかるた新聞 2014.10.29)

バペナスは11月21日、2015~19年の中期開発計画を新たに作り、インフラ整備に5,519兆4千億ルピア(約53兆6千億円)必要であると発表した。海運網整備を中心とした物流改善に重点を置いたことが特徴で、外資企業にも資金面での協力を求める。新政権の構想「海上高速」のための港湾整備などに700兆ルピア必要になる。戦略港として中心となる24カ所を指定し、港を新設または拡張する。このうち北スマトラ州クアラタンジュン港と北スラウェシ州ビトゥン港は国際ハブ港として発展させる。その他の1,481の港湾も順次整備する。陸上交通では新たに2,650キロの一般道と千キロの高速道路を建設。陸海の物流インフラ改善でGDPの23.5%を占める物流費用を19.2%まで下げることを目指す。また、計15の工業団地の造成に47兆7千億ルピアが必要になるとした。このうち13はジャワ島外に作り、地方の経済発展を後押しする。

食糧自給達成のための農業分野では30の貯水池を作る。灌漑は100万ヘクタール新たに作り、330万ヘクタールを修復する。バペナスのインフラ担当者のデディ・ブリアトナ氏に

よると、5,519 兆 4 千億ルピアのうち、50%を地方・中央政府予算で、20%を国営企業から、30%を民間企業からの投資を想定している。計画では来年の政府のインフラ支出は 236 兆 6 千億ルピアとなっているが、2015 年予算での割り当ては 151 兆ルピア。不足分 85 兆 7 千億ルピアは燃料補助金削減分でまかなうとしている。（じゃかるた新聞 2014.11.24）

ジョコウィ大統領は 11 月 24 日、全国 34 州の知事と会談し、地方政府の開発を、バペナスが策定する政府の計画と調和させるように呼びかけた。ジョコウィ政権ではバペナスが開発計画のかじ取りを一手に握っており、中央集権的な計画遂行を企図。ジョコウィ氏は中国の成功を引き合いに出し、知事の協力を求めた。州政府は地方開発計画部を持ち独自に計画を策定しているが、毎年定期的に地方開発計画部とバペナスの会合も開かれている。また、ジョコウィ氏は 5 年以内に国内のダムを現行の 30 から 49 に増やす考えも伝えた。（じゃかるた新聞 2014.11.25）

ジョコウィ大統領は 11 月 17 日、補助金付き燃料の値上げを発表し、18 日から実施した。レギュラーガソリン「プレミアム」はリッター 6,500 ルピアを 8,500 ルピア（30%増）に、軽油「ソラル」は同 5,500 ルピアを 7,500 ルピア（36%増）にそれぞれ値上げした。ジョコウィ大統領は補助金削減で浮く見込みの予算を「インドネシア保健カード」「インドネシア教育カード」「家族福祉カード」の 3 種類の社会保障政策のほか、インフラ開発などの生産的な分野に振り向けると説明した。値上げに伴い、14 年補正国家予算の再補正がみこまれる。年初に補正を予定する 15 年国家予算にも影響が出る。コフィファ社会相は 18～19 日から来月初旬までに全国 34 州で国営郵便ポスインドネシアを通じて 3 種類の社会保障カードの配布を進めていくと語り、給付も順次開始する考えを示した。家族福祉カードは生活必需品の高騰で打撃を受ける貧困層を対象に現金給付をする。（じゃかるた新聞 2014.11.18）

財務省は燃料値上げにより、今年だけで 9 兆 5 千億ルピア、来年は 110 兆～140 兆ルピアを削減できると見込んでおり、そのうち 12 兆ルピアをまず、公共事業・国民住宅省の優先事業に振り分ける。内訳は水道整備に 7 兆ルピア、灌漑整備に 4 兆ルピア、公共住宅の建設に 1 兆ルピア。バンバン財務相は徴税能力を強化するほか、電力補助金や官僚の出張、備品の購入費用などを抑えてインフラや社会保障に回すとしている。（じゃかるた新聞 2014.11.20）

ジョコウィ大統領は 27 日、投資調整庁長官に経営者協会（アピンド）幹部のフランキー・シバラニ氏を任命した。ジョコウィ大統領が目指す投資の窓口一元化を実現するために選ばれたとのこと。（じゃかるた新聞 2014.11.28）

政府は 12 月 5 日、違法漁業として逮捕したベトナムの漁船 3 隻をリアウ諸島州アナンバス諸島県の海に沈没させた。ジョコウィ大統領は 11 月 18 日、魚介類を含む海洋資源を違法に採取した船を摘発した場合、乗組員を退避させた後、船を沈めるよう海軍に指示したと明らかにしていた。大統領は同日、「100 隻も沈めれば、他の漁船も違法漁業をする気にならなくなるだろう」と指摘。スシ海洋漁業相も同月上旬、「大統領の命令が出れば、（自

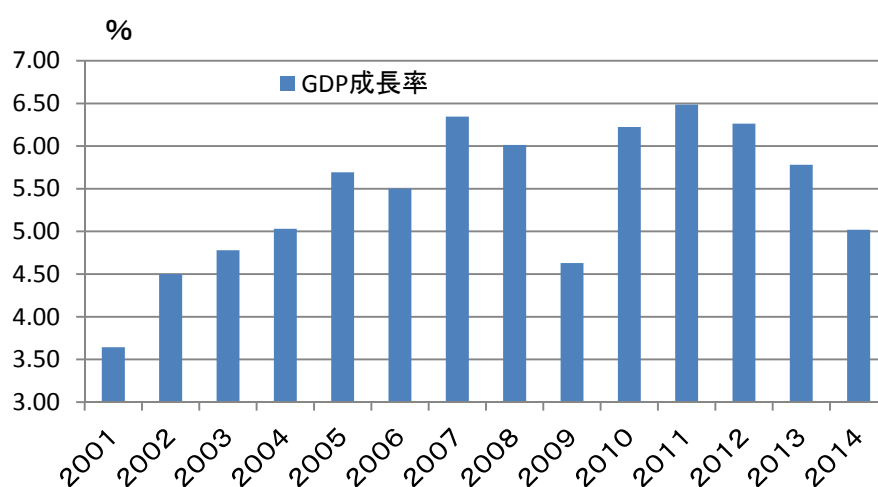
身が経営する) スシ航空の飛行機から爆弾を落とし、違法漁船を沈める」と語るなど、過激な発言が相次いでいた。「海洋国家構想」を掲げるジョコウィ政権は海洋権益の保護に力を入れており、強硬姿勢を示すことで違法漁業の抑止につなげたい狙いがある。政府によると、インドネシアの管轄する海域では年間 5,400 隻以上が違法操業しているとしており、年 300 兆ルピア (約 2 兆 9 千億円) の損失が出ている。(じゃかるた新聞 2014.12.5) (じゃかるた新聞 2014.12.6)

漁船爆破という強硬措置には、新政権の「海洋国家」政策、漁業、海運、造船、観光という四つの経済的側面に加え、中国を念頭に置いた「安全保障」という側面も潜んでいることになる。すなわち、中国が最近、インドネシア領海周辺でかなり強硬態度を示しており、違法操業漁船をインドネシア当局が拿捕したところ武力による威嚇で強引に漁船、漁民を奪還した。インドネシア関係当局は中国の姿勢に怒りを強めているとされ、爆破はその意思表示かもしれないとのこと。(じゃかるた新聞 2014.12.11)

(3) 経済

1) 一般概況

インドネシアの GDP 成長率は 2001 年から 2011 年までは世界金融危機を経験した 2009 年を除けば上場傾向にあり、2011 年をピークに低下傾向にある（第 1 図）。2013 年には成長の節目とされる 6%を割り込み、2014 年には 5%ぎりぎりまで逐次低下している。この傾向は 2013 年の金融危機のような短期的なものではなく、中長期的かつ構造的なものである。



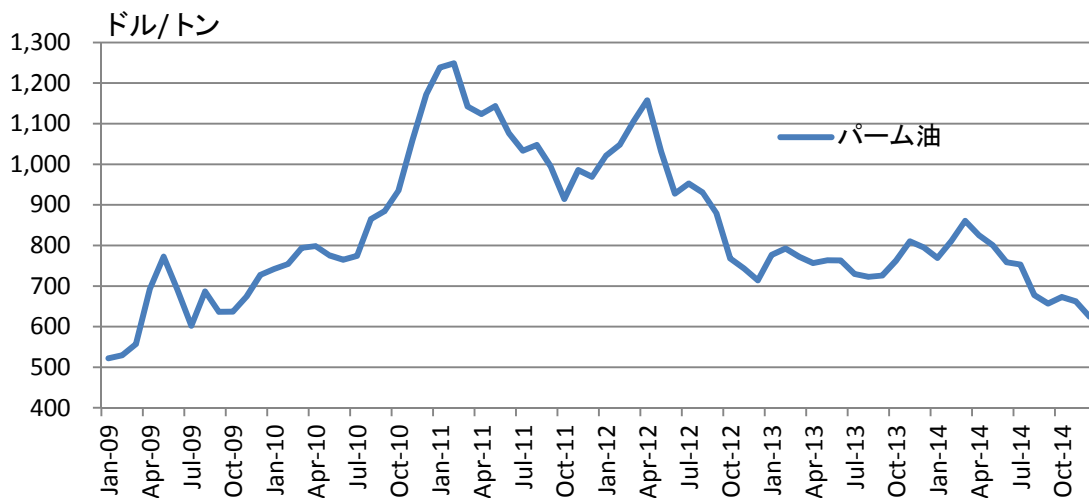
第1図 GDP成長率

資料：BPS.

2014 年のインドネシアの経済減速は主たる輸出市場である中国の景気減速が大きな要因とされている。インドネシアから中国への輸出產品はパーム油や石炭等の一次產品である。パーム油と石炭ともにインドネシアは世界一の輸出国であり²、これらはインドネシア経済の中でも大きな比重を占めているが、パーム油価格、石炭価格ともに、2011 年以降低下傾向にある（第 2 図）。

問題は一次產品価格の低下にあるのではなく、過度に一次產品輸出に依存する経済構造を作りあげてしまった経済政策の失敗にある。この点については後述の貿易構造の分析で詳細に記述する。

² インドネシアの輸出はパーム油では量、金額ともに世界 1 位。石炭は量では世界 1 位だが、金額ではオーストラリアについて世界 2 位である。



第2図 パーム油価格の推移

資料：http://ecodb.net/pcp/imf_usd_ppoil.html

注. マレーシア証券取引所の先物価格。

インドネシア中銀は5月8日、輸出の減速から2014年のGDP成長率の目標値を0.4%下方修正し、5.1～5.5%と発表した。ペリー・ワルジョ副総裁は輸出減速理由について、中国需要の減少、デフレ傾向による輸出品目（一次産品）の価格下落、1月から施行された未精錬鉱石の禁輸を挙げた。中銀は年初に示した成長率5.9～6.2%を3月に下方修正しており、今回は2度目の修正となった。（じゃかるた新聞2014.05.10）

世界銀行は10月6日、2014年のGDP成長率を通年で5.2%と予測し、4月時点の予測を0.1ポイント下方修正した。インドネシアの成長率は今年上半期5.2%（前年同期比）で、12年の6.3%、13年の5.8%から落ち込んだ。世銀は「顕著に減速した」とし、一次産品の価格下落、政府支出が予測を下回ったこと、信用拡大の減速などを原因として指摘した。国内投資も4.7%（前年同期比）の伸びにとどまった。近隣諸国ではマレーシアが14年上半期の輸出活況を受けて上方修正しているが、インドネシアは一次産品に依存していることが足かせとなった。さらに、中国経済が急減速したり、領土問題などで国際的な緊張が高まったりした場合には大きな影響を受ける脆弱性を抱えていると分析した。この場合、一次産品の輸出に依存するインドネシアは特に影響を受けるという。（じゃかるた新聞2014.10.08）

地元日刊経済紙各紙は、ジョコウィ政権は経済分野に関しては困難な課題に直面していると指摘した。インベスター・デイリー紙は「経済成長の鈍化」「三つ子の赤字」「格差」が新政権の直面する三つの課題であり、特に「経済成長鈍化はジョコウィ・カラ政権が直面する最重要課題」と指摘した。貿易赤字・経常赤字・財政赤字の「三つ子の赤字」については、付加価値を高め、輸出先を多様化して輸出額を増やし、現在、輸入に頼っている製造業などを育て国内生産に切り替えることで輸入を減らすことが必要であるとの見解を

経済専門家が示した。歳出の 17% に上る 344 兆 7 千億ルピアのエネルギー補助金や、公務員の賃金も削減し、投資やインフラ整備に割り当てるべきだとした。外的な懸念要因として、米連邦準備制度理事会（FRB）の量的緩和第 3 弾（QE3）が、今月にも終わりを迎えるとの見込みを指摘。来年には利上げに向かうとみられる情勢が、ルピア安圧力につながるとした。格差についてはジャワ島とそれ以外の島、首都圏とその他の格差、農業や製造業など業種別の所得格差の解消を求めた。（じゃかるた新聞 2014.10.21）

世界銀行は 12 月 8 日、インドネシアの 2015 年の GDP 成長率予想を 5.6% から 5.2% に 0.4 ポイント引き下げたと発表した。投資や貿易、融資の鈍化見通しが要因。2014 年の成長率予想も 7 月時点の 5.2% から 5.1% に引き下げた。世銀のンディアメ・ディオプ主任エコノミストは、資本財の輸入と融資の鈍化が 15 年の経済成長の弱さを示していると指摘。資本財輸入額は 1～10 月までで 248 億 4 千万ドルと前年同期比で 7% 以上減。中銀による今年の融資額の成長率予想は 11～12%。昨年（21.4%）の半分近くで 2010 年以來の低水準となっている。ディオプ氏は「成長率の大幅回復には投資の力強い改善が必要だが、インドネシアにその兆候はみられない」と話した。2014 年第 3 四半期の GDP 成長率は 5.01% と約 5 年ぶりの低水準だった。（じゃかるた新聞 2014.12.09）

2）燃料補助金削減³

政治の項目でも記述したが、ジョコウィ大統領の 2014 年における最大の決断は燃料補助金削減の断行であった。燃料補助金は、国際価格で輸入した燃料を、国際価格よりも安い一定の小売価格で国内で販売し、その差損分を国が負担する制度である。燃料補助金の増加は以下の弊害をもたらした。

第 1 の弊害は補助金による安い石油価格が石油消費量を増大させて石油輸入量も増大するため、経常収支を悪化させることである。第 2 の弊害は、石油消費量の増大により、補助金支出が増大することで、財政負担が増大し、財政収支が悪化をまねくことである。第 3 の弊害として、補助金支出の増大により、補助金以外の歳出を減少させることである。最も重要なのは、経済のボトルネックになっているインフラ、教育、社会保障（特にインフラ）に使用される予算を不足させて経済成長を阻害するということである。

インドネシア政府の燃料補助金予算は増加の一途を辿っており、2010 年 83 兆ルピア、2011 年 130 兆ルピア、2012 年 137 兆ルピア、2013 年 200 兆ルピアであった。2014 年度のインドネシア政府歳出予算に占める燃料補助金の比率は 17% にも達した。

³ 燃料補助金削減に関しては、以下の文献を参考にした。

（じゃかるた新聞 2014.11.18, 11.25）

菊池しのぶ（2014）「インドネシアの燃料補助金の弊害」みずほ総合研究所。

<http://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/insight/as140326.pdf>

ピクテ投信投資顧問株式会社（2014）「改革進むインドネシア、燃料補助金削減と利上げを実施」

<http://www.pictet.co.jp/archives/50038>

2014年10月に就任したジョコウィ大統領は、燃料補助金の削減を公約とし掲げていた。しかし、1998年5月には燃料値上げが社会不安を引き起こし、スハルト政権崩壊につながった経緯があるといわれており、メガワティ政権下の2003年にも燃料価格の引き上げが試みられたが、大規模な反対デモが発生したため、値上げを当初予定の22%から7%に縮小せざるを得なかった。2013年のユドヨノ政権における燃料補助金削減においても与党内から反対者が出る事態がおきている。現実に値上げ実施されるかどうかについては、補助金値上げはセンシティブな問題であり、その実施には困難が伴うため、ジョコウィ大統領が補助金問題の深刻性をどこまで理解しているかということと、彼のリーダーシップに依存するものと考えられていた。また、ジョコウィ大統領はユドヨノ大統領から政権を引き継ぐにあたり、燃料補助金の問題を詳細に議論しており、「いつ、どのタイミングで、どのように行うか、反対者や値上げに伴い生じる困窮者にいかに対処するか、ういた燃料補助金をどのように使うか」等について十分な準備をしておいたものと見られる。

ジョコウィ大統領は11月17日、補助金付き燃料の値上げを発表し、18日から実施した。レギュラーガソリン「プレミアム」はリッター6,500ルピアを8,500ルピア（30%増）に、軽油「ソラール」は同5,500ルピアを7,500ルピア（36%増）にそれぞれ値上げした。

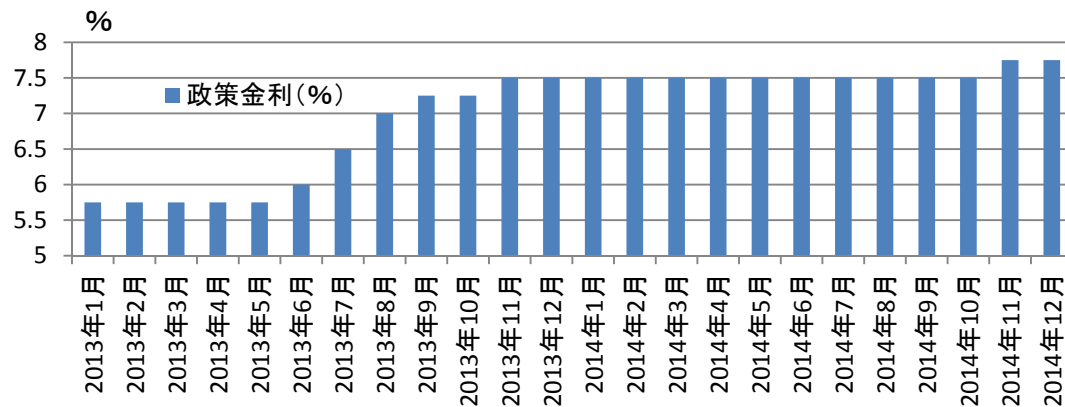
インドネシア中央政府歳出の約2割を占める燃料補助金が削減されれば、財政収支の改善に加え、補助金削減分が港湾や道路、発電などのインフラ整備や、貧困層を対象とした現金給付などの社会保障政策に振り向けられると予想される。実際、ジョコウィ大統領は、補助金削減で浮く見込みの予算を「インドネシア保健カード」「インドネシア教育カード」「家族福祉カード」の3種類の社会保障政策のほか、インフラ開発などの「生産的な分野」に振り向けると説明した。コフィファ社会相は11月18～19日から12月初旬までに全国34州で国営郵便ポスインドネシアを通じて3種類の社会保障カードの配布を進めていくと語り、給付も順次開始する考えを示した。

ジョコウィ大統領は県市、州の最低賃金の確定を見た上で燃料を値上げしたが、その理由は、値上げが先になると、最賃はその影響を加味しなくてはならないからである。国際競争力を維持するため、東南アジアの競合国を超える最低賃金になるのを避けたものと考えられる。

インドネシアでは港湾や道路、電力網といったインフラ整備が中長期的な経済成長のための重要な課題となっている。2014年予算ベースで中央政府支出の17%を占める燃料補助金の削減は、インフラ整備の強化につながると期待される。

なおインドネシア中央銀行は燃料補助金値上げを受けて、11月18日に政策金利を1年ぶりに7.5%から7.75%へと引き上げた。ここ2年間の政策金利の動向と、2014年のインフレ率は以下のとおりである。

同月19日の金融市場は大統領の迅速な決定を評価し、為替、株式、債券とも上昇するトリプル高で反応した。



第3図 政策金利

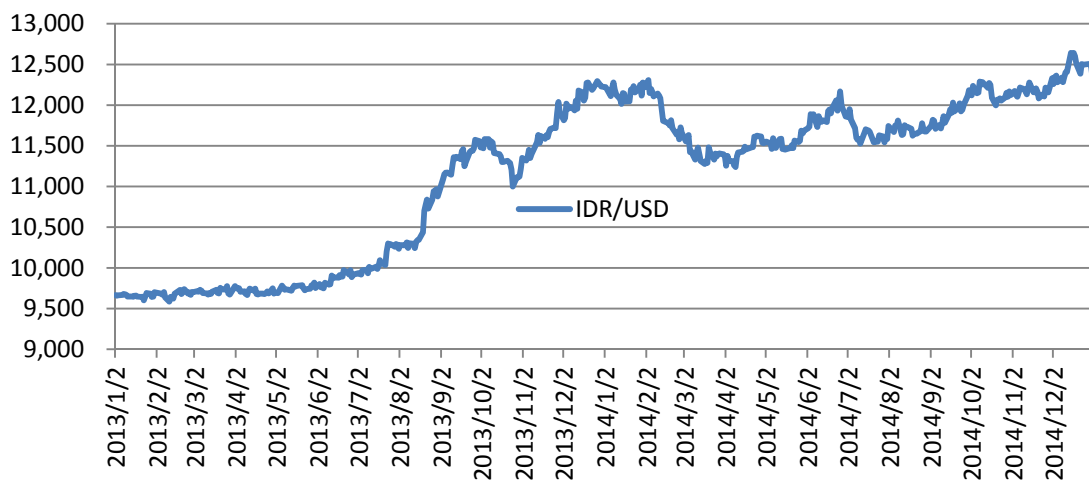
資料：Bank Indonesia.

第3表 インフレ率 2014年（対前年同月比）

単位：%

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
インフレ率	8.22	7.75	7.32	7.25	7.32	6.70	4.33	3.99	4.53	4.83	6.23	8.26

資料：BPS.



第4図 ルピアの対ドルレート

資料：PACIFIC Exchange Rate Service

なお、ルピアは対ドルでは、2014年には再び軟調に推移しており、12月には1ドル12,500ルピアまで下落した。米国連邦準備理事会10月29日、量的金融緩和を終了すると決め、市場の関心は現在の「ゼロ金利政策」を解除するかに移っている。

3) 賃金

2014 年 11 月にはジャワ島の主な自治体の 2015 年の最低賃金が決定した。日系企業の工場のおほとんどがあるジャカルタ特別州と西・中部・東ジャワ州の最賃がでそろい、上昇幅は 20%前後となった。西ジャワ州では、自動車や二輪をはじめとする多数の日系企業が工場を持つカラワン県が 20.84%増の 295 万 7,450 ルピアで最高だった。工業団地が集積するブカシ県は 16.04%増の 284 万ルピア、ブカシ市は 20.97%増の 295 万 4,031 ルピア。州都バンドン市は 15.5%増の 231 万ルピアとなった。東ジャワ州では国内第 2 の都市スラバヤ市が 22.7%増の 271 万ルピアで最も高く、同市と接するグレシック県が 23.3%増の 270 万 7,500 ルピア、シドアルジョ県が 23.5%増の 270 万 5 千ルピアと続いた。繊維業などの労働集約型産業が集まる中部ジャワ州ではスマラン市が 18.4%増の 168 万 5 千ルピアで最高となった。ジャカルタ特別州は 10.2%増の 269 万ルピアだった。(じゃかるた新聞 2014.11.15)

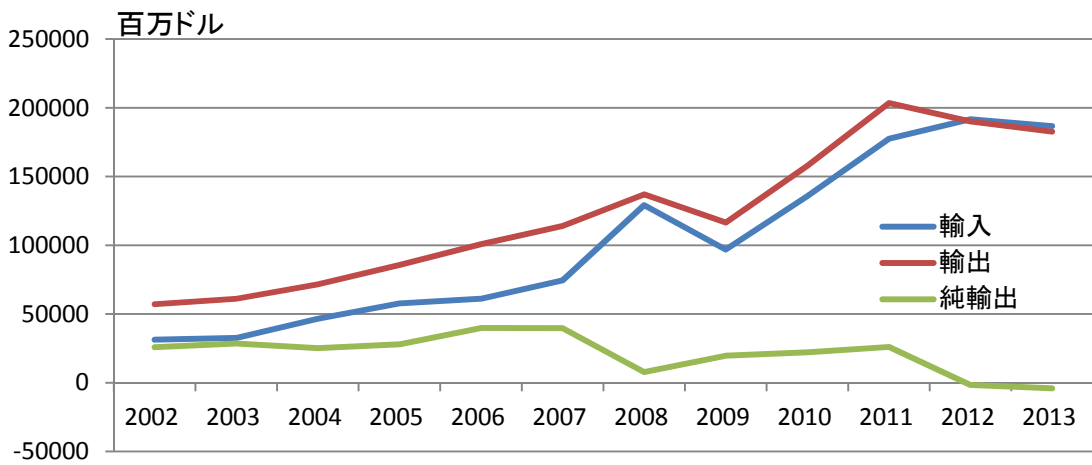
これらの決定をうけて、ブカシ県の日系製造メーカーの幹部は「生産性を考慮すると、最賃の上昇範囲は 12%までと見込んでいる。それ以上の引き上げは製造ライン改善などで施策が必要になる」と発言。ブカシ県の上昇幅が日系企業の経営に大きな影響を与えるのは必至といわれる。中部ジャワ州スマラン市の日系製造業幹部は「事業計画では、10%ほどの上昇を見込んでいた」と、前年比 18%増の 168 万ルピアの決定に難色を示した。東ジャワ日本人会の河口裕司常任理事長は「工場の自動化を進め、従業員を減らさざるを得ない企業も出てくるだろう」と懸念した。(じゃかるた新聞 2014.12.04)

生産性を上回る最低賃金の上昇は企業に負担がかかる。ジャカルタ・ジャパンプラブ(JJC)の野波雅裕理事長は今回の賃上げについて、「生産性などを考慮した議論がされずに決定している県・市もある」と指摘した。毎年、250 万～300 万人の雇用が生まれる中、縫製工場などの労働集約型産業は、雇用の受け皿になることから、非合理的な最低賃金の上昇は工場の自動化を促す反面、雇用を減らす動きにもつながると指摘されている⁴。(じゃかるた新聞 2014.12.04)

4) 貿易構造

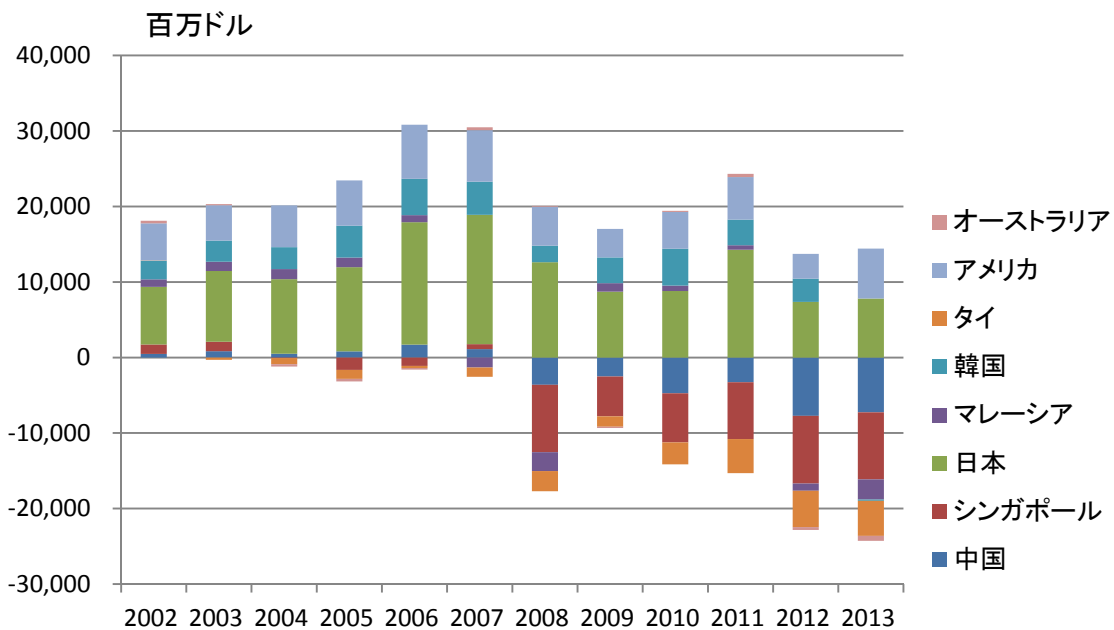
インドネシアでは輸出が輸入を上回り、貿易収支は黒字で安定していたが、2008 年に突然輸入が拡大し、貿易黒字は大幅に減少した。輸入は 2008 年以降も増え続け、2012 年にはついに貿易収支は赤字となった。

⁴ 一方、日本貿易振興機構(ジェトロ)の鎌田慶昭・投資アドバイザーによると、最低賃金の上昇が進出の可否を決める決定的な判断要素にはなっていない。各企業はインドネシアを大きな市場とみており、最賃が急上昇しても有望な投資先であることに変化はないという。



第5図 インドネシアの貿易額

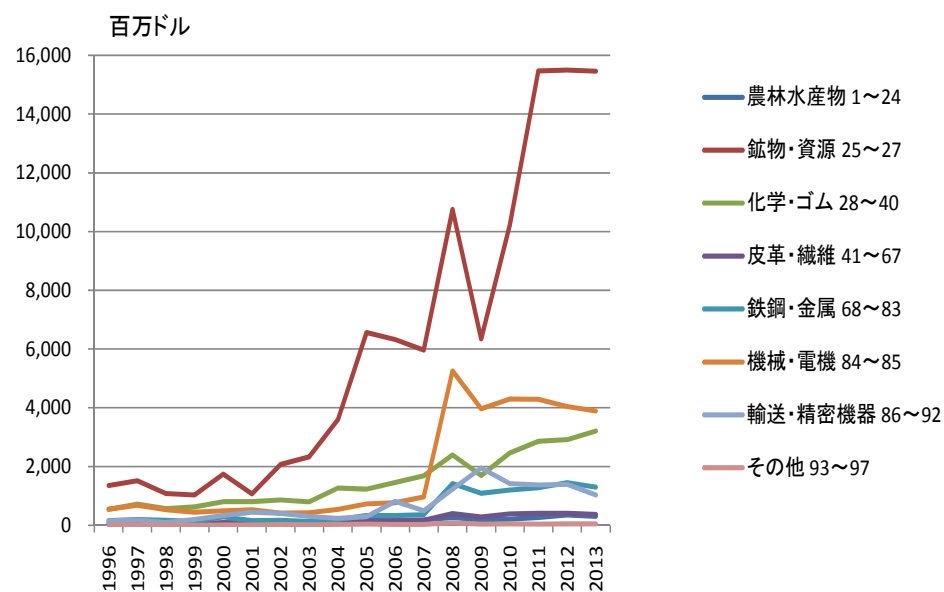
資料：Global Trade Atlas.



第6図 インドネシアの主要国別貿易収支

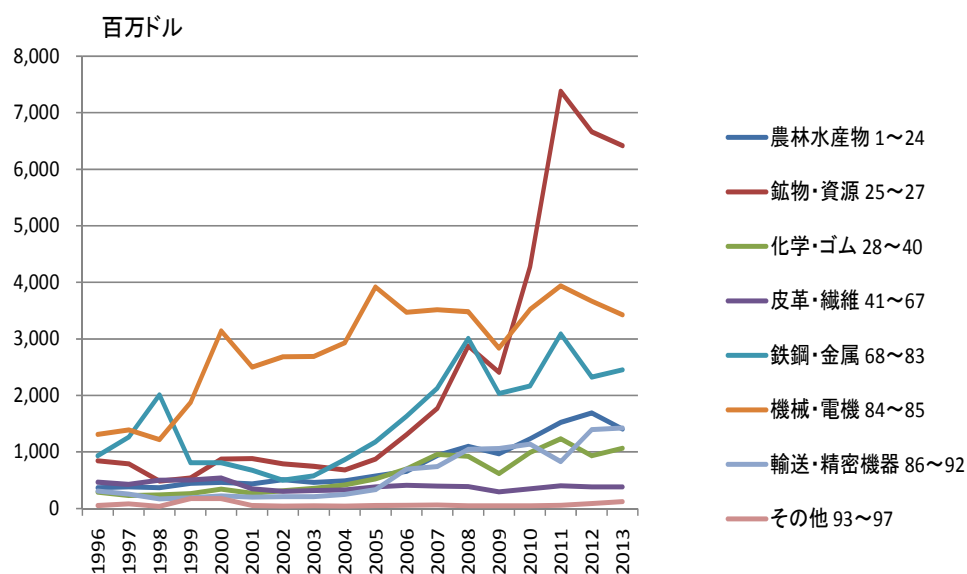
資料：Global Trade Atlas.

それではインドネシアの貿易赤字はどこに由来するのか、主要貿易相手国別の貿易収支をみることにする。第6図からわかるように、2008年からシンガポール、中国からの輸入が拡大していることがみてとれる。



第7図 インドネシアのシンガポールからの輸入

資料：Global Trade Atlas.



第8図 インドネシアのシンガポールへの輸出

資料：Global Trade Atlas.

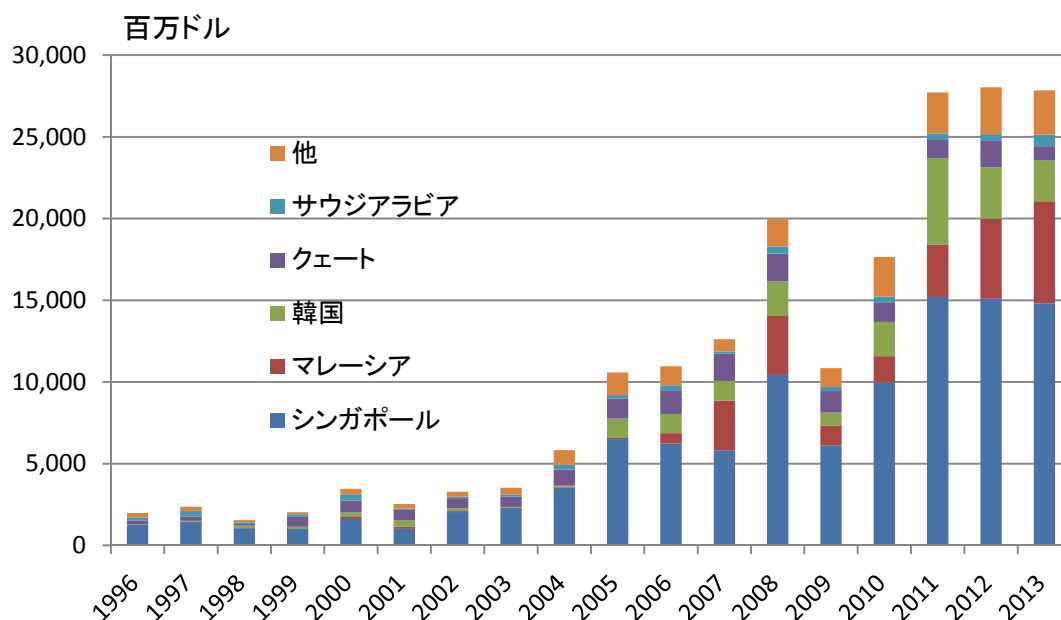
第4表 インドネシアの対シンガポール貿易

単位: 百万ドル

		農林水産物	鉱物・資源	化学・ゴム	皮革・繊維	鉄鋼・金属	機械・電機	輸送・精密機器	その他	合計
1999	輸出	446	541	263	507	809	1,874	190	175	4,804
	輸入	42	1,026	626	54	134	439	202	3	2,526
	純輸出	404	-485	-363	452	675	1,435	-11	172	2,278
2006	輸出	659	1,309	701	410	1,629	3,471	696	56	8,930
	輸入	165	6,324	1,455	148	328	768	816	30	10,035
	純輸出	494	-5,016	-754	262	1,301	2,703	-121	27	-1,105
2013	輸出	1,405	6,414	1,067	380	2,451	3,426	1,422	121	16,686
	輸入	300	15,458	3,209	364	1,294	3,886	1,026	44	25,580
	純輸出	1,105	-9,044	-2,141	16	1,156	-460	396	77	-8,894

資料: Global Trade Atlas.

まずシンガポールとの貿易構造をみる。第7図と第8図はインドネシアのシンガポールからの輸入とシンガポールへの輸出を表すものである。2008年以降、シンガポールからの鉱物・資源の輸入が急拡大していることがみてとれる。また、シンガポールへの輸出についても、鉱物・資源が拡大している。第4表で品目別の貿易収支をみると2つの着目すべき点に気付く。まず、第1は鉱物・資源の輸入と貿易赤字の急速な拡大である。第2に、電気・機械においてインドネシアのシンガポールとの貿易は1999年、2006年ともに黒字であったのが、2013年には赤字に転落していることである。貿易黒字の減少傾向は皮革・繊維といった労働集約的産業においてもみてとれる。



第9図 インドネシアの精製石油輸入

資料: Global Trade Atlas.

注. HS code 2710. 石油及び歴青油（原油を除く。）

第9図はインドネシアの精製石油輸入を示すものである。精製石油輸入は2000年代に入ってから顕著な拡大傾向にある。特にシンガポールからの輸入が多く、2013年には150億ドルにまで拡大している。すなわち、シンガポールからの鉱物・資源の輸入の実態は精製石油であり、インドネシアの経済成長に伴う需要の増加にもとづくものであることがわかる。

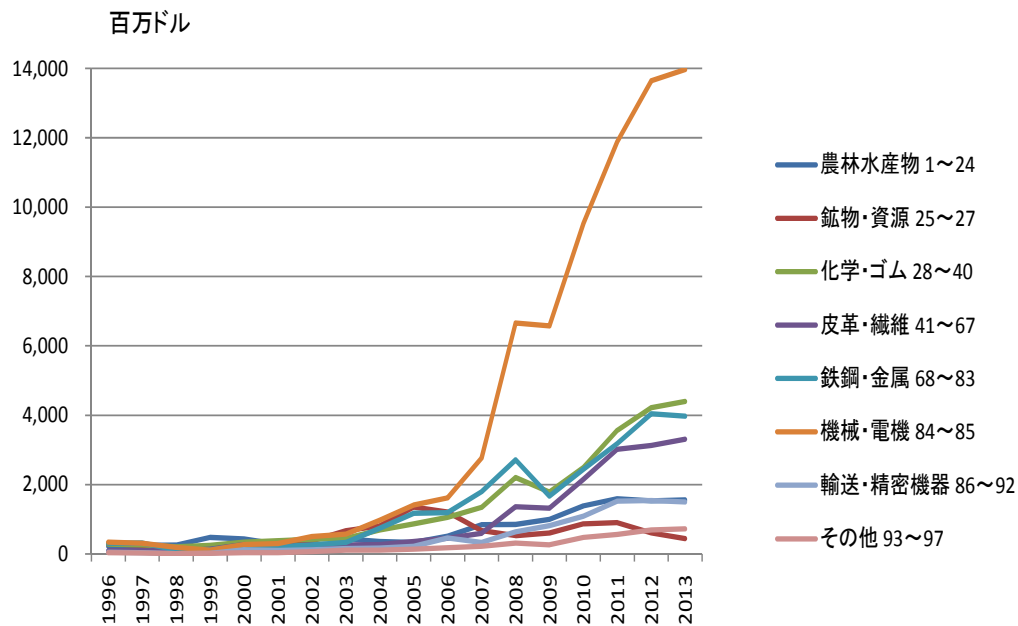
つぎにインドネシアの対中貿易についてみる。インドネシアの中国への輸出はシンガポール同様に鉱物・資源が群を抜いて多い。2013年には120億ドルにまで増加している。しかし、インドネシアの中国からの輸入はシンガポールとは全く異なっている。機械・電機の輸入が2007年には30億ドル程度であったのが、2008年にはいきなり60億ドルを突破、その後も増加の速度は目覚ましく、2013年には140億ドル近くに達している⁵。

第5表ではインドネシアの中国に対する品目別貿易収支を見たが、特に2006年以降の中国からの輸入の拡大によって、インドネシアは農林水産物と鉱物・資源を残し、すべての分野で中国に対して貿易赤字となっている。特に機械・電機の赤字は140億ドル弱と巨額である。さらに、労働集約な皮革・繊維でさえも赤字となっている。

すなわち、インドネシアの貿易構造は、中国へ鉱物・資源に代表される原料を輸出し、工業製品を輸入するという経済植民地の観を呈している⁶。このような事態に陥ったのは、ひとえにユドヨノ政権が製造業の発展を軽視したことに尽きるといえよう。インドネシアは機械・電機の組立て、皮革・繊維といった労働集約的産業において、中国に対して競争力を全くといってもよいほどもたないのである。一次産品輸出に特化し、労働集約的な製造業を育成してこなかった政権の失敗が対中貿易の構造に縮約されているといえよう。インドネシアでは人口ボーナスが2030年頃まで続くといわれるが、人口ボーナスはインドネシアが経済発展を図る千載一遇のチャンスであり、今後創出される膨大な雇用を労働集約的な製造業で使用するにより経済発展を図ることが長期的かつ決定的に重要となる。

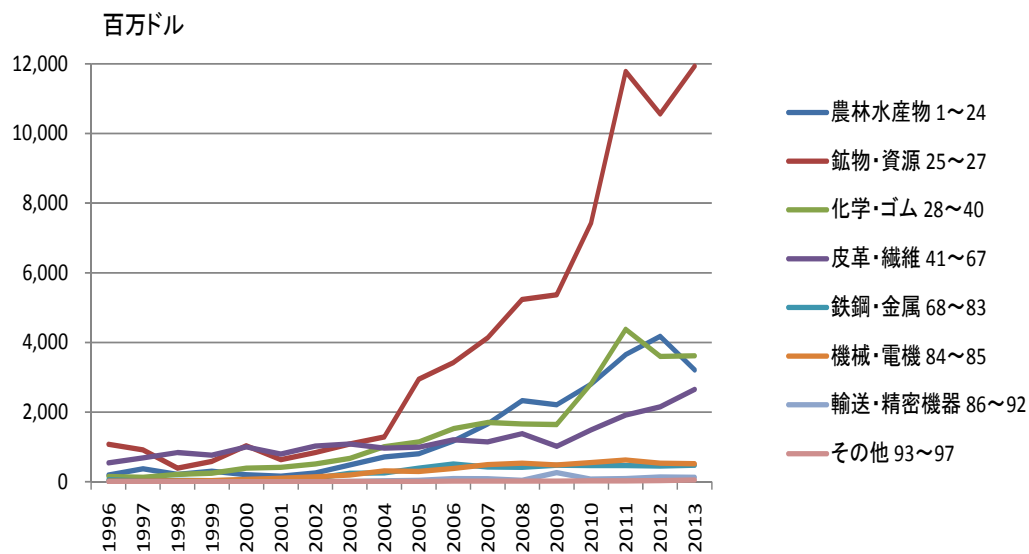
⁵ ジェトロ（2013）によると、インドネシアではアセアン中国 FTA による関税減免が本格化した2010年1月以降、中国からの輸入が急増し、産業界の反発が強まった。このため、政府は廉価品の大量流入による国内産業への影響を考慮し、貿易救済措置、輸入規制、特定分野への国家規格の導入などによる国内産業保護を軸とした貿易政策を打ち出している。

⁶ 佐藤（2012）は、「インドネシアに限らず資源保有発展途上国にとって、中国との貿易の拡大は産業構造を資源産業に傾斜させ、工業化を減退させるインパクトをもたらしうる」と指摘している。



第10図 インドネシアの中国からの輸入

資料：Global Trade Atlas.



第11図 インドネシアから中国への輸出

資料：Global Trade Atlas.

第5表 インドネシアの対中貿易

単位: 百万ドル

農林水産物・鉱物・資源										化学・ゴム	皮革・繊維	鉄鋼・金属	機械・電機	輸送・精密	その他	合計
1999	輸出	309	592	246	767	35	40	2	5	1,996						
	輸入	472	139	247	134	115	108	17	12	1,242						
	純輸出	-163	453	-1	633	-79	-68	-15	-6	754						
2006	輸出	1,169	3,423	1,530	1,210	511	384	96	21	8,344						
	輸入	505	1,203	1,056	445	1,189	1,610	457	173	6,637						
	純輸出	664	2,221	474	764	-679	-1,226	-360	-152	1,707						
2013	輸出	3,216	11,930	3,615	2,657	482	519	131	52	22,601						
	輸入	1,557	438	4,397	3,304	3,968	13,966	1,491	721	29,843						
	純輸出	1,659	11,492	-782	-647	-3,486	-13,448	-1,361	-669	-7,242						

資料: Global Trade Atlas.

2. 農業

(1) コメ

1) コメ輸入

まず近年の世界におけるインドネシアのコメ生産の地位をみる。インドネシアは、この40年間以上にわたって、常に中国、インドにつぐ世界第3位のコメ生産国であり続けてきた（第6表に近年の動向を記載）。

第6表 世界のコメ生産の推移

	単位:千トン												
	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
中国	177,581	174,539	160,656	179,089	180,588	181,718	186,034	191,827	195,103	195,761	201,001	204,285	203,290
インド	139,900	107,730	132,789	124,697	137,690	139,137	144,570	148,036	135,673	143,963	157,900	152,600	159,200
インドネシア	50,461	51,490	52,138	54,088	54,151	54,455	57,157	60,251	64,399	66,469	65,741	69,045	71,280
バングラデシュ	36,269	37,593	38,361	36,236	39,796	40,773	43,181	46,742	48,144	50,061	50,627	34,200	51,500
ベトナム	32,108	34,447	34,569	36,149	35,833	35,850	35,943	38,730	38,950	40,006	42,398	43,662	44,039
タイ	28,034	27,992	29,474	28,538	30,292	29,642	32,099	31,651	32,116	35,584	34,588	37,800	38,788
ミャンマー	21,916	21,805	23,146	24,939	27,683	30,924	31,451	32,573	32,682	32,580	29,010	33,000	28,000
フィリピン	12,955	13,271	13,500	14,497	14,603	15,327	16,240	16,816	16,266	15,772	16,684	18,032	18,439
ブラジル	10,184	10,457	10,335	13,277	13,193	11,527	11,061	12,061	12,651	11,236	13,477	11,391	11,759
日本	11,320	11,111	9,740	10,912	11,342	10,695	10,893	11,029	8,474	8,483	8,402	8,523	10,758
パキスタン	5,823	6,718	7,271	7,537	8,321	8,158	8,345	10,428	10,334	7,235	9,194	9,400	9,800
カンボジア	4,099	3,823	4,711	4,170	5,986	6,264	6,727	7,175	7,586	8,245	8,779	9,300	9,340
アメリカ	9,764	9,569	9,067	10,540	10,108	8,826	8,999	9,241	9,972	11,027	8,389	9,048	8,613

資料：FAOSTAT.

しかし、この事実にもかかわらず、インドネシアは世界におけるコメ輸入大国でもある。2002年、03年、07年、11年、12年に100万トンを超える大規模な輸入を行っている。2002年には世界第1位、03年、07年には世界第2位、そして11年には275万トンにも達し、またもや世界第1位のコメ輸入国となった。12年にはインドネシアは180万トンの輸入をしたが、中国が235万トンにもものぼる大量のコメを輸入したため、第2位となった。

第7表 コメ輸入（2001年～2011年）

	単位:千トン										
	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
インドネシア	640	1,790	1,613	388	189	456	1,403	288	248	686	2,745
ナイジェリア	1,770	1,236	1,601	1,397	1,174	975	1,216	971	1,161	1,883	2,187
バングラデシュ	152	943	1,251	991	705	577	616	839	40	680	1,309
イラン	701	869	946	984	1,163	1,249	1,009	1,199	803	1,132	1,126
サウジ アラビア	765	668	677	1,046	1,080	957	968	1,279	1,313	1,281	1,109
マレーシア	525	496	368	522	584	820	779	1,107	1,087	931	1,031
アラブ首長国連邦	583	619	605	718	499	769	1,038	1,292	1,123	942	980
コートジボアール	642	716	735	714	808	903	808	762	1,121	860	969
南アフリカ	644	755	791	745	758	804	959	650	745	733	909
イラク	1,278	1,162	434	652	831	1,329	736	1,052	1,100	1,123	843
セネガル	682	792	890	821	856	706	1,073	1,012	771	707	808
日本	633	650	704	662	786	606	643	596	670	664	742
フィリピン	811	1,196	887	1,049	1,822	1,716	1,806	2,432	1,775	2,378	706
メキシコ	462	477	502	459	490	539	558	547	563	572	667
英国	446	450	515	538	526	502	525	593	586	614	604
アメリカ	403	408	429	478	404	619	680	630	660	539	597
ブラジル	670	543	1,044	830	495	618	687	419	624	748	581
中国	269	236	257	756	514	718	471	293	333	363	575
インドネシアの順位	10位	4位	1位	5位	10位以下	10位以下	1位	10位以下	10位以下	10位以下	1位

資料：FAOSTAT.

第8表 コメ輸入（2012年、2013年）

	単位:千トン	
	2012	2013
中国	2,345	2,244
南アフリカ	1,296	1,265
メキシコ	849	932
マレーシア	1,006	890
ブラジル	740	757
日本	630	692
アメリカ	626	659
英国	667	623
韓国	245	621
フランス	496	514
インドネシア	1,810	473
ベルギー	407	453
シンガポール	358	431
カナダ	358	413
フィリピン	1,023	405
ドイツ	391	395
香港	316	347
トルコ	264	284
インドネシアの順位	2位	10位以下

資料：Global Trade Atlas.

食糧調達公社（BULOG）はコメ備蓄量を 150 万トンに設定しており、不足が発生すれば輸入でまかなう方針である⁷。このようにインドネシアはコメ自給を基本的には達成しつつも、備蓄が足りない場合は機動的に輸入で補う方針をとっており、そのため天候不順による国内の不作により、大量のコメ輸入が実施される可能性が常に残されている。

第9表 インドネシアのコメ輸入相手国

	単位:千トン											
	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
世界合計	645	1,805	1,429	237	190	438	1,407	290	250	688	2,750	1,810
ベトナム	143	562	506	59	45	273	1,023	125	21	467	1,778	1,085
タイ	190	419	492	129	126	158	364	157	221	209	939	315
パキスタン	26	32	49	0	0	1	5	1	1	5	14	133
台湾	0	4	10	11	0	3	1	0	0	0	5	0
中国	25	127	54	0	0	0	1	3	5	4	5	3
インド	2	405	109	1	0	1	4	0	0	1	4	259
アメリカ	178	13	108	17	2	1	1	1	1	2	2	2
シンガポール	7	22	4	7	7	2	0	1	0	0	2	0
ミャンマー	25	112	41	3	0	0	0	0	0	0	1	12
オーストラリア	1	5	18	0	5	1	0	0	0	0	0	0

資料：Global Trade Atlas.

インドネシアのコメ輸入相手国をみる。2001 年以降はベトナムとタイが圧倒的に多い。それらに続いて、以前はアメリカ、中国、パキスタン、インドが多かったが、2012 年には再びパキスタンが量を増やしている。またインドからの輸入も 2012 年には大幅に増加している。2012 年をみると、総輸入量 181 万トンのうち、ベトナムから 109 万トン、タイから 32 万トン、インドから 26 万トン、パキスタンから 13 万トンと、この 4 カ国で大部分を占めている。

2) コメ生産

つぎにインドネシアのコメ生産をみる。コメ生産は重要な指標なので、その動向を長期的にみる（第 10 表、第 12 図）。

1961 年のコメ生産は 1,208 万トンであったのが、2013 年には 7,128 万トンと約 6 倍近くまで増加している収穫面積は 686 万ヘクタールであったのが 1,384 万ヘクタールと 2 倍近くへ増加。単収はヘクタール当たり 1.76 トンであったのがヘクタール当たり 5.15 トンと約 3 倍に増加している。

この間、人口は 9,000 万人から 2 億 5,000 万人へと大きく増加しているが、コメ生産の増加率が大きかったため、1 人当たり年間コメ供給量は 95 キログラムから 182 キログラムへとほぼ倍増している。輸入は 80 年までは 100 万トン台でありコメ供給のかかなりの部分を輸入に頼っていたことがわかる（1965～72 年は輸入が少ないが、外貨の制約があったためと推測できる）。80 年代に入り輸入は減少してゆき、100 万トンを超える年は 83 年のみであり、おおむね自給できていたといえよう。ところが 90 年代に入ると一転して天候不順に

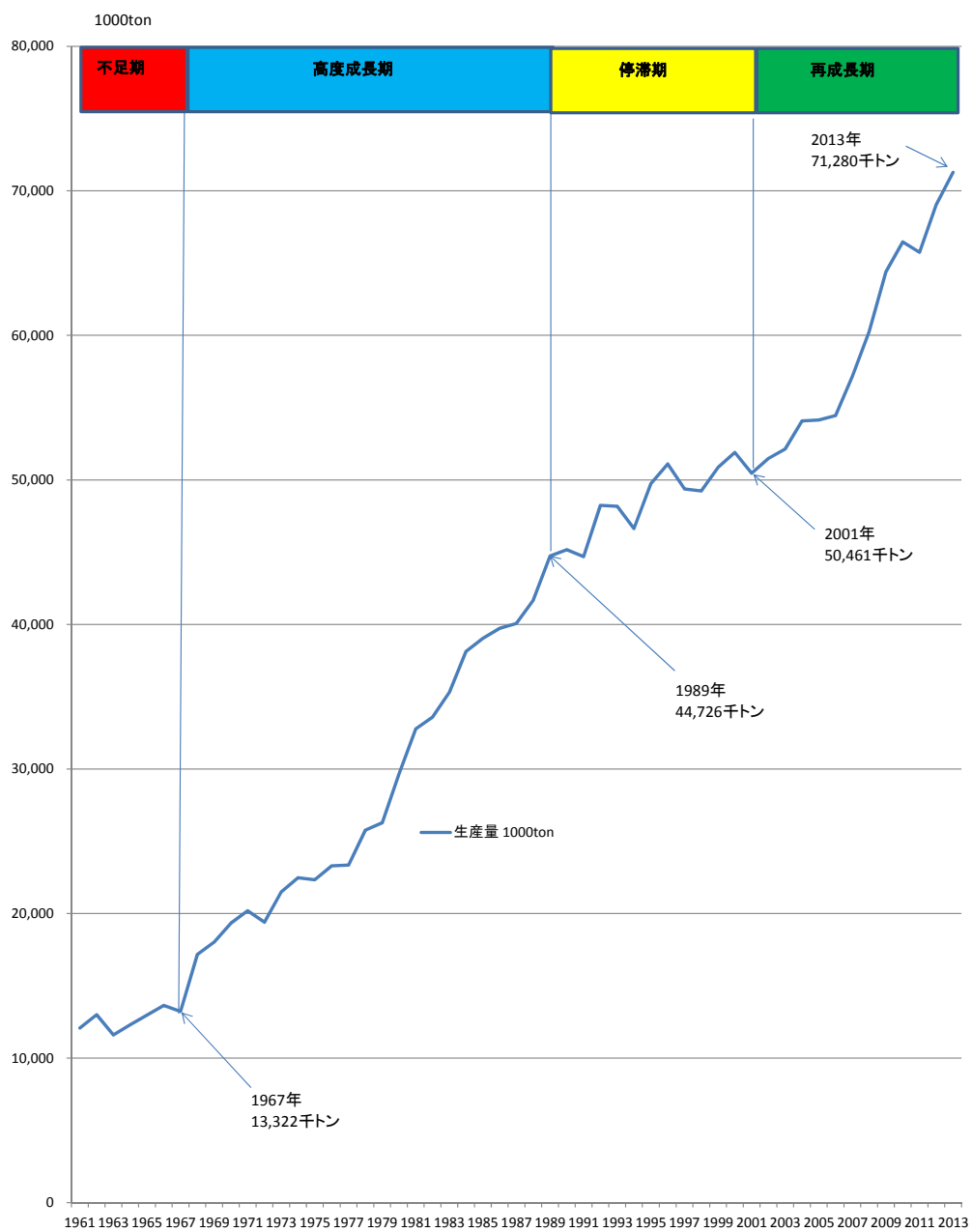
⁷ BULOG については米倉(2004)、米倉(2012)、プロマーコンサルティング(2013)が詳しい。

よる不作が続き、コメの大量輸入が常態化する。2000 年以降の輸入はコメ不足というよりは、BULOG がコメの備蓄調整のために行ったものである。

第10表 コメ生産、輸入の長期データ

	生産量	収穫面積	単収	輸出	輸入	純輸入	総供給量	人口	1人当たり供給量	コメ輸入額	総輸入額	コメの比率
	1000ton	1000ha	ton/ha	1000ton	1000ton	1000ton	1000ton	1000人	kg	100万US\$	100万US\$	%
1961	12,084	6,857	1.76	0	1,064	1,064	8,677	90,860	95	111	667	16.6
1962	13,004	7,283	1.79	0	1,096	1,096	9,289	93,101	100	126	664	19.0
1963	11,595	6,731	1.72	0	1,075	1,075	8,380	95,421	88	111	491	22.6
1964	12,306	6,980	1.76	0	1,024	1,024	8,777	97,829	90	126	543	23.1
1965	12,975	7,327	1.77	0	193	193	8,367	100,330	83	23	508	4.6
1966	13,650	7,691	1.77	0	306	306	8,906	102,925	87	39	501	7.8
1967	13,222	7,516	1.76	0	347	347	8,676	105,606	82	52	662	7.9
1968	17,163	8,021	2.14	0	486	486	11,298	108,364	104	96	739	13.0
1969	18,020	8,014	2.25	0	605	605	11,957	111,188	108	114	936	12.2
1970	19,331	8,135	2.38	0	956	956	13,135	114,067	115	154	1,123	13.7
1971	20,190	8,324	2.43	0	506	506	13,226	116,996	113	120	1,548	7.8
1972	19,394	7,898	2.46	0	734	734	12,952	119,974	108	155	1,841	8.4
1973	21,490	8,404	2.56	0	1,863	1,863	15,401	123,002	125	382	2,602	14.7
1974	22,473	8,509	2.64	0	1,132	1,132	15,290	126,081	121	374	3,748	10.0
1975	22,339	8,495	2.63	0	692	691	14,765	129,210	114	326	4,572	7.1
1976	23,301	8,369	2.78	0	1,301	1,301	15,981	132,385	121	450	5,631	8.0
1977	23,347	8,360	2.79	0	1,973	1,973	16,682	135,601	123	678	6,247	10.9
1978	25,772	8,929	2.89	0	1,842	1,842	18,078	138,858	130	592	7,531	7.9
1979	26,283	8,804	2.99	0	1,922	1,922	18,480	142,156	130	596	9,057	6.6
1980	29,652	9,005	3.29	10	2,012	2,002	20,682	145,494	142	690	10,836	6.4
1981	32,774	9,382	3.49	0	538	538	21,186	148,872	142	206	15,851	1.3
1982	33,584	8,988	3.74	0	310	310	21,467	152,281	141	103	17,072	0.6
1983	35,303	9,162	3.85	0	1,168	1,168	23,409	155,698	150	384	17,266	2.2
1984	38,136	9,764	3.91	0	414	414	24,440	159,098	154	132	16,536	0.8
1985	39,033	9,902	3.94	259	34	-225	24,366	162,459	150	9	17,966	0.0
1986	39,727	9,988	3.98	134	28	-106	24,922	165,772	150	6	19,092	0.0
1987	40,078	9,923	4.04	33	55	22	25,272	169,039	150	12	19,966	0.1
1988	41,676	10,138	4.11	0	33	33	26,289	172,265	153	9	16,802	0.1
1989	44,726	10,531	4.25	105	268	163	28,340	175,461	162	76	19,475	0.4
1990	45,179	10,502	4.30	2	49	47	28,510	178,633	160	14	24,873	0.1
1991	44,688	10,282	4.35	1	171	170	28,324	181,786	156	53	29,742	0.2
1992	48,240	11,103	4.34	42	610	567	30,958	184,917	167	173	33,064	0.5
1993	48,181	11,013	4.38	351	24	-327	30,027	188,019	160	7	35,264	0.0
1994	46,642	10,734	4.35	169	630	461	29,845	191,086	156	157	43,323	0.4
1995	49,744	11,439	4.35	0	3,155	3,155	34,494	194,113	178	885	53,488	1.7
1996	51,102	11,570	4.42	0	2,148	2,148	34,342	197,098	174	766	58,204	1.3
1997	49,377	11,141	4.43	0	329	329	31,437	200,050	157	109	67,911	0.2
1998	49,237	11,730	4.20	2	2,892	2,890	33,909	202,991	167	861	65,016	1.3
1999	50,866	11,963	4.25	2	4,671	4,669	36,715	205,947	178	1,327	39,122	3.4
2000	51,898	11,793	4.40	1	1,339	1,338	34,034	208,939	163	319	50,387	0.6
2001	50,461	11,500	4.39	4	640	636	32,426	211,970	153	135	53,696	0.3
2002	51,490	11,521	4.47	4	1,790	1,786	34,225	215,038	159	343	52,204	0.7
2003	52,138	11,477	4.54	1	1,613	1,613	34,459	218,146	158	333	54,080	0.6
2004	54,088	11,923	4.54	1	388	388	34,463	221,294	156	103	70,371	0.1
2005	54,151	11,839	4.57	42	189	147	34,262	224,481	153	51	85,534	0.1
2006	54,455	11,786	4.62	1	456	455	34,762	227,710	153	133	95,730	0.1
2007	57,157	12,148	4.71	1	1,403	1,402	37,411	230,973	162	468	107,178	0.4
2008	60,251	12,309	4.89	2	288	287	38,245	234,243	163	124	120,202	0.1
2009	64,399	12,884	5.00	2	248	246	40,817	237,487	172	108	102,985	0.1
2010	66,469	13,253	5.02	0	686	685	42,561	240,676	177	361	122,310	0.3
2011	65,741	13,201	4.98	1	2,745	2,744	44,161	243,802	181	1,513	141,344	1.1
2012	69,056	13,446	5.14	1	1,810	1,809	45,315	246,864	184	946	153,390	0.6
2013	71,280	13,835	5.15	3	473	470	45,376	249,866	182	246	157,596	0.2

資料：FAOSTAT, BPS, Global Trade Atlas, World Bank.



第12図 インドネシアのコメ生産量の推移

資料：BPS, FAOSTAT.

つぎにコメ生産をおおまかに時期区分する。第 12 図からわかるとおり、1961～67 年頃をコメ生産不足期、67～89 年頃をコメ生産高度成長期、89～01 年頃をコメ生産停滞期、01～13 年は再成長期と区分できる。また 05～13 年はユドヨノ政権の第 1 次・第 2 次農業発展計画の実行された時期である。

コメ生産不足期（1961～67 年頃）は、スカルノ政権末期及びスハルトへの権力移行期と一致している。この時期コメは慢性的、かつ大幅に不足していた。60～64 年には 100 万トン以上のコメが毎年のように輸入されていた。生産量は粳米、輸入量は精米であるが、粳米を精米換算すると、生産の 10%以上のコメを毎年輸入していたことになる。61～64 年のコメ生産は極度に停滞しており、収穫面積は殆ど増えず、単収も全く上昇しなかった。この時期のコメ生産成長年率はわずか 1.51%、面積成長年率は 1.54%、単収成長年率はマイナス 0.03%であった。生産成長率は人口増加率(年率 2.4～2.5%)に遠く及ばず、コメは不足の一途を辿った。さらにコメ輸入額の総輸入額に占める比率は 20%以上にのぼる時期もあり、コメ輸入が国家財政を圧迫したと推測できる。なお、2000 年以降はコメ輸入額の総輸入額に占める比率は多くても 1%程度であり、国家財政に対する圧迫という観点からは、全くマイナーなものになっている。

コメ生産高度成長期(1967～89 年頃)は⁸、コメ供給が需要に対して不足していたために、スハルトが大統領就任当時はビルマやタイからの輸入に頼っていたが、食糧の安全保障と外貨の節約、経済の安定化のため、コメの増産が最優先事項とされた。60 年代末から増産のためにビマス計画が始められた。ビマス計画とは、インドネシア国民銀行から農民へ貸し出されたマイクロクレジットを元手として、農民に肥料、農薬、種子といった近代的投入財を一括して供与するものであった。農民はコメ収穫後に現金か現物でクレジットの返済を行った。頼(2007)は「ビマス計画は、クレジットの利用に関して用途が明確に決められていたために、農民のコメ増産への自主的参加を促すことはなかった」と述べているのに対して、70 年代に始められたインマス計画は、「ビマス計画よりもクレジットの使途について柔軟な運用を認められていたことから、コメ増産に大きく貢献した」と評価している⁹。制度面のみでなく、この時期に大幅な増産を可能にしたのは高収量品種の普及である。70 年に 2.4 トンであったヘクタール当たり収量は 80 年には 3.3 トンに、自給を達成したとされる 84 年には 3.9 トンに、90 年には 4.3 トンにまで伸びている。恒常的であった大量のコメ輸入がほぼ無くなる 1984 年にスハルトはコメ自給達成を宣言した。その後は趨勢自給化の時代に入る。趨勢自給化政策とは、自給可能な生産力水準を維持しながら、必要があれば弾力的に輸入を行うという政策である。この時期の生産成長年率は 5.70%、そのうちわけは面積成長率が 1.55%、単収成長率は 4.09%にも及んだ。この時期の高収量品種の導入による単収の伸びが素晴らしかったことがよくわかる。人口増加率は 2.58%から 1.57%へと傾向的に低下しており、コメ生産成長率は人口増加率を上回ったので、自給達成

⁸ コメ生産高度成長期及びコメ不足期の説明は、主として、井上(2002)、西村(2008)、頼(2007)に依拠している。

⁹ 頼(2007)、96 ページ。

が可能になったのである。

つぎにコメ生産停滞期（1989～2001年頃）をみる。井上（2002）は90年代に入ると明らかに需給動向が変化してくる点を指摘している¹⁰。すなわち生産拡大が需要拡大に追いつかず、大量輸入が再び定着するようになったということである。理由として、緑の革命の技術がある程度普及したため、単収の上昇率が低下しはじめ、生産の拡大に寄与しなくなったこと、80年代後半からのインドネシア経済の工業化と都市化の進展によりジャワ島の優良農地の転用が進んだことがあげられる。確かに、90年代に単収の伸びは見られず、生産の伸びは収穫面積の伸びによるものであった。灌漑が整備されたジャワ島での面積が減少し、それ以外の灌漑の未整備な、いわゆる外島での面積が増加していることが、インドネシアのコメ生産基盤を劣弱化していると横山（1998）は指摘している¹¹。この時期の生産成長年率は1.01%で人口増加率を下回った。内訳は、面積成長率は0.74%でコメ増産期の約2分の1、単収成長率はわずか0.27%でコメ増産期の10分の1以下でしかなかった。

コメの再増産期（2001～13年）をみる。この時期には、高収量品種の普及と外島への作付け拡大により、年率2.92%の生産成長を達成した。面積成長率は1.55%とコメの高度成長期に匹敵するものであった。単収成長率は1.35%と面積成長率には及ばなかったものの、面積成長率とほぼ同等の貢献をした。

なお、2005年からはユドヨノ政権による第2次農業発展5カ年計画がスタートする。2010年から2014年にかけては第3次農業発展5カ年計画が実行された。この時期のコメ生産の成長はめざましいものがあり、生産成長年率は3.50%、面積成長率は1.97%、単収成長率も1.50%であった。

第11表 生産成長に対する面積と単収の貢献

年次	期間注の増加分			年当たり増加分			増加年率		
	生産量	収穫面積	単収	生産量	収穫面積	単収	生産量	収穫面積	単収
	1000ton	1000ha	ton/ha	1000ton	1000ha	ton/ha	%	%	%
1961～67	1,138	659	-0.003	190	110	-0.001	1.51	1.54	-0.03
1967～89	31,504	3,015	2.488	1,432	137	0.113	5.70	1.55	4.09
1989～2001	5,735	969	0.141	478	81	0.012	1.01	0.74	0.27
2001～2013	20,819	2,335	0.764	1,735	195	0.064	2.92	1.55	1.35
2005～2013	17,129	1,996	0.5781	2,141	250	0.072	3.50	1.97	1.50

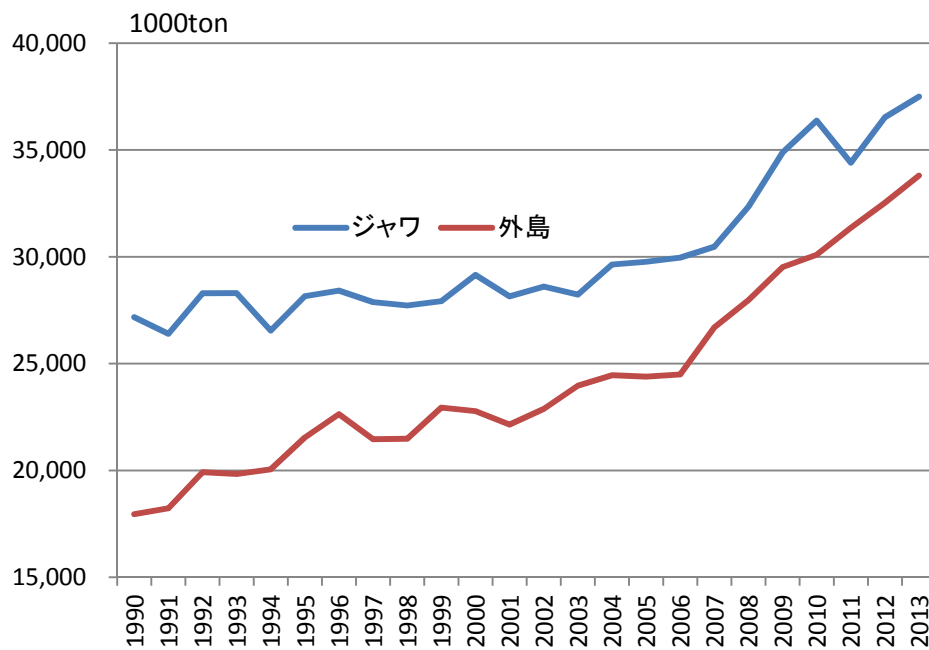
資料：BPS.

3) コメ生産の地域別分析

つぎにインドネシアのコメ生産の近年の変化をジャワと外島に分け、それぞれの収穫面積と単収の変化に着目して分析する。

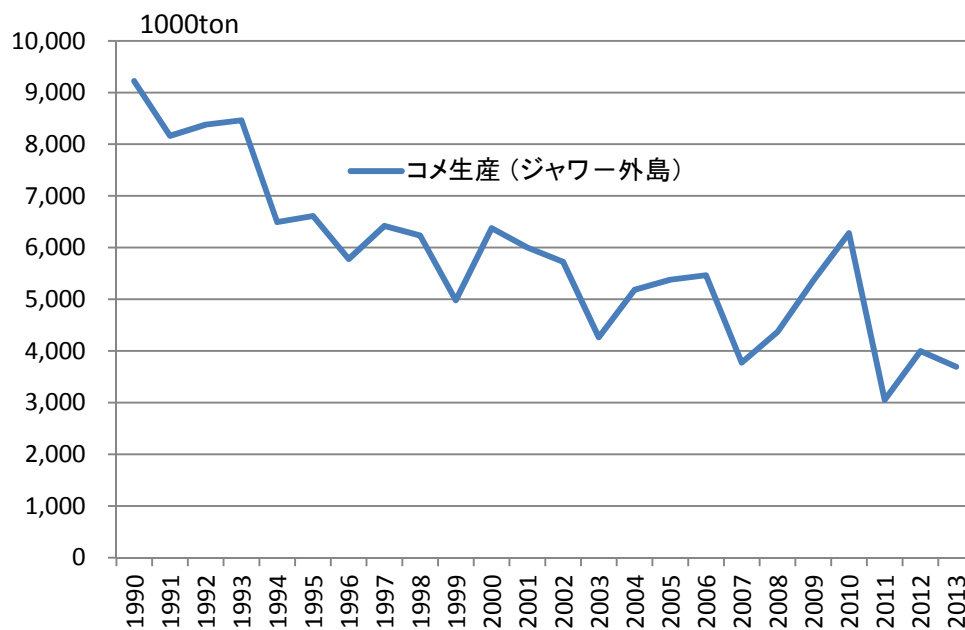
¹⁰ 井上(2002), 125 ページ。

¹¹ 横山(1998), 77,79 ページ。



第13図 ジャワと外島のコメ生産量

資料：BPS.



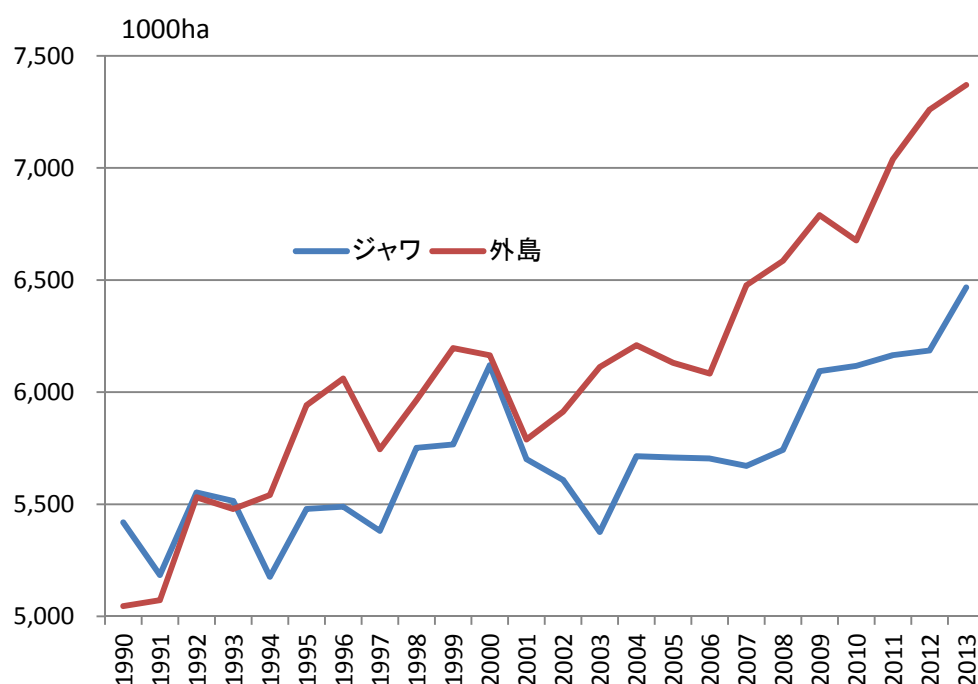
第14図 コメ生産量（ジャワと外島の差）

資料：BPS.

第13図はジャワと外島のコメ生産量を示すものである。ジャワのコメ生産は1990年の2,700万トンから2003年の2,800万トンへと13年間でほとんど増加していない。しかし第1次5カ年計画が始まった2005年以降はめざましい増加をしている(2011年を除く)。他方、外島のコメ生産量は1990年の1,800万トンから2003年の2,400万トンへと13年間で600万トン増加した。そして2005年以降は同年の2,400万トンから2013年の3,400万トンへと僅か8年間で1,000万トン近く増加した。

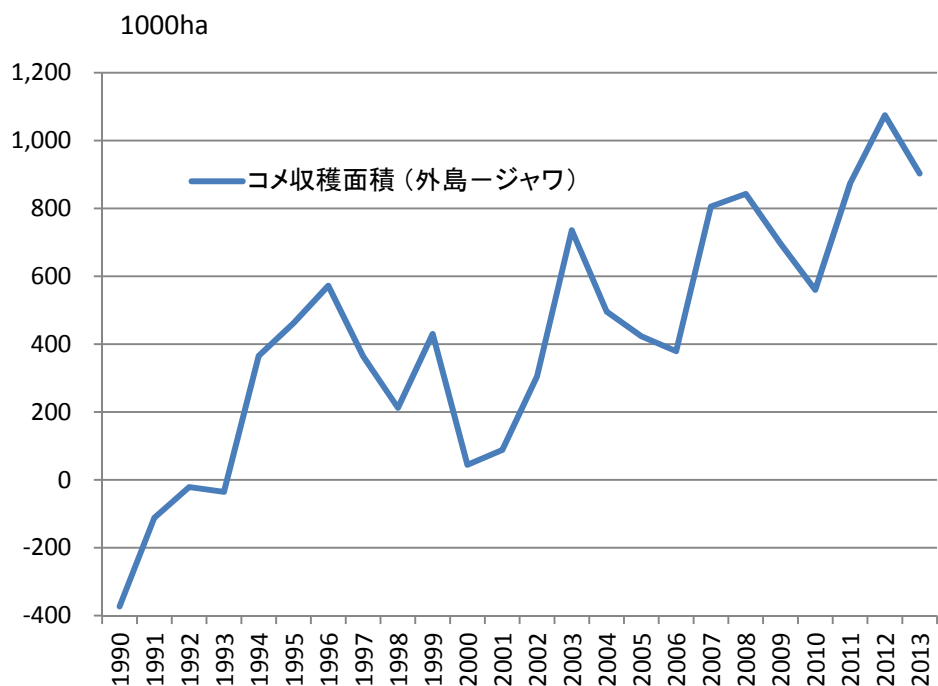
第14図は1990年から2013年にかけてジャワと外島の生産量の差が長期的に縮小していることを示すものである。現在はインドネシアのコメ生産量の過半数はジャワにあるが、外島の比重が時とともに高まっている。

第15図はジャワと外島のコメ収穫面積の動向を1990年から2013年までみたものである。まずみてとれることは外島が着実に面積を拡大していること、2005年以降その増加率が大きくなっていることである。外島とは異なり、ジャワの収穫面積は1990年から2003年まで増加していない。この時期はインドネシアのコメ生産が最も停滞した時期であり、農地の転用が問題になった。他方、2005年以降はジャワの面積も着実な増加を示すようになった。第16図は外島とジャワのコメ収穫面積の差を表すものであるが、外島の面積は1993年にジャワを追い越しその後両者の差が拡大していく傾向にあることがわかる。



第15図 ジャワと外島のコメ収穫面積

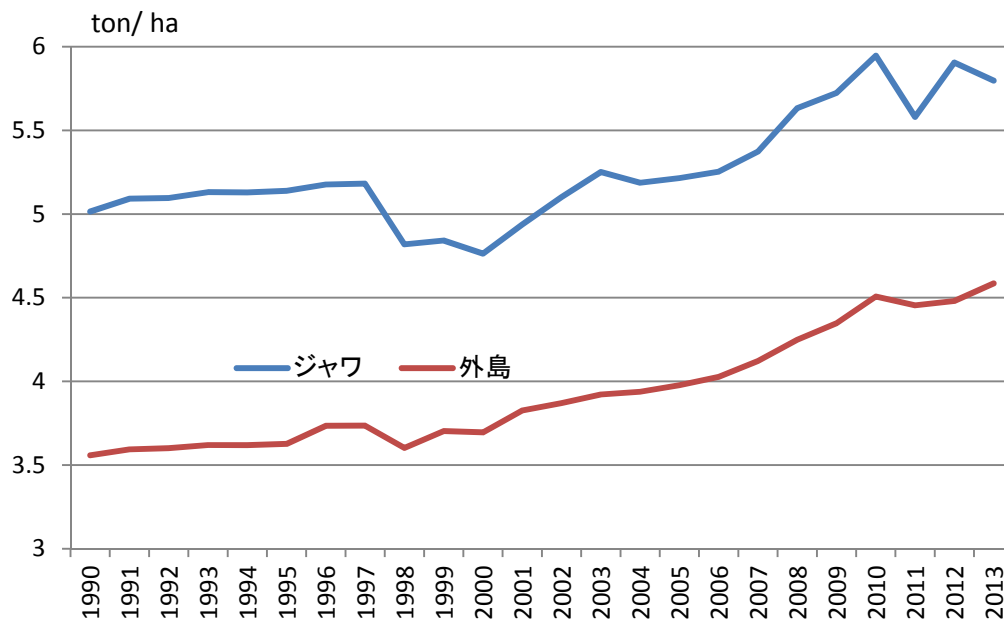
資料：BPS.



第16図 コメ収穫面積（外島とジャワの差）

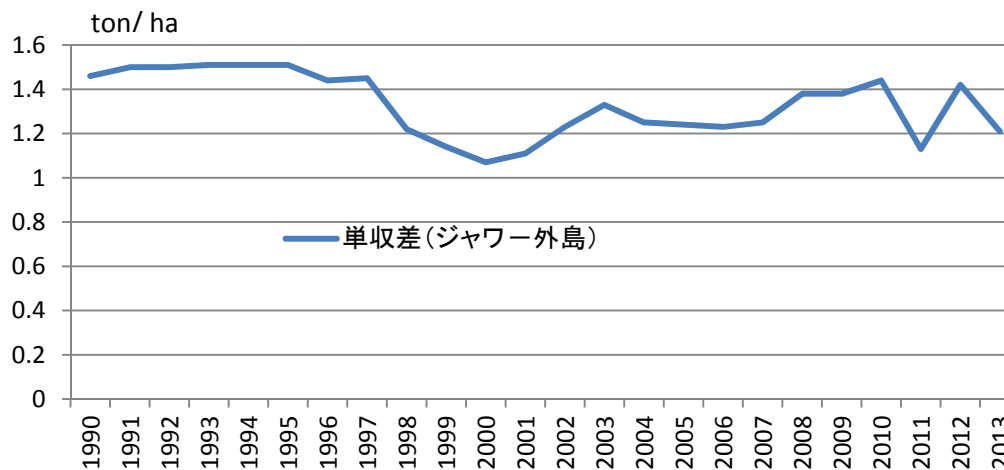
資料：BPS.

つぎに 1990 年から 2013 年にかけてのジャワと外島の単収動向を第 17 図に示す。ジャワのヘクタール当たり収量は、1990 年から 2003 年にかけては 5 トンから 5.25 トンへと緩慢な成長しかしていない。13 年で 0.25 トンの増加である。2005 年以降は同年の 5.21 トンから 2013 年の 5.80 トンへと 8 年間で 0.6 トン増加しており、2005 年以降単収の増加が加速している。外島の単収は 1990 年の 3.56 トンから 2003 年の 3.92 トンへと 13 年間で 0.36 トン増加し、2005 年から 2013 年にかけては 3.98 トンから 4.59 トンへと 5 年間で 0.68 トン増加している。外島は単収に関しては一貫して上昇してきたが、2005 年以降やや加速していることがわかる。第 18 図はジャワと外島の単収の差を示すものであり、ジャワ、外島ともに単収が増加している中で、両者の単収差には大きな変化が見られない。



第17図 ジャワと外島のコメ単収

資料：BPS.



第18図 コメの単収差(ジャワと外島の差)

資料：BPS.

第12表は以上の分析結果をまとめて、いかなる要因がインドネシアの生産増加に貢献したかを検討するものである。停滞期と再成長期の顕著な違いは単収増加の貢献の大きさにあるといえよう。

第12表 インドネシアのコメ生産成長の要因分析

ジャワと外島の生産増加への貢献						単位: %			
	インドネシアの 生産増加	インドネシアの 面積増加	インドネシアの 単収増加	ジャワの 生産増加	外島の 生産増加	ジャワの 面積増加	ジャワの 単収増加	外島の 面積増加	外島の 単収増加
停滞期 1989～2001年	12.82	9.20	3.32	2.54	10.28	2.78	-0.24	5.92	4.36
再成長期 2001～2013年	41.26	20.31	17.41	18.52	22.74	8.07	10.45	13.31	9.43

注: 交差効果の影響で、部分和は必ずしも全体和と一致しない。

増加年率						単位: %			
	インドネシアの 生産増加	インドネシアの 面積増加	インドネシアの 単収増加	ジャワの 生産増加	外島の 生産増加	ジャワの 面積増加	ジャワの 単収増加	外島の 面積増加	外島の 単収増加
停滞期 1989～2001年	1.01	0.74	0.27	0.34	1.94	0.38	-0.03	1.11	0.83
再成長期 2001～2013年	2.92	1.55	1.35	2.42	3.52	1.06	1.35	2.02	1.47

資料: BPS.

注: ジャワと外島の2001年の生産と収穫面積は28149千ton, 22312千ton, 5701千ha, 5799千ha,

2013年の生産と収穫面積は37493千ton, 33786千ton, 6467千ha, 7363千haであった。

従って、両年のジャワの単収4.9377ton/ha, 5.7975ton/ha, 外島の単収は3.8474ton/ha, 4.5855ton/ha,

インドネシアの単収は4.3878ton/ha, 5.1520ton/ha となり、単収増加率はジャワ0.013467, 外島0.014732, インドネシア0.013468となり、

ジャワとインドネシアの単収増加率がほぼ一致するが、誤りではない。

すなわち、停滞期の単収増加率はジャワ、外島ともに非常に低い水準にあり、インドネシア全体で見ると、生産増加に対する単収増加の貢献は面積増加の貢献の3分の1程度にとどまっていたが、再成長期にはジャワ、外島ともに平均年率で1.3%以上の成長を示し、インドネシア全体の単収増加の貢献は面積増加の貢献の9割近くまで大きくなっている。以下、再成長期に単収増加がなぜ生じたかの考察をすすめる。

4) ユドヨノ政権下におけるコメ生産の増加

前掲の第11, 12表からも明らかなおおり、再成長期の中でもユドヨノ政権(2004～2014)におけるコメの増産がめざましい。2005年から2013年にかけて、コメ生産の増加率は年率3.5%にも及び、収穫面積増加年率は2%近くであり、コメ生産の高度成長期よりも高いパフォーマンスを誇っている。また単収増加年率も、緑の革命が終わったにもかかわらず1.5%である。

ユドヨノ政権下において農業省は第1次農業開発5カ年計画(農業開発計画2005-2009)、第2次農業開発5カ年計画(農業開発計画2010-2014)を実施し、コメを中心とする主要作物(トウモロコシ、大豆、砂糖、牛肉)の自給に注力してきた。特にコメ自給は最も重要なミッションであった。農業開発計画2010-2014において、インドネシアは2007年にコメ自給を達成した旨を述べているが、コメ自給達成の背景には、様々な政策的支援があった。ユドヨノ政権の農業政策の基本的な枠組みについては「3. 農業政策」で記述することとし、以下、同政権下におけるコメ増産、特に単収の増加に寄与したと考えられる政策について記述する。

まず、ユドヨノ政権におけるコメ単収の上昇は高収量品種の役割が大きいことが指摘されている¹²。また農業省の「農業開発計画（2010-2014）」は 2005 年から 2009 年にかけて、コメの新品種が 196 品種も開発されたと記述している。

栽培されるコメの品種としては、2000 年に新品種であるチヘラン（ciherang）がリリースされ、2009 年にはインパリ 13（inpari13）がリリースされた。第 13 表に、IR64、チヘラン、インパリ 13 の特徴が示されている。

第13表 IR64, チヘラン, インパリ13の特徴

	IR64	Ciherang	Inpari 13
コメの形	細長い	細長い	細長い
植物の形	直立	直立	直立
米の質感	ふわふわ	ふわふわ	ふわふわ
アミロース含有量	23%	23%	22.40%
平均収量	5.0ton/ ha	6.0ton/ ha	6.59ton/ ha
潜在収量	6.0ton/ ha	8.5ton/ ha	8.0ton/ ha
収穫までの日数	110～120日間	116から125日間	103日
ウンカへの抵抗性	バイオタイプ1と2	バイオタイプ2	バイオタイプ1,2, および3
リリース年	1986	2000	2009

資料：GERBANG PERTANIAN, 2011.11.21.

<http://www.gerbangpertanian.com/2011/11/deskripsi-padi-inpari-13.html>

チヘランは IR64 と比較して、高い平均収量と潜在収量をもつ。コンパス紙によると、チヘランが農民に選考される理由として収量が高いこと、バイオタイプ 2 のウンカに対する抵抗性とバイオタイプ 3 のウンカに対しても若干の抵抗性を持つこと、IR64 と同様に収穫までの時期が短いことをあげている¹³。チヘランのアミロース含有量は IR64 と変わらず、その食味はともにインドネシアの人々に好まれている¹⁴。2000 年代に入ると IR64 からチヘランへの代替が進んだ。2000 年にはインドネシア全土で IR64 の栽培面積は 40%を超えていたが¹⁵、2005 年には IR64 は 31%、チヘランは 22%となり、2010 年には IR64 は 16%、チヘランは 41%と、IR64 とチヘランの栽培面積が逆転している（第 14 表）。

さらにインパリ 13 はチヘランと比較して干魃に対する抵抗性が強いことが報告されている¹⁶。また収穫までの時期が 103 日と短いことも重視されている。その理由は、収穫までの時期が長い品種だと、雨期に植えたイネを収穫する場合、雨期が予想外に早く終わり乾期に入り収穫前に干魃の影響を受けることがありうるが、インパリ 13 では収穫までの時期が

¹² 例えば石場（2009）を参照。

¹³ Kompas,2011.3.3 による。

¹⁴ GERBANG PERTANIAN (2011.11.21).

¹⁵ 米倉（2012）。

¹⁶ Iwan, Khoirul（2012）。

短いために、そのようなリスクが小さいからである。さらに第 13 表にあるとおり、ウンカに対する害虫抵抗性は、チヘランがバイオタイプ 2 に対して、IR64 はバイオタイプ 1 と 2 に対して持つが、インパリ 13 はバイオタイプ 1,2 及び 3 に対して持つことである。さらに食味もチヘランとあまりかわらない。以上の理由より、インパリ 13 の栽培面積は拡大する傾向にあると考えられる。

第14表 コメの栽培面積比率の変化

単位: %

2005年		2010年	
IR64	31.4	Ciherang	41.0
Ciherang	21.8	IR 64	16.2
Ciliwung	8.0	Cigeulis	9.2
Wayapoburu	3.3	Menkonga	7.7
IR24	2.4	Cibogo	3.0
Widas	1.8	Ciliwung	2.7
Memberamo	1.6	Itubagendit	1.4
Cisadane	1.6	Membrano	1.3
IR66	1.1	合計	82.4
Cisokan	1.1		
Cibogo	1.0		
合計	75.1		

資料：吉田 智彦, Anas, Rosniawaty Santi, Setiamihardja Ridwan (2009), Iman Rusmana (2013) .

さらに第 15 表に見るように、コメ、トウモロコシ、大豆への種子プログラムも拡充された。

第15表 コメ， トウモロコシ， 大豆の種子プログラムへの支払い額

単位: 10億ルピア

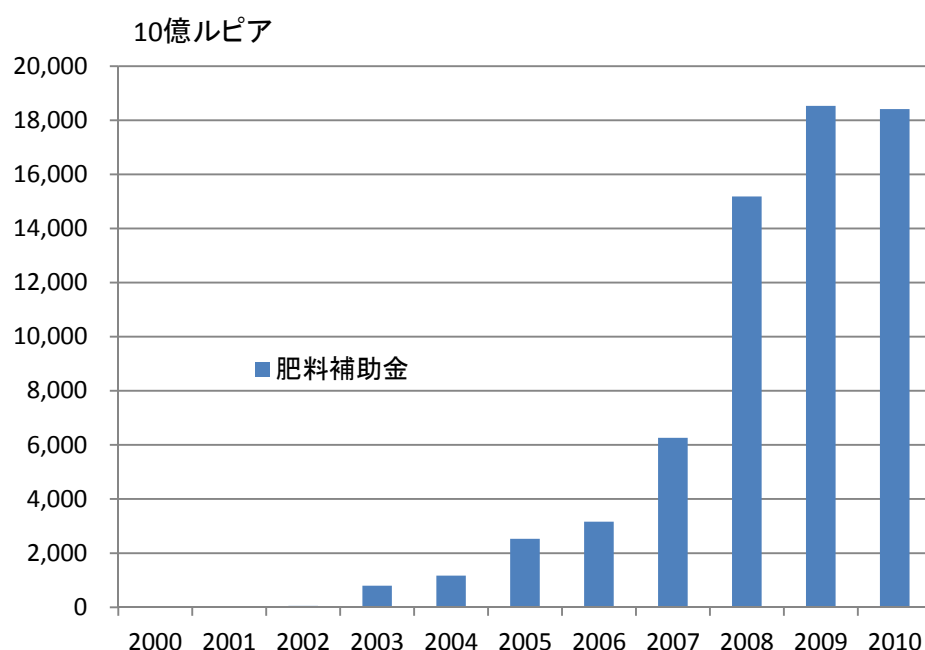
	2005	2006	2007	2008	2009	2010
価格支持	80	99	71	110	121	94
国家種子備蓄(CBN)		38	86	177	372	261
優良種子直接援助(BLBU)			223	598	1,035	1,643
合計	80	137	380	885	1,528	1,997

資料：OECD (2012) .

ここで価格支持とは補助金付き種子のことで、国家が、国営企業 PT Sang Hyang Seri , PT Pertani へ補助金を支払い、2 社が農民へ安く種子を供給する制度である。補助金付き種子は特定された店でのみ売られている。国家種子備蓄とは、無料の認証種子を農民に配布する制度である。自然災害を受けた農民と、村の中で新しい種子を広めたいとする農民

に提供される。上記の2つの国営企業は、災害に備えて、年間に必要とされる種子の30%を備蓄する義務がある。優良種子直接援助は農民に対して無料で認証種子を供与するプログラムである。上記3つのプログラムの合計金額は2005年の800億ルピアから2010年には2兆ルピアへと大きく増加している。

肥料に関してもユドヨノ政権は手厚い補助金を与えた。第19図は2000年以降の肥料補助金の推移を示すものである。2000～2002年はIMFによる緊縮財政のために肥料補助金は廃止されていたが、2003年に復活し、ユドヨノ政権期に2005年の2兆5千億ルピアから2010年の18兆ルピアへと大きく増加した。

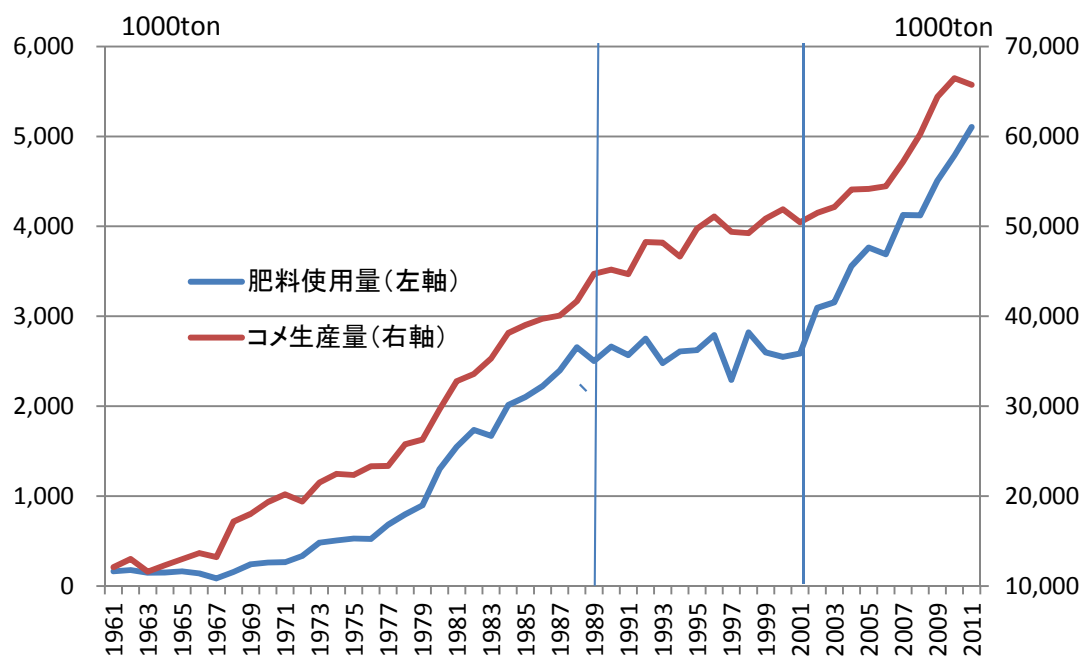


第19図 インドネシアの肥料補助金

資料：OECD（2012）。

第20図にインドネシアにおける肥料使用量が示されている。コメだけの肥料使用統計がないために、全肥料使用量のうちどれくらいの割合がコメ生産に向けられたかを知ることができない。しかし、コメはインドネシアで最大のメジャー作物であり¹⁷、全肥料使用量のうちかなりの部分がコメに向けられていると考えられること。コメ生産の好不調と肥料投入量がかなり重なっていることもこの推測を補強するものである。そして趨勢として肥料投入量の増加に応じてコメ生産量が増加しており、第20図からも両者の相関は一目瞭然である。

¹⁷ コメ以外のメジャー作物としては、オイルパームがある。



第20図 肥料使用量とコメ生産量の関係

資料：USDA, BPS.

また回帰分析を行った結果を以下に示す。

$$Y = 15,243 + 11.3F$$

(19.04) (33.8)

括弧内は t 値

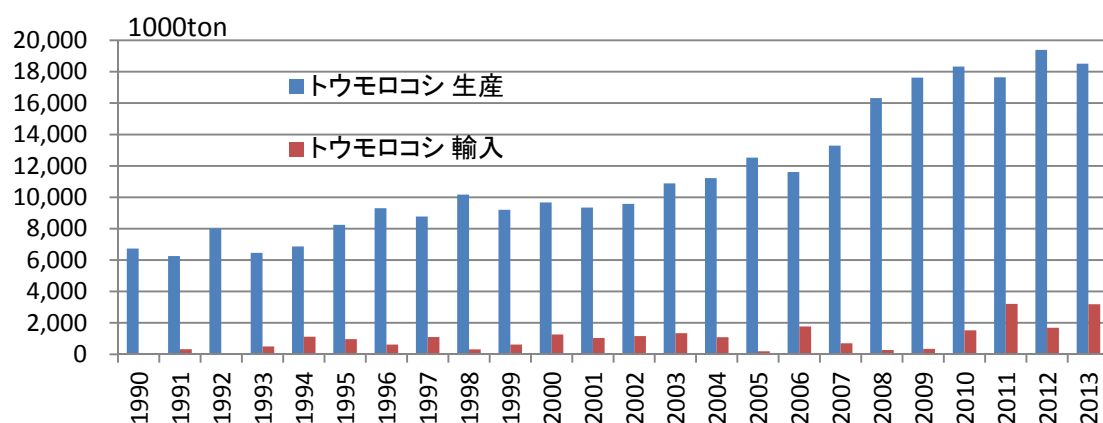
決定係数 $R^2 = 0.959$

Y と F はそれぞれ生産量と肥料使用量である。

(2) その他の主要食料

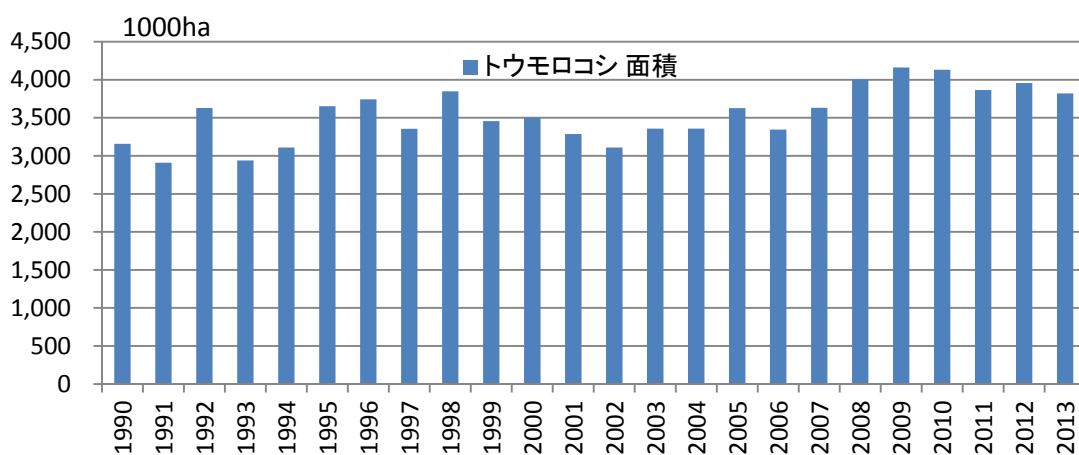
1) トウモロコシ

主要戦略作物であるトウモロコシはおおむね自給を達成している。輸入は生産の 10%程度である。以下に生産量，輸入量，収穫面積，単収を示す。



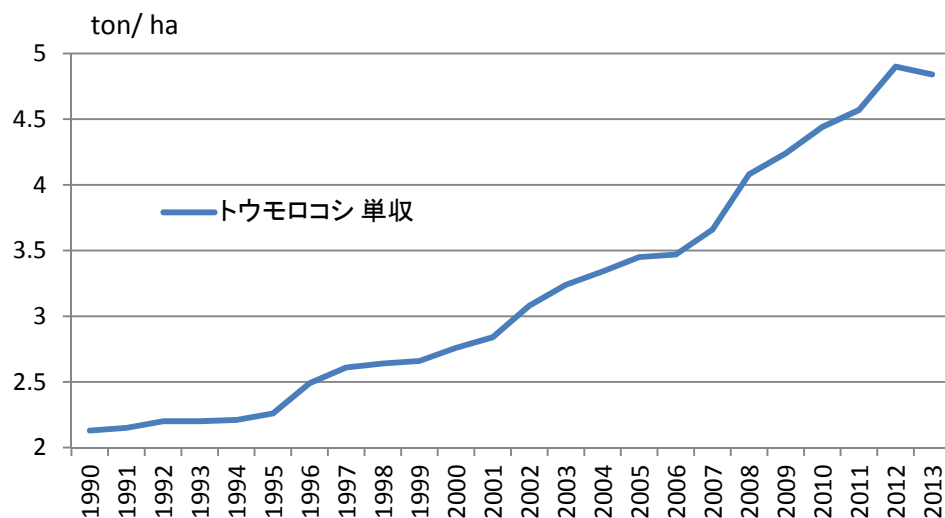
第21図 トウモロコシの生産量と輸入量

資料：FAOSTAT, Global Trade Atlas.



第22図 トウモロコシ収穫面積

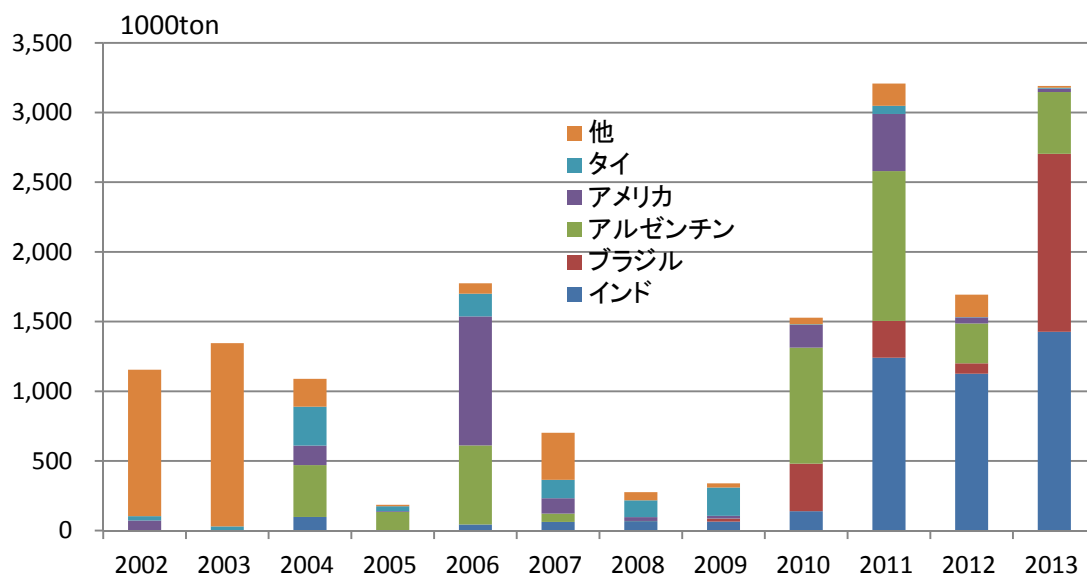
資料：FAOSTAT.



第23図 トウモロコシの単収

資料：FAOSTAT.

トウモロコシの生産増加は、ひとえに単収増加によるものであることがわかる。ハイブリッド品種の普及によるものである¹⁸。輸入相手国としては、アルゼンチンにかわりインドとブラジルからの輸入が増大している。



第24図 トウモロコシの輸入相手国

資料：Global Trade Atlas.

¹⁸ 米倉 (2014)。

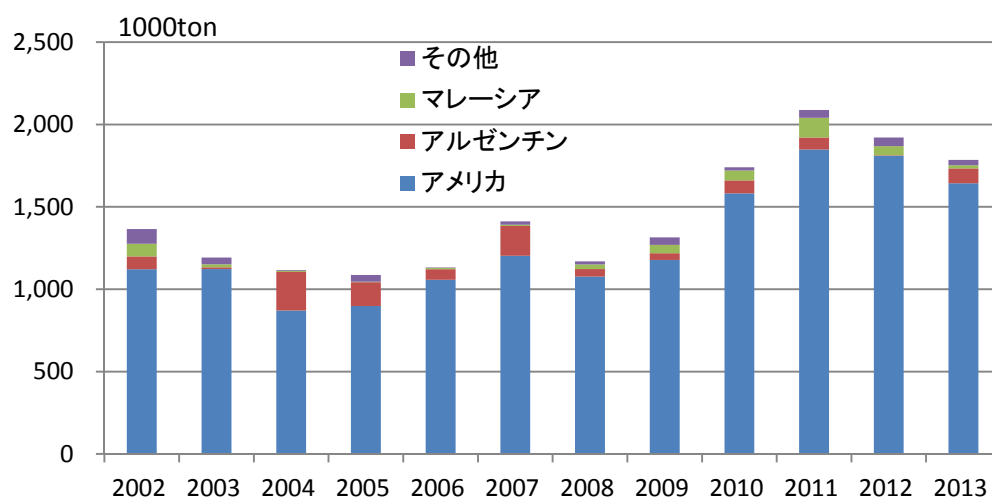
2) 大豆

主要食物である大豆の生産量，輸入量，輸入相手国等を示す。大豆は，国が自給を目的としているにもかかわらず，生産振興は失敗に終わっている。輸入が国内生産を上回っており，2007年以降年，国内生産の2倍の輸入をしている。大豆は，インドネシアでは，伝統的な食品である豆腐やテンペとして食される。

第16表 大豆生産及び輸入の推移

		2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
生産	1000ton	673	672	723	808	748	593	776	975	907	851	843	780
面積	1000ha	545	527	565	622	581	459	591	723	661	622	568	551
単収	kg/ ha	1,240	1,270	1,280	1,300	1,290	1,290	1,310	1,350	1,370	1,370	1,490	1,420
輸入	1000ton	1,365	1,193	1,116	1,086	1,132	1,412	1,169	1,315	1,741	2,089	1,921	1,785

資料：BPS, Global Trade Atlas.



第25図 大豆輸入の主要相手国

資料；Global Trade Atlas.

3) 砂糖

砂糖もインドネシアが国家として生産を推奨する重要作物であるが、その生産は需要をまかなえるほど順調には伸びていない。消費の増加分を輸入で補っている。

第17表 さとうきびの生産

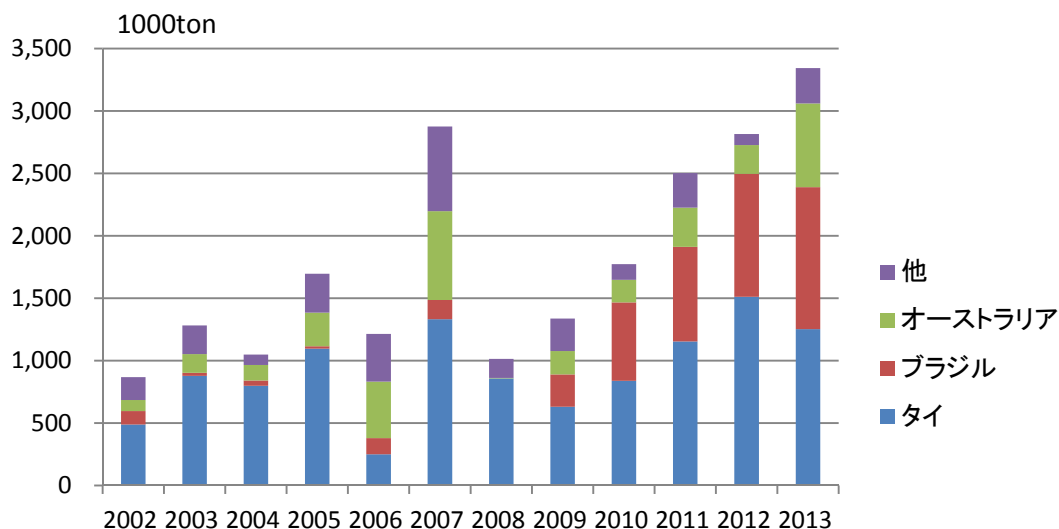
		2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
生産	1000ton	25,530	24,500	26,750	29,300	29,200	25,200	25,600	26,400	26,600	24,000	28,700	33,700
収穫面積	1000ha	351	336	345	382	396	428	437	441	437	435	410	450
単収	ton/ ha	73	73	78	77	74	59	59	60	61	55	70	75

資料：BPS.

第18表 砂糖の生産と輸入量

	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
生産量	1,755	1,632	2,052	2,242	2,307	2,624	2,668	2,517	2,290	2,268	2,592	2,551
輸入量	971	1,490	1,131	1,996	1,511	2,973	1,019	1,393	1,786	2,503	2,816	3,344

資料：BPS, Global Trade Atlas.



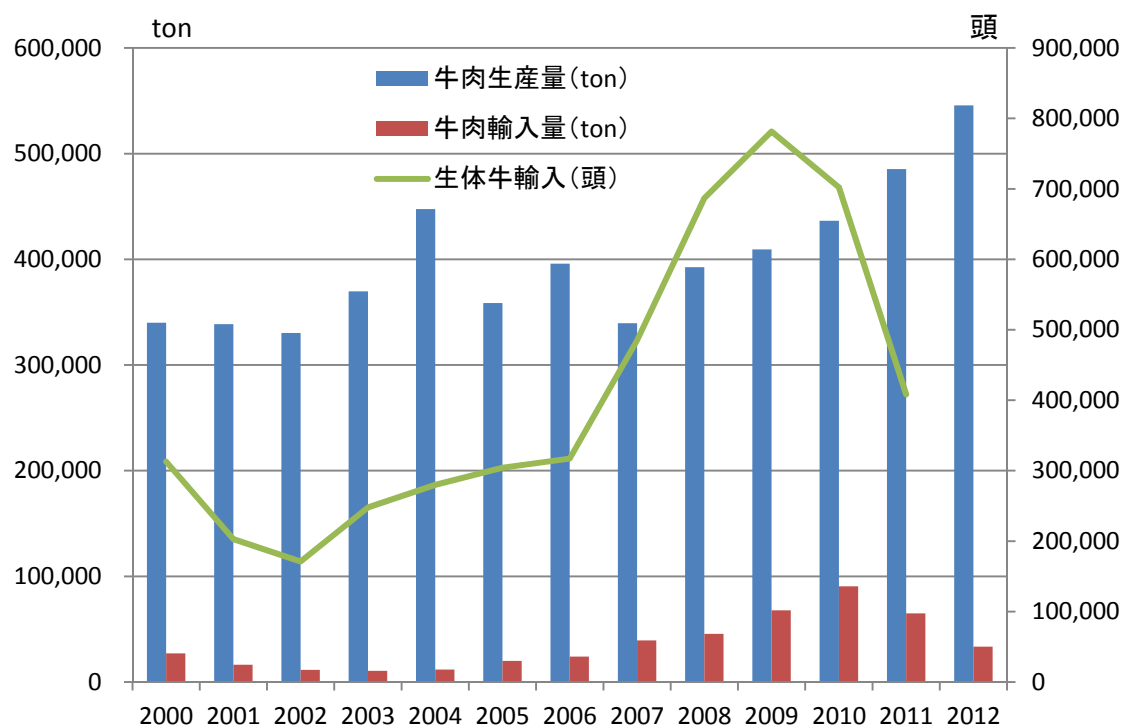
第26図 インドネシアの砂糖輸入相手国

資料：Global Trade Atlas.

4) 牛肉

牛肉も政府が自給を推進する主要食料となっている。生産量は2004年から2007年にかけて減少していたが、2007年以降再び増加傾向にある。生体牛の輸入は国内生産がふるわなかった2007～2010年にかけて増加したが、再び減少傾向にある。なお牛の輸入はほとん

どがオーストラリアから行われている。



第27図 牛肉生産量，輸入量，輸入頭数

資料：FAO STAT, Global Trade Atlas.

注．牛肉輸入量は，生鮮のもの及び冷蔵したもの (hs code 0201)

(3) 畜産物

牛肉以外の畜産物の生産量をあげる。ブロイラーの生産が堅調に増加していることがわかる。それとともに，鶏卵の生産量も増加している。

第19表 主な畜産物の生産

	2007	2008	2009	2010	2011	2012	1000ton 2013
ブロイラー	943	1,019	1,102	1,214	1,338	1,400	1,480
豚肉	226	210	200	212	225	232	246
鶏卵	944	956	910	946	1,028	1,140	1,224
牛乳	568	647	827	910	975	960	982

資料：BPS.

注．2013年は速報値.

(4) エステート作物

エステート作物とは輸出のために大規模農園で営まれるプランテーション農業による作物である。エステート作物については、主なものとしてココア、ゴム、ココナッツ、パーム油、さとうきび、茶、たばこなどがある。これらの作物は外貨獲得のみならず、周辺地域の雇用機会の提供など重要な役割を果たしている。エステート作物の生産は、ジャワ島以外のいわゆる外島と呼ばれる地域が多い。最も重要なエステート作物であるパーム油については章を改めて記述する。

第20表 主要エステート作物生産

	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
クローブス	78	61	80	71	82	98	72	100	110
ココア	749	769	740	804	810	838	712	741	721
ココナッツ	3,097	3,131	3,193	3,240	3,258	3,167	3,174	3,190	3,052
コーヒー	640	682	676	698	683	687	639	691	676
パーム油	11,862	17,351	17,665	17,540	19,324	21,958	23,097	5,203	27,782
コショウ	78	78	74	80	83	84	87	88	91
生ゴム	2,271	2,637	2,755	2,751	2,440	2,735	2,990	3,012	3,238
茶	167	147	151	154	157	157	151	146	145
タバコ	153	146	165	168	177	136	215	261	164

資料：Ministry of Agriculture.

注：2013年は速報値。

(5) 地域別農業生産

インドネシアの農業生産を地域別にみる¹⁹。ここではエステート作物を中心にみる。エステート作物は島により生産状況が全く異なり、その島の特徴があらわれるからである。

まず面積の分布をみる。面積は、インドネシアの人口の半数以上を有するジャワ島はわずか7%でしかない。スマトラ島 25%、カリマンタン島 29%、マルク・パプア地方 26%と、この3地域がそれぞれ4分の1ずつを占めている。人口密度をみると、ジャワ島は1,055人と世界有数の人口稠密さであるのに対して、バリ、ヌサ・トゥンガラ諸島は179人。スマトラ、スラウェシ島は100人程度でジャワの1/10以下である。カリマンタン島は25人とジャワの1/40以下である。マルク、パプア地方は12人とジャワの約1/90しかなく、インドネシアのなかでは極端に人口希薄である。人口の分布をみる。人口はジャワ島 58%、スマトラ島 21%、スラウェシ島 7%、カリマンタン島 6%、バリ、ヌサ・トゥンガラ諸島 6%、マルク・パプア地方 3%となっている。

コメの分布は上記の人口分布とほぼ一致している。この点からも、コメは輸出目的ではなく、各島の自給作物として栽培されていることがわかる。

コナッツは、人口分布と一致しているわけではないが、インドネシアのほぼ全域で栽培

¹⁹ この分野の先駆的研究としては、例えば黒木（2012）がある。

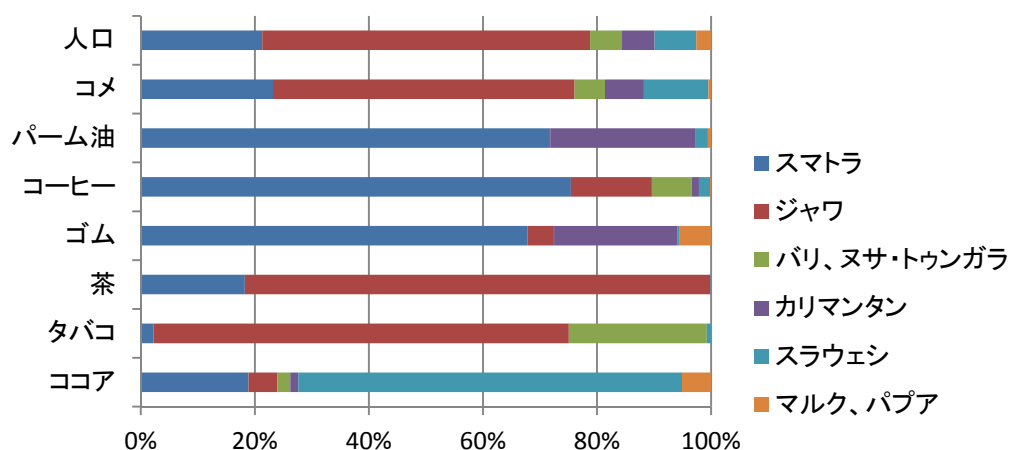
されている。それ以外のエスレート作物は全く状況が異なる。パーム油、ゴム、コーヒーではスマトラ島の比率が大きい。インドネシア最大の輸出農産品であるパーム油ではスマトラ島だけで約70%、スマトラ島とカリマンタン島で95%以上を占めている。ゴムもスマトラ島だけで約70%、カリマンタン島と合わせると95%以上を占める。コーヒーもスマトラ島だけで75%、ジャワ島と合わせると90%近くを占める。ココアはスラウェシ島が67%、スマトラ島とあわせると90%を占める。茶はジャワ島の比率が高く82%、スマトラ島が18%であり、この2島ではほぼ100%となる。たばこはジャワ島が73%、バリ・ヌサトゥンガラ諸島が24%、スマトラ島の比率は低く2%でしかない。

第21表 島別の面積、人口、人口密度、コメ及びエスレート作物生産量

		スマトラ	ジャワ	バリ、 ヌサ・トゥンガラ	カリマンタン	スラウェシ	マルク、 パプア	インドネシア
面積	(千平方キロ)	481	129	73	544	189	495	1,911
	(%)	25	7	4	29	10	26	100
人口	(百万人)	51	137	13	14	17	6	238
	(%)	21	58	6	6	7	3	100
人口密度	(人/平方キロ)	105	1,055	179	25	92	12	124
コメ	(千トン)	16,012	36,527	3,678	4,704	7,817	318	69,056
	(%)	23	53	5	7	11	0	100
パーム油	(千トン)	18,612	49	0	6,630	558	142	25,991
	(%)	72	0	0	26	2	1	100
ゴム	(千トン)	2,106	143	0	670	14	171	3,103
	(%)	68	5	0	22	0	5	100
コーヒー	(千トン)	493	93	45	8	13	1	653
	(%)	75	14	7	1	2	0	100
ココア	(千トン)	140	38	17	11	498	38	741
	(%)	19	5	2	1	67	5	100
茶	(千トン)	26	116	0	0	0	0	143
	(%)	18	82	0	0	0	0	100
たばこ	(千トン)	6	190	63	0	2	0	261
	(%)	2	73	24	0	1	0	100

資料：BPS.

注：人口と面積は2010年の値。農業生産物は2012年の値。



第28図 主な島の人口と作物のシェア

資料：BPS.

3. 農業政策

(1) 国家中期開発計画 (2010-2014)

インドネシアの国家レベルの開発計画は、20 年計画である国家長期開発計画と 5 ヶ年計画である国家中期開発計画及び実施計画（年次計画）によって構成されている。開発計画は、国家開発企画庁（BAPPENAS）の所管である。

長期開発計画は、20 年間にわたるビジョン、使命、政策の方向性を指し示す役割をもつ。中期開発計画は、5 年ごとに国民の直接選挙で選ばれる大統領が、就任後間もなく、自らの施政方針に従って、国家開発戦略、マクロ経済フレーム及び 5 年間の優先的取組施策を示すものである（長期開発計画との整合性は配慮）。

インドネシア政府は、これまで 5 年ごとの中期開発計画を定めてきており、「国家中期開発計画（2010-2014）」は「国家中期開発計画（2005-2009）」に続く第 2 次の中期計画となる。

中期開発計画（2010-2014）では開発のミッションとして、①繁栄するインドネシアに向けての持続的な開発、②民主主義の強化、③あらゆる分野における正義の強化、があげられている。上記 3 つのミッションを実現するにあたり、国家政策における 11 の優先事項が記述されている。それらは、①統治と官僚機構の改革、②教育、③健康、④貧困削減、⑤食料安全保障、⑥インフラ、⑦投資環境やビジネス環境、⑧エネルギー、⑨生活環境や災害管理、⑩条件不利地域や紛争後の地域、⑪文化、創造性と技術革新、である。

上記 11 の国家の優先事項のうち、農業政策に関連していることは第 5 の優先事項である食料安全保障である。食料安全保障は、食料自給の向上、農産物の競争力向上、農家の所得の向上、環境と天然資源の保全、等の農業の活性化に関連している。

食料安全保障のためのアクションプログラムは以下の 6 項目からなる。

① 土地開発と農業空間配置。

規制改革は、農地に法的確実性を保証することである。200 万ヘクタールの農地の新たな開発とともに、耕作放棄地を最適に利用する。

② インフラストラクチャー

農産物の量と質を向上させて販売する能力を高めるために、輸送、灌漑、電力網、通信技術及び国家情報システムにおけるインフラを建設し、維持する。

③ 研究開発

優れた種子やその他の研究成果を創出することにより、国内で生産する農産物の品質と生産性を向上させるために、農業分野での研究開発を強化する。

④ 投資、融資、補助金

地域に密着した食料、農業、地場産業への投資を奨励する。

農産物生産者が利用可能な融資を行う。

圃場で試験済みの高品質の種子，肥料，技術，収穫後の施設の適量かつタイムリーな利用可能性を保証する補助金を交付する。

⑤食品と栄養

食品の栄養価と食料消費の多様性を向上させる。

⑥気候変動への適応

気候変動に対して，それを予知し，食料と農業システムを適応させる。

(2) 農業開発計画 (2010-2014)

1) 農業開発計画 (2005-2009) の評価

農業省は，これまで5年ごとの中期開発計画を定めてきており，「農業開発計画 (2010-2014)」は「農業省開発計画 (2005-2009)」に続く第2次の中期計画となる。第2次計画においては，第1次計画の評価を行っている。

まず，コメについては2007年に自給を達成したことを高く評価している。さらにトウモロコシと家庭消費用の砂糖についても2008年に自給を達成したことを記述している。特にトウモロコシは，2005年の生産量は1,250万トンであったのが，2008年には1,632万トンへと年率9%以上で増加したことをあげている。

そして自給達成を可能にした要因についてふれている。まず予算であるが，農業省の予算は2004年の2兆9,000億ルピアから，2009年には8兆1,700億ルピアまで増加した。肥料補助金は2004年の1兆5,000億ルピアから2009年には18兆7,400億ルピアまで増加した。

種苗補助金は2004年の1,740億ルピアから2009年には1兆3,200億ルピアへ増加した。

つぎに研究開発の成果について述べてある。2005年から2009年にかけて，コメの新品種は196品種が開発された。トウモロコシは46種類の高収量品種が開発された。大豆は64品種が開発された²⁰。

つぎに農民に資金面での支援を行うため，農業省は様々なクレジットスキームを開発し，提供してきた。KKP-E (Credit Food Security and Energy)，KPEN-RP (Credit Development and Bio Energy Revitalization of Agriculture)，KUPS (Cattle Breeding Business Credit) などである。

²⁰ しかしながら，大豆生産は停滞的である。

2) 国家開発計画との関係

インドネシア農業省はインドネシア政府の作成する「国家中期開発計画 2010-2014」を受けて、農業開発 5 カ年計画を立案する。「国家中期開発計画 2010-2014」では主要食料の増産目標値が第 1 表にあげられている。その値は以下のとおりである。2010 年から 2014 年にかけて、コメを年率 3.22%, トウモロコシを年率 10.02%, 大豆を 20.05%, 砂糖を 12.55%, 牛肉を 7.30% で増加させる。この目標数値は農業開発 5 カ年計画 2010-2014 の第 2.2 表と第 2.3 表に全く同じ値が掲載されており、農業省の農業開発 5 カ年計画は、「国家中期開発計画 2010-2014」と整合性がとられている。

3) インドネシア農業の問題点

インドネシア農業が今日もそして将来においてもかかえる深刻な問題として、以下の 11 点を掲げている。

- ① 環境の劣化と地球規模の気候変動。
- ② 農民が利用できるインフラ設備、土地、水が不足していること。
- ③ 土地所有の問題（966 万戸の農家の規模が 0.5 ヘクタール未満）。
- ④ 種子供給システムが弱体である。
- ⑤ 農民の資本へのアクセスが制限されていること、すなわち、融資を受ける場合の金利が高い。
- ⑥ 農民や普及員を組織するための制度が弱体である。
- ⑦ 食料安全保障とエネルギー確保の脆弱性。
- ⑧ 食品の多様化が進んでいない。
- ⑨ 農民の交換レート（NTP）が低い。
- ⑩ 農業部門と関連する他部門間の連携が弱い。
- ⑪ 農業を支援する政府当局者の人材は不十分であり、パフォーマンスは低い。

4) 農業発展のための挑戦

上記の問題を克服するためにも政府部門は以下の課題に挑戦せねばならないとしている。

- ① 農産物の生産性と付加価値を向上させる。
- ② 化学肥料と有機肥料を均等に使用することで、農地の肥沃度を高める。
- ③ 種苗技術と品種改良技術の開発とともに土地と水のインフラを改善する。
- ④ 農民や村単位の協同組合に対して低金利で融資できるようにする。
- ⑤ 農村地域における貧困、失業や食料不足を克服する。
- ⑥ 生産者が不利益を被らないように、特定の農産物については政府が価格政策を行う。

- ⑦ グローバル化の進展に伴う様々な外部からのショックから国内農業を守る。
- ⑧ 次世代の人々が農業に参加する意欲を持てるように、農業のイメージを改善する。
- ⑨ 農村地域における農業関連ビジネスを強化する。
- ⑩ 効率的な農業普及システムを作る。
- ⑪ 食料需要を満たし、園芸作物や畜産物の最上級商品を開発し、輸出向けのプランテーション作物の生産を増やす。

5) 農業省のビジョン

農業省のビジョンとして、次の点をあげている。

食料自給を強化し、農産物の付加価値を高め、競争力を向上させ、輸出を増加させ、農民福祉の向上させるために、地域資源に基づいた持続的かつ産業的な先導的農業を実現すること。

6) 農業省の目的（ゴール）

農業省は、その目的として、以下の 5 点をかかげている。

- ① 地域資源に基づいた持続的かつ先導的な産業的農業の実現。
- ② 食料自給の維持と改善。
- ③ 食料消費の栄養を高め、かつ多様化を進める。
- ④ 農産物の付加価値を向上させ、競争力を強化し、輸出を増加させる。
- ⑤ 農民の所得と福祉を向上させる。

7) 農業省の目標

いよいよ農業省は具体的目標を数値をあげて設定する。その具体的目標は以下の 4 つである。

- ① 食料自給の達成と維持。
- ② 食料消費の多様化。
- ③ 付加価値の向上、競争力の強化、輸出の増加。
- ④ 農民福祉の向上。

①の食料自給の達成と維持に関しては、特に以下の 5 品目を主要食料品目として、自給を追求している。それらはコメ、トウモロコシ、大豆、砂糖そして牛肉である。既に自給

を達成したコメについては 2014 年にはその生産量を 7,570 万トンにするとしている。コメ同様に自給を達成したトウモロコシについても、2014 年の目標生産量を 2900 万トンとしている。大豆、砂糖及び牛肉についても、2014 年には自給を達成するとしており、2014 年の目標生産量はそれぞれ、270 万トン、481 万トン、55 万トンである。第 22 表に農業省の掲げる目標生産量と現実の生産量及び輸入量をあげておく。

第 22 表によると、コメはおおむね自給率は 95%以上であり、自給を達成かつ維持している。トウモロコシもおおむね自給を達成かつ維持しているといえよう。ただし、2013 年にはやや輸入の増加傾向がみられる。大豆の自給政策を明らかに失敗である。2013 年において、目標生産量 225 万トンに対し、現実の生産量は 78 万トンにすぎず、179 万トンを入力している。砂糖の自給も失敗している。2013 年の目標生産量は 436 万トンであるが、実現生産量は 255 万トンであり、334 万トンを入力している。牛肉については目標数量を達成している。

第22表 農業省の主要食料品目増産目標（2010-2014）

単位: 1000ton

	品目	年次					
		2009	2010	2011	2012	2013	2014
目標値	コメ	63,840	66,680	66,800	71,000	73,300	75,700
	トウモロコシ	17,660	19,800	22,000	24,000	26,000	29,000
	大豆	1,000	1,300	1,560	1,900	2,250	2,700
	砂糖	2,850	2,966	3,499	3,902	4,355	4,806
	牛肉	400	411	439	471	506	546
実現値	コメ	64,399	66,469	65,741	69,056	71,280	
	トウモロコシ	17,630	18,328	17,643	19,387	18,512	
	大豆	975	907	851	843	780	
	砂糖	2,517	2,290	2,268	2,592	2,551	
	牛肉	409	437	485	546		
輸入量	コメ	248	686	2,745	1,810	473	
	トウモロコシ	339	1,528	3,208	1,693	3,191	
	大豆	1,315	1,741	2,089	1,921	1,785	
	砂糖	1,393	1,786	2,503	2,816	3,344	
	牛肉	68	91	65	34		
	生体牛(頭)	781,497	702,219	408,194			

資料：インドネシア農業省，FAOSTAT，Global Trade Atlas.

②の「食料消費の多様化」に関しては、農業省は食料消費の多様化は食料安全保障と密接に関係していると考えており、多様化の進展により、一人当たりコメ消費量が年間 3%で減少することを期待している。農業省は一人当たりコメ消費量は多すぎると考えており、肉などの食品へ消費がシフトすることを期待している。

8) 農業省の戦略

農業省は上記の目標を達成するために、7つの農業再活性化政策をかかげている。

- ① 土地の再活性化
- ② 育種の再活性化
- ③ インフラの再活性化
- ④ 人的資源の再活性化
- ⑤ 農民への融資の再活性化
- ⑥ 農民組織の再活性化
- ⑦ 技術と下流産業の再活性化

上記7項目について、詳細説明が付されているので以下に記述する。

① 土地の再活性化

土地及び水資源は農業生産の根源であるとして、以下の4項目があげられている。

i) 「農地利用可能性」(農地の長期的利用に関して)

ここでは農地が長期的に利用可能であることが重要であるとして、“the Law on Sustainable Food Agricultural Land Protection”(PLP2B)とそれを補填する種々の法規が土地の転用を防止するとしている。

ii) 「農地の肥沃度」

肥沃な農地なくして土地の利用可能性は十分ではないと農業省は認識している。肥沃な土地の維持のために以下の取組みを行うとしている。河川区域内に木を植える。森林伐採を減らすように努める。有機肥料と化学肥料のバランスを考慮する。

特に水資源の重要性があげられている。農業省は、灌漑施設の修理や小さなダム建設、公共事業省と協力してダムの修理を行う等の措置を講じるとしている。

iii) 「土地所有権とステータス」

土地所有権が不明確な土地へは十分な投資を避ける傾向がある。融資を受けるためにも、十分な農業投資を行うためにも、土地所有権の明確化は必要である。

iv) 「農地利用可能性」(水利用に関して)

2010年～2014年にかけての農業省の作業課題は以下のとおりである。

- ・灌漑水道を修復する。
- ・土地の物理的な構造を修復する。
- ・小さなダムや貯水池等をつくる。
- ・植栽スケジュールを提供する。
- ・乾燥耐性と節水品種の栽培技術を追求する。
- ・上流地域と河川地域の両方の森林を保全するために、関係者と調整を行う。

・ダム、貯水池や灌漑水道を修復するため、公共事業省との調整を行う。

② 種苗及び育種の再活性化

土地と水のほかに、栽培面で最高品質の種子の利用可能性は、非常に重要な問題である。肥沃な土地と最高品質の種子の組み合わせは、生産及び/または最高品質の農産物を生産する。歴史的に最高品質の種子の役割は、1960年代の緑の革命における生産性向上に成功した時に証明されている。さらに近年のコメやトウモロコシの自給達成の成功には、最高品質の種子の使用が関連している。

- i) 国の種苗・育種システムを再構築し、中央から地方末端へと情報等の伝達が速やかに行われるようにする。
- ii) 国家遺伝資源を保護し維持し、地方の最高品質の品種開発のために利用する。
- iii) 種子の開発事業の取り組みに参加する民間企業を奨励する。
- iv) 種苗に関わるさまざまな階層及び教育レベルの人々を奨励する。
- v) フィールドレベルにおける最高品質の種子を作り出す。
- vi) 地域及び外国由来の最高品質の種子の供給源を拡張する。
- vii) 種苗及び育種関連の法律を運用する。

③ インフラや施設の再活性化

農道は、特に生産と収穫収入のための交通機関は、農場経営効率を向上させるために非常に重要である。農道や村レベルの道路を構築するための努力が継続的に行われるべきである。この目的のために、公共事業省と地方自治体との調整は、特に農業の生産の中心領域へのアクセスを開くために非常に重要である。

④ 人的資源の再活性化

人間は農業生産において非常に重要なリソースを構成している。人間という信頼性の高い有能なプレーヤーがなければ農業開発を最大限に進行できない。農業省は、教育、訓練、学校を通じて農業における人材の改善のために様々な活動を展開している。開発や人材の質の向上は、農家や農業役員を対象としている。

農業カウンセラーはその仕事上、最も農家に近い立場にある。しかし、農業カウンセラー制度は弱体化している。カウンセラーの増員は積極的に行われず、結果としてカウンセラーは数においてのみならず能力においても低いままになっている。しかも、カウンセラーの年齢は平均的に退職年齢に近づいてきた。カウンセラーの重要性に鑑み、2005年～2009年のカウンセラーの補充はリクルートデイリーフリーランサー（THL）の形で行われている。今後数年間におけるカウンセリング体制を強化するため、以下の努力がなされるべきである

- i) 各地域におけるカウンセラー形成の数を増加すること。

ii) 地域のカウンセリング担当者の募集と資金調達に関連した地方政府との調整。

⑤ 農民への融資の再活性化

農民にとって資本へのアクセス制限が問題となっている。適切な融資システムを使用できない農民は、場合によっては非常に高い金利で資金を借りなければならないこともあり、問題である。農民の資本へのアクセスの制約を絶つために以下の取り組みがなされるべきである。

- i) KKP-E²¹, KPEN-RP, KUPS などのクレジットを国家が提供すること。
- ii) 新しく、より簡単なクレジットスキームを拡張すること。
- iii) 農村部のミクロ経済制度を成長させること。
- iv) 農家が、既存の融資スキームを含む協同組合の資金調達ソースへのアクセスを可能とするように、中央政府と地方政府で調整すること。
- v) 農業の分野で特別な協同組合を再成長させること。

⑥ 農民組織の再活性化

農業活動には、莫大な人的資源（農民）、生産設備、そして巨額の資本が含まれる。さらに、それはまた、上流部門から下流部門へと及ぶ技術革新とマーケットの情報に密接に関連する。このような農業活動の性格のため、農民の組織化は必要性が非常に高くなっている。農民がグループとして行動することにより、マーケットにおける農民の力は増大するのである。

⑦ 技術と下流産業の再活性化

技術及び下流産業再生のために、以下の努力を行うことが必要である。

i) 特に胚芽、最高品質の種子、動物や植物の医学、農機具や農業機械や加工農産物及び土地と水資源の利用に関して、技術革新を行うための研究活動を強化する。

農業省は以下の生産に焦点を当てる。

- (a) 最高品質の種子、肥料、動物及び植物医学、農業道具や機械、加工品を農場レベルの必要性と状況に適合させる。
- (b) 農業資源管理のための技術革新。
- (c) 農業政策提言。
- (d) 研究開発成果による技術革新の採用。

²¹ 米倉（2013）によると、2000 年より開始された食糧確保クレジット KKP は 2007 年以降、エネルギーも対象にした KKP-E（一般農家向け食糧・エネルギー保障クレジット；食用作物、サトウキビ、園芸作物、畜産物対象賞、農家 1 件当たり上限 500 万ルピア、農家負担金利年 5～6%、取扱い銀行受け取り利子 12～13%）となった。このスキームは指針を定めて、農民組織を通じて現場での円滑かつ確実なクレジットの提供とその回収を担保しようとしているところに特徴があるとのこと。

ii) 研究の制度化、教育訓練、カウンセリング、農場レベルの農業技術者と農民の制度化を最大限進めることにより、研究成果の普及を加速する。

研究開発成果による農業技術普及の加速は、様々な方法、最新の普及媒体、効果的かつ効率的な農業の技術革新、を介して行われる。研究結果は、農民によりアクセス可能な形に加工され、提供される。

iii) 付加価値の向上と、国内及び国際的競争力の向上のために、農村地域の農業加工産業の開発を支援すること。

将来の農業開発戦略は農村地域のアグロインダストリーの発展である。それは、未加工農産物を加工農産物（中間財、もしくは最終財）へと加工するものである。食品・飲料加工産業、生化学産業、副産物加工産業が含まれている。

iv) マーケティングの保証と農産物価格の安定

アグリビジネスチェーンでは頻繁に農家が直面する問題は、製品マーケティングの保証と農家の受取価格である。すなわち、農家が作った農産物を自ら販売できない（価格決定権がない）ことと、収穫時に販売する価格が低いことである。そのため農業省は以下の努力を行う。

(a) 収穫時 BULOG を介して物価安定に向けた介入を継続する。

(b) 輸入品が国内価格を下落させることがないように、非関税政策を通じて保護を与えるように努める。

(c) 市場情報ネットワークを構築し、国中に普及させる。

(d) 輸出商品の販売を促進する。

おわりに

本稿では、インドネシアの一般概況と農業について、特にコメを中心に概観した。まず政治については、2014年に総選挙と大統領選挙が行われ、大統領選挙についてはジョコウィ氏が僅かの差でプラボウォ氏に勝ち、大統領に就任した。しかしながらジョコウィ大統領を支持する連立与党は国会でも地方議会でも少数派であり、議会はプラボウォ氏の主導する野党連合に掌握されている。従って大統領は国会対策に苦慮することが予想され、ジョコウィ大統領が活躍できるのか、それとも政権がレームダック化するのか、予断を許さない。経済については、インドネシア経済はGDP成長率が低下傾向にあり、その原因は前政権の製造業育成の失敗にあること、インドネシア経済の長期的な発展を実現するためには人口ボーナスを活用し、労働集約型の製造業を回復することが鍵となることを述べた。

コメ生産については、ユドヨノ政権下で自給を達成し、今も生産は人口増加率を上回る増加傾向にある。コメ生産増大の成功は、一貫して続く外島におけるコメ生産の面積拡大、高収量品種の全国規模での普及、その結果として全国規模での単収の上昇がある。その背景には、農業自給政策で特にコメを重点的に支援し、新品種の研究・開発と普及が活発であったこと、種子補助金や肥料補助金が顕著に増大したこと等がある。農業政策については、インドネシアは主要食物（コメ、とうもろこし、大豆、砂糖、牛肉）については、自給達成を強く意図している。農業省はそのために7つの再活性化プログラムを打ち出しているので、本稿ではその詳細について説明を加えた。

〔付記〕

本稿で使用した、データ及び情報は2015年1月末日までのものである。

[引用文献]

- 石場裕(2009)「平成 20 年度カントリーレポート インドネシア」農林水産政策研究所『行政対応特別研究
[二国間] 研究資料第 8 号』, 15～51 ページ。
- 井上荘太郎(2002)「インドネシアー世界最大の米輸入国」『農業及び園芸』第 77 巻第 1 号, 124～129 ページ。
- 外務省, (http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_abe2/vti_1301/indonesia.html)
- 菊池しのぶ (2014)「インドネシアの燃料補助金の弊害」みずほ総合研究所。
<http://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/insight/as140326.pdf>
- 黒木弘盛(2012)「インドネシアーコメの自給を達成できない農業大国」農林水産政策研究所『世界食糧
プロジェクト研究資料第 3 号, 平成 22 年度 世界の食糧需給の中長期的な見通しに関する研究報告
書』, 293～306 ページ。
- 佐藤百合(2012)「インドネシアからみた対中国経済関係」,
(http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Download/Seisaku/120323_02.html).
- ジェトロ (2013)「インドネシア」<https://www.jetro.go.jp/world/gtir/2013/pdf/2013-idn.pdf>.
- 西村美彦(2008)「インドネシアの農業政策ーコメ政策を中心に食料確保に向けた取り組み, 課題, 今後の
展望等についての調査ー」農林水産省『主要国の農業情報調査分析報告書 (平成 20 年度)』,
(http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokusei/kaigai_nogyo/k_syokuryo/h20/pdf/h20_asia_06.pdf).
- ピクテ投信投資顧問株式会社 (2014)「改革進むインドネシア, 燃料補助金削減と利上げを実施」
(<http://www.pictet.co.jp/archives/50038>)
- プロマーコンサルティング(2013)「インドネシア: 農林水産業の現状及び農業政策」『平成 24 年度海外農
業情報調査分析事業 (アジア)』第四部。
(http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokusei/kaigai_nogyo/k_syokuryo/pdf/04asia_indonesia.pdf).
- 頼俊輔(2007)「インドネシアにおける緊縮財政と米価安定政策の縮小」『横浜国大社会科学研究』第 12 巻
第 3 号, 94～109 ページ。
- 吉田 智彦, Anas, Rosniawaty Santi, Setiamihardja Ridwan (2009) 『日本作物学会紀事』, vol. 78, no. 3,
pp. 335-343.
- 横山繁樹(1998)「インドネシア食料危機の背景」『農業と経済』11 月, 72～81 ページ。
- 米倉等(2003)「構造調整視点から見たインドネシア農業政策の展開」『アジア経済』XLIV-2, 2～39 ページ。
- 米倉等(2004)「BULOG 公社化の背景と特質ー食糧部門における制度改革」佐藤百合編『インドネシアの
経済再編』アジア経済研究所。
- 米倉等(2012)「インドネシアの米需給の現状と政策問題」世界の米需給研究会編『世界の米需給動向と主
要諸国の関連政策』日本農業研究所, 187～211 ページ。
- 米倉等 (2014)「インドネシアの最近の政策動向」『農業と経済』3, pp.87-97。

BPS (インドネシア中央統計局) “Statistical Year Book of Indonesia”.

FAOSTAT, (<http://faostat.fao.org/>).

Global Trade Atlas, (<http://www.gtis.com/GTA/>).

GERBANG PERTANIAN, 2011.11.21。
 (<http://www.gerbangpertanian.com/2011/11/deskripsi-padi-inpari-13.html>)

Kementerian Pertanian Republik Indonesia(インドネシア農業省),
 (<http://aplikasi.deptan.go.id/bdsp/newkom.asp>).

Kementerian Pertanian Republik Indonesia “ Strategic Plan Design Year 2010 – 2014”.

Kompas,2011.3.3
 (<http://regional.kompas.com/read/2011/03/30/21325532/Benih.Ini.Bisa.Hasilkan.Rp.496.000/Ha>)

Iman Rusmana (2013) "Sustainable agricultural production– Focus on rice production in Indonesia",
 Capacity Building Workshop on:
 “Strategic rice cultivation with energy crop rotation in Southeast Asia – A path toward
 climate change mitigation in the agricultural sector” , 29 - 31 May , Bangkok, Thailand.
 (http://www.jgsee.kmutt.ac.th/apnproject/PDF_APN29to31May2013/Session2_Country%20Reports/Session2_3Indonesia.pdf).

Iwan, Khoirul (2012) “Effect of Water Availability during Growing Season II on Rice Crop

OECD (2012) “Review of Agricultural Policies: Indonesia ”.

Varieties Ciherang, Inpari 10, and Inpari 13”
 (<http://repository.ipb.ac.id/handle/123456789/54688>).

USDA, “PSD Online”, (<http://www.fas.usda.gov/psdonline/>).

World Bank, (<http://data.worldbank.org/>).

第5章 インドネシアのパーム油の生産と輸出動向

明石 光一郎

はじめに

植物油脂の生産については、かつて大豆油が世界一の座を誇っていた。しかし 1990 年代よりインドネシアを中心とするパーム油の生産急増により、2005 年にはついにパーム油が大豆油にキャッチアップし、2006 年以降は大豆油を抜き去り世界一となり、その差はますます拡大する傾向にある。また貿易量についても、2000 年以降パーム油の貿易量は大豆油を圧倒的に上回っている。この背景にはインドネシアが 1990 年代以降に急速にパーム油生産と輸出を拡大したことがある。いまやパーム油は世界最大の生産額と貿易額を誇る油脂であり、かつインドネシアとマレーシアの 2 カ国でその約 80%以上を占めている。

また、インドネシア国内の事情を考慮しても、パーム油の輸出額は 2013 年において、インドネシアの総輸出額の 9%、農産物輸出額の 51%を占めており、インドネシア経済にとってかせない重要品目となっている。

本報告では、特に 90 年代以降急速に拡大したインドネシアのパーム油についてその生産動向を追跡し、輸出動向についてもマレーシアとの関係に注目しながら概観し、報告する。

1. インドネシアにおけるパーム油

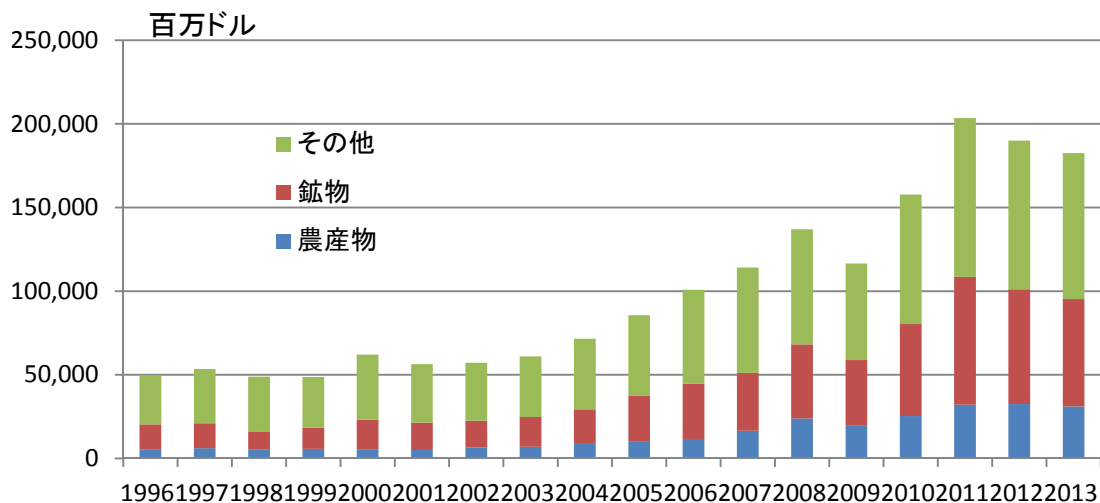
インドネシアのパーム油生産は1990年代以降急拡大した。第1表はインドネシアの農産物構成額の比率を示すものである。90年代初頭においてはコメは農産物生産額の約3分の1を占めていた。パーム油の比率は僅か3%にしかすぎなかった(91年)。しかし2009年にはコメの生産額は約20%にまで低下し、パーム油の生産額は12%にまで増加している。コメとパーム油をあわせると全農産物の約30%になる。

第1表 農産物生産額構成比の変化

	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
作物	80.3	82.4	76.9	80.9	83.4	81.3	81.6	86.9	83.3	82.6	82.5	79.3	81.5	82.5	83.0	81.2	82.4	84.9	82.9
キャッサバ	3.4	3.6	2.9	3.0	3.0	3.3	3.1	3.1	3.1	2.8	3.1	3.9	4.3	4.0	4.0	2.5	2.6	4.6	5.4
ココア	0.6	0.6	0.6	0.6	0.7	0.8	0.9	1.9	1.7	1.9	1.7	2.0	2.0	1.9	1.5	1.6	1.6	1.6	1.8
コーヒー	2.0	1.7	1.6	2.3	2.5	1.9	1.8	2.0	2.2	2.3	2.0	1.4	1.4	1.2	1.1	1.2	1.5	1.4	1.5
トウモロコシ	3.8	4.0	3.3	3.8	4.0	5.1	4.7	5.9	5.1	4.8	5.3	4.5	5.0	4.7	4.4	4.0	4.5	5.9	6.5
天然ゴム	1.7	1.6	1.5	1.5	1.5	1.3	1.2	1.0	1.1	0.9	0.9	0.8	0.9	0.9	0.9	2.8	4.0	3.5	3.3
パーム油	3.5	5.7	6.1	6.9	6.0	6.6	7.6	8.8	5.3	6.3	5.3	7.1	9.1	10.9	8.5	9.4	9.8	11.7	11.6
コメ	32.2	32.5	28.0	29.5	29.0	28.2	28.8	30.6	31.9	29.4	26.7	25.1	23.0	26.2	28.7	26.6	28.9	23.6	18.8
大豆	3.3	3.4	3.2	2.8	2.4	2.1	2.0	2.1	1.9	1.2	1.0	0.8	0.8	0.8	0.8	0.6	0.5	0.7	0.9
スパイス	4.2	2.6	2.8	2.3	4.6	3.3	3.6	4.0	4.9	5.0	5.2	4.8	4.5	4.3	4.2	3.3	2.9	3.8	5.0
さとうきび	3.7	3.9	3.5	3.8	3.1	3.0	2.3	2.4	2.0	1.9	1.9	1.7	1.6	1.6	1.6	1.6	1.4	1.1	1.2
畜産	19.7	17.6	23.1	19.1	16.6	18.7	18.4	13.1	16.7	17.4	17.5	20.7	18.5	17.5	17.0	18.8	17.6	15.1	17.1
牛肉	4.1	4.3	4.9	3.3	2.9	3.2	3.1	2.5	2.8	2.8	2.6	3.8	4.0	4.3	3.7	4.1	3.4	2.6	3.1
卵	1.8	1.9	5.6	4.6	4.5	5.2	4.9	2.8	4.9	5.4	5.4	5.5	3.3	3.5	3.0	3.5	3.9	3.0	2.9
ミルク	0.5	0.5	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.5	0.7	0.6	0.5	0.6	0.5	0.4	0.5	0.4	0.4	0.6
鶏肉	4.7	4.8	4.6	5.1	4.1	5.0	4.4	3.1	3.7	4.8	5.0	5.6	5.5	5.2	6.1	6.5	6.2	5.9	7.3
豚肉	5.2	2.9	4.2	3.0	2.6	3.2	3.7	2.6	3.1	2.1	2.0	2.6	2.6	2.3	1.8	2.1	1.9	1.9	1.9
合計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

資料：OECD(2012)。

インドネシアの輸出におけるパーム油の地位をみる。第1図はインドネシアの輸出品目の構成の変化をみたものである。第2表は構成比を表したものである。



第1図 インドネシアの輸出品目の構成

資料：Global Trade Atlas。

第2表 インドネシアの輸出産品の構成比

単位：％

	農産物	鉱物	その他
1996	11	30	59
1997	11	28	61
1998	11	22	67
1999	12	26	62
2000	9	28	63
2001	9	29	62
2002	11	28	61
2003	11	29	59
2004	12	29	59
2005	12	32	56
2006	12	33	56
2007	14	30	55
2008	17	32	50
2009	17	33	49
2010	16	35	49
2011	16	38	47
2012	17	36	47
2013	17	35	48

資料：Global Trade Atlas.

注．農産物はHS codeが1～24，鉱物は25～27.

1996年から2011年にかけてインドネシアの輸出は堅調に増加しているが（2009年を除く）、特に農産物と鉱物の増加が顕著である。2009年以降一次産品の比率が50%以上を占め、インドネシアの主要輸出品目は一次産品となっていることがわかる。第2表をよく見ると、2002年頃まではその他（主に工業製品）の輸出比率は60%程度であり、一次産品は40%以下であった。しかし中国がWTOへ加盟した2002年頃から農産物と鉱物の比率が増加しはじめ、2013年においては農産物は17%と2000年の9%の約2倍の比率、鉱物も35%と2000年より7ポイントも増加している。他方その他（工業製品）は2009年以降50%を下回っている。

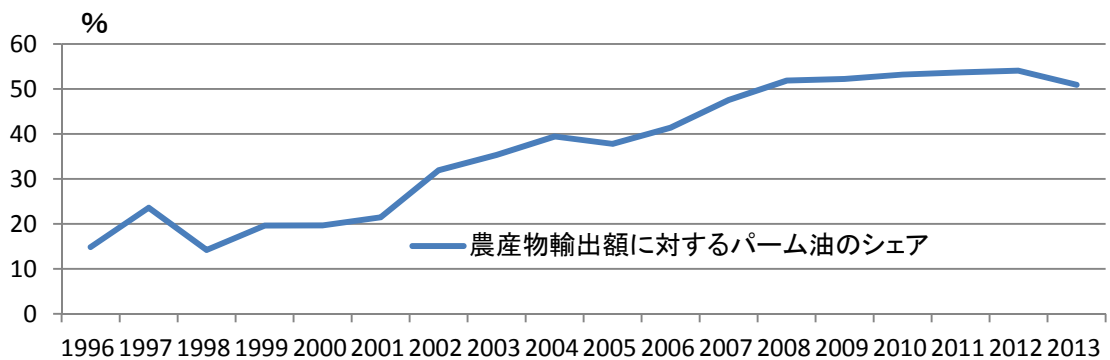
第2図はインドネシアの総輸出額に対するパーム油の比率を示すものである。データはGlobal Trade Atlasで入手可能な1996年からとってある。同表によると、1990年代後半にはパーム油のシェアは2%程度しかなかった。しかし2000年以降パーム油のシェアは増加し続け、2010頃には9%にまで達している。すなわちパーム油はインドネシアの外貨獲得のための重要な輸出作物となっているのである。

農産物の輸出額に対するパーム油の比率を示すのが第3図である。



第2図 インドネシアの総輸出額に対するパーム油のシェア

資料：Global Trade Atlas.



第3図 インドネシアの農産物輸出額に対するパーム油のシェア

資料：Global Trade Atlas.

パーム油輸出額の農産物全体に占める比率は 1990 年代後半には 20%程度しかなかったが、2010 年頃には 50%を超えている。すなわち、インドネシアの農産物輸出額の 2 分の 1 以上がパーム油なのである。以上より、パーム油はインドネシアの経済及び農業において極めて重要な地位を占めていることがわかる。

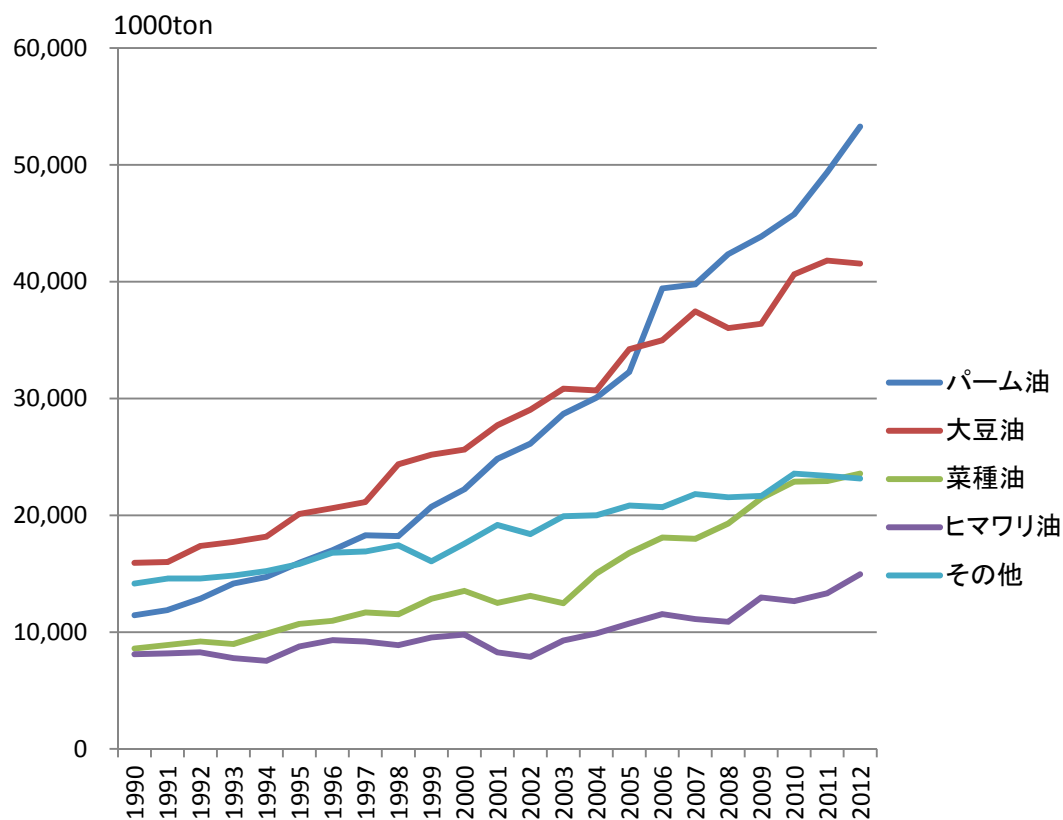
またパーム油生産の雇用への役割も無視できない。林田（2009）の試算によると、2003 年の時点で 260 万人以上の労働力が、アブラヤシ農園やパーム製油工場等に吸収されたこと、この値はインドネシアの失業者数が 2008 年時点で 943 万人にのぼることを考えると決して小さいものではないと主張している。

2. 世界の油脂とパーム油

(1) 世界の植物油生産

第4図にこの20年間における世界の主な植物油の生産量を示す。以前は大豆油が世界一の生産を誇っていたが、パーム油の生産が一貫して増加し続けたため、ついに2006年に逆転がおき、その後もパーム油は大豆油の生産を抜き去り、世界一の生産量を誇っている¹。

パーム油、大豆油のつぎに生産が多いのが菜種油であり、一貫して世界第3位の座を占めている。



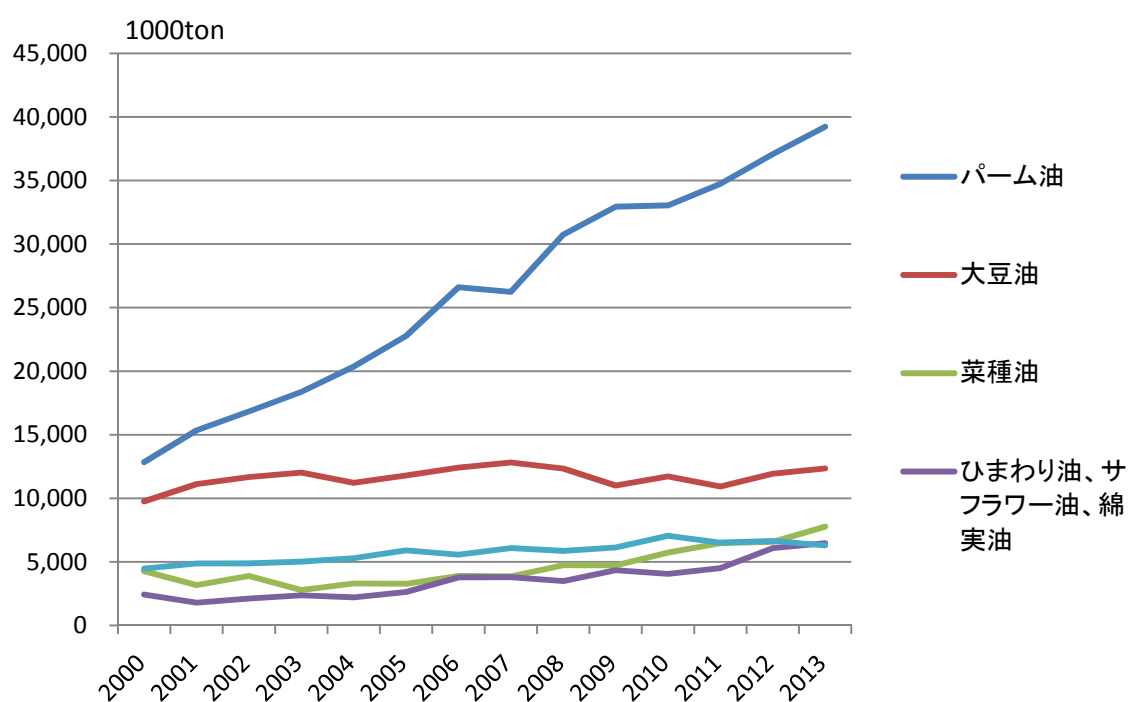
第4図 世界の植物油の生産量

資料：FAOSTAT.

¹ 長く世界一の生産量を占めてきた大豆油の生産をパーム油が追い抜いたことは、植物油脂関連の研究者にとってはエポックであったようで、この事実は高多（2008）、松良（2011）、頼（2014）などで記述されている。

(2) 世界の植物油輸出量

第5図では、世界の植物油の輸出量を示す。2012年においてパーム油は生産量が5,300万トンであり、うち3,700万トンすなわち約74%が輸出にまわされていることがわかる。大豆油は4,200万トンの生産のうち輸出されるのは1,200万トンで30%、菜種油は2,400万トンの生産のうち輸出されるのは800万トンで33%である。このことよりパーム油は輸出作物として生産されていることがわかる。また、パーム油の輸出量は大豆油の3倍以上、菜種油の約5倍にものぼり、世界の植物油市場でパーム油が他の植物油に較べて圧倒的に重要な地位を占めていることがわかる。

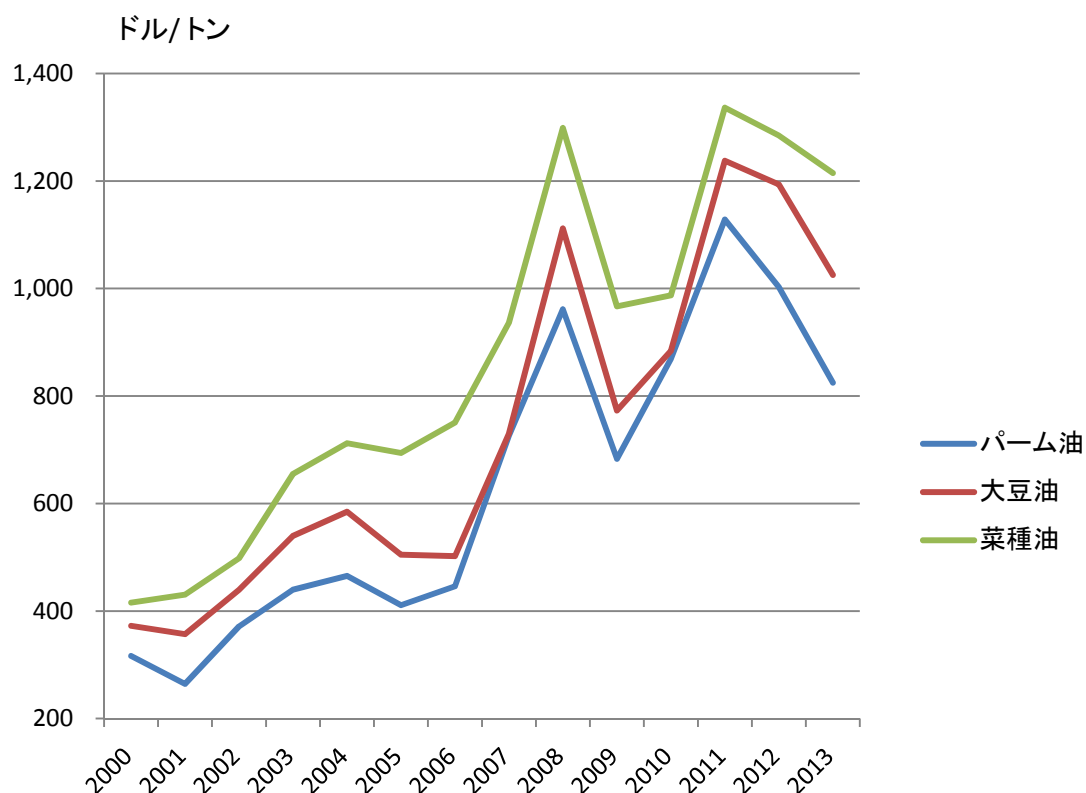


第5図 世界の植物油の輸出量

資料：Global Trade Atlas

(3) 主要植物油の価格

つぎに 3 大植物油であるパーム油、大豆油、菜種油の貿易価格（輸出価格）の動向を比較する。第 3 図から明らかなようにパーム油の価格が最も安く、大豆油、菜種油の順に高くなっている。2013 年においては、トン当たりパーム油が 800 ドル、大豆油が 1,000 ドル、菜種油が 1,200 ドルであった。またこれら 3 つの植物油の価格は国際市場で連動していることが見て取れる。パーム油の価格が他の主要な植物油である大豆油や菜種油と比較して圧倒的に安いということがパーム油の貿易量が拡大した主たる要因であると考えられる。つぎに、なぜパーム油の価格は大豆油や菜種油と較べて安いのかを考察する。

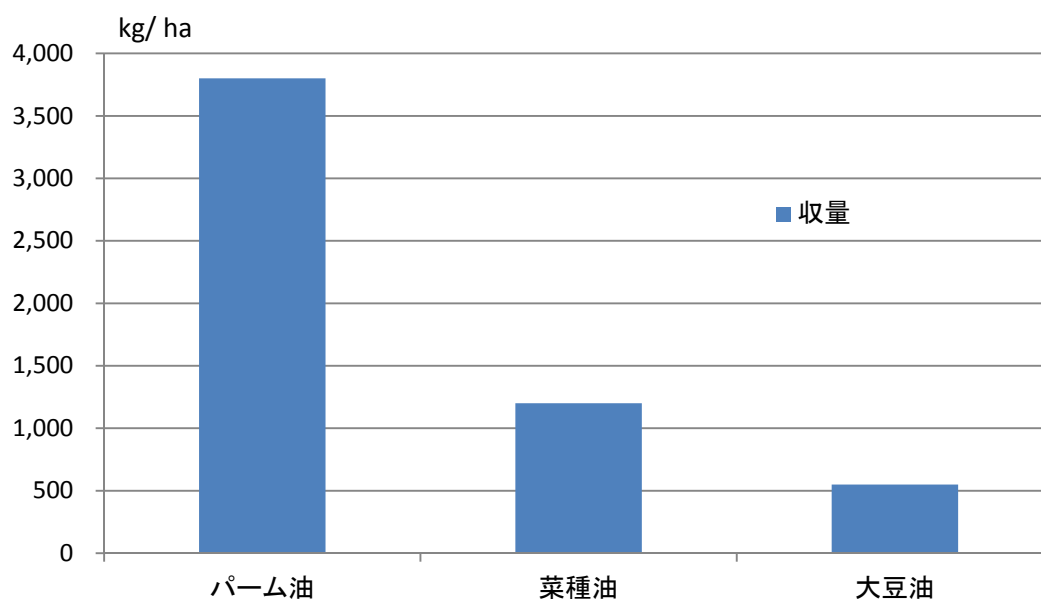


第6図 主要植物油の価格

資料：Global Trade Atlas

(4) 植物油の面積当たり生産性

第7図は主要な植物油の1ヘクタール当たり収量を表すものである。これを見ると、パーム油の収量が他の植物油と比較して圧倒的に高いことがわかる。パーム油 3,800kg, 菜種油 1,200kg, 大豆油 550kg である²。パーム油の収量は菜種油の3倍以上, 大豆油の7倍もある。このような高収量を背景にパーム油の生産が大豆油や菜種油に取って代わったと考えられる。



第7図 植物油の1ヘクタール当たり収量

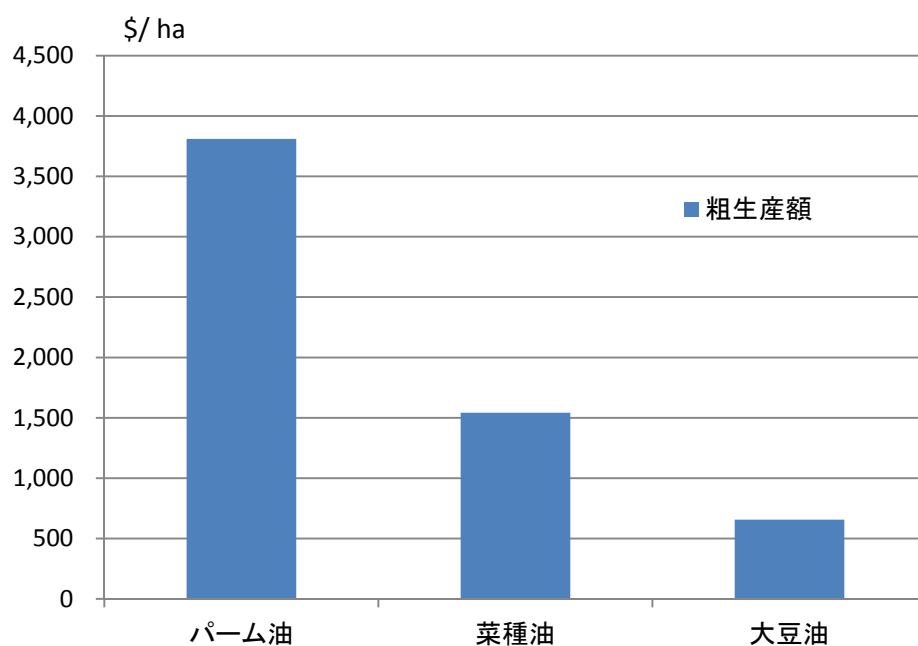
資料：一般社団法人 日本植物油協会

注. 菜種油はEU, 大豆油はアメリカの値.

つぎに主要な植物油の1ヘクタール当たり粗生産額を求めてみた(第8図)。油脂の価格としては、本来なら農家の販売価格を使用すべきだが、データの入手可能性に鑑み、近年の確定的な価格である2012年の輸出価格を使用した。パーム油の台頭までは世界一の生産量を誇ってきた大豆油は657ドル、EUにおいて主に消費される植物油であり日本でもマーガリンに使われることの多い菜種油が1,542ドルであるのに対して、パーム油は5,000ドルにも及ぶ。パーム油の面積当たり生産額は大豆油の7倍以上にもなり、圧倒的に大きいのである。これもまた、パーム油が他の植物油と較べて急激に生産を拡大した理由であろう。

² これらの値には文献により、若干の違いはある。頼(2012)は、パーム油4～5トン、菜種油1トン、大豆油0.4トンと記述している。OECD(2012)は、パーム油の収量は大豆油の約10倍と記述している。

もちろん油脂生産の収益性を考えるには、粗生産額だけでなくコストも考慮しなくてはならない³。大豆油の生産地はアメリカ、菜種油はカナダであるのに対して、パーム油はインドネシアとマレーシアで生産されており、これらパーム油生産国の労賃が上記先進国と比較して圧倒的に安いことはいうまでもない⁴。すなわちパーム油生産においては、発展途上国の低賃金労働を豊富に使えるという強みがある。



第8図 植物油1ヘクタール当たり粗生産額

資料：第6図と第7図より作成。

注. 価格は2012年の値を使用。

³ OECD（2012）はパーム油の生産が増大した理由として、高い収量、安い生産費、幅広い用途の3をあげている。

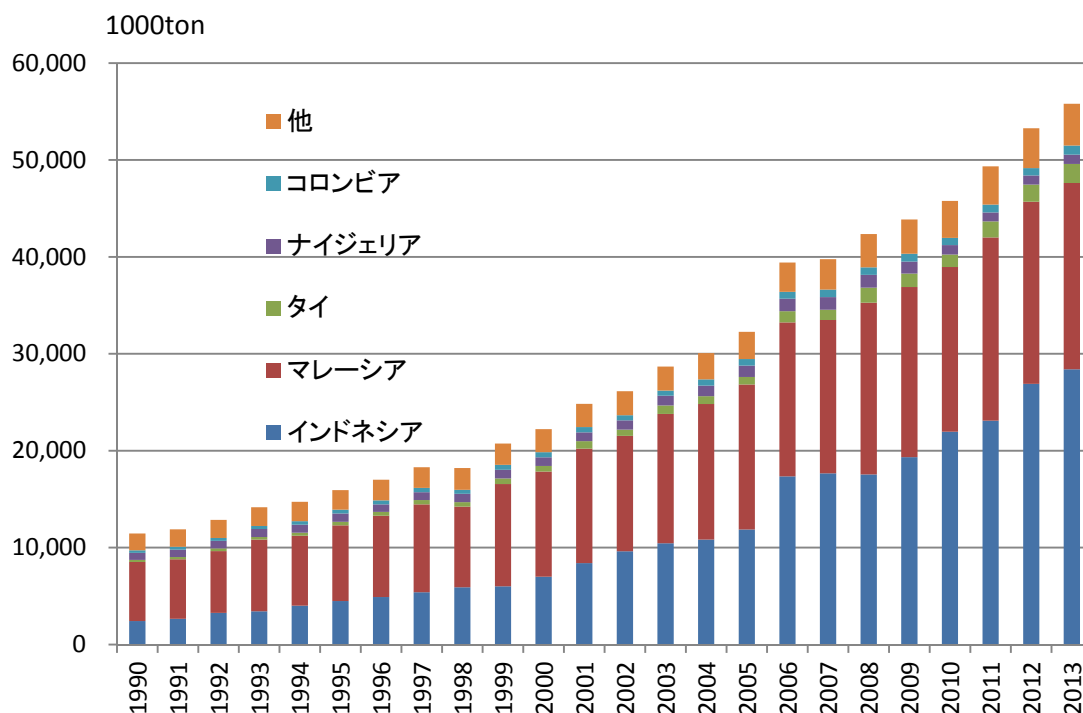
⁴ 頼（2012）によると、2008年におけるスマトラ島ヒクマ・ジャワ地区の雇用労働者の9割が出稼ぎ労働者であり、毎月の収入は90万ルピアから150万ルピア（100ドル～167ドル：1ドル＝9,000ルピアで計算）であった。

3. インドネシアのパーム油生産

(1) インドネシアのパーム油生産の急拡大

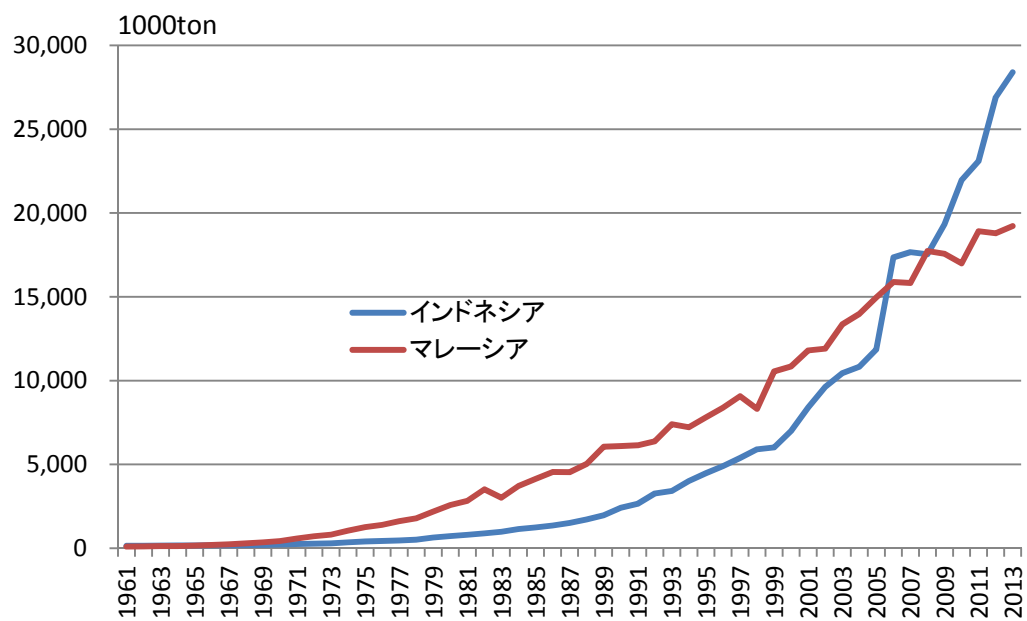
パーム油は、インドネシア、マレーシア、ナイジェリア、タイ、コロンビアが主要な生産国であるが、近年はインドネシアとマレーシアの2国だけで世界生産の8割以上を占めている。

第9図を見ると、1990年の時点ではマレーシアが609万トンと世界生産の50%以上を占め世界一の生産を誇っていたが、インドネシアの生産が徐々に拡大してゆき、2006年には、インドネシアが1,735万トン、マレーシアが1,588万トンと逆転した(第10図)。2008年には再びマレーシアがインドネシアに追い抜くが、2009年以降はインドネシアは順調に生産を拡大し、マレーシアを抜き去っている。2013年の値を見ると、インドネシアは2,840万トン、マレーシア1,922万トンであった。世界生産の顕著な拡大はひとえにインドネシアの生産増加によるものである。



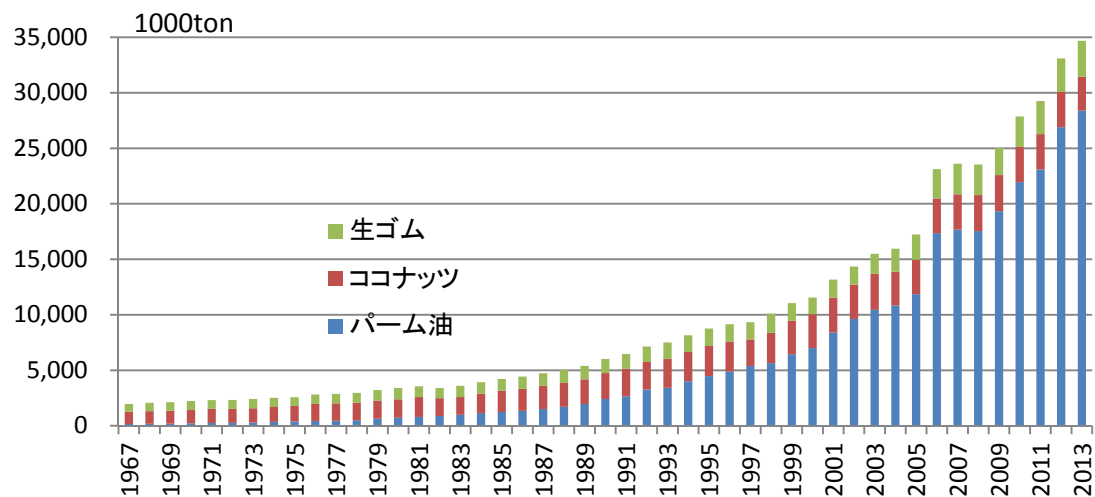
第9図 世界のパーム油生産

資料：FAOSTAT.



第10図 インドネシアとマレーシアのパーム油生産の推移

資料：FAOSTAT.



第11図 インドネシアにおける主要プランテーション作物の生産

資料：FAOSTAT, インドネシア農業省.

インドネシア国内におけるパーム油の地位をみてみる。第 11 図はインドネシアのプランテーション作物の生産を示すものである。インドネシアにおいては、1980 年代半ばまでは、ココナッツと生ゴムがプランテーション作物の大きな割合を占めていた。しかし 80 年代後半からパーム油の生産が増加しはじめる。その後パーム油生産は堅調に増加し続け、今やプランテーション作物の大宗を占めるまでに至っている。つぎにインドネシアでパーム油生産が拡大した理由を調べるために、パーム油生産の他の植物油にない特徴とインドネシア政府のパーム油に関する政策を記述する。

(2) パーム油生産の特徴

パーム油はアブラヤシ (Oil Palm) の果房に含まれる油脂である。アブラヤシは、大豆や菜種のような 1 年 1 作の単年性作物と異なり、永年性の樹木であるため、天候による生産変動も少なく、1 年をとおして収穫することができ、かつ 20 年以上も収穫が可能であるという特徴を持つ。ただし、アブラヤシの果房は収穫後 24 時間以内に搾油工場へ運び処理しなければ品質が劣化するため、搾油工場は農園に近い場所に併設する必要がある。また、工場の効率的な稼働のためには最低 4,000 ヘクタールのアブラヤシ農園が必要とされる⁵。まさに、大豆油等の他の植物油には見られないこの特徴のために、アブラヤシ農園経営は大規模経営が必須ともいえるようになり、後に述べるインドネシア独自の中核農園システムが発達する原因ともなった。

アブラヤシの果房の果実部分からはパーム原油 (CPO: Crude Palm Oil) が、種子部分からはパーム核油が採れる。パーム原油は加工されて精製パーム油となる。アブラヤシ果房から搾油されるパーム原油とパーム核油の重量はそれぞれ約 22%と 4%であるとされている⁶。

パーム油の用途は主に食用であり、食用油、マーガリン、ショートニングなどに用いられる他、石鹸や洗剤の原料にも用いられる。さらに、バイオディーゼルとしても注目を浴びている。

アブラヤシの栽培適地は赤道を挟む緯度 10～15 度の高温多湿の熱帯地域といわれる。アブラヤシは西アフリカから 1848 年にインドネシアのボゴール植物園にもたらされ、さらにマレーシアにもたらされたのは 1896 年である⁷。アブラヤシはマレーシア国内で、ゴムに代わる輸出作物として栽培が奨励され、生産量と輸入量は増大し、世界一の生産国かつ輸出国となった。

マレーシアのパーム油産業が飛躍的な発展をした最大の要因は、1956 年に設立された

⁵ ノーマン・ジワンによる。

⁶ 頼 (2012)。

⁷ 高田 (2008)。

FELDA（連邦土地開発庁）がオイルパームの大規模開発を展開してきたことである⁸。FELDA は、マレーシア農業の効率的な発展を遂げるために、各州ばらばらではなく、連邦政府の統一的、計画的な農業開発が必要とされて設立された機関である。FELDA 設立のもう一つの背景にはマレー系住民のゴム産業、パーム油産業への組織的な参入を促進させることがあった。FELDA は、入植者の経済活動支援社会的インフラの整備、FELDA と入植者の間の契約農業・生産方式を導入することによって入植地全体の調整を図る運営方式を特色とする。すなわち、小自作農はグループ化、協同組合化することによって、スケール・メリットが図られたが、パーム油産業に対する FELDA の政策が、ゴム産業と大きく異なるのは、当初から、エステートを基盤とする大規模生産を指向してきたことである。これは経済的効率を高めるための「規模の経済」を追求した結果であるだけでなく、ゴム産業に比べ、上記で述べたような、より複雑な収穫・運搬・精製技術を要するパーム油産業では大規模化を選択せざるを得ない必然性があったことによる。

（３） 中核農園システムを中心とするパーム油生産支援⁹

マレーシアの生産拡大をうけて、インドネシアも国家が支援するかたちでパーム油生産を進めてきた。その政策の中心となるのが中核農園システム（nucleus-plasma model）であり、1977 年に世銀の援助による試験プロジェクトとして実施され、その後同システムを通じてアブラヤシ農園は拡大していった。

中核農園システムとは中核となる大規模農園（nucleus）の周囲を小規模農家（plasma）が取り囲む農園経営方式である。中核農園システムでは、中核となる大規模農園は周辺の小規模農家に対してアブラヤシの栽培技術指導や種子、肥料などの生産資材を提供するとともに、小農からアブラヤシ果房の買取りを行う。買い取られたアブラヤシ果房は収穫後 24 時間以内に中核農園が経営する工場へ運ばれて搾油等の処理をされる。従って農園の近辺に搾油工場を作らなければならない。小農には約 2 ヘクタールのアブラヤシ栽培農地と、1 ヘクタールの食用作物農地と住居が貸与される。小農は 15 年程度かけてアブラヤシの売上げから土地の造成にかかった費用等を返済していく。

1980 年代になると、中核農園システムは人口稠密なジャワからスマトラ、カリマンタン、スラウェシ、パプアなどへの移住政策とも合致して推進されるようになった¹⁰。さらに 1990 年代になると政府は KKPA（Primary co-operative credit for members）を開始し、大規模農園とそれを取り巻く小規模農家のパートナーシップを支援した¹¹。

政府の支援によりアブラヤシ農園面積は顕著に拡大したが、民間資本の貢献も大きい。特に、アジア経済危機を契機としてインドネシア政府は IMF の規制緩和政策を導入した。

⁸ FELDA についての記述は主として高田（2008）に依っている。

⁹ 中核農園システムについての記述は主として頼（2012）に依っている。

¹⁰ OECD（2012）。

¹¹ OECD（2012）。

98 年 1 月には IMF との合意によりアブラヤシ農園への外資参入規制が緩和された。99 年 2 月には完全に撤廃された。1990 年代末の農園面積増加は、IMF の規制緩和措置が大きいと考えられる。また、これらの規制緩和により多くの外国資本とくにマレーシア資本がアブラヤシ農園経営に参入するようになった。民間大規模農園の面積は大きく増加し、また小規模農園の面積も拡大していった。さらに、アブラヤシ作付面積の増加に伴い、関連分野で働く農民や労働者の数も増加していった¹²。

2001 年以降地方分権化が進み、中央政府は以前ほどの財政的支援を行わなくなってゆく。それでも 2006 年には中央政府は KPEN-RP という小規模農家に対するクレジットプログラムを作った¹³。アブラヤシ、ココア並びにゴムを栽培する小規模農家を対象とする利子補給制度であり、アブラヤシ栽培農家は 7% の利子で最大 13 年間の期限で、19,000 ドルまで借りることができる。なお、銀行の貸し出し金利は 12% となっている。

(4) 大規模企業によるパーム油農園所有¹⁴

パーム油産業では、前述した生産の特徴から大規模経営は必然的となる。ここでは大規模企業グループが、大規模なアブラヤシ農園を保有・経営している事実を確認しておく。

まず 1 つの企業が保有できる農園面積は 1 つの州内で最大 2 万ヘクタール、国内全体で最大 10 万ヘクタールと上限が規定されている (2002 年農業大臣通達第 357 号)。そのため大規模農園企業は子会社を多く設立して、子会社を通じて農園経営を行っている。以下、インドネシア国内において大規模なアブラヤシ農園を保有する企業グループをあげておく。

ラジャガルー・ダマス・グループは全体で 70 万ヘクタール以上の農園を持つ。シナールマス・グループは約 28 万ヘクタールの農園を保有するだけでなく、FILMA という国内有数の食用油の製造を行う等、上流・下流と一貫した農園経営を進めている。アストラ・グループは 43 の子会社が農園開発を行っており、約 23 万ヘクタールの農園を保有している。サリム・グループは約 11 万ヘクタールの農園所有している。上記以外でもバクリー、スルヤ・ドゥメなどが農園及びパーム油加工部門に進出している。これらの企業グループに共通していることは、いずれもスハルト元大統領と近い関係にあり、様々な分野において政府から特権的な地位を与えられてきた点にある。これらの企業はスハルト体制崩壊という危機を乗り越えて、アブラヤシ農園開発において着々と地歩を固めているとされる。

以上はインドネシア資本による農園所有であるが、外国資本による農園経営もさかんに行われており、特にマレーシア系の企業が多いとされている。ミナマスは約 20 万ヘクタールの農園を所有している。マレーシア国内で最大の農園面積を所有する FELDA はインドネシアのみならず、パプアニューギニアやブラジルに農園を所有している。IOI は約 8 万ヘ

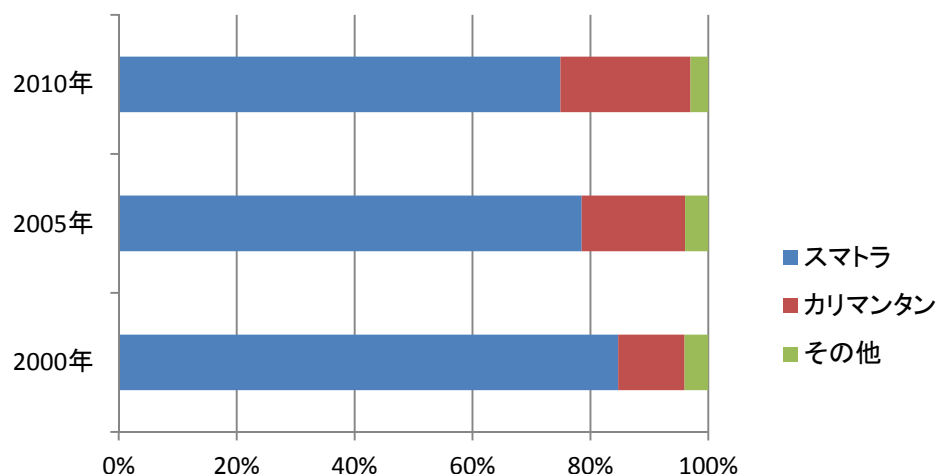
¹² 林田 (2009) を参照。

¹³ OECD (2012)。

¹⁴ ここでの記述は主として頼 (2012) に依っている。

クター、KL クポンは約 10 万ヘクタールの農園を所有している。またマレーシア系とアメリカ系企業が共同出資をしているウィルマー・インターナショナルもインドネシアでの事業展開を進めている。

なお、パーム油はインドネシアの主はどこで生産されているのか、島別の生産をみておく。第 12 図に明らかなおとおり、パーム油の大部分はスマトラ島で生産されている。2000 年においてはスマトラ島の比率は 80%を超えていた。しかし、カリマンタン島が徐々に比率を拡大し、2010 年においては、スマトラ島が約 75%、カリマンタン島が約 20%である。スマトラ島は人口では約 20%、面積では 25%とインドネシアの 4 分の 1 であるが、パーム油の生産では大きな比率を占めていることがわかる。カリマンタン島は人口では僅か 6%程度しかないが、面積は 30%弱を占めている。いずれにせよパーム油の生産はスマトラ島とカリマンタン島の 2 島へ集中している。



第12図 パーム油の島別生産比率

資料：BPS.

(5) パーム油加工段階での問題点¹⁵

頼 (2012) によるとインドネシアのパーム油産業の最大の問題は、生産されたパーム油の大部分が未加工のまま低付加価値のパーム原油として輸出されていることにある。頼は国内要因と国外要因に分けて説明している。国内要因としては、インドネシア国内企業には、経済危機により大きな打撃を受けたため、上流部門（農園経営）への投資を行うことはできるが、下流部門（加工部門）への投資を行うだけの体力がないことが大きな要因であるとしている。

¹⁵ ここでの記述は主として頼 (2012) に依っている。

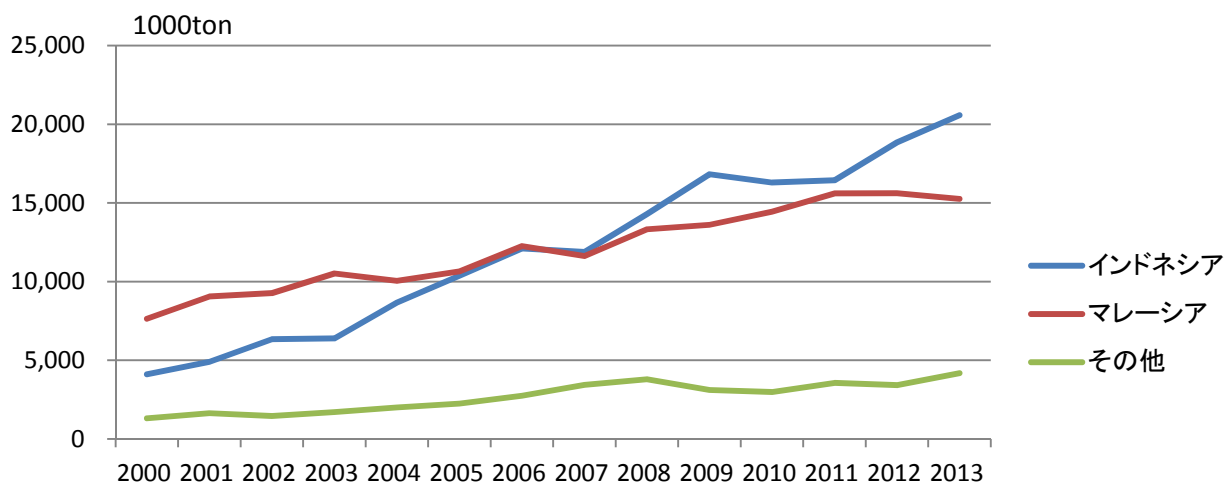
国外要因としては多国籍企業の原料調達戦略の一環としての投資拡大をあげている。ウィルマー・インターナショナルはマレーシアとインドネシアを通じて最大のパーム油精製企業であり、世界各地にパーム油精製施設を保有している。上流部門でもマレーシアとインドネシアに約 23.5 万ヘクタール（2009 年）のアブラヤシ農園を保有しており、上流・下流一環した製造工程を持っている。IOI グループは 2006 年に食用精製大手会社を買収しており、マレーシア国内に年間 300 万トンのパーム原油製油所を持つといわれる。FELDA もアメリカの化学会社の株式を 100%取得し、パーム油を使用した食用油脂やバイオディーゼルの展開を進めている。サイム・ダービーはオランダやシンガポールに食用油脂工場を持つ。KL クボンはイギリスや中国に食用油や石鹼の工場を保有している。マレーシア以外の企業では、アメリカのカーギル社と ADM 社がパーム油精製関連事業を進めている。カーギル社は 2010 年には 5,000 万ドルを投じてマレーシアに加工施設を建設する旨を発表している。

以上のように、パーム油精製部門では大規模な精製・加工施設を有する多国籍企業が存在し、インドネシア産のパーム原油を原料として使用している。インドネシア国内の農園企業も下流部門への投資を進めてはいるが、現状（2009 年）ではインドネシアで生産されたパーム原油やパーム精製油は国内で加工されずに、大規模加工施設を持つ海外企業に買い取られている。すなわち、インドネシアのアブラヤシ農園はマレーシア系資本やアメリカ資本をはじめとした多国籍企業により垂直的に統合され、未加工低付加価値のパーム油輸出を行う、原料供給基地として位置づけられている。

4. インドネシアのパーム油輸出

(1) 世界のパーム油輸出

世界のパーム油輸出を第13図に示す。インドネシアとマレーシアの2カ国で常に世界のパーム油輸出の85%以上を占めている(2013年には3,600万トンで90%)。2000年代前半にはマレーシアが世界一の輸出量を誇っていたが、インドネシアの追い上げがめざましく、2007年にはインドネシアはマレーシアを追い越す。2011年にその差は縮小したが、近年再びインドネシアとマレーシアとの差は拡大している。上記2カ国以外にオランダ、タイ、ドイツ、シンガポール、コロンビア等が輸出しているが、その量はマイナーである。

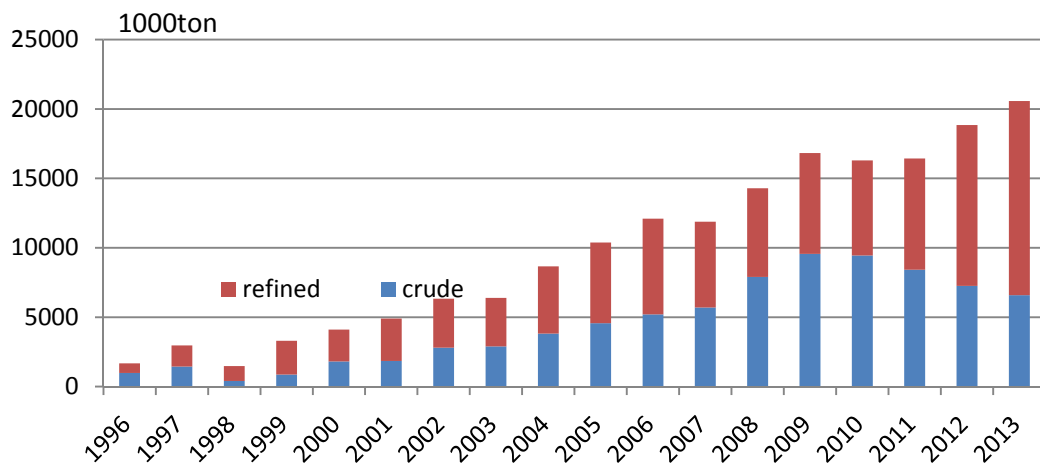


第13図 世界のパーム油輸出

資料：Global Trade Atlas

(2) インドネシアのパーム油輸出—マレーシアとの関係—

これまでパーム油を単に「パーム油」として扱ってきたが、パーム油は、パーム原油(crude palm oil: CPO)と精製パーム油(refined palm oil)とに大きく分けられる。インドネシアの輸出するパーム油をパーム原油と精製パーム油に分けて検討することとする。

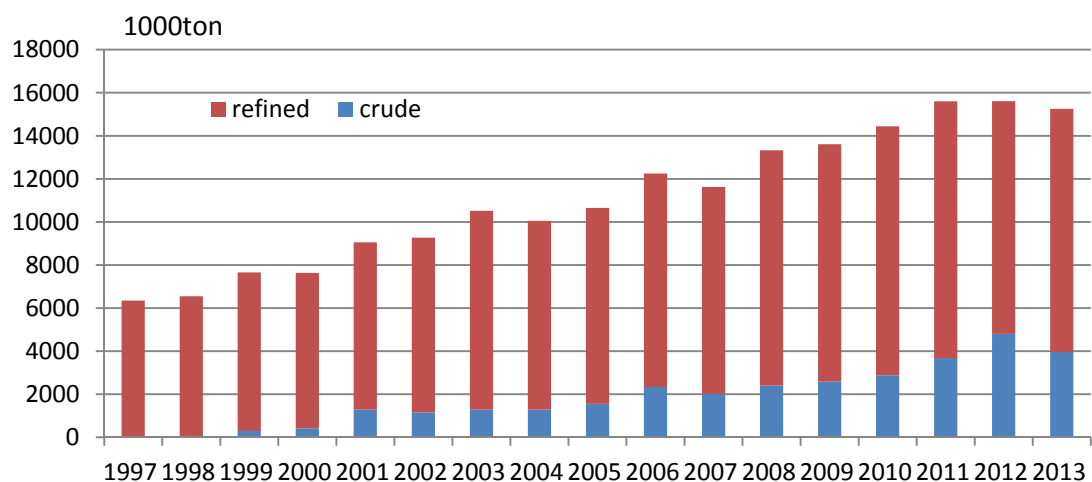


第14図 インドネシアのパーム油輸出（原油と精製油）

資料：Global Trade Atlas.

インドネシアのパーム油輸出は伝統的に未精製のパーム原油が多かった。しかし、2009年以降パーム原油を減らし、精製パーム油を増加させる傾向が顕著である。2013年には精製パーム油の比率が68%にまで達しパーム原油の32%の2倍以上となっている。

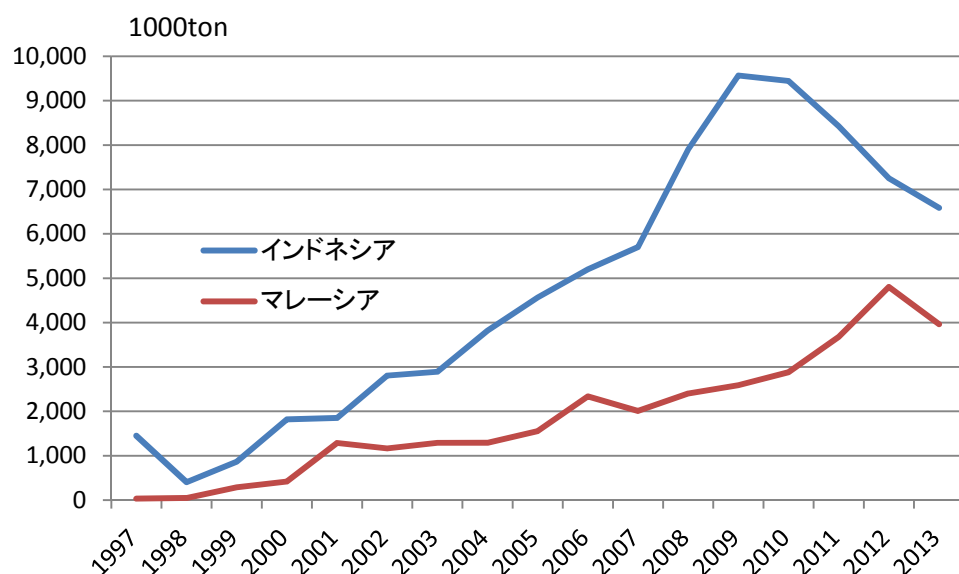
つぎにインドネシアのライバル国であるマレーシアの動向をみしてみる。



第15図 マレーシアのパーム油輸出（原油と精製油）

資料：Global Trade Atlas.

マレーシアのパーム油輸出はインドネシアとは異なり、圧倒的に精製油の比率が高い。パーム原油の占める比率は全輸出の 3 分の 1 にも満たない。すなわち、マレーシアは精製油を主として輸出しており、そこへインドネシアがパーム原油の輸出という形で輸出市場へ参入してきた。インドネシアも 2000 年代前半まではパーム原油の輸出中心であったが、精製度を高める戦略をとり全輸出力の 3 分の 2 が精製パーム油となったのである。

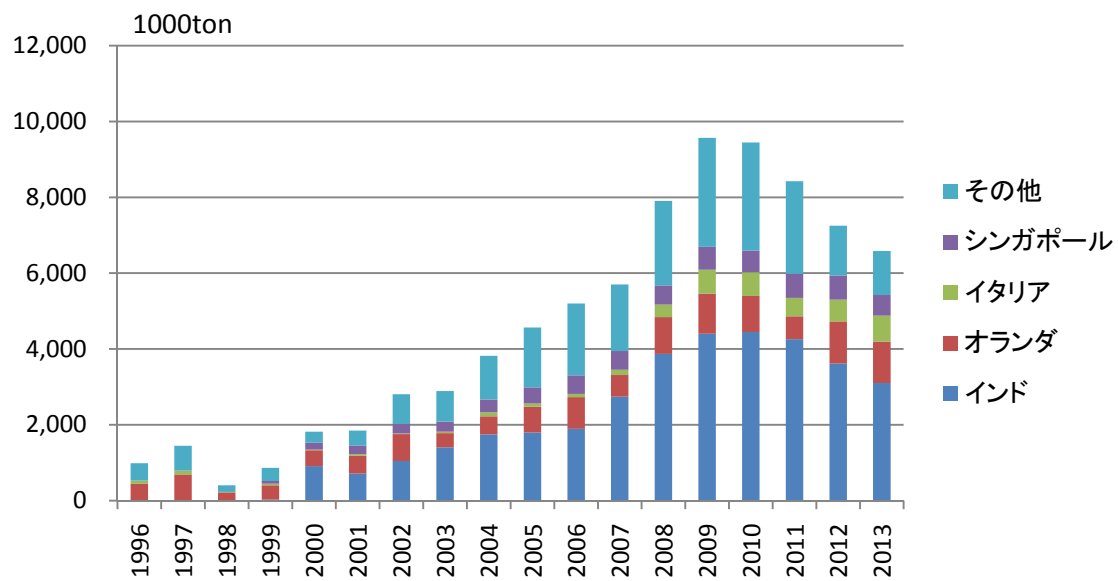


第16図 パーム原油の輸出 インドネシアとマレーシア

資料：Global Trade Atlas.

インドネシアとマレーシアのパーム原油の輸出力を第 16 図に示す。パーム油の輸出トータルでは、インドネシアが 2006 年にマレーシアを追い越したが、ことパーム原油に関しては Global Trade Atlas の統計が入手可能な 1997 年からインドネシアのほうが多かったのである。インドネシアとマレーシアのパーム原油の輸出力の差は 2009 年まで拡大の一途を辿ったが、2009 以降にインドネシアが精製パーム油の輸出力を増加させるようになってから、縮小傾向にある。

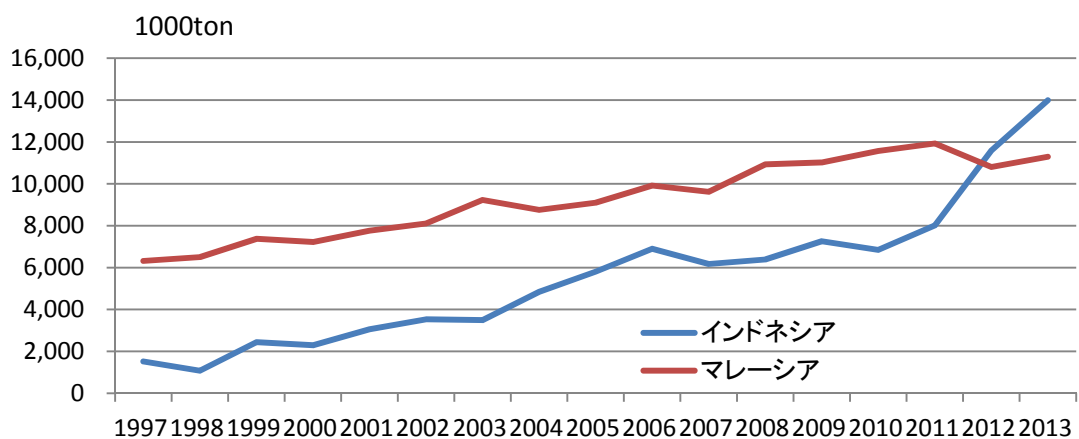
つぎにインドネシアのパーム原油の輸出力先をみる（第 17 図）。輸出力相手国としては圧倒的にインドが多い。インドへの輸出力は 2009 年を頂点としてその後は減少傾向にあるが、その理由はインドネシアがパーム原油の輸出力を減らしていることにあると思われる。また、マレーシアへのパーム原油輸出力も 2009 年にはインドについて多かったが、パーム原油の輸出力減少政策のために減少している。2013 年において、インドにつぐ輸出力先は、オランダ、イタリアとなっている。



第17図 インドネシアのパーム原油の輸出先

資料：Global Trade Atlas.

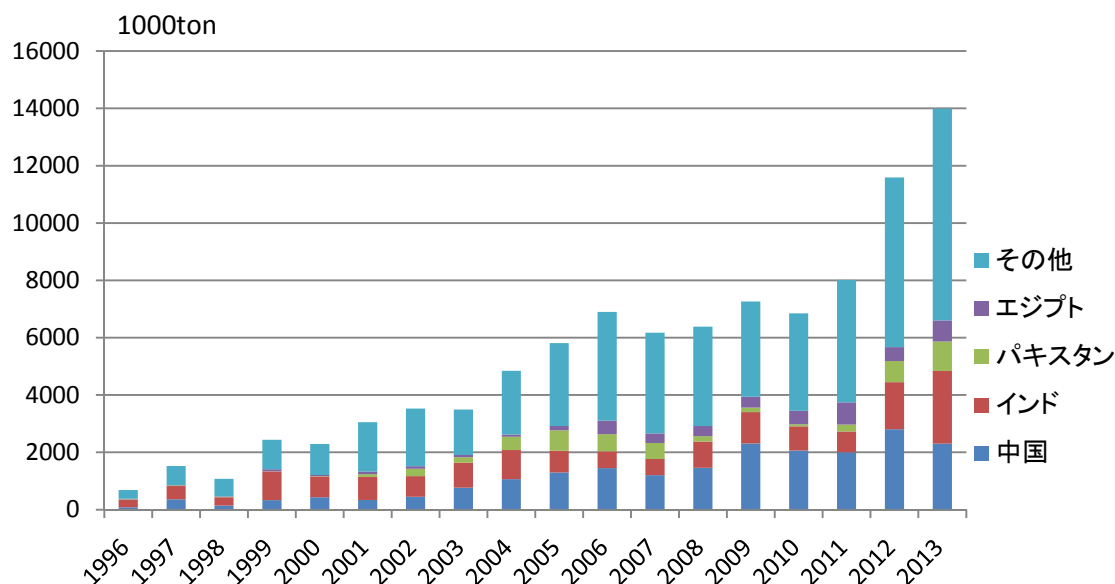
つぎにインドネシアとマレーシアの精製パーム油輸出をみる（第18図）。



第18図 インドネシアとマレーシアの精製パーム油輸出

資料：Global Trade Atlas.

精製パーム油の輸出においては、マレーシアはながらく世界一の座を誇っていたが、2012年についてインドネシアに追い越されることとなった（第18図）。

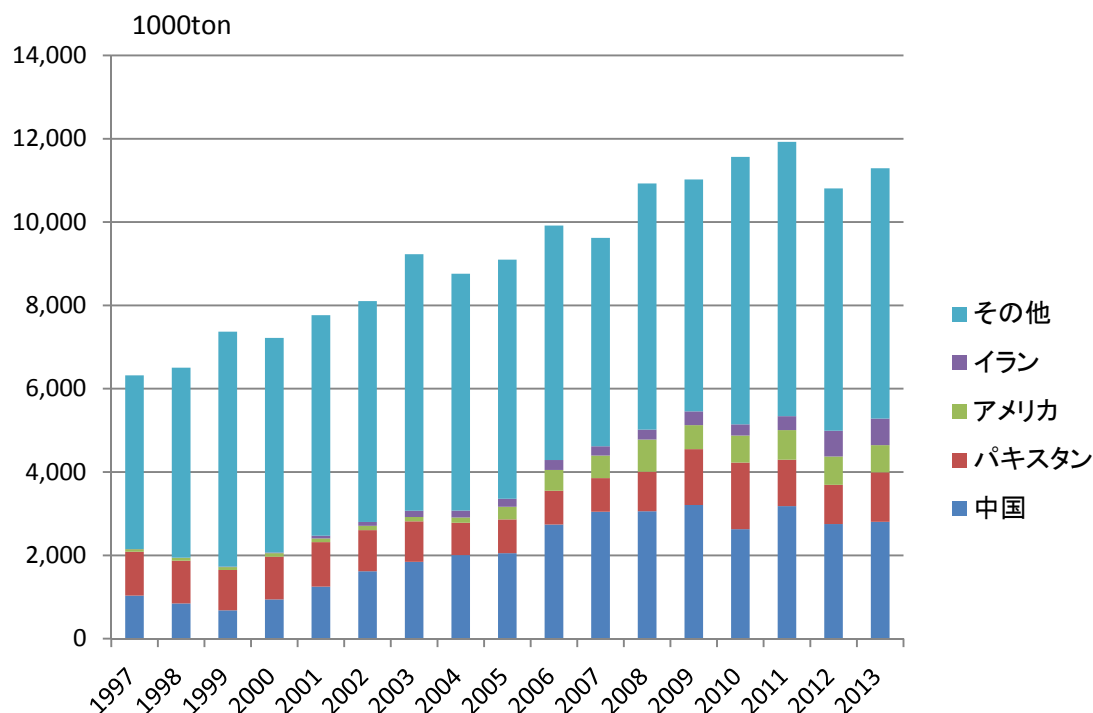


第19図 インドネシアの精製パーム油生産の輸出先

資料：Globsl Trade Atlas.

つぎにインドネシアの精製パーム油の輸出先を確認しておく（第19図）。2004年頃から中国がインドを追い越して最大の輸出相手国となっている。（ただし、2013年はインドのほうが僅かに多い。）インドへの輸出量は変動が多いのに対して、中国への輸出量は一貫して増大する傾向にある。（2013年は僅かに減少。）中国とインドが最大の、かつ3分の1程度を占める大きなマーケットであるが、それら以外にもパキスタン、エジプト等、多くの国へ輸出していることがみてとれる。

つぎにマレーシアの精製パーム油の輸出先をみてみよう（第20図）。マレーシアの最大の輸出相手国は中国である。特に2000年代に入ってから顕著な拡大傾向にある。インドネシア以上に中国への特化度は高い。中国について多い国がパキスタンである。マレーシアも、中国とパキスタンを中心としながらも輸出先は多岐にわたっている。



第20図 マレーシアの精製パーム油の輸出先

資料：Global Trade Atlas.

(3) インドネシアのパーム油の加工度の向上

頼（2014）はインドネシアのパーム油が低付加価値のまま輸出される原因として、国内要因と国外要因に分けて考察を行っている。国内要因としては、国内資本によるパーム油産業への投資不足をあげている。すなわち、インドネシアのパーム油産業においては、上流部門（農園部門）への投資が先行し、下流部門（加工部門）への投資が遅れていることをあげている。パーム油加工部門への投資が立ち後れている理由として、国内資本に上流部門に加えて下流部門もあわせた一貫した投資を行うだけの体力がなかったことをあげている。さらにパーム原油に対する輸出関税削減によりパーム油加工製品よりもパーム原油の輸出が優先されてきたこと、電力や道路などのハード面と法制度などのソフト面でのインフラ整備の立ち後れも要因であるとしている。国外要因としては多国籍アグリビジネス企業の原料調達戦略の影響をあげている。すなわち多国籍企業は自国や消費国に大規模なパーム油精製・加工工場を所有し、インドネシアは原油の調達先となっているとのことである。インドネシア国内の農園企業も食用油やバイオディーゼルなどの下流部門への投資を進めているが、インドネシアで生産されたパーム原油は国内で加工されずに、大規模加工施設を持つ企業により買い取られることが多いとのことである。その結果として、イン

ドネシア政府が農業部門の輸出志向化のなかで進めてきたアブラヤシ農園開発は、マレーシア資本等の国外の多国籍アグリビジネス企業により垂直的に統合されて、低付加価値のまま輸出を行う原料供給地域としての地位に甘んじていると結論づけている。

しかしながら、頼の重要な指摘にもかかわらず、インドネシアのパーム油輸出は、パーム原油がその地位を低下させ、他方精製パーム油は 2013 年には総輸出の約 70%を占めるまでに上昇している。インドネシアは国策として低付加価値の原料輸出から加工度の高い製品を輸出する方向をめざしている（2014 年に実施された未加工鉱石禁輸はその典型ともいえる¹⁶。農業省の発表した農業開発計画（2010-2014）における農業省の 4 つの目標においても、第 3 番目に「（農産物の）付加価値の向上，競争力の強化，輸出の増加」が掲げられている¹⁷。

また近年の動向によると、インドネシアではパーム油の加工産業が拡大しており、産業省によると、パーム油加工施設への設備投資額は 2012 年から 14 年初めまでに 27 億ドルに達し、パーム油加工施設の新規設置や設備拡張などに伴い、食用パーム油の生産能力は同時期に 73%増加して 4,500 万トンとなり、パーム油を原料とするバイオ燃料は同じく 53%増の 567 万トンに拡大した。その背景には、インドネシア政府が付加価値の高いパーム油加工製品の輸出促進のため、輸出関税を引き下げ、加工製品の生産能力増強を後押ししていることなどが投資につながっているとのことである¹⁸。

¹⁶ インドネシア政府は、1 月 12 日、鉱物原石の輸出禁止令を発令した。素材企業が鉱物を国内で製錬し、高付加価値製品の輸出を促すことが狙いとされる。（HSBC 投信株式会社）また、Bloomberg(2014.01.14)も、輸出規制はインドネシアを原材料輸出国から価値の高い製品の生産者へ転換させる政策の一環であると述べている。

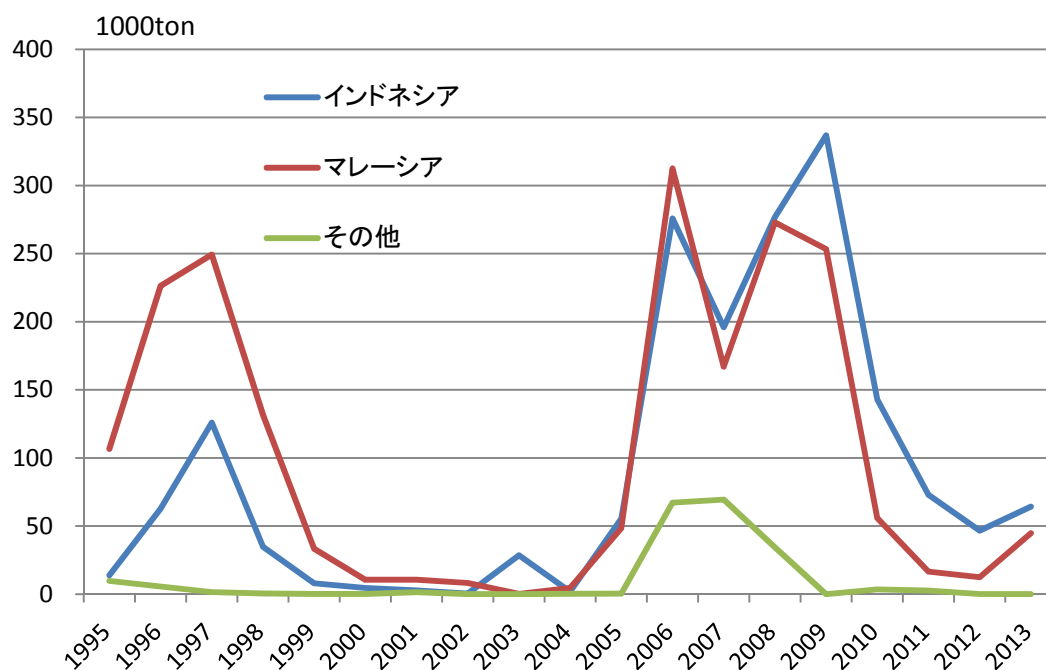
¹⁷ インドネシア農業省「農業開発計画（2010-2014）」による。

¹⁸ Sankei Biz（2014.9.25）。

5. 輸入国側の状況

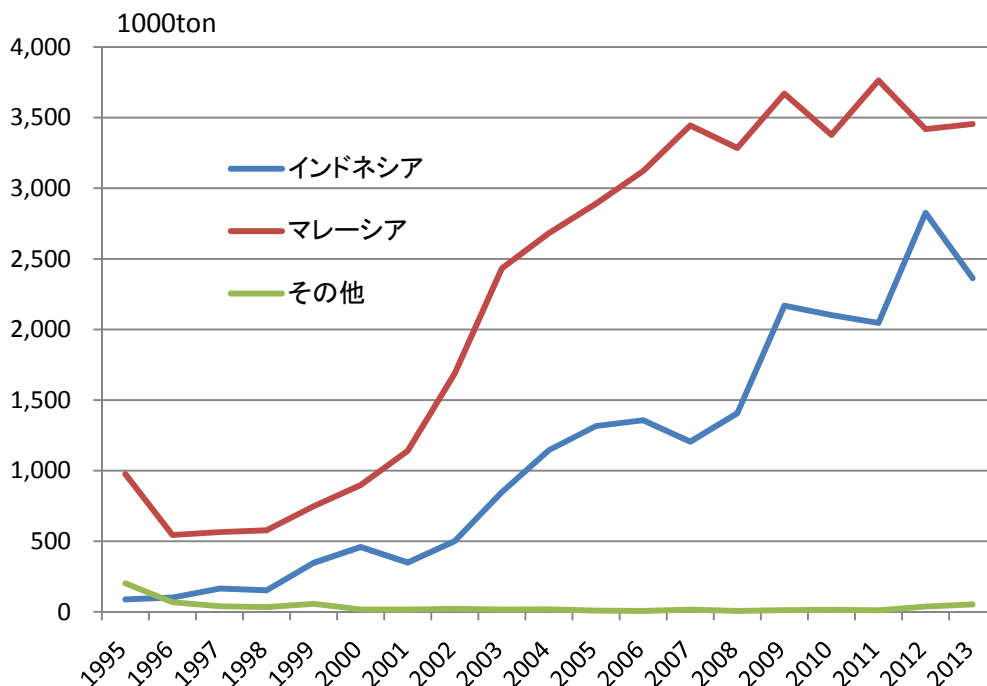
(1) 中国

第 21 図及び第 22 図に、中国のパーム原油及び精製パーム油の輸入を示す。中国では、精製パーム油の輸入がパーム原油と比べて圧倒的に多いことがわかる。パーム原油は、1995 年から 2013 年の間で最も輸入量が多かった 2008 年でさえ 59 万トンであり、1995 年の精製パーム油輸入量 120 万トンに及ばない。精製パーム油は 1995 年から着実に増加しつづけ、2013 年には 590 万トンにまで達している。マレーシアとインドネシアの両国からの輸入が増え続けている。インドネシアは 98 年以降輸出量を増加させてマレーシアへのキャッチアップを試みているが、マレーシアに追いついてはいない。



第21図 中国のパーム原油輸入

資料：Global Trade Atlas.

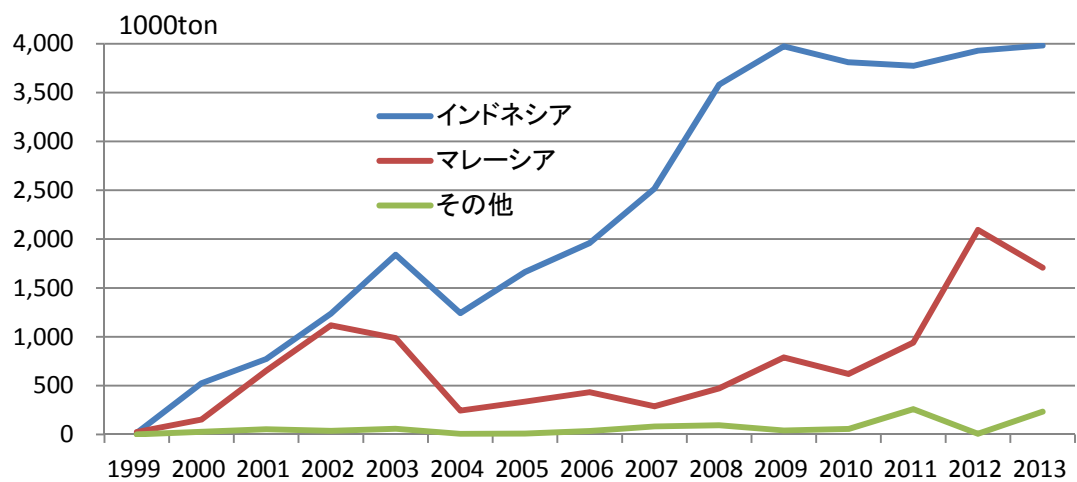


第22図 中国の精製パーム油輸入

資料：Global Trade Atlas.

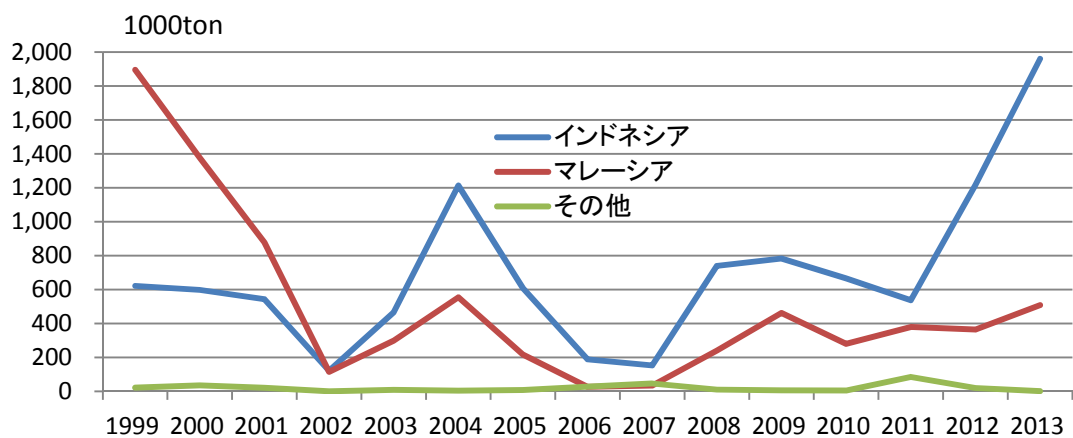
(2) インド

インドのパーム原油及びパーム精製油の輸入量は第 23 図及び第 24 図のとおりである。インドは中国と異なり、パーム原油の輸入が精製パーム油よりも多く、かつ着実に輸入量が増加している。1999 年においてほぼゼロに近かったパーム原油の輸入量は 2013 年には 600 万トンにまで着実に増加している。しかも 20012 年頃まではインドネシアとマレーシアからの輸入量に大差はなかったが、その後はインドネシアからの輸入が大きく増加している。精製パーム油については、かなり状況が異なる。1999 年においてインドは 250 万トンを輸入していたが、その輸入相手国はマレーシアが中心であった。しかし、2002 年にインドネシアがマレーシアに追いつき、その後はインドネシアからの輸入量がマレーシアからの輸入量を常に上回っている。また、インドのパーム油輸入量は 2000 年頃は精製パーム油が大部分を占めていたのが、2013 年にはパーム原油がその 2 倍程度になっている。すなわち、インドでは、精製パーム油からパーム原油への代替を伴いながら、トータルとしてのパーム油輸入量が拡大してきたといえよう。もちろん主たる輸入先もマレーシアからインドネシアへと代わっている。



第23図 インドのパーム原油輸入

資料：Global Trade Atlas.



第24図 インドの精製パーム油輸入

資料：Global Trade Atlas.

6. パーム油と環境

(1) 問題

パーム油生産のためのアブラヤシ農園の開発は、森林を切り開いて行われる場合が多いため、様々な問題が指摘されている。

財団法人「地球・人間環境フォーラム」によるとパーム油生産に伴う環境・社会的影響として以下の問題をあげている。①森林生態系の大規模な消失と温室効果ガスの大量排出、②森林火災、③地元住民の権利の侵害、④農薬による土壌や河川の汚染、⑤労働問題、⑥工場からの排出物による水質汚染¹⁹。

森林生態系の大規模な消失については多くの文献で指摘されているが、ここでは前述の地球・人間環境フォーラムの文献に基づいて記述しておく。まず、パーム油生産のための搾油工場を経済的に稼働させるためには、少なくとも 4,000 ヘクタールのアブラヤシのプランテーションが必要であるとされている。しかしアブラヤシは、赤道北緯・南緯 12 度から 15 度の範囲で高温多湿の熱帯地域で栽培される。この地域は地球上で最も生物多様性が高いとされる低地熱帯雨林の分布地と重なっており、オランウータン、スマトラトラ、ボルネオゾウ、サイ、マレーバクなど、絶滅に瀕している大型哺乳動物の生息地である。アブラヤシ農園の面積はインドネシアにおいては 1990 年の 110 万ヘクタールから 2002 年には 350 万ヘクタールに増加している。しかもインドネシアのアブラヤシ農園の少なくとも 7 割が森林を切り開いたものである²⁰。

林田（2009）は、アブラヤシ農園面積は 1980 年には 26 万ヘクタールであったのが 2006 年には 632 万ヘクタールにまで急増しており、これらの農園のすべてが熱帯林を切り開いて造成されたものとは限らないにせよ、森林面積の減少にかかわっていることは事実であると述べている。

森林生態系の消失に関しては、NGO が多国籍企業を批判した事例がある。スイスに本社を置く世界最大の食品・飲料会社ネスレのチョコレート製品「キットカット」などの原料として使用するパーム油は、インドネシアのボルネオ島のアブラヤシのプランテーションで採取されたものであった。そのパーム油の調達先が、熱帯雨林を違法伐採し開発していたという実態が報告され、そのためにオランウータンの生息地が危機的状況になったとして、ネスレは 2010 年にグリーンピースからビデオによるキャンペーンで批判を受けた。このキャンペーンビデオは約 2 カ月で 150 万回再生され、ネスレは世界中から 30 万通を超える消費者からのクレームに晒された。そこで、ネスレは問題のあるとされたインドネシアのサプライヤー「シナール・マス」からの調達を中止し、さらに同年 5 月に国際 NGO「ザ・

¹⁹ 財団法人 地球・人間環境フォーラム「パーム油と生産時の環境社会影響」

<http://www.npobin.net/briefingnote.pdf>

²⁰ FOE Japan「パーム油と森林」も同じ主張をしている。

フォレスト・トラスト (TFT)」とパートナーシップを締結した。ネスレは、TFT と「パーム油に関する責任ある調達ガイドライン」を共同で作成し、熱帯雨林を破壊しない持続可能なパーム油の調達開始を発表した。2013 年 9 月までに調達したすべてのパーム油を RSPO (持続可能なパーム油のための円卓会議) の認証 100%へ変更し、サプライチェーンの改善にも努めることで、ネスレは大きな批判を NGO との連携で早期に収束することができた²¹。

さらにアブラヤシ農園は森林跡地だけでなく、一般の農作物が作りにくい泥炭湿地に造成されることも多い。パーム樹を植えるために泥炭地に排水路を造って湿地を乾燥させる。この乾燥化によって土地の保水力が失われるとともに、泥炭に蓄えられていた有機物が分解して、二酸化炭素を中心とする大量の温室効果ガスが排出される。前述の森林伐採と相まって、アブラヤシ園開発は温室効果ガス排出を増やす地球温暖化の元凶と非難されている²²。インドネシアで、乾燥した泥炭の分解により年間約 6 億トン、泥炭の火災により約 14 億トン、合計 20 億トンの二酸化炭素が排出されていると推計されており、この量はアメリカ、中国について世界第 3 位の排出量となっている²³。

インドネシアでは、森林減少・劣化が温室効果ガス排出原因の 47%を占めており、スマトラやカリマンタン、パプアに広がる泥炭湿地林が開発されれば、温室効果ガス排出をさらに加速させてしまうことが懸念されている。新たな森林保護の枠組みとして REDD プラス (途上国における森林減少・劣化の抑制等による温室効果ガス排出削減) に期待を寄せるインドネシア政府は²⁴、ユドヨノ大統領が 2011 年から 2 年間、新たな森林開発の凍結措置 (モラトリアム) を打ち出した²⁵。

しかし、米メリーランド大などの研究チームは、インドネシアがブラジルを抜いて世界最速の森林破壊国になっているとの調査結果を、2014 年 6 月 29 日付けの英科学誌ネイチャー・クライメート・チェンジ電子版に掲載した。その内容はユドヨノ政権の森林開発の凍結措置 (モラトリアム) は失敗したというものである。調査チームに参加するブリンダ・アルナルワティ氏は 602 万ヘクタールの原生林が 2000~2012 の間で失われたと明記した。この面積はバリ島の 10 倍。12 年には 84 万ヘクタールが失われた。これはインドネシアに次いで消失面積が大きいブラジルの 46 万ヘクタールの 2 倍近い。国内で最も森林破壊が進んでいるのがスマトラ島で、次いでカリマンタン島、パプア島と続く。インドネシア政府は実際の減少面積は 45 万ヘクタールにとどまると反論している。原生林の多くはパルプ材やアブラヤシ・プランテーションの開発が進んでいる地域と指摘されている。環境団体グリーンピース東南アジア支部のユン・インドラディ氏は「モラトリアムは失敗した」とユドヨノ政権を批判し、「希少な動植物の消失や煙霧被害など大きな損失もあった」と指摘

²¹ 東洋経済 ONLINE (2014.11.07)

²² 杉野智英 (2014)。

²³ 頼俊輔 (2014)。

²⁴ 環境省「世界の森林と保全方法」

²⁵ 杉野智英 (2014)。

した。ユドヨノ政権は 2013 年 5 月には、森林開発のモラトリアムを 2015 年まで延長した。20 年までに自助努力で温室効果ガスの排出量 26%、海外援助を含めて 41%削減する目標も設定しているが、森林破壊が進めば達成は不可能となる。森林開発に次期政権に期待が集まるが、環境対策に積極的だったユドヨノ大統領とは対照的に、ジョコウィ氏（現大統領）もプラボウォ氏（当時の大統領候補）も温室効果ガス削減には意欲的でないと言われており、インドネシアの食糧自給の達成のために、ジョコウィ氏は 900 万ヘクタールを、プラボウォ氏は 400 万ヘクタールの農地を開発するとしている。（じゃかるた新聞 2014.07.07）

（２） 対応²⁶

インドネシアとマレーシアにおける、アブラヤシ農園の急速な拡大による環境への影響を懸念する声が世界的に高まったことを受けて、世界自然保護基金（WWF）、ユニリーバを始めとする欧米企業、マレーシアパーム油協会などにより、持続可能なパーム油のための円卓会議（Roundtable on Sustainable Palm Oil: RSPO）が 2004 年に設立された。

RSPO は、持続可能なパーム油が基準となるようマーケットを変革することを目的とした非営利かつボランティアな組織で、パーム油産業に関連する 7 つのセクター、すなわち、パーム油生産業、搾油・貿易業、消費者製品製造業、小売業、銀行・投資会社、環境 NGO の関係者により運営される。

RSPO は持続可能なパーム油生産のための「原則と基準」に基づき、持続可能なパーム油を認証している。認証には農園認証とサプライチェーン認証（SCCS: Supply Chain Certification System）がある。認証の基準については、RSPO は 2007 年の総会で 8 つの原則と 39 の基準を定めた。RSPO の 8 つの原則は以下のとおり。

1. 透明性へのコミットメント
2. 適用法令と規則の遵守
3. 長期的な経済・財政面における実行可能性へのコミットメント
4. 生産及び搾油・加工時におけるベストプラクティス（最善の手法）の採用
5. 環境に対する責任と資源及び生物多様性の保全
6. 農園、工場の従業員及び、影響を受ける地域住民への責任ある配慮
7. 新規プランテーションにおける責任ある開発
8. 主要活動分野における継続的改善へのコミットメント

上記の原則と基準が作られて 5 年が経過したため、2012 年見直し作業が進められ、2013 年の臨時会員総会で、新たな原則と基準が承認された（参考資料を参照）。

²⁶ ここでの記述は環境省「RSPO: 持続可能なパーム油のための円卓会議」を参考にしている。

対象となる製品は、パーム油及びパーム核油で、認証パーム油（CSPO: Certified Sustainable Palm Oil）及び認証パーム核油（CSPK: Certified Sustainable Palm Kernel）と呼ばれる。認証農園の実績は、RSPO 認証農園数：195 カ所（内インドネシア 81、マレーシア 97）、RSPO 認証農園の生産面積：1,722,157 ヘクタール（内インドネシア 762,892 ヘクタール、マレーシア 814,353 ヘクタール）、RSPO 認証搾油工場：199、CSPO 生産量 8,167,600 トン、CSPK 生産量：1,970,972 トン（2013 年 2 月 6 日現在）となっている。認証農園は、インドネシア（44.3%）と、マレーシア（47.3%）に集中しているが、世界のアブラヤシ農園の 85%がこの 2 カ国に集中しているためである。近年ではブラジル、パプアニューギニア等にも認証農園が徐々に広がっている²⁷。

認証について、環境面に関する要件を述べる。アブラヤシ農園開発における環境的な課題として最も重要なものの一つに、新規農園開発における森林伐採の問題がある。RSPO では新規プランテーションの責任ある開発を原則 7 で求めており、基準 7.3 では、「2005 年 11 月以降、新たな農園開発は、原生林若しくは、維持又は拡大が要求されているような保護価値の高い(HCV)土地を 1 箇所以上含む地域で行ってはならない。」と定めている。また基準 5.2 においては、「農園内、又は農園及び工場の経営によって影響を受ける地域内に、希少種、絶滅危惧種又はその他の保護価値が高い生物種の生息環境があれば、その状況を特定しなければならない。また、これらの維持や増加を最大限に確保できるように施業を管理する。」としている。炭素蓄積機能など、森林の持つ生態系サービスの保全に関しては、基準 5.6 で「GHG などの汚染及び排出を削減する計画が策定され、実施され、監視される。」としている。また、農園開発における合法性の確認としては、基準 2.1 において「すべての地域、国内、及び批准された国際法と規則を遵守する。」となっている。

つぎに認証についての社会面に関する要件を述べる。住民参加や住民の権利保証を確保するための前提条件の一つに情報公開がある。RSPO では、原則 1 において透明性へのコミットメントを掲げており、基準 1.1 で「アブラヤシ生産者と搾油所は、関連するステークホルダーが意思決定に実効的に参加できるよう、RSPO の基準に関する環境的・社会的・法的問題について、適切な言語及び形式を使用して適切な情報を提供する。」と定め、情報公開とステークホルダーの参加が条件づけられている。

また、原則 6 では生産者と搾油工場により影響を受ける従業員及びコミュニティや個人に関する責任ある配慮について定めており、その基準 6.1 では「植え替えを含む、農園及び搾油所運営が社会に影響を及ぼす側面が参加型の手法で特定される。また、悪影響を緩和し、好影響を促進するような計画を策定、実施、監視し、継続的な改善が実証される。」、基準 6.2 では「生産者や搾油所、地域コミュニティ、並びにその他の影響を受ける利害関係者の

²⁷ 認証を受けたパーム油は 2009 年時点で約 8%程度割高になるとのこと。

(http://jp.mongabay.com/news/2009/2407-0708-palm_oil.html)。

また、地球・人間環境フォーラムの根津亜矢子氏の資料によると、「日本企業にとって RSPO 認証パーム油の調達を阻害する要因は？」という質問に対して、「価格の高さ」「供給量の問題」より「RSPO 認証の社会的認知の低さ」が高かったとのこと (<http://ameblo.jp/plain-staff/entry-11357761741.html>)。

間の情報交換や協議のためのオープンで透明性のある方法が存在する。」としている。また基準 6.10 では「生産者と搾油所は、小規模農園やその他の地元企業に、公平かつ透明性を持って対応する。」と定めて、ステークホルダーへの配慮を義務付けている。

農園開発において問題が生じやすい土地利用権に関しては、基準 2.2 において「土地利用権は証明される必要があり、証明可能な法的・慣習的な権利及び使用权を有している地域住民から法的に異議を申し立てられていてはならない。」基準 2.3 において「事前に十分な情報を与えられた上での自由意志に基づく合意（FPIC）がない限り、アブラヤシのための土地利用によって他の土地利用者の法的、慣習的権利及び使用权が損ねられるようなことがあってはならない。」と規定している。また新規プランテーションの責任ある開発について定めた原則 7 の基準 7.5 においても、「法的、慣習的な権利、又は使用权が存在することが実証されている場合、地域の人々の土地における新たな作付は、事前に十分な情報を与えられた上での自由意志に基づく合意(FPIC)なしで行われ不得。これについては、該当のステークホルダー、及びその他のステークホルダーが自らを代理する組織を通じて意見を表明することができる、文書化されたシステムを通じて処理される。」と定められ、土地に関わる地域社会との 協議と同意は必須とされている。

また、ステークホルダーからの問題提起が行われた際の対応として、基準 6.3 では「影響を受けるすべての当事者によって導入、承認された、相互に合意・文書化された苦情処理システムが存在する。」とされている。また基準 6.11 において「生産者と搾油所は、可能な限り、地域の持続可能な発展に貢献する。」として地域の生計向上等にも取り組むことを推奨している。

参考資料：持続可能なパーム油生産のための原則と基準 2013 (仮訳)

原則 1：透明性へのコミットメント

基準 1.1

アブラヤシ生産者と搾油所は、関連するステークホルダーが意思決定に実効的に参加できるよう、RSPO の基準に関する環境的・社会的・法的問題について、適切な言語及び形式を使用して適切な情報を提供する。

基準 1.2

管理文書は、業務上の機密である場合、若しくは情報の開示が環境面又は社会面で悪影響を引き起こす可能性がある場合を除き、一般に公開される。

基準 1.3

生産者と搾油所は、すべての事業運営と取引において、倫理的な行動を約束する。

原則 2：適用法令と規則の遵守

基準 2.1

すべての地域，国内，及び批准された国際法と規則を遵守する。

基準 2.2

土地利用権は証明される必要があり，証明可能な法的・慣習的な権利及び使用権を有している地域住民から法的に異議を申し立てられていてはならない。

基準 2.3

事前に十分な情報を与えられた上での自由意志に基づく合意（FPIC）がない限り，アブラヤシのための土地利用によって他の土地利用者の法的，慣習的な権利及び使用権が損ねられるようなことがあってはならない。

原則 3：長期的な経済的・財政的実行可能性へのコミットメント

基準 3.1

長期的な経済的・財政的実行可能性の達成を目指した経営計画が実施される。

原則 4：生産者と搾油所による最善手法(ベスト・プラクティス)の活用

基準 4.1

施業手順は適切に文書化され，常に実施，監視される。

基準 4.2

施業により，土壌の肥沃度が最適かつ継続的な収量を確保するレベルに維持されるか，若しくは，可能であれば向上される。

基準 4.3

施業により，土壌の侵食や劣化が緩和・抑制される。

基準 4.4

施業により，地表水や地下水の質及び入手可能性が維持される。

基準 4.5

害虫や病気，雑草や侵入外来種については，適切な統合的害虫管理(IPM, Integrated Pest Management)の技術を適用し実効的に対処する。

基準 4.6

農薬は，健康又は環境を危険にさらさない方法で使用される。

基準 4.7

業務上の健康と安全に関する計画が文書化され，実効的に伝達，実施される。

基準 4.8

すべてのスタッフ，労働者，小規模農家，請負業者は適切に教育される。

原則 5：環境に関する責任と自然資源及び生物多様性の保全

基準 5.1

植え替えを含む、農園及び搾油所運営が環境に影響を及ぼす側面が特定される。また悪影響を緩和し、好影響を促進するような計画を作成、実施、監視し、継続的な改善が実証される。

基準 5.2

農園内、又は農園及び工場の経営によって影響を受ける地域内に、希少種、絶滅危惧種又はその他の保護価値が高い生物種の生息環境があれば、その状況を特定しなければならない。また、これらの維持や増加を最大限に確保できるように施業を管理する。

基準 5.3

廃棄物は削減、リサイクル、再利用され、環境的・社会的に責任ある方法で廃棄するものとする。

基準 5.4

化石燃料の利用効率及び再生可能エネルギーの利用効率が最適化される。

基準 5.5

ASEAN のガイドライン、又はその他の地域での最善手法で特定されている固有の状況を除き、土地整備や植替えのための火気の使用は避ける。

基準 5.6

GHG などの汚染及び排出を削減する計画が策定され、実施され、監視される。

原則 6：生産者や搾油所によって影響を受ける従業員、個人及びコミュニティに関する責任ある配慮

基準 6.1

植え替えを含む、農園及び搾油所運営が社会に影響を及ぼす側面が参加型の手法で特定される。また、悪影響を緩和し、好影響を促進するような計画を策定、実施、監視し、継続的な改善が実証される。

基準 6.2

生産者や搾油所、地域コミュニティ、並びにその他の影響を受ける利害関係者の間の情報交換や協議のためのオープンで透明性のある方法が存在する。

基準 6.3

影響を受けるすべての当事者によって導入、承認された、相互に合意・文書化された苦情処理システムが存在する。

基準 6.4

法的又は慣習的権利及び使用権の損失に対する補償金の交渉は、先住民や地域コミュニティ、その他のステークホルダーが自らを代理する組織を通じて意見を表明できるような、文書化された手続きを通じて行われる。

基準 6.5

従業員及び契約労働者に対する賃金や条件は、常に少なくとも法律上又は業界の最低基準を満たし、適正な生活資金を得るために十分なものとする。

基準 6.6

雇用主は、すべての労働者が独自の選択によって労働組合を組織し加入する権利、及び団体交渉を行う権利を尊重する。結社の自由、及び団体交渉の自由に関する権利が法の下で制限されている場合、雇用主はこれらすべての従業員の自立的で自由な結社、交渉の権利を確保する同等の方法を推進する。

基準 6.7

児童の雇用、搾取が行われない。

基準 6.8

人種、階級、国籍、宗教、障がい、性別、性的指向、労働組合への加盟、政治的所属、及び年齢に基づく差別は、いかなるものであっても禁じられる。

基準 6.9

職場におけるハラスメント又は嫌がらせがあってはならない。また、生殖の権利は保護される。

基準 6.10

生産者と搾油所は、小規模農園やその他の地元企業に、公平かつ透明性を持って対応する。

基準 6.11

生産者と搾油所は、可能な限り、地域の持続可能な発展に貢献する。

基準 6.12

強制労働、人身売買による労働者は、いかなる形態であっても許可されない。

基準 6.13

生産者及び搾油所は、人権を尊重する。

原則 7：新規農地の責任ある開発

基準 7.1

新たな農園や施業が開発される前、又は現行の施業が拡大される前に、総合的で中立的な参加型の社会・環境影響評価が実施され、その結果が計画や経営、施業に組み込まれる。

基準 7.2

新しく農園開発する際の敷地計画策定には、土壌調査や地形情報が利用されるものとし、その結果が計画及び施業に組み込まれる。

基準 7.3

2005 年 11 月以降、新たな農園開発は、原生林若しくは、維持又は拡大が要求されているような保護価値の高い(HCV)土地を 1 箇所以上含む地域で行ってはならない。

基準 7.4

急勾配の地形や泥炭地などの生産性が低く脆弱な土壌での広範囲な作付は避ける。

基準 7.5

法的、慣習的な権利、又は使用権が存在することが実証されている場合、地域の人々の土地における新たな作付は、事前に十分な情報を与えられた上での自由意志に基づく合意(FPIC)なしで行われたい。これについては、該当のステークホルダー、及びその他のステークホルダーが自らを代理する組織を通じて意見を表明することができる、文書化されたシステムを通じて処理される。

基準 7.6

地域住民が法的、慣習的な権利、及び使用権を有していることが実証される場合、事前に十分な情報を与えられた上での自由意志に基づく合意(FPIC)及び交渉による合意があるという前提条件のもとに、土地取得や権利放棄に対する補償が地域住民に支払われる。

基準 7.7

ASEAN のガイドライン、又はその他の地域での最善手法で特定されている固有の状況を除き、新規農園の整備に火を使用してはならない。

基準 7.8

新たな農園開発は、温室効果ガスの総排出量を最小限度に留めるように計画されるものとする。

原則 8：主要な活動分野における継続的な改善へのコミットメント

基準 8.1

生産者と搾油所は、定期的に自らの活動を監視し、見直し、主要な施業において継続的な改善が実証できるような行動計画を策定・実施する。

出典は www.wwf.or.jp/activities/rspo/rspo_pc20141021.pdf

なお、原則と基準についての詳細な説明は上記サイトに記述されている。また、原文は以下のサイトを参照のこと。

<http://www.rspo.org/resources/key-documents/certification/rspo-principles-and-criteria#>

おわりに

世界の植物油脂の生産では大豆油が世界一であったが、2006 年以降はパーム油がとってかわった。また、貿易量についてもパーム油は大豆油を凌ぎ、世界一である。パーム油の急増の背景にはインドネシアのパーム油生産の増加がある。パーム油が大豆油にとって代わった最大の理由はその面積当たりの生産性の高さと低賃金労働による生産費の安さにある。パーム油生産と貿易ともに、過去においてはマレーシアが世界一であったが、90 年代にインドネシアが急速に生産と貿易量を拡大した。生産については、2006 年にインドネシアがマレーシアにキャッチアップし、2009 年以降は完全に抜き去っている。輸出量についても 2007 年にインドネシアはマレーシアを追い越した。このようなインドネシアのパーム油急増の背景には、マレーシアと比べて土地が格段に豊かなことがある。またインドネシア政府が政策的に進めてきた中核農園システムも影響している。インドネシアのパーム油に関しては、低付加価値のまま輸出されていることが問題であると頼（2012）により指摘されていたが、インドネシアはパーム油の精製度を上げる政策を実施し、2009 年以降輸出総量に対する精製パーム油の比率は上昇しており、2013 年においては輸出量の 70%近くが精製パームとなっている。またパーム原油の精製のみでなく、インドネシアは国内でパーム油の加工度を上げて輸出する戦略をとっていることを確認した。最後に、インドネシアのパーム油生産は常に熱帯雨林の減少と関連づけて先進国の環境保護団体から批判的に見られているので、パーム油生産の引き起こす環境問題の現状とインドネシアの対応について概観した。

[引用文献]

- アジアバイオマスオフィス「インドネシアはパーム油生産国世界一」
(http://www.asiabiomass.jp/topics/1006_04.html)
- 足立直樹「アブラヤシのプランテーションを持続可能にするために」株式会社 レスポンスアビリティ。
(http://www.jiid.or.jp/files/04public/02ardec/ardec37/key_note6.htm)
- アダム・ハリソン（2013）「持続可能なパームオイル輸出：RSPO，世界的な流れとその将来」
(<http://www.wwf.or.jp/activities/files/20130903a.pdf>)
- 宇田 真（2012）「インドネシア経済を支えるパームオイルの光と陰 日本も大消費国だが，環境破壊に使用制限も」JPPRESS 2012.10.18。
(<http://jbpress.ismedia.jp/articles/-/36304>)
- HSBC 投信株式会社「鉱物原石の輸出禁止について」臨時レポート 2014 年 1 月 21 日。
<https://www.assetmanagement.hsbc.com/jp/attachmen>
- FOE Japan「パーム油と森林」
(<http://www.foejapan.org/forest/palm/>)
- 環境省「世界の森林と保全方法」
(<http://www.env.go.jp/nature/shinrin/fpp/worldforest/index4-2.html>)
- 環境省「RSPO:持続可能なパーム油のための円卓会議」
(<http://www.env.go.jp/nature/shinrin/fpp/certification/index3-2.html>)
- 財団法人 地球・人間環境フォーラム「パーム油と生産時の環境社会影響」
(<http://www.npobin.net/briefingnote.pdf>)
- Sankei Biz「インドネシア，パーム油加工産業が拡大 生産能力増強を後押し」（2014.9.25）
(<http://www.sankeibiz.jp/macro/news/140925/mcb1409250500006-n1.htm>)
- 森林総合研究所（2012）「REDD プラスへの取組動向」
(http://www.ffi.affrc.go.jp/redd-rc/ja/redd/_trends/02_country_report_indonesia.pdf)
- WWF ジャパン「持続可能なパーム油生産のための原則と基準 2013」（仮訳）
(www.wwf.or.jp/activities/rsपो/rsपो_pc20141021.pdf)
- 杉野智英（2014）「オイルパームは悪者か？ーインドネシアの生産現場からー」
- 公益社団法人 大日本農会会誌「農業」平成 26 年 2 月号。
(<http://jircas-d.job.affrc.go.jp/Ver-1/wp-content/blogs.dir/1/files/2014/02/fanglei/agriculture-Indonesia.pdf>)
- 高田理吉（2008）「マレーシア・パーム油産業の発展と現代的課題」『季刊 国際貿易と投資』No.74。
- 東洋経済 ONLINE（2014.11.07）「ネスレが 30 万のクレームを収束できた理由」
(<http://toyokeizai.net/articles/-/51060?page=2>)
- 日本植物油協会「世界に広がるパーム油」(<http://www.oil.or.jp/info/64/index.html>)

ノーマン・ジワン「パーム油プランテーションによる環境影響」

(<http://www.oecc.or.jp/old/kaiho/no55/55p12.pdf>)

林田秀樹(2009)「インドネシアにおけるパーム油生産急増の副産物と代償」和光大学総合文化研究所年報。

Bloomberg(2014.01.14)「インドネシア鉱石輸出規制，精錬・加工を促進－未加工を禁輸」。

(<http://www.bloomberg.co.jp/news/123-MZCITC6VDKHT01.html>)

松良俊明(2011)「熱帯雨林の消失とアブラヤシ・プランテーション－マレーシアでの経験から－」京都教育大学環境教育研究年報，第19号，pp.57-69。

三菱商事株式会社「パーム油需給見通し」

(http://www.maff.go.jp/j/study/daizu_yuryo/02/pdf/data3-7.pdf)

mongabay.com(2009.7.24)「環境にやさしいパームオイル支援失敗がさらに環境指標にも悪影響をもたらす可能性」

(http://jp.mongabay.com/news/2009/2407-0708-palm_oil.html)

頼俊輔(2012)「インドネシアにおけるアグリビジネス改革－輸出指向農業開発と農民」日本経済評論社。

頼俊輔(2014)「インドネシアにおけるアグリビジネス改革－パーム油バリューチェーンの分析から」

(http://www.jsie.jp/Annual_Conferences/72th_Yokohoma_n_Univ/pdf/6_3%20fp.pdf)

BPS(インドネシア中央統計局)“Statistical Year Book of Indonesia”.

FAOSTAT, (<http://faostat.fao.org/>).

Global Trade Atlas, (<http://www.gtis.com/GTA/>).

Kementerian Pertanian Indonesia(インドネシア農業省)

(<http://aplikasi.pertanian.go.id/bdsp/newkom.asp>).

Ministry of Agriculture(2009).“Strategic Plan Design Ministry of Agriculture Year 2010-2014”

OECD(2012)”Review of Agricultural Policies Indonesia”.

RSPO(持続可能なパーム油のための円卓会議)

(<http://www.rspo.org/resources/key-documents/certification/rspo-principles-and-criteria#>)

World Bank, (<http://data.worldbank.org/>).

2015（平成 27）年 3 月 31 日 印刷・発行

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料 第 7 号

平成 26 年度カントリーレポート インド，アルゼンチン，

ベトナム，インドネシア

編集発行 農林水産省 農林水産政策研究所

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-1-1

電話 (03)6737-9000

FAX (03)6737-9600
